

II-2Y41

平家物語

長門本

913.45 # K

# 平家物語

長門本

## 例言

一平家物語(長門本)の原本は、もとの長門阿彌陀寺、即ち、今の長門國下關市阿彌陀寺町赤間宮に所藏し、凡て、二十卷あり。之を轉寫し流布せるもの頗る多く、題名もまた「長門平家物語」、「平家物語」長門本、若くは「長門本平家物語」の數様あり。底本の前書には、長門平家物語は、長州阿彌陀寺の靈寶にして、秘本なり。その内に、主馬判官盛國三男八郎左衛門盛久と云ふ者あり。新古事談に書す。

信濃前司行長之作也。

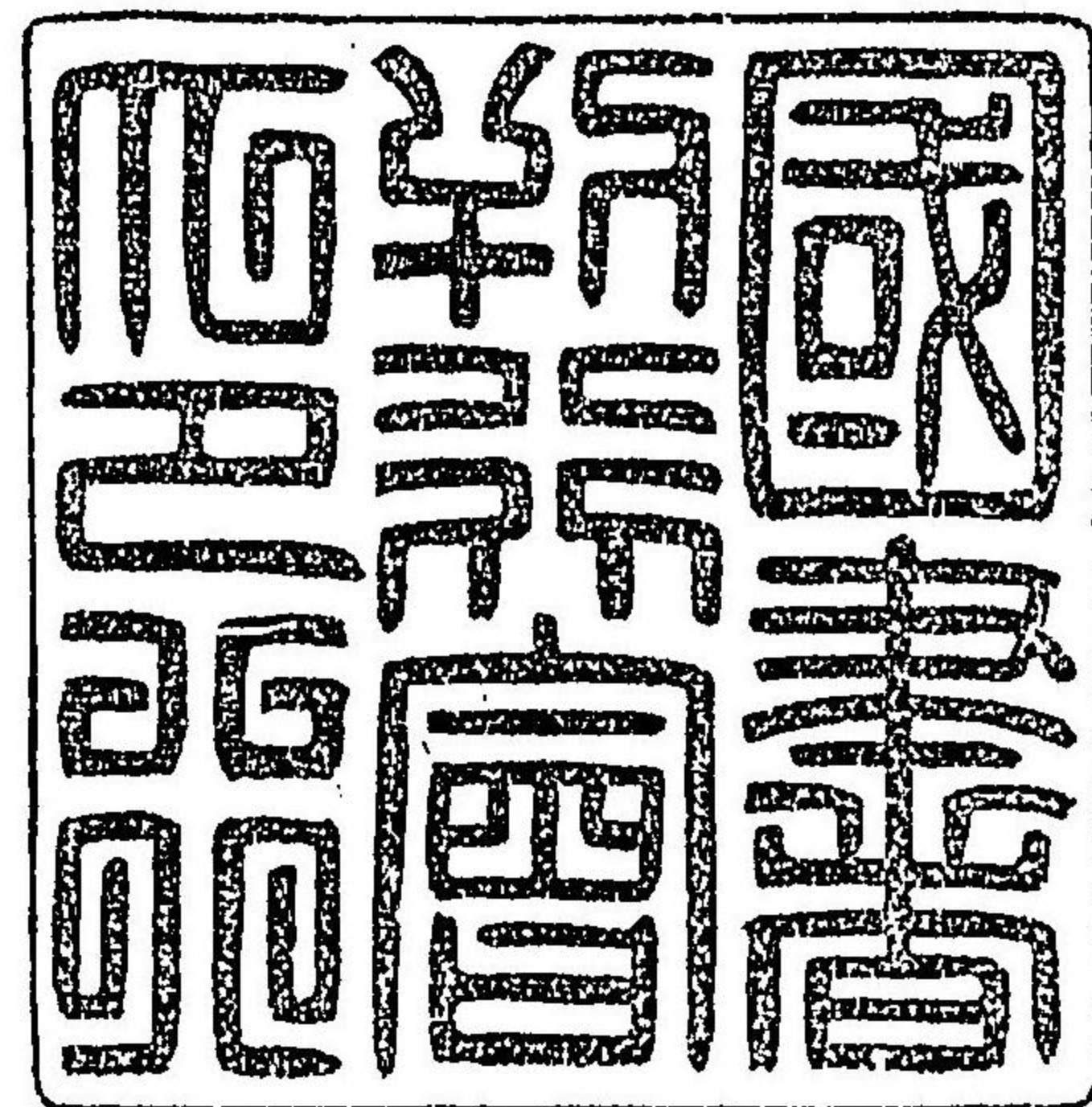
とあり。

一底本としては、本會所藏本を用ひ、黒川氏所藏本及び、早稻田大學

例言



913.45  
# K



213509

所藏本によりて校訂し、なほ疑はしきは、原本、畠山健氏所藏本、故川田剛氏所藏本等につきて校訂せり。

一本書往々解し難き文字あり、末々の寫本に於ては、全く改竄せられて、讀み易しと雖も、今多くはとらず、成るべく原書に近き文字に従へり。但し異本の取るべきものは、皆傍に之を注し、假字の讀み難きものには、試に眞字を添へたり。

一底本句讀、又は反點なしと雖も、今讀者の便を計り、黒川氏本を參考して、一々これを施し、且つ漢文には、訓點を附したり。

一原本目錄の缺けたる所數卷あり。今、索引に便ならしめんが爲め、源平盛衰記を參照して、之を補ひたり。

一本書作者の説に就ては、未だ決する所あらず。今參考の爲めに、本會評議員關根正直氏に請うて、之に關する説を次に掲ぐることにせり。

### 平家物語選錄の時代並に作者の辯

平家物語の作者を尋ぬる前に、此の書の成れる時代の論を、聞くべき要あり、茶山菅氏の『筆のすさみ』に云はく、

備中、國長尾村小野直吉よく書を讀む、其の子本太も亦其の意をつぐ、其の説に平家物語は作者さだかならず、時代は鎌倉將軍藤氏の中に作れるなるべし、源中納言の青侍の夢に、平家の方人し給へる嚴島明神を追ひ立て、八幡大菩薩の、日比平家へ預け置き給へる節刀を、賴朝に賜はむと仰せければ、其の後は吾が孫にたび候へと、春日明神の仰せられしなどにも知るべし、藤原賴經、關東下向なき前には、いかでか斯様の事、書きも思ひもせん、もし親王將軍の時ならば、天照大神また取りかへし給ふなどあるべし、

といへり、此の青侍の夢といふは、平家卷五、物怪の事とある條中の物語をさすにて、其の文は、

源中納言雅賴卿の許に、召し仕はれたる青侍が見たりける夢も、恐ろしかりけり、譬へば大内の神祇官と思しき所に東帶正しき上臈の、あまた寄り合ひ給ひて、議定のやうなる事のありしに、末座なる上臈の、平家の方人し給ふと覺しきを、其の中より追ひ立てらる、遙の上座に、氣高げなる御宿老のまし／＼けるが、此の日ごろ平家の預り奉る節刀をば、召し返して、伊豆國の流人前右兵衛佐賴朝に賜はする也、と仰せければ、其の傍に、猶御宿老のましましけるが、其の後は吾が孫にもたび候へ、とぞ仰せける、青侍の夢の中に、ある老翁に、次第に之を問ひ奉る、末座なる上臈の、平家の方人したまふとおぼしきは、嚴島大明神、節

刀を頼朝に賜ふと仰せらるゝは、八幡大菩薩、其の後は我が孫にも賜へ、と仰せけるは、春日大明神、かう申す翁は、武内、明神と答へ給ふ、といふ夢を見……

とあるをいふなり、按ずるに、此の夢物語他書にも見えたり、や、後のものながら、保曆間記に、「其の比源中納言雅頼卿の内侍士、不思議の夢を見る事侍り、(以下文意前掲平家のに類似なれば略す)右の夢覺にけり、此の事高野宰相入道成親聞きて、被<sub>レ</sub>申けるは、我が孫と春日大明神の仰せられければ、藤氏の末に、將軍御座すべきやらむ、云々」また増鏡新島守の段にも、藤頼經鎌倉下向の事をかきて、「二の人の御子將軍に成り給へるは、是れぞ始めなるべき、彼の平家の亡ぶべき世の末に、人の夢に、頼朝の後は、其の御太刀預るべしと、春日大明神仰せられるは、此の若君の御事にこそありけめ、」とかけり、この二書のかきぶりに由れば、夢物語は、あながち平家の記者の作り物語を取りたりとも定め難し、恐らくは、何人かいひ出で、普く世上に傳はりし事にぞありけむ、そはとにかくに、此の夢物語に基きて、「筆のすさみ」は、本書の成りしを、藤原將軍の時(後堀河天皇の御世)と定めしなり、

次に此の物語の作者といはるゝ者は、數人ありて一定せず、其の中にて、徒然草の傳ふる所ぞ最古き、其の文に、

後鳥羽院の御時、信濃、前司行長稽古のはまれありけるが、樂府の御論議の番にめされて、七徳の舞を、二つ忘れたりければ、五徳の冠者と異名につきけるを、心うき事にして、學問をすて、遁世したりけるを、慈鎮和尚一藝ある者をば、下部までも召しおきて、不便にせさせ給ひければ、此の信濃入道をも扶持し給ひけり、此の入道、平家物語を作りて、生佛といひける盲目に致へて語らせけり、さて山門の事を、殊にゆゝ

しくかけり、九郎判官の事は、委しく知りて書きのせたり、蒲冠者の事は、能く知らざりけるにや、多くの事どもを洩らせり、武士の事弓馬のわざは、生佛東國の者にて、武士に問ひ聞きて書かせけり、

とある是れなり、然るを梧樓那珂氏は、「筆のすさみに基きて、此の説を駁して云ふ、慈鎮和尚は後堀河院の嘉祿元年九月廿五日を以て、七十一歳にして入滅すと座主記に見えたれば、此の書平家の成りし事は、和尚入滅三十四年前にありしに似たり、然れども、此の書に據りて之を思ふに、源中納言の青侍の夢に云々とあり、是れ其の家の、常に尊崇する所の神をあけて、以て藤原頼經父子の、源氏に繼ぎて將軍に任せられし事を、説くに過ぎざるのみ、頼經の將軍に任せられしは、慈鎮和尚入滅の前年であれば、徒然草の後鳥羽院の朝に、行長の作りし所なりといへるもの、未だ信すべからず、且夫れ此の書の作者は、諸書の載する所各、同じからず、臥雲日件録には爲長卿の作る所とし、公卿補任には葉室大納言時長、平家物語作者の隨一なりといへり、(尊卑文脈の文なり公卿補任といへるは羅山子の誤を踏襲せし也)但し此の三人、皆長を以て名とすれば、其の訛傳に出づるも、亦未だ知るべからずと雖も、醍醐雜抄には、時長の外、更に吉田資經、源光行等の事を載す、即ち或平家雙紙奥書に云、當時命世、盲法師丁義坊實名の説に、平家物語は、中山中納言顯時子息左衛門、佐成隆其子民部權少輔時長作之、又將門保元平治已上四部同人作、云々、此、時長、前作、平家二十四卷之本、籠伊勢大神宮記、是佐渡院之御時也、後嵯峨院御在位之時、吉大貳入道資經作之平家物語、民部少輔時長書之、合戦之事依<sub>レ</sub>無才覺、源光行誦之、十二卷、平家、資經卿書之と云ひ、又陰德太平記には、著者勝一といふ者の語を擧げて、行長の書を北國平家と稱す、又葉室時長の作りし書あり、今翫ふ所は、櫻町中納言の子願教法印の作りし所なり、其の他なほ作者六人ありと聞けり、後、性佛檢校、節博士をつけて、如性城一に

傳ふ、其の弟子城賢恕一、其の弟子明石覺一は、太平記に所謂鶴を語りて、高師直に聞かせたる無雙の上手ゆゑ、禁中より賜はりし平家あり、今傳ふる所の者即ち是れなり、と云ひしと見えたり、願教法印は、予未だ其の何人たることを詳にせず、時長の父成隆の姉は安徳天皇の乳母、典侍、局にして、其の繼母は即ち平相國の姉妹なれば、之を平家の作者といふも、亦由る所なきに非ず、但し佐渡院の時、頼經未だ將軍に任せられざれば、此の説も亦疑ふべし、源、光行は、承久の役に官軍に従ひしを以て、相模、國金澤、驛に誅せられんとせし時、其の子民部大輔親行の請に由り、死を免れたりと東鑑に見え、吉田資經は、系圖に據るに、後嵯峨院即位の寛元元年に六十二歳なり、其の翌年、頼經廢せられて、子頼嗣將軍たれば、此れらの人々、當時相共に此の書を作りしと云ふ者、或は是なるに庶からむといへり、

かゝれば、平家の作者といはるゝ者、徒然草の行長を始として六人なり、又別に臥雲日件録に、薰一と云ふ者の物語として、平大納言時忠録ニ文事ニ惡七兵衛景清録ニ武事ニ其後三位爲長摺撫集之玄惠法印剪裁爲一書の文あれど、餘りに孟浪の説、むしろ滑稽にて辯するに足らず、猶那珂氏の擧げられたる外に、一人あり、そは天地根元歴代圖順徳天皇の下に、少納言入道信西、子息憲耀法師、保元以來源平兩家之合戦之有様ヲ書ニ綴十二卷ノ書籍、當帝此事ヲ聞召シ、是ヲ召出シ被成天下之翫物云々、于今盲目ノ爲ニ作業、加ニ聲之曲節ノ謠ノ之、名ニ平家也、と注せり、乃ち以上の作者を夢物語の前後に配すれば、左表の如し、

信濃入道行長後鳥羽院御時ト徒然草ニ見ユ

前 葉室時長或平家奥書ニ作廿四卷之本 佐渡院之御時也ト醜聞雜抄ニアリ或云盛衰記ノ作者カ

憲耀法師順徳院ノ條ニ書籍十二卷書籍一名平家ト天地根元歴代圖ニ載ス

夢物語（順徳帝承久二年頼經將軍トナル翌年後堀河院御即位也）

願教法印 除徳太平記櫻町中納言トアリ櫻町中納言ハ成範ナルヘシ此人文治三年五十三才ニテ薨ト尊卑分脈ニアレバ當時願教廿五才トシテ頼經將軍ノ時六十才程也

菅原爲長 臥雲日件録最一語云作十二卷平家尊卑分脈云寛元四年癸酉年八十九

後 吉入道資經醜聞雜抄後嵯峨院時トアリ

源 光 行同書合戦之事依無才免光行ニ詠之トアリ

葉室時長 同書入道資經作之平家民部少輔時長書之トアリ

『筆のすさみ』並びに那珂氏の説により、夢物語を基礎として、作者の時代を考ふれば、右表の如く、願教以下の五人こそ適當すれ、行長憲耀等は時代早きに過ぎたり、然れども、徒然草は他の書に比して最も古く、而も行長通世の動機より、生佛東國の者にて、弓馬の事ども、武士に問ひき、て書かせたる事情等、詳悉すれば、さすが一概に斥け難くや、今之を助けて言はむに、徒然草に後鳥羽院の御時とあるは、必ず御在位の間とは限らじ、當時のならひ、遜位後も院政なりしかば、唯大やうに、承久播遷の前を指したるも計られず、正しく之を御在位の間と見むにも、此の時は行長通世を思ひ立ちし程にて、而も五徳冠者といはれたる、冠者は青年の謂なれば、此の後、後堀河院まで、僅に廿年ばかりの間、論なく永らへ居て、平家を書きつとも、いはしいはるゝ理なきにあらず、縦しこれは強辯なりとすとも、又別に一説あり、

抑この物語は、一時に完成したるものならず、羅山林氏の『野槌』に、凡そ此の物語に數本あり、長門赤間關阿彌陀寺にて見たりしは、十六卷あり、又和州より來たる本を、京なる人のもとにて見たりしは、廿餘卷ありき、又琵琶法師の語るにも、往々にして不同あり、といひ、水戸藩の参考源平盛衰記を見るにも、長門本、南都

本を始め、鎌倉本、八坂本、佐野本、伊藤本、如白本等、數種ありて、編次より辭句の詳略すら同じからざるは、筆者を異にせる事必せり、按ふに、最初の原本は、後鳥羽院の時、行長入道に發起し、順徳院の時、憲耀法師の十二卷に補綴せしまでは、専ら合戦の事のみ書き綴りたりしを、後、願教、資經、光行、時長等、いづれも作者といはるゝ人々、文辭の刪潤、事實の敷衍をもせしなるべく、其の時に、かの夢物語なども書き加へられつるなるべし、惜こそ文句に小異をも生じ、篇目の有無同じからざるも出で來て、作者も亦一人ならず、世に傳へられたるならめ、

中に就いて、菅原爲長は行長の誤りか、そは臥雲日伴録、文安五年七月十九日の條、最一檢校の語をかけるついでに、予又問座頭語平家之由、最一日、昔爲長卿者作此書十二卷、留在播州、後曰性佛者上之於音曲、而歌詠耳、云々として、己が師靈一まで、師弟相傳の事を語れるが、徒然草の所傳に同じきを、行長、爲長、同じ時代の有識なれば、ふと覺え誤りたるなるべし、然らざれば、生佛といふ著者一人にして、行長爲長二人の平家に、節博士を附くといふ事あるまじければなり、いづれ一人は訛傳ならむと思ふに徒然草は、かの時代をさる事、最も近ければ、行長の方を、正しと定むべきにこそ、

### 平家物語目録

#### 卷第一 (原本目錄無)

平家繁昌并得長壽院導師事	一
五節夜間擊附五節始事	八
忠盛卒事	一三
清盛行 <sub>三</sub> 陀天 <sub>二</sub> 清水寺詣事	一五
清盛捕 <sub>二</sub> 化鳥 <sub>一</sub> 并一族官位昇進事	一六
禿童附王莽事	一八
清盛息女事	二〇
二代后之事	二六
額打論事	三一
清水寺炎上事	三三
殿下乗合事	三六
成親謀叛事	四一
鹿谷酒宴事	四四

#### 卷第二

師高燒 <sub>三</sub> 拂温泉寺 <sub>二</sub> 事	四七
白山神輿振 <sub>三</sub> 上山 <sub>上</sub> 事	四八
牒狀等事	四九
院宣事	五二
後二條關白依 <sub>三</sub> 山王 <sub>二</sub> 薨去事	五三
高松女院御隱事	五八
建春門院御隱事	同
日吉神輿入洛間賴政問答事	五九
樋口富小路燒亡事	六九
時忠卿被 <sub>三</sub> 立 <sub>二</sub> 山勅使 <sub>一</sub> 事	六七
師高被 <sub>三</sub> 解官 <sub>二</sub> 流罪 <sub>一</sub> 事	六八
明雲僧正被 <sub>三</sub> 流罪 <sub>二</sub> 事	七一
多田藏人返忠事	八〇
西光法師被 <sub>三</sub> 召取 <sub>二</sub> 事	八二
成親卿被 <sub>三</sub> 召取 <sub>二</sub> 事	八五

#### 卷第三

成親卿北方北山御座事	九一
坂東大夫親信事	九五
丹波少將被 <sub>三</sub> 召取 <sub>二</sub> 事	同

入道相國可押寄院御所事……………一〇一  
 小松殿被諫父事……………一〇二  
 幽王被討事……………一一一  
 西光法師被刎首事……………一一三  
 成親流罪事……………同  
 柱松因緣事……………一一五  
 花秋大納言事……………一一六  
 土佛因緣事……………一一七  
 加賀守師高被討事……………一二二

**卷第四**

丹波少將被流罪事……………一二五  
 成經康賴俊寬行硫黃島事……………同  
 式部大夫章綱被召返事……………一二七  
 成親出家事……………同  
 信俊尋參事……………一二八  
 足摺明神事……………一三〇  
 霧島嶽事……………一三一  
 硫黃島眺望事……………一三四  
 熊野參詣事……………一三七

康賴二首歌事……………一四一  
 蘇武事……………一四四  
 成親死去事……………一四七  
 讚岐院御事……………一五〇  
 宇治左大臣贈官事……………一五三

**卷第五**

法皇御灌頂事……………一五六  
 建禮門院御懷妊事……………一五七  
 丹波少將殿召返事……………一五八  
 俊寬僧都被留硫黃島事……………一六一  
 成經被參詣大隅正八幡宮事……………一六四  
 神功皇后御事……………一六五  
 伯耆局事……………一六七  
 學生堂衆合戰事……………一六九  
 善光寺炎上之事……………一七二  
 中宮御產事……………一七六  
 陰陽頭泰親占事……………一七七  
 室泊遊君歌事……………一八一  
 西八條被立札事……………一八二

宋朝班花大臣事……………一八三  
 嚴島之次第事……………一八四

**卷第六** (原本目錄無)

賴家祈出皇子事……………一九〇  
 賴家爲鼠事……………一九二  
 丹波少將都還事……………同  
 成親山莊事……………一九六  
 有王渡硫黃島附有王俊寬問答事……………二〇三  
 燈臺鬼事……………二〇九  
 旋風事……………二一五  
 重盛逝去事……………同

**卷第七**

太政入道率數多勢自福原上洛事……………二二七  
 靜憲法印爲院宣御使被向入道宿所事……………同  
 按察大納言資賢被追洛中事……………二二一  
 太政大臣師長赴配所給事……………二二四  
 江大夫判官自害事……………二三〇  
 左少辨行隆事……………同

法皇鳥羽殿御幸事……………二二三  
 陰陽頭泰親占事……………二三四  
 辻風事……………二四一  
 新院嚴島御幸并還御時入道經營事……………同  
 以仁親王事……………二四六  
 源三位入道參高倉宮事……………同  
 賴朝令旨施行事……………二四九  
 宮御謀叛露顯事……………二五四

**卷第八**

高倉宮御事……………二五八  
 長兵衛尉信連事……………同  
 猿眼赤髭男事……………二五九  
 宮入御三井寺事……………二六二  
 山門南都牒狀事……………二六三  
 源三位入道馳參三井寺事……………二六六  
 競漣口三井寺參事……………同  
 山門心變事……………二六九  
 自三井寺擬押寄六波羅事……………二七三  
 孟嘗君事……………二七五

小枝蟬折御笛事……………二七八  
 宇治橋軍事……………二七九  
 足利又太郎宇治川渡事……………二八三  
 源三位入道父子自害事……………二八六  
 宮被討御事……………二八九

卷第九 (原本目錄無)

遷都事……………二九四  
 福原京事……………二九七  
 人々見名所々々月事……………三〇一  
 後德大寺實定上洛事……………同  
 待宵侍從事……………三〇二  
 源中納言侍夢事……………三〇五  
 大庭早馬事……………三〇八  
 謀叛不遂素懷事……………三〇九  
 藏人取燒事……………三一〇  
 泰始皇燕丹事……………同  
 文覺勸賴朝謀叛事……………三一五

卷第十

文覺房發心因緣事……………三二一  
 渡左衛門妻女事……………三二二  
 文覺兵衛佐殿始對面事……………三三一  
 兵衛佐殿始給院宣事……………三三五  
 伊豆國目代兼隆被討事……………三三九  
 石橋合戰事……………三四四  
 三浦人々小坪軍事……………三五二  
 同衣笠軍事……………三五八  
 兵衛佐殿落給安房圍事……………三六二

卷第十一 (原本目錄無)

千葉催促事……………三六四  
 源氏隅田河原陣取事……………三六五  
 畠山推參事……………同  
 入道申官符事……………三六七  
 貞盛將門合戰附勸賞事……………三六八  
 忠文祝神事……………三六九  
 追討使門出事……………同  
 新院殿島御幸事……………三七〇  
 入道奉勸起請事……………三七二

平家清見關下事……………三七二  
 實盛上京事……………三七四  
 義經軍陣來事……………三七五  
 平家逃上事……………三七六  
 大嘗會附新嘗會事……………三七八  
 山門都返奏狀事……………三七九  
 兩院主上還幸事……………三八一  
 源氏追討事……………三八二  
 南都合戰同燒失事……………同

卷第十二

新院崩御事……………三八八  
 小河局事……………三九五  
 木曾義仲合戰事……………四〇三  
 西國四國背事……………四〇六  
 宗盛可下向關東山事……………四〇九  
 太政入道所勞事……………同  
 同死去事……………四一〇  
 同怪異事……………四一二  
 播磨福井庄司死去事……………同

兵庫島築始事……………四一四  
 五條大納言邦綱死去事……………四二〇  
 墨俣川合戰事……………四二三  
 十郎藏人伊勢進願事……………四二六  
 治承五年七月有改元號養和元年事……………本文無

卷第十三 (原本目錄無)

橫田河原合戰事……………四三〇  
 源氏追討祈事……………四三六  
 奉幣使定隆死去事……………四三七  
 大嘗會延引事……………四三八  
 皇嘉門院崩御附覺快入滅事……………同  
 顯真一萬部法華經事……………四三九  
 宗盛補大臣并拜賀事……………四四〇  
 賴朝義仲中惡事……………四四一  
 北國下向事……………四四七  
 火打城合戰事……………四四八  
 北國所々合戰事……………四五〇  
 三箇馬場願書事……………四五一  
 平家祇波志雄二手事……………四五三



源氏軍配分事……………四五三  
 新八幡願書事……………四五五  
 砥波山合戰事……………四五六

卷第十四

志雄軍事……………四五九  
 安高湊合戰事……………四六〇  
 齋藤別當實盛討死事……………四六五  
 伊東九郎討死事……………四六七  
 西坂本赤山堂御布施引事……………四七〇  
 伊勢太神宮御事……………四七一  
 太宰大貳廣繼事……………同  
 木曾山門捧<sub>二</sub>牒狀<sub>一</sub>事……………四七二  
 平家山門牒狀遣事……………四七六  
 薩摩守親賴事……………四七八  
 佐渡左衛門尉重實事……………四七九  
 法皇鞍馬寺御幸事……………四八二  
 平家都落給事……………四八四  
 池大納言都留給事……………四八八  
 朝綱重能有重被<sub>レ</sub>免事……………四九四

高倉院王子御位仁可<sub>二</sub>付給<sub>一</sub>事……………五〇五

卷第十五

高倉院四宮御即位事……………五〇六  
 惟仁親王御即位事……………五〇七  
 惠良和尚碎<sub>レ</sub>腦事……………同  
 柿下紀僧正眞濟事……………同  
 義仲行家任官事……………五一〇  
 平家太宰府着給事……………同  
 平家宇佐宮參詣事……………同  
 平家被<sub>レ</sub>追出<sub>二</sub>太宰府<sub>一</sub>事……………五二二  
 緒方三郎伊能事……………同  
 平家山鹿城着給事……………五二七  
 柳御所着給事……………五二八  
 小松左中將清經入海事……………同  
 平家屋島着給事……………同  
 賴朝征夷將軍宣旨事……………五三一  
 貓間中納言事……………五二四  
 木曾乘<sub>レ</sub>車院參事……………五二五  
 水島合戰事……………五二六

妹尾太郎兼康合戰事……………五二七  
 室山合戰事……………五三一  
 義仲押<sub>二</sub>寄法住寺殿<sub>一</sub>事……………五三四  
 木曾遣<sub>二</sub>意狀於<sub>二</sub>山門<sub>一</sub>事……………五三六  
 賴朝遣<sub>二</sub>牒狀於<sub>二</sub>山門<sub>一</sub>事……………五四六

卷第十六

摺墨池月事……………五五一  
 高綱宇治河渡事……………五五三  
 義經自<sub>二</sub>關東<sub>一</sub>始<sub>二</sub>院參事<sub>一</sub>……………五五八  
 義仲軍後合戰事同頸渡事……………五五八  
 義經西國下向事……………五六五  
 能登守教經所々合戰事……………五六六  
 熊谷平山城戶口寄事……………五七六  
 一谷合戰事……………五七七  
 薩摩守忠度被<sub>レ</sub>討事……………五八六  
 本三位中將被<sub>二</sub>生捕<sub>一</sub>事……………五八七  
 新中納言知盛船乘給事……………五八九  
 經盛子息敦盛被<sub>レ</sub>討事……………五九〇  
 備中守師盛被<sub>レ</sub>討事……………五九四

大夫業盛被<sub>レ</sub>討事……………五九五  
 小宰相身投事……………五九六  
 平家頸獄門被<sub>レ</sub>懸事……………六〇四

卷第十七

西國被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>院宣<sub>一</sub>事……………六〇七  
 本三位中將被<sub>レ</sub>渡<sub>二</sub>大路<sub>一</sub>事……………六〇五  
 三位侍杵右馬允朝時事并内裏女房見參事……………六〇九  
 法然上人對面事……………六一二  
 自<sub>二</sub>屋島<sub>一</sub>院宣御返事被<sub>レ</sub>申事……………六一五  
 自<sub>二</sub>公家<sub>一</sub>兵衛佐許被<sub>レ</sub>仰事……………六一六  
 本三位中將關東下向事……………六一七  
 維盛高野熊野參詣同投身事……………六二四  
 池大納言關東下向事……………六四三  
 三日平氏事……………六四五  
 新帝御即位事……………六四七  
 佐々木三郎盛綱藤戶渡事……………六四九  
 賴朝條々奏聞事……………六五一

卷第十八

九郎大夫判官被渡四國事……………六五三  
 勝浦着給事……………六五六  
 金山寺講座着給事……………六五七  
 屋島合戰事……………六五八  
 奥州佐藤三郎兵衛被討事……………六六〇  
 能登守每度高名事……………六六一  
 奈須余一扇射事……………六六三  
 惡七兵衛尉水深屋甲鉢付引切事……………六六四  
 熊野別當湛増參源氏方事……………六六五  
 河野四郎通信參事……………六六六  
 田内左衛門尉被生虜事……………同  
 住吉神主長盛奏聞鎗矢事……………六六七  
 先帝二位殿入海給事……………六七二  
 大臣殿父子被生虜給事……………六七三  
 九郎大夫判官相具生虜等着明石浦給事……………六七七  
 宗盛清宗父子被渡大路事……………六八三  
 女院吉田入御事……………六八四  
 大臣殿父子關東下向事……………六九〇  
 義經起請文事……………六九六  
 彌禮尼事……………七〇一

本三位中將日野御座事……………七〇二  
 卷第十九  
 本三位中將於南都被斬事……………七〇五  
 大臣殿父子頸被渡事……………七〇七  
 大地震事……………七〇八  
 源氏六人受領事……………七一〇  
 平大納言被流罪事……………同  
 九郎判官與二位殿中違事……………七一二  
 土佐房夜討并頸被切事……………七二四  
 菊地次郎隆直被斬事……………七二七  
 義經都落事……………七二八  
 北條四郎時政上洛事……………七二九  
 六代御前事……………七三〇  
 十郎藏人行家被討事……………七三一  
 志太三郎先生義憲自害事……………七三二  
 惡七兵衛降人事……………七三五  
 薩摩中務被斬事……………同

卷第二十

主馬八郎左衛門尉盛久事……………七三六  
 法性寺一橋大夫知忠合戰事……………七三八  
 小松殿御子丹後侍從事……………七四〇  
 同土佐守宗實事……………四七一  
 惡七兵衛景清事……………七四二  
 越中次郎兵衛盛次事……………同  
 文覺上人流罪事……………七四四  
 六代御前被切事……………七四五  
 灌頂卷事 寂光院舊屋事……………同

平家物語目錄終

平家物語卷第一

祇園精舎の鐘の聲、諸行無常の響き有、沙羅雙樹の花の色、生者必衰の理をあらはす、奢れる者も久しからず、唯春の夜の夢の如し、武き者も終には亡ぬ、たとへば風の前の塵におなじ、遠く異朝をとふらへば、夏の寒泥、秦の趙高、漢の王莽、梁の周伊、唐の祿山、是らは皆賢きをば譏り、才有をば妬み、酒を以て漿を忘れ、佞なるをもて好とせり、舊主先皇の政にも従はず、奢を恣にし樂を極めて、更に民黎の愁をしらざりしかば、久しからずして亡びにしも也、たとひ人事をいつはるといふとも、天道をばはかり難きものをや、王れいかくのごとし、人臣の位に居る者いかでか不愼べき、まぢかく本朝を尋れば、神武天皇より此かた人王八十餘代、或時は君臣を誅し、或時は臣君を背くことありき、承平に將

門、天慶の純友、康和の義親、平治の信頼、奢れる心も猛き事も、とりぐにこそありけれ共、はやき瀬に有とはみゆるうたかたの、音なくきゆるが如く也、まぢかくは太政大臣平の清盛入道と申ける人の有様を、傳へ承るこそ心も詞も及ばれぬ、彼先祖を尋れば、桓武天皇第五の王子一品式部卿葛原親王の九代の後胤、讃岐守正盛が孫刑部卿忠盛の朝臣の嫡男也、彼親王の御子高見王、無官無位にして失せ給ひぬ、其御子高望王の時、寛平二年五月十二日に始て平朝臣の姓を給はりて、上總介に成給ひてより此かた、忽に王氏を出て、則人臣に列なる、其子鎮守府の將軍義茂、後には常陸の大掾國香と改む、國香より貞盛陸奥守、惟ひら伊豫守、正のり越前守、正衡出羽守、正盛讃岐守に至る迄、六代は諸國の受領たりといへども、いまだ殿上の仙籍をばゆるされず、忠盛の朝臣備前守たりし時、鳥羽院の御願、得長壽院を造進して、三十三間の御堂をたて、一千一體の御佛をす

へ奉り、天承元年辛亥十一月十六日、公卿六人、職事、辨官惣じて六十四人、清暑堂の大床にして供養の日時を評定ありて、同廿一日午の時と定めらる、すでに可被遂にて有けるに、其時刻に及びて、大風電雨夥しかりければ、其日は延引す、同廿五日に官の應にて猶せんぎ有、廿九日天老日なりければ、遂らるべきにて有けるに、氷の雨夥しく降下る、然る間、牛馬車人打そんせられて出行に及ばず、仍て其日も延引せり、禪定法皇なげき思召れて、供養三ヶ度延引の後重ねて僉議あり、同じき次の年三月十三日、（禪宿相應の良辰なりとて、其日供養と定められぬ、禪定法皇寂覽をふるに、外廊内院一つとして寂慮に應せずといふ事なし、鐘樓、塔婆に至るまで、珠玉をかざり金銀をちりばめたれば、佛像端嚴にしてがらん美麗なり、きんこくのこする、しやうるんちの景氣、石の立様、言語道斷也、供養の時刻に至りぬれば、樂人亂聲をそうし、衆僧伽陀を唄す、誠に諸天もこ

の所に影向し、龍神も忽ちに來臨し給ふらんと覺へたり、鍛冶番匠そま山の工、惣じて結縁經營の人夫にいたるまで、ほどく／＼に隨て、勲賞を蒙ること眞實の御菩提なりとおぼえたり、さて供養の師事は、天台座主大僧正忠尋と御評定ありしかども、堅くじたい申させたまひて参り給はず、さらばとて興福寺の別當僧正を召れるに、是も再三辭し申されて参り給はず、扱は誰にてか有べきと仰有けり、其時諸寺、諸山より、名僧別當、我も／＼と望申さる、貴僧高僧、十三人を有ける、其十三人と申は淨土寺の僧正實印、同別當覺惠僧都、興福寺の大進法橋實信、同寺大納言法印經雲、御室の御弟子祐範上人、園城寺の權大僧都良圓、同寺智覺僧都、東大寺大納言法印隆範、花山院僧正覺雲、裝尾法眼蓮生、徳大寺兵部卿僧都祐全、宇治僧正觀信、櫻井宮上人圓妙、以上十三人なり、此智徳たちは、或は法皇の御外戚、或は法皇の御師範、或は御祈禱僧、其名徳皆以て公請を勤らる

る人々也、誠に種姓尊貴にして智慧分明也、淨行持律にして、説法宮樓那のあとをつたへ給へり、我こそ天下第一の名僧よ、我こそ日本無雙の正道よと、おの／＼驕慢を起して望申させ給ふもことわり也、實にも天台座主の外は、此人々こそ器量よと、法皇も御誕有、されば思召煩ひてぞ渡らせ給ひける、毎日公卿僉議有けれ共未定らず、されば法皇いかゞすべき、一人を導師に用ひば、残る十二人の恨を遺すべし、朕は人の恨を思んところ思召に、御堂供養の時、十二人愁をおはん事社淺ましけれと仰下され、公卿僉議して一同に申されけるは、彼十三人の僧達に、而面に鬨をとらせられ候へかし、鬨を取常らんは悦也、取常らざらんは力なき事にこそ候はんすれ、其恨候まじと申さる、鬨は如何様にか有べき、一を導師と被遊て、十二人をば白紙にて候べしと申さる、法皇仰有けるは、朕が現當二世の大事、只此事にあり、白紙と導師と十三の鬨を取らすならば、一定獨りは

取常らんすらん、但十三ながら佛意に叶はぬ僧にてもや有ん、されば若誠に導師たるべき人、此十三人の外にや猶ましますらん、冥の照覽も知がたし、されば今一の鬨をくはへて十四になすべし、十三の白紙と一の鬨と、都合十四の鬨を取らすべしと仰下されき、かねて此禪侶達を皆得長壽院に召れたり、ゆゑしき見物にてぞ侍りける、御誕に任せて十四の鬨を出されたり、十三人の僧徒面々に取給ふに皆白紙也、御導師に可成鬨一は残たり、冥の照覽誠に様有べしと被仰けり、十三人の智徳達各寶の山に入て、手を空しくしてぞ歸りける、法皇此僧共は佛意に叶はざりけり、されば導師は外に在と知し召して、此人々の外誰にて可有とも覺えず、只願くは必ずしも智者に非ずとも、能説に非ずとも、種姓下劣也とも、心に慈悲有て、身に行徳いみじくて、天下第一に貧ならん僧を、導師に用ひばやと思召はいかにと仰下されければ、公卿たち、いかなる人の参んすらんとあやしみを

成し給ふ、或時法皇、得長壽院に御幸なりたり、八十有餘計なる老僧の、頭には雪をいたゝきたる白髮生ひ、額には四海の波をたゝみ、腰ふたへにして杖にすがり、簑笠着たるが平あしだはきて惣門より來臨す、怪しと御覽する所に、御前の階に參り、簑笠ぬきおきて、藤の衣の淺ましげなるを着て、古きけさのさん／＼なるを懸たり、公卿殿上人舉ていかなる事候や、かゝる御座鋪に參りよるべきものにてもなし、狼藉も罷出よと追はる、此僧少しも驚きたるけしきもなくて、法皇の御前に參りて申けるは、誠にて候やらん、此御堂供養の御導師には、無智下賤なりとも心に慈悲有て、行徳有ん貧僧を召るべしと承及候、此小僧慈悲行徳はかけて候へども、貧者ばかりは日本第一にて候、眞實の御定にて候はゞ、參るべくや候はんと奏す、其時公卿殿上人さこそ仰せ有んからに、和僧程のものばいかでか御導師に召るべき、見ぐるし、とく／＼罷出よと仰有、法皇不思議なりと思召なが

ら、和僧はいづくに有ぞと御尋めれば、僧申けるは、當時東坂本の地主權現の大床の下に、時々には草むしりて候と申、扱はまめやかか無縁貧道の僧にこそあんなれとて、御導師に定らるゝ處也、來十三日午の時以前に、此御堂に參るべしと御定の間、僧泪をばらはらとこぼして、手を合て法皇を拜み參らせ、簑笠を取て打きてまかでにけり、其時法皇御つぼの召次を召て、あの僧の居所を見て參れ、いか成有様したるぞ、能々見て參れとてつかはさせおはします、御使見えがくれに行程に、申つることく、比叡山の東坂本地主權現の大床の下に入ぬ、居所の有様は薦引廻して、繪像の阿彌陀の三尊東向にかけて、はな机に花香供して薫りしめたり、みのかさぬぎ置て、はな机の下に紙にひねりたる物有、それを取り出して茶器に少入て、關伽桶なる水を入れてかき立てぞよくしける、扱其後獨言に申けるは、兎角してまうけたる松葉もはやすくなく成にけり、いかにしてか露の命も支ふべき、

哀れとく御佛事の日に成給へかし、扱もめでたき法皇の御善根の潔きかな、南無山王大師七社權現じひ納受を垂れて、法皇を守護し奉り給へかしと申て、念珠うちして目をふさぎてぞ侍ける、召次感涙を流し、急ぎ歸り參りて此由奏聞しければ、法皇聞召て大に感じ思召れて、尊がらせましくける、去ほどに既に御供養の日に成ければ、彼聖のもとへ四方輿を迎ひにつかはす、聖申けるは、輿車に乗べき御導師を召るべきならば、望み申さるゝ所の高僧をこそ召るべく候へ、わざと無縁貧道の僧をこそ供養させ給ぬれ、されば精誠の御善根なり、いかでか有名無實の虚假の相をば現じ候べきとて、輿をば返し奉りて、吉日良辰は十三日午の刻也、されば午の時以前に御幸行幸も成せ給ひぬ、男女雲客皆參り給へり、況や京中田舎近國遠國の貴賤上下、幾千萬と云敷を知らず參り集りたり、彼導師すでに參りのぞみ給ふ、簑笠こそけふはきねども、袈裟はたゝ有しまゝ也、老

老として腰かゝまり給へり、從僧と覺しくて若き僧二人有、御ふせ持たせん料と覺しくて、下僧十二人庭上に候て、誠に疋弱氣なるすがたなれば、萬人目を驚してぞ侍る、あなあさましものや、いかなる事にかさばかりの大願の御導師、是ほど成べしや、乞丐人とは申も愚也、あなあさましくと口々に申あはされけり、時にのぞんですでに御導師高座に登り給へば、ひざふるひわなゝきて、法則の次第も前後ふかくげに見え給へり、淺ましきやう也、りん打ならし、何事をか申されけん、つぶ／＼とくとき給ふを、聞わけたる人もなし、淺ましく覺えて、人々頭を打うなだれて聞所に、暫くありて勸請の句をばたと打あげ給ひたりければ、伽陵頻伽の聲に過、三十三間の御堂に響き渡り、一千一體の御佛も御納受有らんとめでたかりけり、表白ことに玉を吐、説法彌、懸河の辯説也、顯密教法、八萬聖教十二部經引出されぬ法門もなし、聽聞の衆皆隨喜の泪を流して、無始の罪障よ

り現在の悪業に至る迄、皆消除しぬらんと、見聞覺知の道俗、歡喜の袖をかき合せて、即身菩薩の旨も發ぬべし、法皇も龍顔より御泪せきあへさせ給はず、かかりける人をいるかせに思ひ奉りけん、凡夫の身の口惜さよと思し召れける、むかししゆだつ長者が、祇園精舎に四十九院を建て、如來の供養有りけんも、結縁利生の御法は是には過じと覺えたり、御說法三時ばかり有けるを、法皇は永々しとも思召れず、唯一口利那の程とぞ思召れける、あかうのす、打ならして、高座よりおりて正面の左りの柱のもとに居給へり、初は墨染の藤の衣と見えつれ共、今は錦の法服よりも増りて尊くぞ見え給ひし、御布施は千石千疋金千兩、其上に御加布施御堂の前に積置れたり、山の動くが如くぞありける、御布施は無邊のくどくとなれとて、非人共に給りにけり、御導師身に相應する程の御ふせにこそ預り候へとて、御布施一つ取給けり、二人の從僧も十二人の下僧も、同く一つ宛取てけり、

むかし田村の御門の御時、高子と申女御かくれさせ給ひて後、安祥寺にて御わざさせ給ひけるに、在中將のよみたりける

山のみなうつりてけふにあふ事は

春のわかれをとふと成へし

御善根の御志の深きは、御布施の色に照れて目出たかりし御事也、夕陽西に傾きて夜陰に及びければ、御導師の前に萬燈會をとほされたり、御導師既に歸り給ひけるに、聽聞の衆多くしてたやすく出させ給ふべき様もなし、其時御導師は初は正面より出で、土の上二尺計も歩ませ給ひけるが、後にはこくうをさして飛上りて、惣門の上よりかき消す様にて、行方見え給はず、法皇彌、不思議に思召されて、何様にも唯事に非ず、佛菩薩の化現にて御座しけりと尊く思召れて、眞實の正體しめさせ給へと、其夜もすがら御祈念あり、少し御まどろみ有けるに、二人の從僧と見えつるは、日光月光の二菩薩光を輝し、十二人の下僧

と見えつるは、十二神將にておはします、御導師は鎮守權現の御本地、比叡山の根本中堂の薬師如來にておはします、各虚空に現じ給ふと夢幻ともなく、此佛事に影顯ありと思召て、則悟らせ給ひけり、末代といへ共願主の御心精誠なれば、佛神のわくわう猶以て嚴重なり、法皇御心の中さこそ悦しく思召けめ、申も愚也、我佛意に叶けるこそうれしけれとて、隨喜の御泪せきあへさせ給はず、此御說法聽聞有ける、大宮の女御、黄疔と申す疔重くならせ給ひて、御限なりけるが、さいこの御聽聞御結縁と思召て、希有にして御參詣ありけるが、則御平愈ありけり、其外聽衆一時の中に、上下男女二萬六千七百餘人が病立所にいえたり、それよりぞ此寺を平愈堂とも申けり、昔聖武天皇の御願、東大寺金銅十六丈の盧舎那佛供養の導師に、行基菩薩と御定有りけるに、行基菩薩堅く辭し申させ給ひてけることは、此御願南閻浮提第一の大佛事也、小國の比丘更に及び難し、昔靈山淨土の同聞

衆婆羅門尊者と申大阿羅漢、今猶天竺にましますと承る、むかひを遣すべしとて寶瓶に花をたて、闕伽折敷にすへて、難波の海に浮べ給ひければ、風に隨て西を差て流れ行、七日を経て後、供養の日婆羅門尊者、あみの折敷に乗て難波の津に來り給へり、其時行基出むかひてのたまはく、

靈山のしやかの御前にちまりてし

ふけんの光り爰にかゝやく、

波羅門尊者の返事

かひら會の昔の庭に行逢し

文珠の御かほ今見つるかな、

其時一天の君を初め參らせて、萬人皆感涙を押へずといふ事なし、扱婆羅門尊者を講師として、行基菩薩を講師じゆ願とし奉りて供養をとぐ、是に依りて婆羅もん尊者を、則僧正になし奉んと宣旨なりけれど、不日に天竺にかへり給ひぬ、行基菩薩其後天平勝寶元年二月中の五日、年八十にて入滅し給き、彼歌

の心にて婆羅もん尊者、普賢菩薩、行基ぼさつは大聖文珠也、さらば普賢、文珠の二菩薩來りて、大佛殿の供養まし〜き、しかのみならず天王寺をば難波津の海より僧來りて供養す、だるま和尚と申、興福寺をば曇天國の僧權化來りて供養す、今の得長壽院は根本中堂の薬師如來、日光、月光を從僧とし、十二神將をけんぞくとして御供養有、はるかに昔の聖跡にも、當がらんの有様は勝り給へりと萬人仰ぎ奉る所也、忠盛朝臣か様に佛意に相叶ふ程の寺造營す、仍て勸賞には國國を給ふべき由仰下さる、凡國の費ひ民の煩にも不<sub>レ</sub>及、僅に一兩年の間に、成風の功を得たりけるによりて、禪定法皇猶寂感にたへさせおはしませず、折節但馬國の明たりける故、忠盛年三十七にして内の昇殿を許さる、雲の上人憤含みて、同年十一月五節廿三日豊のあかりの節會の夜、開討にせんとしけるを、忠盛の朝臣の郎等に、木工ノ權ノ佐平、貞光が孫進三郎大夫季房が子に、左兵衛尉家貞と云

者ありけり、備前守の許に行向ひて申けるは、祖父貞光は乍<sub>レ</sub>恐御一門のするゑにて候けるが、故入道殿の御時、初て郎等職のふるまひを仕る、家貞祖父に勝るべき身にも候はねば、相續て御奉公を仕つり候、今年の五節の御出仕には一定備事出來べき由、粗承及ぶ旨の候、殿中に我も〜と思ふ人どもあまた候らめども、か様の御詮の折節にはあひ參らせんと思ふものは、さすがにすくなくこそ候らめなれば、五節の出仕の御供に於ては、家貞可<sub>レ</sub>仕と内々申たりければ、忠盛是を聞て我右弼の身に非ず、武勇の家に生れたり、可<sub>レ</sub>然とて具せられたり、武勇の家に生れ、今不慮の耻に逢し事、家の爲身のため心うかるべし、身を全くして君に仕るは臣の忠なれば、其用意こそせめとて、一尺三寸有ける黒鞘卷の刀を用意して、着座の始めより亂舞の終り迄、束帶の下にしどけなげにさして、刀の柄四五寸計差出し、常は手打懸つくり眼して、火のほのぐらき陰にては此刀をぬき出して、鬚髮に引

あてゝのごはれけり、よそ目には氷杯の様にぞ見えける、傍輩の雲客是を見て恐れをの〜く心あらば開討はせられじとの籌也、家貞元より去ものなりければ、忠盛に目を懸て木賊色の狩衣の下に蒔黄、絨の腹卷の胸板せめて、つる袋付たる太刀脇にはさみて、殿上の小庭に候ひけるが、同じき舍弟薩摩の平六家房として十七歳なりけるが、健か者のたけ高く骨太く力すぐれ度々はがねを顯はしたる者有けり、ひはだ色の狩衣の下に黒糸絨の腹卷を着て、備前作りの三尺五寸有けるわり鞘の太刀脇にはさみて、狩衣の袂より手を出して、犬居につるひざまづいて、殿上方を雲透に見すかして居たりければ、貫首以下殿上人怪みをなして、六位藏人を召て、うつほ杜より内に布衣の者の候は何者ぞ、狼藉也、罷出よといはせければ、家貞少も不<sub>レ</sub>騒、相傳の主備前守殿今夜開討にせらるべき由承れば、ならん様を見果んとてかくて候へば、えこそ罷出まじけれとて、面魂眼ざし主

の事にあは、小庭より堂上迄も切上らん景色にて畏て候ひければ、人々よしなしとや思しけん、其夜の開討はせられざりけり、五節の宴醉と申は昔清見原の天皇の御時より始めり、清見原の天皇と申は天智天皇の御弟也、御門譲りを受させ給ふべきにてましましけるに、大伴の皇子のなんを恐れて、髪を剪て出家と名付て吉野の奥に籠らせたまひけり、清見原と申所に住せ給けるによりて、其所をつかせ給ふ、心を澄せ給ひ、吉野川の水上にして琴をひかせ給ひしに、神女天よりあま下り、

乙女子かおとめさひすも其から玉の  
おとめさひすも其から玉を

五聲うたひ五度袖を纏す、是ぞ五節の初めなる、扱御門是を御覽じと〜めさせ給ひて、御即位の時、其御業を學ばせ給ふ、今の五節是也けり、扱御前の召有て忠盛朝臣參られける時、内大臣拍子をかへて伊勢平氏はすがめ也けるとぞはやされたる、此忠盛の朝

臣は桓武天皇の御末と乍申、中古よりは無下に打く  
 だりて、官途も浅く、地下の殿上人にて、都の住居  
 もうとく敷、常は伊賀、伊勢にのみ住國久しく成  
 て、此一門をば伊勢平氏と申習はしたるに、忠盛は右  
 目の少しすがみたりければ、彼國のうつはものに對  
 して伊勢平氏はすがめ也けりとぞ嗤したりければ、  
 彼國の器に對して侍ると也、殿上のかたぬぎの拍子  
 には、白薄様、厚染紫紙、卷上の糸、巴かきたる筆  
 のちくなんどこそはやすに、かくはやすければ、忠  
 盛心うしと思はれけれども、いかにすべき様もなく  
 て、御遊もいまだはてぬに、深更に及で罷出らる、  
 とて、紫宸殿の御後にて此腰の刀をかたへの殿上人  
 あまた見らる、所にて主殿司を召して、此刀殿上の  
 大盤に置べしとて預けて出られにけり、家貞は忠盛  
 朝臣を待受て、いかに別の事候はずやと尋ければ、  
 別の事なしとぞ答へられける、太宰権帥季仲、卿は色  
 の黒かりければ、黒輔とぞ申ける、昔藏人頭たりし

時、それも五節にあな黒々、黒き頭哉、いか成人の  
 漆ぬりけんとぞはやしたりければ、彼季仲に並たり  
 ける藏人頭色の白かりければ、季仲の方人とおぼし  
 き殿上人、あな白々、白き頭哉、いか成人の粉をぬり  
 けんとはやしたりける、花山院の太政大臣忠雅公十  
 歳と申ける時、父の中納言忠家卿に後れ給ひて孤に  
 ておはしけるを、中御門中納言家成卿播磨守たりし  
 時聲に取、花やかにもてなし侍ければ、是も五節に  
 播磨米は木賊か、むくの葉か、人の綺羅をみかくは  
 とはやしたりけり、上代は如し此の事させることもな  
 かりけり、末代は如何有んずらんと覺束なし、昔よ  
 りして昇殿の人の五節、坊にて懐刀さす事なし、罪科  
 に申行べしなど人々憤申さる、山聞えしほどに、五  
 節はてにしかば、案の如く殿上人一同に各々訴申さ  
 れけるは、雄劔を帯して公宴に列し、兵仗を給て宮  
 中を出入するは皆格式禮を守り、綸言よし有る先規  
 なり、然るを忠盛郎従をして兵具を帯せしめて、殿

上の小庭に召置、其身又腰刀を横たへさして節會の  
 座に列す、兩條共に希代未聞の狼藉也、事既に重疊  
 す、罪科尤のがれがたし、早々御札を削りて解官停  
 任すべき由訴申さる、主上崇徳院聞し召れて驚かせ  
 給ひ、忠盛を召て御尋有、則陳じ申けるは、先郎従  
 小庭に祇候の事、忠盛はかくご不仕候、但近日人々  
 相たくまる、仔細あるかの間、年來の家人此事を傳  
 へ承るによて、其耻を助んが爲に、忠盛に知せずして  
 潜に参りける條力不<sub>レ</sub>及次第也、若猶罪科たるべきに  
 候は、其身を召進べきか、次に腰刀の事、伴の刀既  
 に主殿司に預け置候、急ぎ是を被<sub>レ</sub>召出て、刀の實  
 否に付きて科の左右有べきかと申ければ、主上尤可  
 然と被<sub>レ</sub>思召て、彼刀を召出して御覽有ければ、上  
 はさや卷の黒ぬり也けるが、中は木刀に紙薄白くぞ  
 押たりける、主上大にゑつばに入せ御座して仰有け  
 るは、當座の恥辱を遁んが爲に、刀を帯する由を見  
 すといへ共、後日の訴訟を存じて、木刀を帯しける用

意の程こそ神妙なれ、弓矢に携さはらんもの、謀、  
 もつともかくこそあらまほしけれ、兼ては又郎従、  
 主の恥を雪がんが爲に、潜に参候の條、且は武士の郎  
 従の習也、忠盛が科に非ずとて、還て寂感ありける上  
 は、あへて罪科のさたに及ばず、雲上人内々さ々めき  
 あひけるは、上古はかゝる事ありき、異國に王あり、  
 周の成王と申き、彼王の忠臣に早記大臣と云人あり、  
 世の政道めでたく人を惑む事君王に劣らず、かゝり  
 ければ王の御氣色世に超過して並ぶ人なかりけり、  
 仙客と云大臣是を憎んで、やゝもすれば是を亡さん  
 と擬す、此早記大臣は元より天下無雙の兵、弓箭に  
 携りて武勇の道をたて、事とす、麒麟と云兵有、戰  
 を究めたりし勳賞に、大臣に任せられて、かゝる武き  
 人なれば左右なく討取難きに依て、皇居に左右之分  
 と云御遊を始て、其中にて開討にせんと擬して、皆人  
 人帯劔を禁斷す、是は彼大臣に太刀をはかせまじき  
 が爲也、早記大臣は先立て其心をぞんじてければ、



則木太刀を帯して參候す、かたへの君臣は禁法に任せて一人も太刀をはかず、是によりて早記其夜の難をのがれにけり、翌日に雲客參内して、早記當座一同の僉議にくみせず、繪言を違背するに非ずや、殿上に雄劔を帯し、大家の黨に交る條、ことに違へる所なり、尤罪科是重し、急ぎ誅せらるべきかと奏す、君驚き思召て大臣に御尋あるに、早記陳辭の詞をば出さず、雲客腰にたちをはき、忠臣雄劔を提るは是君を守護し奉る所也、則此劔は不動の兩劔を學ぶ、是と申は皇居に大營を企るには、四鬼雲に乗じて來り妨をなすが故に、是を降伏せんが爲に、雲客兩劔を學んで太刀を帶せり、何ぞ明君の訴文節を立ながら武を捨、太刀を戒むべきや、然ども一同の僉議に與するが故に、忠臣の法なれば太刀を帶すといへども、是を見られよとて、木太刀を披見す、君大に御感ありて、誠に君を守る忠臣にて有けりとして、よろこび思召れける上は、なんぞ罪を得んや、しかれば實の賢

臣也けりとして、人々是を仰ぎけり、則忠盛彼あとを訪ひけるか、上古は太刀、末代は刀、かれは大臣、是は雲客、さかいはるか也といへ共、擬へし様は對句也とぞ譽られける、かゝりしかども、其子孫は諸衛佐さへ、殿上の交り人嫌に不<sub>レ</sub>及、忠盛備前國より都へ上りたりけるに、中御門中納言家成卿、院の殿上にて名にしおふ明石の浦の月はいかにと問れければ、忠盛とりあへず、

播磨路や月も明石の浦風に

波はかりこそよると見えしか

と讀で參らせければ、ことによれて心に色有けりとして人々のしりもてなされけり、其後千載集を撰ばれしはじめ、此歌を入られけるに、俊成卿上の五文字を直されて、

有明の月も明石の浦風に

波はかりこそよると見えしか

とぞ入られたりける、忠盛御所に思はれける女房あ

り、或時彼の女房の局に月出したる扇を忘れて出られたり、かたへの女房達ははいつくよりの月影ぞや、出所こそおぼつかなければとてわらはれしが、かくこそ聞えけれ、

雲井よりたゝもり來たる月なれば

おほろ氣にてはいはしと思ふ

似たるを友とかやの風情に忠盛佳たりければ、此女房も優なりとぞ人感じ申ける、忠盛朝臣備前守より刑部卿にあがりて、仁平三年正月十五日年五十八にて失給ひにき、清盛嫡男たりしかば、亡跡を繼、國々を讓のみならず、家の寶物他家へうつる事なければ、清盛是を相つぐ、中にも唐皮小鳥と云鑑、太刀は清盛に授けらる、くだんの唐皮と申は人の作れるには非ず、佛作の鎧也、其故は桓武天皇の御甥に香圓法印と申けるは、奥儀を究めたる天下第一の眞言法の中より、現在不思議を顯されき、我朝の形見にせんと仰有ければ、香圓繪言に應じて、紫宸殿の御前に壇を

立て、たいざうかいの不動尊を前にして、彼法を修せらる、七日と申す未の刻に紫雲立て、うづ巻たる其中よりあらゝかに壇の上に落たり、是を見るに一領の鎧也、はじめにはひのすそ金物に白く、黄なる蝶を打たり、伴の毛は糸をとしには非ず、皮をとし也、裏をかへして見れば、虎の毛所々に相殘れり、故に其名を唐皮とぞ名付られし、是はいかにと御尋あり、香圓申させ給ひけるは、則本朝のかため也、是則不動明王の鎧也、不動尊は上に降魔の相を顯すといへども、本地彌陀にてましますば、下には慈悲を具し給へり、火えんを身に現するは如我相を顯すといへり、如我相といふは大日胎藏の身を現せん料也、大日胎藏の身といふは大歳腹體を圍まんがれう也、彼桓鑑にはしかじ、されば不動明王に七領の鎧あり、兵尾甲冑也、兵頭、兵體、兵足、兵腹、兵背、兵指、兵面とて皆是五天、五國、五花、五木是を相對せり、是は人の五體を圍まん料也、然れば國中の守は甲冑

にしかじ、彼唐皮は彼七領の中の兵面と云鑑なり、されば本朝の守りには何物か是にしかんや、甲冑を鑑はん時は、我着ると思ふべからず、國家の壁と思ふべし、國を圍まん時は五の鑑と思へといへり、しかる間は此眞言教の中より此甲冑を出せり、六代迄は内裏の寶と成、其後武家に遣て、將軍にもたせよと誓て下されければ、高皇王の後平將軍に預け給はりてより以來、今の唐皮是也、并に小鳥と云太刀は唐皮出來て後七日と申す末の時計に、主上南殿に出御ありて、東天を御拜あるに、八尺の靈鳥飛來りて大床に侍り、主上御笏を以て御めし有、靈鳥御ましの御縁に嘴を懸たり、靈鳥申て曰、我は大神宮よりの御劔の御使也とて、羽の下より一の御佩刀を御前におしたり、主上此御はかせを自らめされて、八尺の大靈鳥の羽の中より出來たる所なればとて、小鳥とは付させ給ふ、唐皮、小鳥共に天下の重寶と君執し思召る、されば本朝の寶物には甲冑、砂金銀、兵杖、

水破、兵破、太刀我國に有と云事是也、頼もしかりし事也、されば代々内裏に傳りしを、貞盛の時より此家に傳る希代の寶物是なり、拔丸も此家に傳はるべかりしを、當腹さいあいなりし故に、頼盛の家に傳はる、依之兄弟の中不快とかや、此清盛は初は希代の貧者なり、閑に案じて思へり、我は國々の主なり、たとへ何なくとも生得の儘なれば、身一つたすくる分は有とこそ聞、況や清盛が身に於て是程や有べき、難有果報哉と怪む、或時清盛蓮臺野なる所にて大なる狐を追ひ出して、弓手に相つけ射んとす、其時狐光りを放つ、程なく女に變じてにつこと笑て立向ひ、然べくは命を助給へ、御邊の所望を叶へんと申ければ、矢を差はづしていか成人にて渡らせ給ふぞと問ければ、七十七道の中の王にて有ぞと聞ゆ、さては貴狐天皇にておはします、ござんなれとて敬屈す、其時もの狐と成て失ぬ、清盛さては我財寶に飢たる事、荒神の所爲ござんなれ、荒神を許めて財寶を

承んには辨財妙音にはしかじ、今の貴狐天皇は妙音の其一也、されば我吒天、法成就せんする物にこそとて、妙音、辨財兩天を本尊として彼法を被行けるとかや、又かへり案じ給ふに、實やらん外法成就の者は子孫には傳へずと云ものを、如何可有と思はれるが、よし、當時の如くば貧者にて久しからんよりは、一時に富で名を上んと思ひて、彼法をたしなまる、まづ清水寺に參詣して御利生を蒙らんとて、千日參詣をはじめて満する夜は通夜あり、夜半計に夢想に、左右の眼ぬけ出で、中に廻り剩へ失ぬとみる、清盛覺て不思議の事哉、眞やらん三寶は來らぬ報を願ふ事は却りて命をたつと云ものを、哀れ誰も分らぬ事願ふに由て、觀音の憎ませ給ひて魂のさるがみゆるやらん、増増ともおろか也、去にても人に尋て見んとて、夢に我二つの眼ぬけて中に去とみたるは、好か悪敷かと札を書て清水寺の大門に立られたり、或人は是を見て打うな付て、哀夢や、此人は日

比類はしきことをのみ見けるが、三寶に歸依し奉るが故に、歎の眼を捨て、吉事をみんする、新しき眼を入かへんする相にや、哀夢や、と、兩三度合せて去ぬ、扱は清盛が好相に有けるものをとて、彼符を取て天をさして果報を相待、其後七日と申す夜、内裏に上臥したり、夜半計南殿に鶴の音したる鳥ひらめき渡りたり、藤侍從季賢番にておはしけるが、人や候と召れければ、清盛其時左衛門尉にて有けるが、候と答、南殿に朝敵あり、罷出て搦よと仰あり、清盛こはいかに目に見ゆるもの也とも、飛行自在にて天を翔らん物を捕る事やは有べき、況やすがたも無、弊計有物をいかでかさるべきと思はれるが、實や論言と號せば、さる事の有物をと、漢家には宣旨の使と號して、荒たる虎を取、勅定と號してけやけき獅子を取大臣もあり、末代に及といへども日月いまだ天に御座す、禮義を以て人臣の界外なる事なし、いかでか例を追ざらん、取て參らせばやと思ひて、畏

て承候ぬとて、音につゐて宣言ぞと申てをとりかゝる、鳥騒ぎ左衛門尉の右の袖の中に飛入てけり、取て参らせたり、徽覽有に、誠に少き鳥也けり、くせ物也とて、御評定有て能々御覽せらるゝに、年老たる毛朱也、毛朱とは年老たる鼠の唐名也、毛朱が分にても皇居に緊念をなしけるにやとて、博士を召せとて召れたり、各、占ひ申、毛朱が例、漢家本朝に希也、推仁天皇三年二月二日、毛朱皇居に變をなす、武者所仰を蒙りて取んとしけるに、捕へずして門外に出し失へり、故に大災難をなして、あくれば飢饉、兵亂廿一年が間、上下萬民愁る事有き、然るに是は清盛朝使として威勢重きがゆるゑに、論言の下に依て召とられぬ、此條以て吉事也、仍て天下は六年が間、風雨時に隨ひ、霜雪折にあやまつべからすと申、さては可然吉相にこそとて、南面の大竹を召て中に籠て清水寺の岡に埋られたり、御惱の時は勅使を立てて宣命を含らる、毛朱一竹の塚と云は則是也、公卿僉

議有て天下穩に、萬民憂を止んには何事か是にしからん、怪異を奉、鎮是則朝敵を討に非ずや、勸賞可有とて安藝守に任せらる、併清水寺の御夢想の驗なり、鼠と云は大黒の使者なり、此人榮花の前表是はじめ也、希代不思議ともいふべし、  
宣途進事  
保元二年に左大臣世を亂り給ふ時、清盛御方にて勳功有しかば、播磨守にうつりて、同三年の冬は大宰大貳と成にき、平治元年に左衛門督謀反の時、又御方にて凶徒を討平げしに依て、勳功一に非ず、恩賞是重かるべしとて、次年正三位に叙す、是をだにゆ、しきことに思ひしに、其後の昇進は龍の雲にのぼるより速也、打續き、宰相、衛府、檢非違使別當、中納言、大納言に成あがる、兵仗を賜て、大將にあらねども隨身を召具す、牛車轎車を蒙りて、宮中を出入す、偏に執政の人の如し、禮記月令の文を引かせ給ひて、寛平法皇の御遺誡にも太政大臣は一人、師範として四海に義刑せり、國を治め道を論ず、陰陽を和

げ、柔強を調ふ、その人なくば則闕よといへりとぞ書置せ給ひたる、されば則闕官と名付て其人に非ずば汚すべき官にあらねども、一天四海掌中に有上は、子細に不<sub>レ</sub>及、相國か様に繁昌するも只、ことに非ず、偏に熊野權現の御利生とも覺えたり、其故は清盛そのかみ輒負佐たりし時、伊勢路より熊野へ参りたりけるに、乗たる船の内へ目を驚かす程の大鯉飛入りければ、先達これを見て怖と思ひて、則置文をして見るに、これ様なき御利生也、急ぎ食給ふべしと勘へ申ければ、清盛申されけるは、昔異國に周西伯昌といひける人の船にこそ白魚のをとり入りとは申傳たれ、何事に付ても吉事にてぞ有らん、其上先達の計ひ申さるゝ上は、半ば權現の示し給ふ所也、尤可然とて、さばかり六根情の罪をざんげし、精進けつさいの道にて手づから調味して、家の子郎等てふり強力に至る迄、一人も残さず養はせけり、又清盛三十七の時、二月十三日夜半に口あけくと天に物いふ

よし夢に見て、驚きて現に恐ろしながら口をあげば、是ぞ武士の精と云ものよ、武士の大將する者には、天より精を授くる也とて、鳥の子の様成物の極てつめたきを三つのどへ入とみて、心も猛く奮り始め、一族親類數國を重ね、顯官、けん職、三品、階級に至る迄、先祖をぞ超られける、かゝりし程に清盛仁安三年十一月十一日歳五十一にて病に犯されて、存命の爲に忽に出家入道す、法名聖蓮、程なく改名して淨海と號す、出家の功德莫大成故にや、宿痾忽愈えて、天命を全す、人の隨ひ付事吹風の草木を靡すが如く、世の普く仰ぐこと降雨の國土を潤すに異ならず、六波羅殿の一家の公達とだに云てければ、華族も英雄も面を向へ肩を並る人なかりけり、平大納言時忠卿申されけるは、此一門にあらざらん者は、男も女も法師も尼も皆人非人也とぞ申されける、さればいか成人も相構へて此ゆかりに結ばれんとぞしける、衣紋のかき様烏帽子のため様より始て、何ごとも六波羅

様と云てければ、一天四海の人皆是を學びけり、いか成賢王聖主の御政をも、攝政關白の成敗をも、人の聞ぬ所にては何となく世に餘されたる從者などは、云譏りかたむき申事は常の習也、然るにこの入道の世ざかりの間は、人聞ぬ所なればとて聊も忽いふかに申者なかりけり、其故は入道の謀にて我一門の上を譏り云者を尋聞んとて、十四五若は十七八ばかり成童なりを、髮首の廻りよりそぎつ、赤き帷子をきせ、黒き袴を着せて、二三百人計召仕はれければ、京中に充滿して往反しけり、平家の鳥と名付て翼に赤印を付て面々に持せて遊行せさす、是は靈鳥頭のみさきとて神に應ずる大會宴の殊童を學ばれたり、又は耳聞也、若し淨海があたりに興味をみば、いるかせにいふ者も有んずらん、さあらば聞出して申せよ相尋んとの給ふ、されば京中小路、門外前に耳を側つ、自ら六波羅殿の上をあし様にも申す者あれば、聞出すに隨つて急ぎ行向て即時に魔滅す、後には御門の上は

さとかやの風情なれば、思も思はざるも、夫をいふは常の事ぞかし、されば吹毛の科を求て滅し失ふ間、怖おそと申も疎なり、されば目に見、心に知るといへども、あへて詞には顯していふ者なし、六波羅殿の禿といひてければ、上下恐れをなして、道を過る馬、車も曲てぞ通りける、禁門を出入すといへども、姓名を問はず、京師長吏是がために目を側むとぞみえたりける、入道悪行張行の餘りに、此禿童を召仕様を案するに、昔漢朝に王莽と云大臣有けるが、國の位を奪んと思ふ心ありければ、謀を回らして、海中の龜を取集めて、甲の上に勝といふ字を書て、若干の龜を海中に入る、又銅にて鎧甲を着たる人形の馬に乘たるが長三寸なるを多く鑄集て、竹のいまだ筭すななる時よごとによりて、是を入置てけり、また懷胎ほいたの女十人に朱砂を煎じ飲せけり、是を萬仙藥と云、彼等が産る子を取集て、潜に深山に隠し置おてけり、十二三に成ければ、彼等を取出して見るに、赤くし

て偏に鬼のごとし、髮を首の廻りにそぎて、禿童になして赤き扇を持せて、王城へ出して歌を教へてうたはせけり、龜の甲の上には勝と云文字あり、竹のナシの中には銅の人馬あり、彼といひ是といひ、王莽天下の位を持べき瑞相也とぞうたひける、其時漢帝大に驚て、海中の龜を取集て是を見るに、甲ごとに勝と云文字あり、林に入りて見る時に銅の人馬あり、此事天のなす變也、王位を遁るゝにはしかじとて、位を王莽に譲り給ひぬ、國を持事二十七年といへり、入道禿を召仕給ふこと少しもたがはぬ體也、是を傳聞てかくせられけりと言儀もあり、又家々にさゝやきけるは、昔かゝる例有やと尋るに、本朝に例なし、漢家に八葉の大臣と申しける天下第一の賢臣おはしけり、忠なる者を賞し、罪有者を懲むこと、如來の大慈悲にことならず、諸國の人民、百姓の愁歎天聽に達せぬ事多く有らん、汝聞出して奏せよ、直ちに召質しとちかひて、今のごとく禿童に八葉の金貴鳥と

云鳥を持せて、國々の辻々に彼等を放し置れたり、かかりければ愁を残す者なく、恨を舍人もなし、國豊にして世治れり、かゝりければ不動尊慈悲を授られたる金伽羅童子の如しとて、是をば善者童子と名付たり、入道の禿をば悪者童子とも云つべし、漢家、本朝隔て善惡共にこと也といへども、權威の程はかわらすとぞ申ける、凡只ごとに非ず、我身の榮華を極るのみならず、嫡子重盛内大臣、左大將、次男宗盛中納言、右大將、三男知盛三位、中將、四男重衡藏人頭、嫡孫維盛四位、少將、舍弟頼盛正二位大納言、教盛中納言、一門の公卿十餘人、殿上人三十餘人、諸衛府、所司都合八十餘人、世には又人すくなくぞ見よける、昔奈良の帝の御時神龜五年戊辰、朝家に中衛、大將を定られてより此かた、左右に兄弟相並ぶこと僅に五ヶ度也、初は平城天皇の御宇、左に内膳内大臣左大將、右田村麿大納言右大將、文徳天皇の御宇齊衡二年八月二十二日、閑院贈太政大臣冬嗣、次男染殿關白

太政大臣公忠仁内大臣左大将、同九月廿五日男西三條右大臣良相大納言右大将、朱雀院御宇、天慶八年十一月廿五日に一條關白太政大臣貞信公の嫡男、小野宮關白實賴公<sup>清隆</sup>内大臣左大将、次男九條右大臣師資公、同日大納言右大将、冷泉院御宇、左頼通宇治殿、右頼實堀川殿、共に御堂關白道長の公達也、二條院御宇永曆元年九月四日、法性寺關白太政大臣忠通公の御息、松殿關白太政大臣基房公、内大臣左大将に御任ありて、御弟月輪關白兼實公同十月に右に並び御座す、其時の落書かとよ、

いよ讃岐左右の大將取籠て

欲のかたには一の人かな

是皆攝録の臣の御子息也、凡人に於て未だ其例なし、上代はかくこそ近衛大将をば惜みおはしまして、一の人の公達計にてなり給ひしか、是れは殿上の交りをだにさらはれし人の子孫の、禁色雜袍をゆりて、綾羅きんしうを身にまとひ、大臣大将に成て兄弟左

右に相並ぶ、末代といへども不思議なりしこと也、御娘九人おはしき、とりくに幸ひ給へり、第一の娘は櫻町中納言成範の北の方にておはしけるが、後中納言平治の逆亂の時、事に逢て失給ひし後は、花山院左大臣兼雅の御臺盤所に成せ給ひて、御子あまた御座しき、萬ひき替たる目出さにておはしける、始御悦の朝、何者かよみたりけん、花山院の四足の門のはしらに札を書て打たりける、

花の山高き梢と聞しかと

海士の子なれやふるめひろふは

是はさまでのことなかりけり、此北の方八歳の時、櫻町の中納言には名付られたりと也、成範卿を櫻町と申ける事は、彼卿櫻をことにあいし給ひて、姉小路室町の宿所に惣門の見入より、東西の町かけて並木に櫻を植通されたりければ、春の朝、遠近人の異名に此町をば櫻町とぞ申ける、又はひたすら花に心を移し給ひて、長春の日も木下にして詠暮し、臘月

夜も花の蔭にて守り明されければ、櫻本、中納言共申けり、誠に此中納言櫻をふかく愛せられしかば、過行春をかなしみ、來れる春を悦び、櫻を待し人なれば、櫻待の中納言とぞ詔には下されける、町に植とほされたりける櫻の中に、殊に執し思はれけん花有けり、七日にちる習を、たらずや思はれけん、花の祈のためにとて春をむかふる朝には、先づ泰山府君を祭り、又種々の珍寶、色々の幣帛をさへげて、天照太神に祈申給ひければ、其驗にや、七日にちる花なれども、二十日のよはひ延つゞき、三七日まで梢に名残ぞ残りける、中納言花のよはひの延たる事を悦びて、かくぞ思ひつゞける、

千はやふるあら人神の神なれば

はなもよはひを延にけるかな

いづ方に付ても彼成範卿はすき心のあらはれて、優しき人にてぞおはしける、北、かたは御はらからの中朝に御みめもすぐれ、御心のさまもいうにおはしける

上、天下無双の繪かきにてぞおはしける、花山院の公卿の座の障子に、いせ物語を所々書せ給ふこと有り、昔、氏の中に御子生れ給へり、御産屋に人々歌をよみ給ひけるに、御祖父方なりける翁のよみける、

我やとに千尋の竹を植つれば

なつ冬たれか隠さるへき

と云所を書給へり、御産屋とは貞貞親王の生れ給へる御産所也、其産屋の前に鳳凰の居たる千尋の竹の姿を書給へり、其後彼公卿座の障子のもとに、時々笙笛を調る音有けり、北の方の被遊たりける千尋の竹の上なる鳳凰の囀る聲にて侍けり、千字文と云文に曰、鳴鳳は樹にあり、白駒は庭に啄むといへり、昔忠平中將の扇に書たりける時鳥こそ、扇を開きて使ふ度毎に、時鳥々と鳴けるとは承れ、又圓心と申ける繪師が宇治の關白殿中門、法成寺の後戸に書たりける雞こそ、さゆる霜夜の曉は二聲三聲鳴けれ、又定朝が作りて金峰山の座王權現に參らせたりし狛犬こ

そ夜毎にくひ合て大床の下に落けれ、又證賢法橋が柏木をもて作りて、芹谷の地藏堂に進じたりし小鬼こそ失る事ありて、曉は必露にそぼぬれて本座にあり、其頃ちかあたりには女常に鬼子を産事ありけり、寺僧あやしみをなして、金のくさりを以て件の鬼をつなぎたりければ、其後鬼露にもぬれず女又鬼を産ことなかりけり、かれは上古也、末代不思議なりしこと共也、

二は後白川の法皇の第三の皇子高倉の上皇の后に成給ひて、皇子御誕生の後は院號を蒙らせ給ひて、建禮門院とぞ申ける、天下の國母にて渡らせ給ふ上は、とかく子細を申に及す、

三は法性寺殿の御子息六條攝政基實の北政所也、是は勝れたる琵琶引にてぞ御座しける、經信大納言よりは四代の門徒、治部卿の尼上の流を傳へて、流泉啄木まできはめ給へり、抑流泉と申がくは兜卒天の秘曲也、もとはほだい樂とぞ申ける、みろく常に調べ

給ひて、聖衆のためにぼたいをつとめ給ふ故也、其教文に曰、

三界無安、猶如火宅、發菩提心、永證無爲、

と申經文也、漢の武帝仙を求め給ひし時、同院の聖主下て武帝の前にて調べ給き、時に龍王潛に來りて南庭の泉の底に隠れ居て此樂を聽聞す、其時泉ながれて庭上に満たりしよりして流泉とは名付たり、我朝は逢坂の蟬丸、天人より此樂を傳へたりけり、蟬丸いたく是を秘藏せられしを、其弟子に博雅の三位といひし人、三年がほど潛に立聞て僅に傳たりしか共、それも又秘藏せしほどに、今は日本に絶て久しき曲也、然るをいか成人の傳へにて引せ給ふやらんと思ふこそめでたけれ、又啄木と申は是も天人の樂也、本名は解脫樂とぞ申ける、ほだい、聖衆此樂の聲を聞て、則解脫を得給ふ故也、その文に曰、

我心無礙法界圓、

我心虛空其體一、

我心應用無差別、

我心本來常住佛、

震旦の蕭山に仙人多く集りて、潛に此曲を引けるに、山神、蟲に變じて木上に是を喰しより啄木と申也、此樂を引時は、天より必花ふり甘露定て海老尾に結びけり、かゝる目出度秘曲どもを天然として傳へ給ふぞ不思議なる、況んや高倉上皇の御即位の時、御母代とて三后に准ふるせんじを蒙りて、世に重き人にてぞおはしましける、白河殿と申は是也、

四は帥大納言隆季卿の子息冷泉大納言隆房卿の御前にて、御子あまたおはしましき、是は琴の上手也、隨分管絃還自足、等閑篇詠被人知、

と常には詠じ給けり、是は白樂天の作、文集五十四、卷にあり、しかるを樂天は一天無雙の文者にて、聊も作り給ふ詩篇は人に能しられたり、管絃の道は等閑なれども、悪くも是を調るに情を養ふみちたりぬべしと作給へる心也、其様攝政殿の北政所ほどの琵琶ひきにてこそおはしまさね共、隨分の管絃は心を養ふと思給へる心也、西園寺の御名王、閑院、少將、當

麻寺、紅葉、堀河、侍從とて四天王にかぞへらる、琴引ども侍りき、代々の寶物秋風、鈴蟲、唐琴、潺波と云四張の琴を引せて、入道相國常に聞給ひけるに、異なる瑞相もなかりき、然るに此の卿の北の方村雲と云琴を引給ひける時、村雲暫くたなびきて、萬人目を驚しけるぞ不思議なる、狹衣の大將源氏の宮ななどの管絃を奏し給ふ時こそ、あめ若御子も天よりあまくだり、聖衆も影向し給ひしか、世の末なれどもかゝる琴引手書き給けるこそ、不思議なれ、

五は六條攝政殿の御子息近衛殿下基通公の北政所也御形いつくしくして歌人にてぞ御座ましける、されば父の入道殿は愛し奉て、衣通姫と呼參らせ給ひければ、よばれてまた答給ひけるもやさし、殿下此由を聞し召れて、歌道の事實否を知し召れんが爲に、北の政所をそとほり姫とよび參らせ給へば、我名と心得て、をと答へおはしましたりければ、互に笑はせ給ひて一所に並居給へり、殿下の仰に、只今俄に

内より召あり、何事ぞと承れば、當座の御會と申也、基通天性の暹口なり、少々よみて給へと仰あり、北の方面を知らずはいかにと仰有ければ、殿下の仰には、頭辨さる心有ものにて、潜に申遣して侍り、聞ゆるが如くば、春日山神祇、鷲峰山釋教、是心是佛、また旅立空の秋無常、戀昔舊跡と候也、此五題を日夕以前と承る、日すでに未の刻に及たり、基通は裝束し侍るべし、少々よみて給へと有ければ、北の政所打うなづかせ給ひて、やがて墨をすり筆を染て、

春日山神祇

春日山かすめる空にははやふる

神の光りものとけかりけり

鷲峰山釋教

鷲の山おろす嵐のいかなれば

雲間残らす照す月影

是心是佛

迷ひつゝ佛の道を求むれば

我心にそたつね入ぬる

旅立空秋無常

草枕おく白露に身をよせて

ふく秋風を聞そかなしき

戀昔舊跡

あるしなきやとの軒端に匂ふ梅

いとむかしの春を戀しき

以上五首の歌を脂燭一寸の内によみ給ひたりけり、父の入道そとほり姫とよび給ひけるも理也とて、殿下不レ斜感じ覺しけるとかや、

六は七條修理大夫信隆卿の北の方也、是も翠黛、紅顔錦繡の粧、花よりもいつくしく、玉のかんざしてる月のすがたあたりもかややくばかり也、是も連歌をし、歌よみ給ふこと人にもおとり給はず、繪かき花も結び給ひけり、殊にすぐれておはしましけるは、慈悲ふかくして人を憐み給ふこと不レ斜、さるまゝに

は法華八軸を暗に悟りて、ぼだいの道をぞ祈らせ給ひける、かの龍女作佛のあとを追はせ給ひけるにやとめでたくぞ覺えし、

七は後白河院へ參らせて、女御の様にておはしましき、安藝の嚴島の内侍が腹の娘也、さしたる才藝はおはさねども、形は誰にもすぐれ給へり、嬋娟たる兩鬢は秋のせみの翅、宛轉たる雙娥は遠山の秋色の夜、月を待に山を出る清光を見るが如く、夏の日蓮を思へば、水を穿つ紅艶の始て開きたるよりも淨し、更衣の后にてぞましくける、

八は坊門大納言有房卿の御前也、是も繪かき、花結び、諸道朗におはしましき、女房の身なれ共、連句、作文、無雙にて、手跡もすぐれて、しき紙のかたなども書給ふ、畫圖の障子に百詠の心を繪に書せ給ひて、一筆に諸文を遊ばしたりければ、院も御覽有て、希代の珍女也、有難き筆跡と御ほめ有けるとかや、九は九條院の雜仕ときはが腹の女也是も又天下第一

の美女なり、花山院左大臣殿の御もとに御臺盤所の御妹にておはしければ、上臈女房にて廊の御方と申けるに、ひそかに姫君一人おはしければ、不レ斜もてなしかしづきおはしましき、三條殿と申は是なり、和琴の上手にて、かなさへいつくしく遊ばされければ、手本書せたびて給はり候はんとて、色々の料紙を人おほく進せたりける、淺緑の紙もあり、こき紅の紙もあり、だんし、うす様、色々の料紙ども御座のほとりに集りて、錦をさらす如く也、如此九人の女子達九重の中となへ給ひて、切利天の榮華もこれにはいかで過べきと、聞人羨ますと云事なし、其頃世にすぐれて貧しき人おはしき、伏見の中將兼時とぞ申ける、男子二人、女子三人おはしき、嫡子は持病の氣重くおはしましければ、世に立給事もなし、次男おと、みに煩て、兩眼更に盲目也、大姫君は母方のうはなり神の祟とていつとなく物狂なり、正念都て身に副はず、第二の娘は七歳より中風にふして、行

歩も不<sub>レ</sub>叶、第三の娘は生れ付おしにて物いふことなかりけり、二人の親達是を歎き給ふこと、猛火の中に身を焦すが如く、羨ましきかなや、太政入道の男子八人の榮華に、女子九人の繁昌と、朝夕なきかなしみ給へけること哀なれ、人間界の果報色々さまざまなること共也、

日本秋津島は僅に六十六ヶ國也、平家の知行の國は三十餘ヶ國已に半國に及べり、其上庄園、田畑は數を不<sub>レ</sub>知、綺羅充滿して、堂上花の如し、車騎群集して、門前市を成す、楊州の金、荆岫の玉、吳郡の綾、蜀江の錦、七珍萬寶一つとして缺けたる事なし、歌堂舞閣の臺、魚龍<sub>御</sub>馬の弄、帝闕も仙洞もいかでか是に過べきとめでたくぞ見えし、

昔より源平兩氏朝家に被<sub>レ</sub>召仕てより以來、皇化に隨はず、朝憲を輕くするものは互にいましめを加へしかば、世の亂なかりしに、保元に爲義きられ、平治に義朝討せられし後は、末々の源氏有しか共、或は

流され、或は誅せられて、今は平家の一類のみはん昌して、頭を差出す者もなし、いか成ん末の世迄も何事か有んとめでたくぞ見えける、鳥羽院の御あんなかの後は、兵革打續て、死罪、流刑、解官、停任常に行れて、海内も靜ならず、世間も落居せず、就中永曆、應保の頃より、内の近習者をば院より誠あり、院の近習者をば内より誠めらる、かゝりければ高きも卑きも恐れをの<sub>レ</sub>きて安き心もなし、深淵に臨で薄氷をふむがごとし、其故は内の近習者經宗、惟方が計にて法皇を輕しめ奉りければ、法皇安からぬことと思召て、清盛に仰て阿波國、長門國へ流されにけり、去程に主上を呪咀し奉る由聞え有て、賀茂上の社に主上の御形を書て、種々のこと共をする由、實長卿聞出して奏聞したりければ、宮人一人搦捕てこと仔細を召問るゝに、院の近習者資長卿など云かくこの人の所爲也と白狀したりければ、資長修理大夫解官せられけり、又時忠卿の妹小辨殿、高倉院を恨

み參らせけるにつゝて、過言をしたりけるとて、其前の年解官せられたりける、か様のこと共行合て、資長、時忠二人、應保二年六月廿三日一度に流されにけり、又法皇多年の御宿願にて、千手觀音千體の御堂を造らんとおぼしめして、清盛に仰て、備前國をもてつくられにけり、長寛二年十二月十七日、御供養有き、行幸をなしたてまつらんと、法皇おぼしめされけれ共、主上なじかはとて、御みゝにも聞入させ給はざりけり、寺官の勸賞申されけれども、其沙汰にも及ばず、親範職事にて奉行しけるを、御所へめして勸賞の事はいかにと仰られければ、親範許許候はぬにこそと申て畏て候ければ、法皇御涙を浮べさせ給ひて、何のにくさにかほどまでは思召たるらんと仰られけるぞあはれなる、此御堂を蓮華王院とぞ名付ける、胡摩僧正行慶といひし人は、白河院の御子也、三井門跡にはぶさうの有智徳行の人、なりければ、法皇ことに頼みおぼしめされて、眞言の

御師にておはしましたしけるが、此御堂はことに執りさたし給て、千體の中尊の丈六の御面像をば、手づから自らあらはされたりけると承るこそ目出たけれ、主上上皇父子の御中なれば、何事の御へだてかあるべきなれども、かやうに御心よからざる事共多かりける中に、人耳目をおどろかし、世もて傾申ける事ありけり、  
二代后奉  
太皇太后宮と申は、右大臣公能公の御女、御母は中納言俊忠卿女、近衛院の后也、中宮より太皇太后宮にあがらせ給たりけるが、先帝におくれまいらせさせ給てのちは、九重の外、近衛河原の御所にぞ移り住せ給ひける、先朝の后宮にして、古めかしく幽なる御有様なりけるが、永曆、應保の頃は御年廿三にもやおはしましたけん、御盛り少し過ぎせおはしましたけれど、天下第一の美人と聞させ給ひければ、主上<sub>二</sub>條<sub>一</sub>御心にのみ染る御心地にて、世の謗をも御顧みもなかりけるにや、高力士に詔して、潜に外宮に捜し求む



るに及んで、忍びつゝ彼宮に御消息あり、あへて開  
 召入られず、さればひたすらはやほに願はれまし  
 まして、后入内可有由、右大臣家に宣旨を下さる、  
 此事天下に於て異なる笑じなりければ、公卿僉義あ  
 りて、先異朝の先蹤を尋るに、則天皇后は太宗、高  
 宗兩帝の後に立給る事有き、則天皇后は太宗の后、  
 高宗皇帝の繼母なり、太宗の後室と成て、感業寺に  
 籠り給ふ高宗の給はく、願はくは宮室に入て助け給  
 へと、天使五度來るといへども、あへて從ひ給はず、  
 爰に帝自ら感業寺へ臨幸して、朕あへて私の心を遂  
 んとには非ず、只天下の爲なりと、皇后更に勅にな  
 びく言葉なし、先帝の他界をとぶらはん爲に、たま  
 たま釋門に入、再び塵衣にかへるべからずと、皇帝  
 内外の群籍を勘て、強て還幸を勸むといへ共、皇后  
 くわく然としてひるがへさず、爰に扈從の群士等よ  
 こしまに取奉るが如くして都に入奉れり、高宗在位  
 卅四年、國靜に民樂む、皇帝、皇后と二人政を治めき、

故に彼御時をば二和御宇と申き、高宗崩御の後、皇  
 后女帝として位に即給へり、年號を神功元年と改む、  
 周の王孫なるが故に、唐の世を改て大周則天大聖皇  
 帝と稱す、爰に臣下歎て曰く、先帝の太宗世を經營し  
 給へる事、其功を次ぎて古今類なしと云つべし、太  
 子なきにしも非ず、願くは位を授けて太宗の功業を  
 長からしめ給へと、仍て在位廿一年にして、高宗の  
 御子中宗皇帝に授給へり、則、代を改て神龍元年と稱  
 す則我朝の文武天皇慶雲二乙巳年に當れり、兩帝の  
 后に立ち給ふこと、異朝には如く此例ありといへど  
 も、本朝の先規を勘るに、神武天皇より此かた、人皇  
 七十四代、未だ二代の後に立給へる例を聞不<sub>レ</sub>及と、  
 諸卿の僉義一同也、法皇も此事聞召て不<sub>レ</sub>可然由、  
 度々申させおはしましけれ共、主上の仰有けるは、  
 天子に父母なし、萬乘の寶位を忝くせん上は、是程  
 のこと叙慮に任せざるべきとて、既に入内の日時迄  
 宣下せらるゝ上は仔細に及ばず、此事被<sub>レ</sub>聞召<sub>レ</sub>ける

より、宮は物うき事に思召して、引かつぎてふさせ  
 給へり、御歎きの色ふかくぞみえさせ給ひける、誠  
 に覺えて哀なり、先帝におくれ參らせし久壽の秋の  
 はじめに、同草葉の露とも消え、家をば出て世を遁  
 れたりせば、かゝるうきことをば聞かざらまし、口  
 惜き事哉とぞ思召れける、父の大臣參じ給ひて、なぐ  
 さめ申されけるは、世に隨はざるを以て狂人とすと  
 いへり、既に詔命を被<sub>レ</sub>下たり、仔細を申に所なし、  
 只速に參らせおはしますべきなり、是偏に愚老を資  
 け、且は孝養の御はからひたるべし、不<sub>レ</sub>知又此御末  
 に皇子御誕生有て、國母といはれましゝて、愚老  
 も帝祖といはるべき家門の榮花にてもや侍らん、大  
 かたか様の事は此世一ならぬ上に、天照太神の御計  
 ひにてこそ候はめと、さまゝ申させ給へども、御い  
 らへもなかりけり、其頃何となき御手習にかくぞ書  
 すきませ給ひける、  
 浮ふしに沈みもやらてかは竹の

世にためしなき名をや流さん  
 世にはいかにしてやもれ聞えけるやらん、哀にやさ  
 したためしにぞ讚歎せし、既に入内の日時定りけれ  
 ば、御出立様々に營給ひけり、出車の儀式常よりも  
 珍らかに、心ことに出立せ參らせ給へり、宮は物う  
 かるべき出立なればとみに出させ給はず、遙に打ふ  
 け小夜も半過てぞ、御車には助けのらせおはしまし  
 ける、殊更色ある御衣なども召れず、白き御衣十四  
 五計りを召れたりける、内へ參らせ給にしかば、懸、  
 恩を承らせ給ひて、れいけい殿にぞ渡らせおはしま  
 す、清涼殿の畫圖の御障子に秋月を書れたる所あり、  
 近衛院未だ幼帝にて渡らせ給ひける、そのかみ何と  
 なき御手すさみに書くもらせおはしましけるが、少  
 しもむかしにかはらずして有けるを御覽せられける  
 に、先帝のむかしの御俤思召出させおはしまして、  
 何となく思召つゞけらる、  
 思ひきやうき身なからにまよひきて

同じ雲井の月を見んとは  
 此御詠哀に類少くぞ聞えける、楊貴妃がたぐひいで  
 きなんすと人申けり、さまざまにちかはせ給ふも有  
 けり、大方其頃は是のみならず、か様の思ひの外の  
 事共多かりけり、世澆季に及び、人凶惡を先とする故  
 也、

か、りし程に永萬元年の春の頃より主上御不豫の事  
 御座ますと聞えしかば、其年の夏の始に成しかば、殊  
 にかはらせ給ひき、是によりて大膳大夫兼成が娘の  
 腹に、主上の御子二歳に成せ給ひしを、皇太子に立  
 させ給へき由開しほどに、六月廿五日に俄に親王の  
 宣旨を被下て、頓て其夜位を禪らせ給ひしを、何と  
 なく上下あわてたりき、我朝の童帝は清和天皇九歳  
 にて、文徳天皇の御讓を請させ給しより始れり、周公  
 旦の成王にかはりつゝ、南面にして一日に萬機の政  
 を行ひしになすらへて、外祖忠仁公幼主を輔佐し給  
 へり、攝政又是より生まれり、鳥羽院五歳、近衛院三

歳にて御即位有しをこそ、疾き事に人思ひしに、是  
 は纔に二歳、先例なし、物さわがしと人思へり、六  
 月廿七日新帝御即位のこと有しに、閏七月廿八日御  
 年廿三にて新院失させ給ひにき、御位を去せ給ひて、  
 纔三十餘日也、新院とは二條院の御事也、天下の憂  
 喜相交りて、取あへざりしに、八月七日香隆寺にあ  
 からさまにやどし參らせて後、彼寺の良に蓮臺野と  
 云所に納め奉り、八條の中納言長方卿其時左大辨宰  
 相にておはしけるが、御葬送の御幸を見て、かくぞ  
 思ひつゞけらる、

常に見し君か御幸を今朝とへは

かへらぬたひと聞そかなしき

忠胤僧都が秀句此時のこと也、七月廿八日如何なる  
 日ぞや、去る人のかへらず、香隆寺いか成所ぞや、  
 出御ありて還御なしと被申しかば、皆人袂をしほ  
 りけり、哀なりしこと共なり、近衛大宮は此君にお  
 くれ參らせ給しかば、頓て御髮おろさせまし〜け

るとぞ聞えし、定めなきよのためし今更に哀也、  
 御葬送願立論本の夜、延暦寺、興福寺の僧徒の輩がく打論をし  
 て、互に狼籍に及ぶ、昔は主上、上皇の崩御には南  
 北二京の大小僧徒等悉く供養有て、我寺々の印に行  
 を立、額をうたれしに、三條院の御時よりうたれざ  
 りしを、初て額立あり、南都は東大寺、興福寺を始  
 として、末寺々々相伴ふ、東大寺は聖武天皇の御願、  
 あらそふべき寺なければ一番也、二番は大職冠淡海  
 公の氏寺興福寺の行を立、園城寺、元興寺、清水寺、  
 雲居寺、東光寺、遍照寺、大覺寺、歡喜寺とて末々  
 の額を打、各々氣色節に觸たる景氣ども面白かりし  
 見物なり、今度の葬送の時延暦寺の衆徒等先例を背  
 き、ことを猥りて、東大寺の次、興福寺の上に行を立  
 る間、衆徒僉議しけるは、東大寺、興福寺は一二也、  
 自由に任せて延暦寺の額を興福寺の上に打せぬるこ  
 そ安からね、山をやせむべき、延暦寺をや焼き亡すべ  
 きなど議する所に、清水寺は興福寺の末なる故に、

清水寺法師に観音房、勢至房、金剛房、力士房とて四  
 人あり、進出で、申けるは、愚意の至に候へども、此  
 御せん議は延て覺候、只今打破りて本意を遂んとて、  
 四人の惡僧等小具足袴々と取付て、或は三枚冑に、  
 左右の小手、或は大荒目の繩草摺長なるを一色にさ  
 ざめかせて、茅のはの如くなる、大長刀を持って走り  
 廻りて、さん〜に切破りて、延暦寺の額を切倒し  
 て、うれしや水なるは瀧の水とはやして、興福寺の衆  
 徒の中に走入ぬ、此觀音房と申は昌春とぞ名乗ける、  
 後には土佐房と改名して、南都西金堂の衆徒となる、  
 延暦寺の衆徒即時に手向ひをすべきに、心深くねら  
 ふこともや有けん、其時は一言も出さ〜りけり、扱  
 も一天の君、萬乘の主、世を早くせさせおはしましか  
 ば、心なき草木迄愁たる色あり、いはんや人倫僧徒  
 の法に、其歎き淺からずこそ侍に、喧嘩出きたりて、  
 或は散々として高きも賤きも、誰を敵ともなければ  
 四方へ退散す、れんだい野の奥船岡山のほりにぞ落

入ける、さけぶ聲雲を響かし、地を動す、誠に此君は宮の御弟子になし參らせて、仁和寺に入らせおはしたりしを、王胤猶大切なりとて取かへし奉りて、頓て立坊有けり、されば御室は此御肥にて御位の時ちつひも殊に頼み被<sub>レ</sub>思召<sub>レ</sub>て、二條内裏の邊、三條坊門鳥丸に御壇所を造給て渡らせ給ければ、常には萬の政に御口入有けるとぞ聞えし、

抑彼昌春南都をうかれける事は、興福寺領針庄と云所有、去る仁安の頃、衆徒代官を入たりけるを、西金堂の御油衆の代官として、小河四郎遠忠と云者、是非なく庄務をうち止る間、衆徒の中より侍従五郎快尊を遣して、遠忠が亂妨を押へさす、其時西金堂衆土佐房昌春、數輩の惡徒と結<sub>ひ</sub>て、遠忠を夜打にして、則彼庄を横領せんとけつかうする間、衆徒昌春を追入て、仔細を奏聞の爲に、御神を先に立奉りて上落する由聞えければ、昌春多勢を率して彼御神をさんさんに切すて奉りてけり、是によりて衆徒懈<sub>れ</sub>憤り

をなして、昌春を召捕て禁獄せらるべき由訴申間、長者より時の別當兼忠僧正に仰て召れければ、昌春あへてこと共せず、然る間是を拵へて昌春が申所其謂れ有るか、委<sub>く</sub>聞召て御成敗可有由重て被<sub>レ</sub>仰下<sub>レ</sub>間、昌春おめくと上落したりけるを、寺家に仰付て昌春を召取て、大番衆土肥次郎實平に預られぬ、昌春鬼神にとられたる心ちして、年月を渡りける程に、後には土肥と親しく成にけり、又其後公家よりも御きたもなかりければ、南都は皆敵なれば、しるて還住せんことたよりなし、まことや伊豆國流人兵衛佐こそ頼母しき人なれと思召して、土肥と云合せて北條に下て兵衛佐に奉公す、心きたる者也ければ、兵衛佐にも大切に思はれけり、兵衛佐治承四年に院宣、高倉の宮の令旨を給て、謀反起し給し時、昌春は二文字に結雁金の旗を給て、切者にて有ける間、人申けるは、春日大明神の罰を蒙べかりける者をやと申けるに、其後鎌倉殿より九郎大夫判官討とて京

都へ差上られたりけるに、打そんじて北をさして落けるが、くらまの奥、僧正が谷よりからめとられ、六條河原にて頭をはねられける、時は遅速こそありけれ、神明の罰は恐しきことかなと人申けるとかや、同九日午の時計に、山門の大衆下ると聞えければ、武士、檢非違使、西坂本へ馳向たりけれども、衆徒神輿をさげ奉りて押破りて亂入す、貴賤さわざ迷へる事不<sub>レ</sub>斜、内藏頭教盛の朝臣布衣にて、左衛門の陣に候はる、上皇山の大衆に仰て、平中納言清盛卿を追討せらるべき故に、山門衆徒都へ入と何者かいひ出したる事聞えければ、平家一類六波羅へ馳集る、上下あわてたりけれ共、左衛門督重盛郷士人ぞ、何故に只今さるべきぞとて静められける、法皇も驚き思召て、急ぎ六波羅へ御幸なりて、全く去事なしとぞ仰られける、御幸の上は中納言も大に畏て驚かれけり、山門大衆は清水寺へ押寄て焼拂べき山聞えけり、去る七日の夜の會稽の耻をす、がんと云也、異朝に

稽山の洞と云所有、彼山得分有、夫と申は十七の窟あり、まゆ一を以て糸千兩を置く、されば一萬七千兩の糸也、故に此山をば蠶山と名付たり、會稽山共いふ、彼山に二人の主あり、會臺將軍、稽貞鬼風と云、貳人して一年づ、此得分を取、七月七日合戦を遂て、去年勝たる者は今年負、今年かちたる者は、來年負くる故に、稽山の麓にて年々打替て本意を遂る故に、先の耻を今清む、仍ち會稽のはちを清むとはいへり、去七日は山門忽に耻にあひ、今九日は清水寺又耻を見る、されば則會臺鬼風に違ふべきや、清水寺法師老少をいはす二手に分て相待けり、一手は瀧尾の不動堂に陣を取、一手は西門にて待懸たり、山門の搦手はすでにく、め路、せんがん寺、歌の中山迄責來る、大手は新<sub>は</sub>陵の觀音寺迄寄せて坊舎に火を懸ければ、折節西風はげ敷して、黒煙り東へふきおほふ、かゝりければ清水寺法師一矢を射るに不<sub>レ</sub>及、取物も取あへず四方にたいさんす、

昔嵯峨天皇の第二の皇子門居親王の後二條右大將坂の上田村丸の御娘春子女御御懷妊の時、若御産平安ならば、我氏寺に三重の塔をくむべき由御願に立させ給ひし、九りん高く輝かし三重の塔も焼にけり、兒安の塔と申は是也、いかゞしたりけん塔にて火は消にけり、本堂一字計ぞ残りける、無動寺法師に伯耆の堅者乗圓と云ふ學匠惡僧の有けるが、進み出て申けるは、罪業もとより所有なし、妄想轉倒よりおこる、心性深清ければ、衆生即佛也、只本堂に火を懸よやくと罵りければ、衆徒尤くと同じて、手毎に松明を燈して、本堂の四方へ付たりければ、煙り忽に雲井はるかに立上り、一時がほどに回祿す、淺ましも思なり、思ふごとく堂舎一字も残さず焼拂て歸上りければ、上皇も還御なりにけり、重盛卿は御送りに參られければ、清盛は留まられにけり、猶用心のためにや、左衛門督御供より歸られたりければ、中納言宣ひけるは、法皇の入せおはしましたつる

こそ畏れ多けれ、乍去かけても思ひより仰らる、旨のあれはこそか様にも聞ゆらめ、其故は善導の御釋をひらき見るに、一切の隱密を久しく不可行といへり、必披露する事は聞えねども、密する事は顯はるぞとよ、それいかんとなれば、水下の砂に隠る、魚は鶴のためにはあらはれ、深山に籠る鳥ははやく鷹のためのがれぬといへり、必有事は聞えけるぞとよ、されば夫にも打とけらるまじと宣へば、左衛門督はこのこと努々御氣色にも御詞にも出さるべからず、人の心付て申はあしきこと也、叡慮に背き給はず、人のために仁おはしまさば、神明三寶のかご有べし、仍御身の恐有べからずとて立給へば、左衛門督はゆ、しく大様成者かなとぞ中納言は立給ひける、法皇は還御の後、うとからぬ近習者あまた御前に候はければ、さるにてもふしぎの事をいひ出しつる、誰かかゝる事はいひつらんと仰有ければ、西光法師が候ひけるが、天に口なし人を以ていはせよとて、六波

羅邊殊の外に過分に成行は、天道の御罰にやと申ければ、此ことよしなし壁に耳有と云事あり、恐しくとぞ申合ける、清水寺焼たりける後朝に火坑變成池は如何にと札を替て、大門の焼柱に打たりければ、歴劫不思議これなりと返札をたてたりけり、いか成跡なし者のしはぎ成けんとおかしかりけり、是は去年にて、今年は諒闇にて有しかば、御禊、大嘗會もなし、同十二月二十五日、東御方の御腹に法皇の御子親王の宣旨蒙らせ給ふ、今年五歳に成せ給ふ、年來は打籠られて座しつるに、萬機の政法皇聞召は御憚無、東の御方と申は、時信朝臣の娘、知信の朝臣の孫也、辨殿とて候はせ給けるを、法皇時々召れる程に、皇子出き給ひければ、彌、重き人にて、始は皇后宮と申けるが、皇子位に即せ給ひてのちは、院號有て、建春門院とぞ申ける、相國の次男宗盛をば彼女御御子にせさせ給ひければにや、平家殊にもてなし申されける、仁安元年今年は大嘗會有べきなれば天下の營

み也、同年三月七日、去年親王の宣旨蒙らせ給ひたりし皇子、東三條にて春宮立の御事有、春宮と申は、御門の御子也、是を太子と申、又御門の御弟の儲の君に備らせ給ふ事あり、是をば太弟と申、皇太弟共申、それにはは御甥はわづかに三歳、春宮伯父六歳にならせ給ふ、昭穆相かなはず、ものさわがしといへり、但寛仁二年、一條院は七歳にて御即位、三條院は十一歳にて春宮に立せ給ふ、先例なきに非ずと人申けり、同三年二月十九日東宮高倉院八歳にて大極殿にて御即位有しかば、先帝は五歳にて御位を退き給ひて、新院と申き、いまだ御元服なくて御童形にて太上天皇の尊號ありき、漢家、本朝是ぞはじめ成らんと珍しかりけること也、此君の位に即せおはしましぬることは、彌、平家の榮華とぞ見えし、國母建春門院と申は、平家の一門にておはしまし候上、とりわき入道の北の方二位殿の御姉にておはしましければ、相國の公達に二位殿の腹は、當今の從父兄弟

にむすばれ奉りて、ゆゑしかりけることも也、平大納言時忠卿と申は女御の御せうと、主上の御外戚にておはしましたければ、内外に附たる執権の人に、叙位、除目以下公家の御政偏に此卿のさた也、されば世に平關白とぞ申ける、當今御即位の後は、法皇もいとわく方なく院に近く召仕はるゝ、公卿殿上人上下北面の輩に至迄、ほどく随ひて官位はうろく身に餘る迄朝恩を蒙りたれども、人の心の習ひなれば、猶あきたらず覺えて、此入道の一類、國をも官をも多くふさげたる事を目ざましく思ひて、此人亡びたらば其國はあきなん、其官はあきなん、心中には思ひけり、疎かならぬ輩は忍びつゝさゝやく時も有けり、法皇も内々思召れるは、昔より今に朝敵を打平ぐる者多けれ共、斯る事やあらじ、貞盛、秀郷が將門を討、頼義が貞任を亡し、義家が武衛、家衡を攻しも勳賞行れしこと受領には過ぎりき、清盛がさしたるし出したることもなくて、心の儘に振

まふ事こそ然るべからね、是も世の末に成りて、王法の盡ぬるにやと思召れども、ことの次なければ君も御誠なし、又平家も朝家を恨み奉る事もなかりしなり、世の亂れ初めける根元は、去ぬる嘉應二年十月十六日、小松内大臣重盛公の次男新三位中將資盛、其時は越前守たりし時、蓮臺野に出て小鷹狩をせられけるに、小侍共二三十騎打むれて、鷓あまた据させて、鶉、ひばり追立て、折しも雪は降て枯野の氣色面白かりければ、終日狩暮して夕日山の端にかかりければ、歸られけるに、時の關白松殿基房、院の御所法住寺殿へ参らせ給ひて、還御有けるに、六角京極にて参り逢、よるにてありければ、殿下の御出とも不知越前守おごり勇みて世を世ともせざりける上、召具したる侍共みなく十六七の若者にて、骨法を辨へたる者壹人もなかりければ、殿下の御出ともいはず、一切下馬の禮義もなし、依之前驅の御隨身、しきりに是をいらつ、何者ぞ御出なるに、速

に罷留りて下り候へと申けれども、更に耳にも聞入らず、蹴ちらして通りけり、暗きほどの事にてありければ、御供の人々も、つやく入道孫とも知ざりければ、資盛以下侍五六人馬より取て引落し、頗る耻辱に及ぶ、資盛の朝臣六波羅の宿所へかへりて、祖父入道になく訴へければ、入道さいあいの孫にておはしけり、大にいかりて、殿下也ともいかにか入道があたりの事をば懼り思はざるべき、おいさき有若者に、さうなく耻辱をあたへらるゝこそ意恨なる次第なれ、此事思ひしらせ申さではえこそ有まじけれ、かゝる事より人にもあなづりはじめらるゝとて、殿下を恨奉らばやと宣ひければ、小松内府此事を聞て、夢々不可有、重盛が子共なんと申さんずる者の、殿下の御出に参りあうて馬よりも車よりもおりぬこそ尾籠にて候へ、左様にせられ参らするはひと敷に思召なざるゝによりてなり、この事却りて面目に非ずや、頼政、時光など體の源氏などにあ

ざむかれたらば誠に耻辱にても候なん、かやうの事より大事に及で世の亂ともなることにて候と宣ひければ、其後は内府には宣ひあらせず、片田舎の侍共のこはらかにて入道殿の仰より外に重き事なしと思ひて、前後も辨へざる者十四五人計り招寄て、來二十一日主上の御元服の定に、殿下御参内有んずる道にて待請申て、前驅御隨身等のもとどりきれと下知せられければ、其日に成て中、御門猪のくま邊に六十餘騎の軍兵を揃へて、殿下の御出を待請たり、殿下はかゝる事有とも知し召れず、主上明年の御元服の加冠、拜官のさだめのために、今日より大内の御直廬に七日候はせおはしますべきにて有ければ、常の御出よりも引繕せ給ひて、今度は待賢門より入せおはしますべきよしにて、何心なく中、御門を西へ御出なりけるを、猪のくま堀川の邊に六十餘騎の軍兵待受参らせて、射殺し切殺さね共、さんくにかけちらして打落しはり落す、馬に任せて逃る者もあり、馬

を捨て隠る、者もあり、前駈、御隨身共れうりやくして、前駈六人次第に本鳥を切てけり、其中に藤藏人の大夫高則が本鳥を切ける時、汝が本鳥を切には非、汝が主の本鳥を切也といひ含めて是を切、隨身十人が内右府生武光、同本鳥を切られにけり、剩へ御牛の尻がへを切たちて、御車の内へ弓をあら、かにつきいれければ、殿下も御車よりくづれ落させたまひて、あやしの賤の家に立入せ給ひければ、前駈も御隨身もいづちへか失たりけん壹人も無りけり、供奉の殿上人或は物見うちやぶられ、或はしりがひ、むながひ切はなたれて、くもの子をちらす様にしちらして、中御門おもてにて悦の間を作りて六波羅へ歸りにけり、入道はゆ、しくしたりとかんじけるに、小松大臣こそ大にさわがれ、景綱、家貞きくわいなり、たとへ入道いか成ふしぎを下知し給ふとも、いかでか重盛には夢にも知らせ給はざりけるぞとて、行向ひたる侍共十餘人勘當せられけり、重盛なんと

が子共にて有んものは、殿下を恐れ奉り、禮義をなしてふるまふべきに、云甲斐なき若者共を召具して、左様の尾籠を現じて、剩父祖の悪名を立る事不孝の至り、偏に汝にあり、自今以後は親子の儀に非ずと、越前守をも深く誠めらるとかや、この大臣は何事に付ても能人とぞ世にも譽られける、其後は殿下の御行衛も知參らせたる人壹人もなかりけるに、御車ぞへの古老の者に、淀の住人因幡、先使國久丸と申ける男、下薦なりけれどもさかくしかりける者にて、抑君はいかにならせ給ひぬるにかとて、爰かしこを尋求め參らせけるに、殿下はあやしの賤の家に遣戸の際に立かくれて、御直衣しほくとして渡らせ給ひけり、國久丸只壹人しりがひ、むながひむすび集めて御車仕りて、是より中御門へ還御なりにけり、還御の儀式心うしとも疎也、攝政關白のか、るうきめを御覽する事昔も今ためしすくなくこそ有けめ、是ぞ平家の悪行の初なる、

翌日西八條の門前に作り物をぞしたりける、法師の腰からみて長刀を荷て持上て物を切んとするけいきを作りたり、又前に石鍋にし立たる物を置たり、道俗男女門外に市をなす、されども心得たる者壹人もなし、こは何事を申ぞやと云所に、五十ばかりなる僧のさし寄打見て申けるは、さればよべの事を作りたる也と申せば、何ぞと云に、よべ殿下の御出なりけるを、平家の侍、中御門のくまにて待うけ參らせて、さんくんに追ちらし、御車をくつがへし、前駈、御隨身の本鳥を切たりけるを作りたり、是こそむし物にあうてこしがらみといふことよと申せば、一同にはと笑ひてのく、如何成あとなし者のしわざ成らんとおかしかりけり、扱前駈者たりける藏人大夫高範あやなく本鳥を切られたり、いかにすべき様なくて宿所にかへり、引かつきてふしたりけるが、俄かに大とのゐの綾織のなかに目あかく、手のき、たらん二人ばかり、きと召し進せよといひければ、

妻子ども何事やらんと、覺束なく思ひける所に、程なく召して参りたりけるを、妻子けんぞくにも見せず、一間成所に籠りぬて、切られたる本鳥をかづら<sup>たか</sup>をさして、一夜の内に結びて續せて、びんしと、かき、ゑぼし打着て、藏人所に參して申けるは、我いやしくも武家に生れ、如此弓矢を取て重代能り過ぐ、其日しかるべき不祥にあひたりしかども、そくたいをまとひ、つめきるほどの小刀體の物も身に隨へず、人に手をかくる迄こそなくとも、あたる所口をしきめを見んよりは、自害こそ仕るべかりしも不叶、剩へ本鳥を切れたりと云不實さへいひ付られ、弓矢取者の死ぬべき所にて死ざるが致す所也、則世をものがれ家をも出べけれども、左右なく出家したらば本鳥を切れたるは一定也とさせられんずらん事、生世々のかきん也、今一度誰くにも對面と存じて参りたり、但し慙に人並々に立まじればこそ、かゝる不實をもいひ付らるれ、思ひ立たること有とて、

懐より刀を取出して本鳥をおし切て、亂髪にるぼうし引入て袖打かつぎて罷出けるこそ賢かりけれ、廿二日攝政殿は法皇に御参りありて、心うきめにこそあうて候へと申させ給ひつれば、法皇も淺ましく思召て、此由を入道にこそいはめと仰ありける、入道此よしをもれ聞て、殿下の入道がことを院に訴へ申されたりけるとて、又しかりのしりけり、殿下かく事にあはせ給ひければ、廿五日院、殿上にてぞ御元服の定は有ける、さりとて、さて有べきにあらねば、攝政殿十二月九日兼て宣旨を蒙らせ給ひて、十四日太政大臣に成せ給、これは明年御元服の加冠の料也、同十七日に御拜賀有、ゆゑしくにがりてもありし、太政入道第三の姫后立御定あり、今年十五にぞ成給ひける、建春門院の猶子也、妙音院の入道太政大臣の内大臣の右大將にておはしましけるが、もとより出家の御志有ける上、入道相國年を経、日に隨て過分に成て、天下の事を我儘に

執行し、重盛を大將になしつる上、次男の宗盛を大將になさんと心に懸て、其鬪を窺ふ由聞せ給ひける、折節松殿かく事にあひ給ふに附ても、一定大將はがれなんすと思召て、急ぎ大將を辭退申されけるを、徳大寺大納言實定の二の大納言にておはしましけるが、理運にて成給べきよし聞えけり、其外花山院の兼雅も所望せられけり、さては殿、三位中將師家卿杯や成給んすらんと世間には申合ける程に、故中、御門中納言家成卿三男新大納言成親、卿平に申されける、院御氣色善りければ様々の祈を初て、去ともと思れたり、或時八幡宮に僧を籠めて眞讀の大般若を讀せられける程に、半部ばかり讀たりける時、高良大明神の上なる松の木より山鳩二つ來りて、くひ合ひて死にけり、鳩は八幡大菩薩の第一の使者也、宮寺にかゝるふしぎなしとて、別當淨清ことの由を公家へ奏聞したりければ、神祇官にて御占あり、天子、大臣の御慎に非ず、臣下の慎とぞ占ひ申たりける、是

のみならず賀茂の上社へ七ケ日、下鴨社へ七ケ日、忍びて歩行にて日詣をして百度詣をせられけるに、第三日に當る夜詣で下向して、中、御門の宿所に大納言臥れたりける夜の夢に、詣で上の御前に候と覺しきに、神風すぐく吹下し、寶殿の御戸をきつと開れたりける、やゝ暫く有て、ゆゑ敷けだかき女房の聲にて一首の歌を詠せさせ給ひけり、

梅の花賀茂の川かせうらむなよ

ちるをはえこそとめさりけれ

成親卿夢の内になきて驚れけり、我もしひす、上の社には仁和寺の俊堯法印を籠めて眞言秘法を行せられける程に、七日に滿る夜、俄に天ひゞき、地搖く程の大雨ふり、大風吹て雷なりて寶殿の後の妻戸杉に雷落かゝり、火もえ付て若宮の社は焼にけり、神は非禮を受給はねば、かゝる不思議も出來にけるとかや、成親卿猶是にも思ひ知り給はぬぞ淺ましき、去程に嘉應元年正月三日、主上御元服せさせ給て、

十三日てうさんの行幸とぞ聞えし、法皇、女院御心もとなく待受参らせ給ひて、初冠の御すがたらうたくいづくしく渡らせ給ひける、三月入道相國第二娘、女御に参らせ給ひて、中宮徳子とぞ申ける、法皇御猶子の儀なり、七月には角力の節あり、重盛宿連おはしければ、右のあくやにて事を行ひ給ふを、人見て申けるは、果ほうこそめでたく、近衛大將に成んからに、容儀進退さへ人にすぐれ給ふべしやはと申あひけりとかや、加様にほめ奉りて、切ての事には末代に相應せで、御命やみじかくおはせんすらんと申けるこそいまはしけれ、御子息大夫侍從羽林などいひて、あまたおはしけるも皆いうにやさしく花やかなる人にておはしあひける上、大將は心ばへよき人にて、子息たちも詩歌、管絃を習はせ、事にふれてよし有事をすゝめらる、去ほとに此程の叙位、除目は平家のまゝにて、公家、院中の御計にてもなし、攝政關白の御成敗にてもなかりければ、治承元年正月十四日

の除目に、徳大寺、花山院、中將殿もなり給はず、まして新大納言思ひやはよるべき、入道の嫡子重盛右大將にておはしけるが、左にうつりて、次男宗盛中納言にておはしけるが、數輩の上臈を超越して、右にかはられけるこそ申計もなかりけれ、嫡子重盛の大將に成給ひたりしをだにゆゝしき事に人思へりしに、次男迄打續並び給ふ、世には又人育とも見え、中にも後徳大寺の大納言、一の大納言にて才學優長に、家重代にて越られ給ひしこそ不便の事なりしか、定て御出家など有んずらんと、世の人申あひけれども、此世の成らんやうをも見はてんと思ひ給ひけるか、猶餘の悲しさに大納言を辭し申て御籠居有、既に出家して山林に交るべき由思召立けるに、源藏人大夫賢基が申けるは、御出家候て世を捨させ給は、君の頼み參らせ候青侍青女たち皆餓死になんず、口惜く候、平家四海を打平げ、天下を掌に握、爰に一天の君をだになやまし參らせ候、左ほどの人のふるまひをとかく

申に不及、三家の君達に越られさせ給て候は、こそ、御恨みにても候はめ、世は謀を以て先とす、安藝の嚴島へ御參あるべしと存候、七日の御參籠候は、其社のみこをば内侍と申候、それに種々の引出物をたびて、内侍四五人相具して京へ御上り可有候、内侍京へ上候程ならば、太政入道に一定見參し候はんずらん、何しに上りたるぞと尋られ候は、内侍有のまゝに申候は、大將は一定參らぬとおぼえ候とて、様々に推へ申されければ、さらばとて嚴島へ參らせ給へり、案のごとく内侍共參りたり、支度したる事なれば、種々の引出物をたびて、色々様々にもてなし給ひけり、かくて七日の御參籠もはてければ、京へ上り給ひけるに、内侍共名残を惜み奉りて、一日送り參らせて、次日内侍ども歸んとする所に、徳大寺殿被仰けるは、やゝ内侍達、王城の鎮守を差置き參らせて、國を隔て海を分て參りて候志を思ひやられ候べし、内侍達をば大明神とこそ思ひ奉れ、今日名残を惜

み給へかしと宣ひければ、承りぬとて送り奉る、次日又内侍いとま申て歸んとする所に、種々の引出物をたびて、内侍を情なし、今日送りかしと宣ひければ、承りぬとて又送り奉る、かくて一日々々送り奉るほどに、都近く送奉る、徳大寺殿被仰けるは、是迄上りたるに、いざかし都へ内侍たちに京づとをも尋て取らせんと宣ひければ、承りぬとて、内侍十餘人京へのぼる、内侍共申けるは、太政入道殿に見參に入て下らんとて參じれば、入道殿出會て見參し給ひて、内侍ども何しにのぼりたるぞと問れけり、内侍申けるは、徳大寺殿大將を超られさせ給ひたるとて、御出家ありて山林に交らんとせさせ給ふが、嚴島大明神はれいげんあらたに渡らせ給へば、祈請申て其後出家せんとて御參籠候つるに、御心いうにやさしく御座つる間、御名残惜くて、一日々々と送り參らせ候つる程に、京へ上りて候へば、見參に入ていとま申さんとて參りて候と申ければ、入道打うなづきて一定か、内

侍達さん候とぞ申ける、入道宣ひけるは、淨海があがめ奉る大明神を尊く渡らせ給ふと傳聞て參り給たりけるこそいとをしけれ、大明神御威光も恐れあり、とくく重盛大將あけよとて、徳大寺殿左大將になし奉る、新大納言彌、口惜と思はれけり、いかにして平家を亡して本望を遂んと思ふ心付にけるこそ恐しけれ、父卿は中納言迄こそ至られしに、其末の子にて位正二位官大納言、年僅に四十二、大國あまた給はりて、家中たのしく子息所從に至迄、朝恩にあきみちて、何の不足ありてか、かかる心付にけん、是も天魔の致す所也、信賴の卿の有様をまのあたり見し人ぞかし、其度の謀反にも興して、既に誅せらるべきにおはせしが、小松内大臣の恩を蒙て首を繼たりし人に非ずや、然を疎き人も入ざる所にて兵具を調へ集めて、可然者を語らひ、此いとなみの外他事なかりけり、東山に鹿の谷と云所は、法性寺の執行俊寛が領也、件の所は後は三井寺に續きてよき城也とて、そこ



に城郭を構へて、平家を討て引籠らんと支度せらる、多田藏人行綱、法性寺の執行俊寛、近江の中將入道れん生俗名は山城守もとかね、式部大夫のり綱、平判官康頼、宗判官信房、新平判官すけゆき、左衛門の入道西光等を始として北面の下臈あまた同意したりけり、平家を亡すべき奥力の人々、新大納言成親卿を始として、鹿の谷俊寛が坊を會所として、常により合くだんぎしけり、法皇も時々入らせ給て聞し召けり、入せ給ふ所ごとに、俊寛がきたにて、御儲ていねいにしてもてなし參らせて、御延年杯有時もあり、かの人々例の俊寛が坊に寄合て終日酒宴して遊ばれけり、去程に酒盛半に成りて、萬興有けるに、多田藏人が前に盃流れとまりたり、新大納言青侍を壹人招よせて、何事やらんさ、やきてければ、程なく清げなる長びつ一合縁の上にかきすへたり、尋常なる白布五十端取出して、やがて多田藏人が前に置せて、大納言めをかけて日頃たんぎ申つる事、大將軍には一向

御邊を頼み奉る、其弓袋の料に進候、今一度候は、やしひたりければ、行綱畏て三度して、布に手うちかけて押のけ、是は則郎等密て取てけり、其頃靜憲法印と申けるは、故少納言入道しんせいの子也、萬事思知りて引入て眞の人にてぞ有ければ、平相國も殊に川ひて、世の中のことなど時々いひ合せられけり、法皇の御氣色もよくて、蓮華王院の執行に成しなんとして、天下の御政常には仰合せられけるに、成親卿取あへず、平氏既に倒れたりと申されければ、法皇もつほに入らせ給ひて、康頼參りて、當辨仕れと、仰のありければ、己が能なれば、つる立て、凡近頃は平氏が餘り多くしてもてあつかひておほえ候、首をこそ取候はめとて、瓶子の首を取て入にけり、法皇も興に入せ給ふ、着座の人々もるみを含みてぞおはしける、靜憲法印計は淺ましと思ひて、物をも宣はず打領うなづきて、弊もあらく立ざりけり、彼康頼はもとは阿波國、住人、人品ひとさしもなき者也けれども、諸道に心得たる者に

て、君にも近く召仕れ參らせて、檢非違使五位の尉まで成にけり、末座に候ひけるが召出されけるも時に取て面目かまとぞ見えける、土の穴をほりていふなる事だにも、もるゝと云ことあり、まして左程の座席なりければ、なじかはかくるべき、人人聞傳へてさ、やきけり、空恐しく覺えける、成親卿のもとに、みめよき上わらは二人ありけり、名をば松の前、鶴の前とぞいひける、松は顔すぐれたりけれ共、心の色少しさしおくれたり、鶴は顔は尋常よつねなれ共、心に哀あはれあり、此談義のために俊寛始めて大納言のもとへおはしたりければ、杯酌進けるに、彼上童二人出して色々さまぐにしむたりけり、是を始として俊寛常はよばれければ、二人ながら時々こしうたせなどせられけるほどに、鶴が腹に女子一人出来たりけるとかや、彼俊寛は木寺の法印寛雅くわんがの子、京極の源大納言雅俊の孫也、させる弓矢とる家にはあらね共、彼大納言ゆ、敷心猛く、腹あしき人にておはしけり、京極の家の前をば人を

もたやすく通さず、常は齒をくひしぱりておはしければ、人齒ぐひの大納言とぞ申ける、かゝる人の孫なればにや、此俊寛も僧なれども心たけくおごりし人にて、か様のこともくみせられけるにや、三月五日除目に内大臣師長公太政大臣に任じ給へるかはりに、左大將重盛、大納言定房卿を超て、内大臣に成給ひにけり、院、御所三條殿にて大饗行はれ、近衛大將に成給し上は、子細に及ばねども、大臣の大將いと目出たし、左右の大將只今闕あり氣なし、師長押上られ給へり、又一、上こそ前途なれども、宇治左大臣の御例憚あり、又太政入道も心元なげにいはいはれければ、よしなしと被仰けるとかや、五條中納言邦綱、卿大納言にならる、年五十六、一の中納言にておはしけれども、第二迄は中納言宗長卿、第三迄は花山院中納言兼雅卿、此人々の成給ふべかりけるをおしと、め、邦綱卿のなられる事は、太政入道萬事思ふ様成が故也、此邦綱卿は堤中納言兼輔の八代の

末葉、式部大夫盛綱が孫前右馬介盛國が子也、然るに二三代は内藏人だにもならず、受領、諸司、助などにてありけるが、進士、雜色とて、近衛院の御時近く召仕はれけるが、去久安四年正月七日、家を起して、藏人頭に成にけり、其後次第に成上りて、中宮の亮まで成にけり、法性寺殿かくれさせ給て後、太政入道に取入て様々宮仕ける上、毎日何にても一種を獻せられければ、所詮現世の得意に此人に過たる人有まじとて、子息二人入道の子にして、清國とて侍従になされぬ、又三位中將重衡を弼になして後、中將内の御乳母子になられたりければ、其北の方は御母代にて、大納言典侍とぞ申ける、治承四年の五節は福原にてぞ有ける、殿上の淵醉の日、雲客后宮の御方に推參せられたりけるに、式部卿の竹湘浦に斑也と云明詠を投げ出されけるを、此邦綱の卿聞給て、取あへず、あな淺まし、是は禁忌とこそ承れ、かゝる事聞とも、聞かじとて、ぬき足をしてにげられけり、させる屬文の人

にておはせざれども、か様の事まで聞とがめ、貴賤をいはす親疎をわかす必訪はれけり、人望もすぐれたり、何よりも一の所の御家領の事を計ひ申されけるが、目出たき事にてぞ有ける、此邦綱卿の母、賀茂大明神に志をはこび奉りつゝ、詣ては、邦綱に一日の藏人を経させ候は、やと祈申されけるに、賀茂の御社の氏人横郷の車をいて來て、我家の車やどりに立ると夢みたりけるを、不心得覺えて、人にかゝる夢こそ見たれと語ければ、公卿の北の方にこそ成給はんすらんといひければ、我身年たけたり、夫まうくべきに非ずと思ひ給ひけるに、邦綱の卿藏人は事もおろそかや、忝く夕郎貫首を経て、終に正二位大納言に至らせ給ふものを、太政入道のさがたく思ひ給ひけるも、しかしながら賀茂大明神の御利生なりとぞ人申ける、

### 平家物語卷第一終

### 平家物語卷第二

北面は上古にはなかりけり、白河院の御時はじめ置れて、衛府ともあまた候けり、爲利、盛重わらははべより千じゆ丸、今犬丸とてきりものにて有けり、千手丸は三浦、後には駿河の守、今犬丸は周防國の住人、後には肥後のかみ、鳥羽院の御時も、季範源左衛門の大夫、子息やすする河内の守、同季頼大夫尉、父子近く召仕はれて、傳奏するをりも有と聞えしか共、皆身の程をばふるまひてこそありしに、此御時の北面の者共は、殊の外に過分にて、公卿、殿上人をも物ともせず、禮義もなかりけり、下北面より上北面にうつり、上北面より殿上を許さるゝも有けり、かくのみ有る間、驕れる心どもありけり、其中に故少納言入道のもとに師光、成景と云者あり、小舎人童、も少しは恪勤者などのけしかる者ども也けれども、

さかくしかりければ、院の御目にもかゝりて召仕はれけり、少納言入道の事にあひし時、二人共に出家して、法名の一字を加へて左衛門入道西光、右衛門入道西景とぞ云ける、二人ながら御藏預りにて召仕はれけり、其西光が子に師高もきりものにて有ければ、檢非違使五位、尉迄成りて、安元元年十二月廿九日、追儺除目に加賀守に任て國務を行ふ間、様々のひほふひれい張行せし餘りに、神社、佛寺、權門、勢家の庄頭をたふし、さんぐのこと共にてぞ有けり、たとへ邵公があとをへだつとも、おんびんの政をこそ行ふべかりしに、よろづ心の儘に振舞しほとに、同二年八月に白山末寺に温泉寺と云山寺にいで湯あり、彼湯に目代馬を引入て洗ひけるを、大衆申けるは、是は白山權現の一切衆生の諸病の藥の爲にいだし給ふ所の出湯也、忝き所に馬を引入て、洗ふ事振難也と制しをくはふ、猶きかず、然る間大衆起りて、白山、中宮八院三社のそう長吏、智積、覺明等張

本として、とねり男が本どりを切、馬の尾を切て追ひ放つ、目代申けるは、馬の湯あらひれいなくば、何度もせいしをこそくはふべけれ、さうなく馬の尾を切べき様やある、はち有者の乗馬の尾を切る事、本どりを切に同じといふ、安からぬこと也とて、國方より大勢を揃へて押寄て、温泉寺の坊舎を焼拂ふ、此事によつて八院の大衆の中に、秀衛が孫に金臺房を大將軍として、明臺房、室大房、能登房、加賀房、越前房、同白山の大衆五百餘騎にて加賀の國府へ押寄せて、かう堂にたて籠りて、廳へ使をたてたれば、目代はひがごとしつとや思ひけん、廳屋にもとまらずして、逃げて京へぞ上りにける、大衆力及ばで、それより歸てせんぎしけるは、此所は本山の末寺也、しよせん叡山へ訴へ奉らん、若訴訟叶はぬものならば、我等長く生土へ歸らじと一同にせんぎして、神水、佛水を飲み、同年八月に白山の早松の御輿をかざり奉り、むねとの大衆三百餘人、御輿をさげ奉

りて上洛す、當時の天台座主は明雲僧正にておはします、此事聞たまひて、專當法師、宮仕法師二人をとて、當時は院の御熊野詣也、上洛せられたりとも、御裁許有るべからず、とくく是より歸られて、御悦の時、上洛せらるべき由被仰けれとも、白山大衆猶聞かず、明雲僧正此事を聞給ひて、門跡の大衆四十餘人差下して、早松の御輿をば奪取り、かねがさきの觀音堂に休め奉り、白山の大衆を追返す、衆徒等よりあひて歎けるは、我等此訴訟叶はずば、長くしやうどへ歸らじと誓たるに、いつしか敦賀の津より歸らん事こそ口惜けれ、いかすべき、我等生土へかへるべからずと一同に神水佛水を飲つ、おして上るべしとて、八月五日宇河を立て、勸成寺に着き給ふ、御供の大衆すでに一千餘人なり、勸成寺より同じき六日、佛が原、金劍宮へ入らせ給ふ、爰に一兩日逗留す、同九日留守所より牒あり、使者には橋次郎大夫則次、但田次郎大夫忠利等也、

留守所、牒白山中宮衆徒一術

欲早停止衆徒參洛事

牒、奉捧神輿、衆徒企參洛、令致訴訟、事之趣、非無不審、因茲差遣在廳忠利、尋申仔細之處、爲石井法橋訴申令參洛之由、有返答云々、此條理豈不可然、爭依小事、可奉動大神哉、若爲國之沙汰、可爲裁許訴訟歟、者賜其解狀、可申上也、乞哉察狀、以牒、

安元三年二月九日

散位財部朝臣

散位大江朝臣

散位源朝臣

目代源朝臣

とぞ書たりける、依之衆徒返牒在狀云、

白山中宮大衆政所返牒 留守所 術

來牒一紙被裁送神輿御上洛事

牒、今月九日牒、同日到來、依狀案仔細、在神明和合、而默定吉日、進發旅路、次、以入力不可

成敗之、冥罰豈不恐之哉、仍以後日任牒返之狀仔細狀如件、

安元三年二月九日

大衆 等

同十日佛原を出て、椎津へ着せ給ふ、同日又留守所より使二人あり、税所大夫成貞、橋次郎大夫則次等、野代山に大衆の後陣に追付たり、則、件の使者落馬して又馬の足折れたり、是を見て衆徒彌、神力を取、同十一日に二人の使、椎津に到來す、あへて返牒なし、ことばを以て使者神輿を留め奉るといへ共、こ

謹請 延曆寺御寺牒

欲被裁許奉振上神輿於山上、目代師高罪

科事

右雖令言上仔細、于今不蒙裁許之間、神輿入洛之處、抑留之條是一山之大訴也、倩案事之情、白山者雖有敷地、是併三千之聖供也、雖有免

田、當任有名無實也、然者佛神事、斷絶顯然也、仍當年入講、三十講、同以斷絶、我山者大悲權現和光同座之素意候、近來參向拜社之族、又以斷絶、當此時、而深歎切也、然者奉振神輿、所啓參向一也、永忌、向後之祭、五尺之洪鐘徒響、黃昏之勤誰明、冥道之徳、在子人倫、迷癡之用深也、蓋全元、現將來吉凶、裁、權現御示現有之、然則不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>拘<sub>レ</sub>制法、既令附<sub>レ</sub>敦賀、津、任<sub>レ</sub>御寺牒之狀、止<sub>レ</sub>神輿、上洛之儀、可<sub>レ</sub>侍<sub>レ</sub>御裁報、之狀如件、

安元三年二月廿日

衆徒等

とぞ書たりける、同廿一日せん當此狀を取て歸り上ぬるうへは、裁報を相待所に、遅々の間、衆徒等潛に神輿をぬすみ出し奉りてとらばやと伺ふ所に、御輿守護の者共は、專當法師、宮仕法師等也、是を呼び寄て、白き小袖を一つづゝとらせて、酒をしひふせたり、宮仕、專當しひられて、前後も知らず酔伏せり、其間に早松の御こしをぬすみ取、東路にかゝ

りて、丹生の御輿を柳井が瀬を通り、近江國河内の濱にぞ着にける、それより小船に御輿をかきのせ奉りて、東坂本へ押渡らんとする處に、辰巳の風荒くして、小松が濱にぞ吹付たる、白山の大衆手づから御輿捧げ奉りて、十せんじの御前にかきすへ奉る、山門の大衆等せん議しけるは、末社の神おろかならず、本社<sub>レ</sub>の權現のごとし、まつじの僧徒いやしからず、本山の大衆と同じ、目代ほどのものに一院を焼れて、いかでかさて有べき、尤山門の大訴たるべし、但當時は院の御熊野詣也、御悅を相待參らせんとて、白山權現をば日吉には客人の社といはひ參らせたり、早松の御輿を客人の社に休め奉りて、院の御熊野詣の御悅を相待參らせけり、去程に院すでに御下向有、山門の大衆等、白山の訴狀を受取て、末寺の僧徒等が申狀かくのごとし、眞實この事もだしがたく候や、國司師高を流罪に行はれ、目代もろつねをきんごくせらるべきよし奏聞せしを、裁許おそかりければ、

太政大臣以下、さも可<sub>レ</sub>然公卿たちは、哀とくく御裁許可<sub>レ</sub>有ものを、山門の訴訟は昔より他に異なる事也、大藏卿爲房、太宰の帥季仲は朝家の重臣なりしかども、大衆の訴訟によりて流罪せられにき、師高などがことは物の數ならず、仔細にや及ぶべきと、内々は申されけれども、言葉に顯はして奏聞の人なし、大臣は祿を重んじてものいはず、小臣は罪を恐れて諫めずと云事なれば、各、口をとちておはしけり、其時の見任の公卿に兼實、師長をはじめとして、貞房隆季に至るまで、身を忘れて君を諫め奉り、力を盡して國を全ふすべき人々にておはせし上に、武威をかゝやかして、天下をしづめし入道の子息、重盛などの夙夜のきんらうをつみてこそおはせしに、

かれといひ是と云、師高一人には、かりて、言葉にはかたぶけ申されけれども、いさめ申さざりければ、君に仕ふまつるに、私法然るべきや、前車のくつがへるをたすけずば、後車のめぐる事を頼んやとこそ

蕭何をば太宗は仰られけれ、君もくらく、臣も諂ふべき人々にやおはせし、いかにいはんや、君臣の國を亂らんに於てをや、又權勢の政事のたがはんに於てをや、鴨河の水、雙六のさい、山法師是ぞ我心に叶はぬものと、白河院も仰ありけると申傳へたり、鳥羽院の御時、平泉寺を以ておんじやう寺に附らるべき由、其聞えあり、依<sub>レ</sub>之山門の衆徒たちまちに騒動して奏狀す、其狀に云、

延曆寺衆徒等解申請院應裁事

請<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>垂<sub>レ</sub>恩恤<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>應德寺牒、以<sub>レ</sub>白山平泉寺、永爲<sub>レ</sub>當山末寺、狀

右謹檢<sub>レ</sub>案内、去應德元年白山僧徒等、以<sub>レ</sub>彼平泉寺、寄<sub>レ</sub>附當山末寺、已畢、于時座主良眞任<sub>レ</sub>寄文、成<sub>レ</sub>寺牒、附<sub>レ</sub>彼山、畢、自<sub>レ</sub>爾以降、依<sub>レ</sub>無住僧之訴訟、不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>衆徒之沙汰、然間去春彼山之住僧等、來<sub>レ</sub>訴<sub>レ</sub>于當山、是延曆寺之末寺也、應德寺牒尤足<sub>レ</sub>證驗、爰園城寺之覺宗、任<sub>レ</sub>彼別當職、非法濫行遂

レ日倍増、積愁爲枕之間、以常山、欲爲園城寺之末寺云々、此條當山自本非無本山、就中日吉客人宮者白山權現也、垂跡猶測、彼神慮、定有其故、歎、彼慮忽變、非君之不明、非臣之不直、我山佛法將以欲令滅逃也、泣而有餘、仰若天而揮淚、而何爲丘中丹銷魂、衆徒若忽諸朝威者、懷愁不可止、一山之騷動裁報之、何無遺迹、望請應裁、曲垂恩恤、以白山平泉寺、如舊可爲天台末寺之由、被裁許者、將慰淨行三千之愁吟、彌祈仙院數百之遐齡、仍勸狀謹解、

久安三年四月 日

とぞ書たりける、此申狀に依て下さる、院宣云、集官軍可決雌雄之由、謳歌山上風聞洛中、此事非彼慮之間、武士解郡、被返本國、衆徒申者、仰上裁之間、六時不斷之行法不轉之條、非無彼慮、然者於白山平泉寺者、被付山門畢、此條依不淺當山御歸依、以非

爲理、所被宣下也、但含一山之咲、招諸寺之嘲歎、於自今以後者、可停止非義之濫妨之由、可被觸仰衆徒之旨所候也、仍執啓如件

久安三年四月八日

民部卿顯頼

天台座主御房

昔江中納言匡房とて和漢の才人の申される様は、神輿を陣頭にふりくだし奉て訴申さん時は、君はいか叶はせ給ふべきと申されたりけるに、げにもだしがたきことなりとぞ仰せられける、去嘉應元年甲戌、美濃守源の義綱朝臣、當國の新立の庄をたふす間、山門久住者圓應をせつがいます、此事訴申さんとて、大衆參洛すべき由聞えければ、武士を河原へ差遣して防がれしほどに、日吉社のしやし、延曆寺の寺くわん三十餘人許、申文を捧げて、押破りて陣頭へさんじけるを、後二條關白殿、中づかさの丞源の頼治におほせて防がる、猶内裏へ押入らんとする間、よりはるが郎等八騎是をいる、矢に當るもの八人、

死ぬる者二人、社司、所司四方へ逃げ失せぬ、もんとこの僧綱仔細を奏聞のために下らくせんとしけれども、武士を西坂元へ差遣して入られず、大衆日吉の神輿を中堂に振上奉て、關白殿を呪咀し奉る、いまだ昔より此の如きことなし、神輿を動し奉る事はが始とぞ承はる、匡房の卿申されけるは、あはれ亡國の基かな、宇治殿の御時、大衆の張本とて頼壽、良間等ながさるべきにて有しだにも、山王の御たくせんいさぎよかりしかば、則罪名を宥められて、さまざまの御おこたり申させ給ひしぞかし、されば、此事いか有んずらんと歎申されけり、三千人の衆徒等は八王子へ参りてしんどの大般若を讀誦し奉て、申あげの導師には中胤僧都也、その頃の説法は表白に秀句を以て先とす、かね打ならして、大音聲をあげて申されけるは、我等がけしの竹馬よりおふしたてられ奉る七の社の御神たち、さをじかの耳ふり立て聞給へ、後二條關白殿へ鳴矢一放たせ給へ、

さらすば三千人の衆徒等に於ては長く住山の思ひをたち、離山の思ひにちうして、八王子權現二度拜し参らせんこと有がたしと申、權現御納受渡らせ給へと申上を聞て、三千人の大衆一同にそとを喚きたる、其頃或人八王子の社に詣て通夜をしたりける夜の夢にみたりけるは、御殿の内よりけだかき御聲にて、兵主々々とぞ召れければ、近江國夜須郡におはします兵主の大明神おはしまして参りて候と申させ給ひければ、神のおんてきかうぶくせよと仰られければ、承り候ぬとて、白籠にうすやうづくりに作りたるかぶら矢を重藤の弓に打くはせて、西へ射給ひければ、其かぶら矢夥く京中をなり廻りて、二條の御所のもやの御みすのへりに立と見て、夢打驚き覺てうつゝに聞ければ、御殿の上のほどよりかぶら矢の聲出て、ひえの大たけをこえて、西を差て行ぬ、不思議のことと思ひける程に、其あした二條殿のかうしの役しける侍の見ければ、もやの御みすのも

かうにしきみの葉は一たちたりけり、それより關白殿は山王の御とがめとて、左の御かほ先に御かぶれ出て、頓ておもらせ給ひしかば、御兄にて天台貫主仁源理智房のざすと申し人は、大峯などにのぼりて世に聞えある有験の人にておはしければ、随分に祈申されけれども、其験もなかりければ、大殿の北の政所、せめての御歎の餘りにや、御すがたをやつさせ給ひ、忍びて十禪師の御前に七ヶ日御參籠有て、關白もろみちの御病をやめて、命ばかりをたすけさせ給へとぞ祈申させ給ひける、もろみち今度壽命助けさせ給たらば、一には東坂本より西坂本へ、廻廊を建て、山僧らが三山の參詣の時、霜雪雨露を凌がんがため也、一には八王寺の御前より十せんじの御前迄廻廊を造て、大衆以下の參り下向の輩ともがらに風雨を凌んと也、一には三千人の衆徒に毎年の冬に小袖一づ、着せ參らせ候べし、一には我一期の間、都の住居すまゐを捨て、宮籠りと相交はりて、宮仕へ申候べし、一には長

日の法花八講たいてんなく修行候べし、一には廊の御かぐら退轉なく、又七社權現に御百度四季にこれを勤すべく候、一には大とらうをか、げ候べし、一にはもろみち五人のむすめあり、王城一の美女也、是を以て田樂をせさせて、七社の權現にみせ奉るとなり、なく、立願ありけり、此御立願は御心中にこそ思召けれ、人はを不<sub>レ</sub>知、然るを山王權現あしたにあらはさせ給ひける事こそおそろしく、身の毛も立ちて覺えけれ、折節其頃出羽の國羽黒より、月山の三吉と申ける童御子一人上りて、御社に參籠したりけるが、俄に御前の庭にをどり出て、一時ばかり舞をどり庭に倒れふして絶入したりければ、かきいだせとて、門より外へいだしすてられけり、二時ばかり有て、生出て十せんじの御前に、參りて、舞をどる事おびたし、參詣の諸人、こはいかにと是をみる、しばらくありて大息をつきて汗を押拭おすひて申けるは、我圓宗、教法をまぼらんがために、遙に實報

花王の土を捨て、穢惡じうまんの塵ちりにまじはり、十地圓滿の光を和けて、この山の麓に年久し、鬼門の凶害を防がんとては、嵐はげしき峰にて日をくらし、皇帝の寶祚を守んが爲には、雪ふかき谷にて夜を明す、抑ぼん夫はしれりや否や、前關白師實の北のまゐり所、子息師通が所勞のこと祈り申さんがために、此七ヶ日我前に參籠して、肝腑をくだき、紅涙を流して、せめてのことにや、心中に種々の立願あり、第一の願には八王寺の社より此砌かきまで廻廊を立て、衆徒の參社の時、雨露の難をふせぐべしとなり、此願誠に有がたし、されども我山の山僧等三の山の參籠の間、霜雪雨露にうたるゝを以て、行心のせつをあらはれふ、同じく又八王子の八町坂の廻廊、是誠に殊勝の事に思ふらん、され共一切衆生迷ひ多く、さとりすくなし、されば皆惡道に落つべし、是をあはれみて、和光同塵のけちえんとして、此ふもとに所をしめて、我にちかづかんものをばあはれまんと也、されば

廻廊の願はうけ思召すべからず、次に五人の娘、王城一の美女を以て、田樂の事誠に此願の事、申に付て哀也、せめての思の餘りと覺えたり、尤可<sub>レ</sub>然といへども、攝政關白の御娘達に、いかゞ左様の役をばせさせ奉るべき、十方且那多ければ、此願とりぐに多し、さればうけ思召すべからず、次に大殿の北の政所、我下殿に參籠して、願宜きねに交らんと願、此事又同じくいとをししく思ひ奉る、さはあれども大殿の北の政所程の人を、争でかそれに同座せさせ奉るべき、此事逆事也、一々の願の中に、八王寺八講に於ては、佛事なれば我受思召す、今生に於ては叶ふまじ、後生をばたすけ奉らん、疑ひ思召べからず、誠に親子の昵ぢかび、恩愛の契りなれば、さこそかなしく思ひ給ふらめ、但しもろみちの武士に仰て、我を馬のひづめにけさせ、衆徒多く疵きずを蒙かぶり、宮仕、せんたう、射殺されぬ、三千の衆徒なく、本山へかへりのぼりて、をめきさげんでせんぎする音、天をひっかし、

地を動かす、則衆徒の愁に非ず、しかしながら我なげき也、武士どもが射たる矢めといふは、則我身に當る、諸人は是を見よとて、みこかたぬぎたれば、左の脇の下に大なるかはらけの口計、かけ破れて血流れたり、見る人身の毛だちて恐しなどは云ばかりなし、是はいかに、我ひがごとか、祈るとも叶ふまじ、定業かぎり有、我力及ばずとて、山王上らせ給ひにけり、是を聞せ給ひけん北の政所の御心の中、いかばかりなりけん、誠に御身の毛立ち、御涙にくれてなくなく御下向あり、いつ習はせ給ひたる御あゆみならねども、御子のかなしさに人目をもつ、ませ給はず御下向あり、御心ざしのほどこそ哀なれ、されば佛も父母の恩深き事、大海のごとしとぞ仰られける、神罰かぎりある事なれば、いのりのりもかなはせ給はず、色々の御願も御納受なし、關白殿のさいごの御詞には、あなむつかしのさるのおほさよくとばかり仰られて、去承徳元年六月二十六日に大殿

にさきだ、せ給て、つるにうせさせ給ひにけり、御年三十八、御心のたけくことわりゆ、しき人にてわたらせ給ひけれども、まめやかに事の急になりければ、御命をぞをしませ給ひける、まことにをしかるべき御命なり、四十にだにまだまだらせ給はず、おやにさきだ、せ給ふもくちをし、時に取てあさましかりし御事也、此御やまひかん病し奉る人、御うしろに候人も、御前に候人も、立ゑぼしきたるが、見えぬ程の事にて、高く大きに腫れたりけり、入棺し奉るべき様もなかりけり、大殿是を御らんじて、御涙にむせばせ給ひつ、御いかけめして、かすがの大明神の御方をふしをがませ給ひて、申させ給ひける事こそあはれなれ、たとひ山王大師の御とがめにて、もろみち世をはやうし候とも、かゝるありさまにて、耻を隠すべき様も候はず、定業かぎりある命を申さばこそ、難き事をも中とも思召され候はめ、此おびた、しきすがたを、もとの形になして給はり

候へ、けうやう仕候はんと申させ給ひたりければ、御納受有ければにや、忽ちに御腹の腫しえさせ給ひて、入棺事終りにけり、其御願の中に、長日八講のこと、關白殿かくれさせ給ひぬる上は、はたすに及ばず、八王子の御憤り深くして、後二條關白殿を八王子の後ろの御子の、大ばんじやくの下に籠てせめ奉り給ふ、雨ふり風吹さゆる夜半ごとに、ばんじやく重く成てくるしみたへがたき間、聲を上げてをめき給ふ、目には見えす、聲ばかりする間、上下諸人おそれをの、く處に、宮籠りに附きてたくせんせらられけるは、我は二條關白師通といふ者なり、山王の御憤り深くして、此ばんじやくの下に籠られけり、此くるしみいか、せんとして、左右の袖をおもてに當てなき給ふ、宮仕是を聞て大殿へ此よしを申す、誠にからず、實否を見て參れとて、侍一人差遣す、誠に夥しくをめぐ弊はすれども、一定の關白殿とも知まいらせず、疑ひをなす處に、御子わらはにうつり

て、いかに汝は我をばしれりや否や、二條關白師通といふ者なり、山王の御憤り深くして、いまだ中有迄も行ずして、此大ばんじやくの下に籠られ奉る、其故は大殿の北の政所、師通が爲に御願だてさせたまふ中に、八王子の法華八講は受思召して、後生ぼだいを助けんと、御りやうじやう有しを、もろみち死したればとて、勤められざるに依て、此大ばんじやくの下に籠めらる、ばんじやくのおす事たとへん方なくたへがたし、神に祈り佛に誓ふとも、助る事有べからず、件の八講を勉めて、此苦を逃れしめば、草の陰にも立そひて、くらき所にはともし火ともなり、あしからん道には橋とも成らんずるぞと申、觀に先立奉る我身の果報の拙なさ云ばかりなし、急ぎ歸りて此由を申せと計にて、雨しづくと泣き給ふ、侍も只今見奉る心地して、左右の袖をしぼりあへず、泣くはせかへりて、此由を申せば、大殿仰せられけるは、一期のほどををばらず、命を召れぬる上は、

是ほど又深き御勘當こそ口惜けれ、春日の大明神は渡らせ給はぬにこそ、同じ氏子と申ながら、關白に昇るほどの者をすてさせおはしまして、是程末迄物なくせめさせ給ふ事、生々世々口惜く候と、くどき立て泣き給ひけれども、かひなき事にてぞ有ける、さて八講つとめよとて、日別に供料をあげて、八講をつとめさす、七日と申けるに、關白殿大ばんじやくの下をのがれさせ給ひて、紫雲にのり西をさしておはするとて、大殿の御所の上にて、大きな聲を以て宣ひけるは、恐れても恐るべきは七社権現の御風情、頼ても頼むべきは八王子権現の本地、千手千眼の御ちかひなり、我法華八講の功德に依りて、只今極樂淨土へ参り候、御心安く思召候へ、とはき守りとなり参らすべしと告げしめし給へば、大殿庭上に走出させ給ひて西へ行、紫雲に御手を合せて、我をも同じく具しておはせよとて、人目をも憚らず御聲を上げてをめきさけび給へどかひなし、其後彼の八講

の爲に、御家領紀伊國田中の庄をぞ寄られける、老少不定也、必親に先立まじといふことはなけれども、生死のおきてに隨ふ習ひ、まんとく圓滿の世尊、十地究竟の居士も、力及ばざることなれば、慈悲具足の山王なさけなく、降伏し給ふべしやなれども、和光利もつの方便なれば、折節とがめさせ給ふ、さればむかしも今も山門の訴訟は、恐しきこと、ぞ申し傳へたる、  
安元二年六月十二日、高松の女院かくれさせ給ひぬ、御年三十三、是は鳥羽院第六の姫宮、二條院の后にておはしましき、永壽元年に御年廿二にて御出家ありき、大かたの御心様わりなき人にて、人をしみ奉る事がざりなし、  
同年七月八日建春門院かくれさせ給ひぬ、御年卅五、是は贈左大臣時のぶの御娘也、法皇の女御、常帝高倉院の御母儀也、先年に不例の御願をはたさんとて、御歩行にて御熊野詣有けり、四十日に本宮に参り着

せ給ひて、権現法樂のために、胡飲酒と云舞をまはせておはしましけるに、俄に大雨ふりけれども舞をとめず、ぬれぬ舞けり、せんじを返す舞なれば、権現もめでさせ給ひけるにや、去春の頃より御身の中くるしく、世の中あじきなく思召けるが、去る十日院號を御じたいあり、今日の朝に御出家ありて、夕に無常の道に赴かせ給ふ、院中の御歎き申も愚なり、天下諒闇のせんじを下さる、かゝりければ御孝養の爲に、殺生きんだんを行はれけり、其頃折節伯耆の僧都玄尊、近江の國大鹿の庄を召されて歎けるに、院御歎やうやく期過て、人々に御目ごまし申されける時、げんそんついでて、殺生きんだんとはいへどもくと三度申て、院の御前近く参りて、大鹿はとられぬと申て走り入ぬ、院るつばに入せ給ひて、彼大鹿を返給てけり、同廿七日六條院崩御、御年十三、故二條院の御嫡子ぞかし、御年五歳にて、太上天皇の尊號有しかども、いまだ御元服なくて、崩御

なりぬるこそ哀なれ、  
治承元年丁酉四月十日は日吉の御祭りにて有べかりけるを、大衆打とめて、十三日辰の時に、衆徒日吉七社の御輿をかざり奉り、中堂へ振上奉りて、八王子、客人、十せんじ等の三社の御輿を陣頭へふり下し奉て、師高を流罪せらるべきよしを訴へ申さんとて、西坂本、さがり松、されつゝみ、賀茂河原、糺のとうほく院、法城寺邊に神人、宮仕充滿して、聲を上てさけぶ、京中白川の貴賤來集りて是を拜み奉る、是につゞきて、ぎおん、北野二社、都合十一社の御輿を陣頭へふりくだし奉る、その時の皇居は、里内裏閑院殿にてありけるに、白玉、金鏡、緑羅、紅絹をかざり奉る、神輿朝日の光りにかゝりて、日月の地に落給ふかとあやまつ、一條を西へ入せ給ひけるが、十せんじの御輿既に、二條、烏丸、室町邊に近付せたまひければ、源平の兵四方の陣をかためたり、其時平氏の大將軍には小松の内大臣重盛公、俄の事



なりければ、直衣に矢負てこがね作りの太刀帯で、連錢茸毛の馬のふとくたくまじきに、黄ぶくりんの鞍置きてのり、伊賀、伊勢兩國の若黨ども、三千餘騎相具して、東おもての左衛門のちんをかためたり、源兵庫頭頼政は、顯紋紗の狩衣に上ぐりて、ひをどしの鎧に切生の征矢に、重藤の弓の真中とり、二尺九寸のいかもの作の太刀、かもめじりにはきなし、鹿毛なる馬に白ぶくりんの鞍置きて乗たりけり、連の源太、授、省、競、唱として一人當千のはやりをの若黨、三百餘人相具して、北のちんの唐もんをぞかためける、神輿彼もんより入らせ給ふべきよし聞えければ、頼政さる古兵にて、神輿を敬屈し奉る由を見せんとて、馬より飛おりて甲をぬぐ、大將軍かくすれば、家の子郎等以下三百餘人皆かぶとを脱、大衆是を見て、様有らんとて暫く御輿をゆらへ奉る、頼政は郎等渡部の丁七唱を召て、大衆の中へ使者をたつ、唱は生年三十四、長七尺計成男の白く清げなる

が、褐衣の鎧直垂に、黒皮をどしの大荒目の鎧のかなもの打たるに、豹の皮のしりざやの太刀をはきて、黒つ羽のそやの角はす入たる廿四さしたるを、かしら高におひなして、ぬりごめ藤の弓の握り太なるに、大長刀取添たり、鹿毛の馬の太くたくまじきに、黒鞍置てぞ乗たりける、御輿既に近付せ給へば、馬より飛で下り、かぶとを左のうでにかけて、弓取直して、御輿の前にひざまづきて申けるは、北おもての唐門をば源兵庫の頭頼政かためられて候、大衆の中へ申せと候、昔は源平兩家左右のつばさのごとくに、少しも勝負候はざりしが、源氏に於ては保元、平治より皆絶はて、大りやくなきがごとし、雁股をさかさまにはむる身にて候へども、六孫王のするとは、頼政一人こそ候へ、山王の御輿陣頭へ入べき山、其聞え候間、公家ことに嘆ぎ驚まし〜て、源平の官兵四方の陣をかたむべき山、宣旨を蒙り候に依て、王土にはらまれながら、勅命をたいかんせ

んも其恐れ有に依て、なまじひに此門をかためて候、この度山門の御訴訟利連の條勿論に候、御聖斷の遅遅こそよそ迄もゐるに候へ、其上頼政はいわう山王にかうべをかたむけて年久しく候、わざ共此門より入参らすべく候へども、神威を恐れ奉て、御輿を入れ参らせ候はんは、繪言をかくする科あり、繪言をおもんじて神輿を防ぎ奉らば、冥の照覽はかり難し、しんたい是れきはまれり、かつうは又小松内大臣以下の官兵、大勢にて固めて候門々をばえやぶらせ給はで、わづかの小勢の所を御覽じて入らせ給ひぬるものならば、山の大衆はめだりいんぢをしけりなど、京わらんべの口のさがなさは申候はん事も、山の御名折にてや候はんすらん、かつはことに天聽をも驚かし奉らんと思召され候は、わざとも東西の多勢の門を打やぶらせ給ひて入せ給ひ候は、彌山王の御威光も目出度まし〜、衆徒の御訴訟も成就しましさんこと、今一氣味にて候ぬべければ、

御輿をば左衛門陣へ廻し参せらるべくや候らん、所詮かく申候はん上を、押破らせ給へ候は、力及候はず、後代の名が惜く候へば自今以後に於ては、六孫王より傳へて候弓矢の手をこそ放ち候はんすらめ、命を山王大師に奉り、骸をば御輿の前にて曝すべしと申せと候、御使は渡邊丁七唱と申者にて候とて、射向の袖を引納て畏て候ければ、大衆是を聞、何條別の仔細にや及ぶべき、只打破れと云者もあり、其中に西塔法師攝津堅者高連と申けるは、三塔一の言口、大悪僧也けるが、崩黄糸絨の腹巻、衣の下に着て、太刀脇に挟て進み出て申けるは、此頼政は年頃地下にのみ有し事を歎きて、  
いつとなく大内山の山もりは  
木かくれてのみ月を見る哉  
とよみて、昇進ゆりたりしやさ男ござんなれ、また四十計なる大衆の素絹の衣に頭つゝみたるが、しはがれたる大の聲にて申けるは、今頼政が條々申立る

所、其いはれなきに非ず、神輿を先に立て奉て、衆徒訴訟をいだしながら、善悪大手を打破つてこそ後代の名もいみじからめ、さすが頼政は六孫王より以後、弓矢のげいにのぞんで、いまだ其ふかくを聞き及ばず、武藝においては當家の職なれば如何はせん、風月のたつしや、和歌の才人にて世に聞えある名人ぞかし、一年近衛院御時、鳥羽殿にて當座の御會に、深山の花と云題を簾中より出されたりけるに、左中將有房など聞えし歌人共も讀わづらひたりしに、頼政召されて、頓て仕りたりける、

深山木の其梢ともみえさりし

櫻は花にあらはれにけり

と云名歌を讀たりしかば、天威有、滿座興を催して、勅祿に預て名を上たりしものぞかし、又同院の御時、嵯峨野へ御行の有しに、道にてかるかやと云題給て、遠山をまもりにきたる今夜しも

そよ〜めくは人のかるかや

うちつゞき御方の北の對にて、ひだりまきの藤櫓、さりびをけ、よりまさと云題を給て、  
水ひたりまきのふち〜おちたきり

ひをけさいかによりまさるらん

とよみて勅感にあづかりけるものぞかし、そのみならず、弓矢に取てこそぶさうのものなれ、鳥羽院の御時、ぬえと申化鳥が、竹の御つぼに鳴事度かさなりければ、天聽を驚かし奉る、公卿せん議有て、武士に仰て射べきに定りて、頼政を召て仕れと仰下さる、昔より内裏を守護して奉公しける間、辭し申に及ばず、かしこまで承候ぬとて、仕るべきに成ぬ、頼政思ひけるは、けさ八幡へ参りたりつるが、さいごにてありけり、是を射はづしつるものならば、弓と本取とは唯今切捨んするものをとて、八幡大菩薩源氏をすてさせ給はずば、弓矢にたちかけりまぼらせ給へときせいして、しげ藤の弓にかぶら矢二筋とりぐして、竹のつぼへまいる、見物の上下諸人目も

あへず見るほどに、夜更人静まりてのち、例の怪鳥二聲ばかりおとづれて、雲井はるかに飛上る、頼政おし〜づめて、一の矢に大き成かぶらを打くはせて、よびきて暫しかためて、ひやうといたり、大鳴りして雲の上へ上りければ、化鳥かぶらの音に驚きて、上へは上らず、しもへちがひて飛さがる、頼政是を見て、二の矢にこかぶらを取てつがひ、こびきにひきてさし階、ひやうと射たり、ひふつと真中を射切ておとしたり、手元にこたへて覺ければ、えたりおふと矢さけびする、太上天皇御威の餘りに、御衣を一重かつげさせおはしますとて、御前のきざはしをなからばかりお給ふ、頓は五月の二十日餘りの事なるに、左大臣しばしやすらひて、

五月やみ名をあらはせる今夜哉

と連歌をしかけられたりければ、三階に右のひざをつきて、左の袖をひろげて御衣を給とて、頼政好む口なれば、

たそかれ時も過ぬと思ふに  
とぞつれたりける、左大臣是を聞し召して、餘りのおもしろさに立歸らせ給はず、しばしやすらひて、  
五月やみ名をあらはせる今夜哉

たそかれ時も過ぬと思ふに

と押返し〜詠じ給ひたりけり、昔の養由は雲の外に雁を聞て、夜聲を射る、今の頼政は雨の中にぬえを得たりとぞほめたりける、是はいかに、弓矢取てもならびなし、歌道の方にもやさしをのこの、山王にかうべをかたぶけ参らせたる者の、固めたる門より、なさけなくやぶりて入参らせて、いかでか辱降をばからすべき、色なしや〜とのしりければ、數輩の大衆尤も〜とぞ同じける、やがて神輿をすすめ奉て、内大臣重盛のかためられける左衛門のちんへぞ入ける、閑院殿へ神輿を振り奉ることとははじめ也、内大臣の軍兵我劣らじと、馬のくつばみを並べて防ぎけれども、大衆神輿を先として押入らんと

する間、心より外の狼藉出来て、武士矢を放つ、矢十せんじの御輿にたつ、神人一人、宮仕一人、矢にあたりて死ぬ、其外疵を被る者多し、神輿に矢立ち、神人、宮仕射殺される上は、衆徒聲をあげてをめきさけぶ、梵天までも及ぶらんと夥しき、是れを聞く貴賤上下、悉く身の毛よだつ、大衆神輿を陣頭に捨置奉りて、ほうく／＼本山へかへり登りにけり、抑かの高運訴訟ありて、後白河法皇に参りたりけるに、折節南殿に出御あり、ある殿上人を以て、何者ぞと御尋有けるに、山僧攝津の堅者高運と申者にて候と奏す、扱は山門に聞ゆる僉議者ござんなれ、おのれが山門の講堂の庭にてせんぎすらん様に、只今申せ、そせうあらば直に聖斷有るべきよし仰下さる、高運かうべを地に付て、山門の申候はことなる事にて候、先王舞を舞候には面摸の下にて、はなをにがむ事にて候なる、定に三塔のせんぎと申候は、大かう堂の庭に三千人の衆徒會合仕て、やぶれたる袈裟

にてかしらをつゝみて、入堂杖とて二三尺計候杖をめんく／＼につきて、みちしばの露打拂ひ、ちいさき石を一つづゝ持て、其石に尻をかけて居並びて候へば、どうしゆくなども得しらぬ様にて候、満山の衆たちめぐられ候へやと申て、そせうの趣をせんぎ仕候に、然るべきをばどうすとこたへ候、然るべからざるをばいはれなきとは、我山の定れる法にて候、勅定にて候へば迎、ひた面にてはいかでかせんぎ仕候べきと申たりければ、法皇輿に入せおはしまして、とく／＼さらば、汝が山門にてせんぎすらん様に、いでたちて参りて、せんぎ仕れと仰せ下さる、高運勅定を蒙りて、同宿十餘人にかしら褰ませて、下部の者どもはひたれ、小袖などをもて頭褰みたりける、以上三三十人ばかり引具して、御所の雨うちの石にしりかけて、各、居並びて、高運おのれがせうの趣をはじめよりをばり迄、一時したりければ、同宿ども兼て議したることなれば、一同に尤々と申

たりければ、法皇輿に入せまし／＼て、當座に勅裁をかうぶりたりし、高運なりとぞ聞えし、神輿の御事、藏人左少辨仰を奉て、先例を大外記出羽守もろ直に尋らる、保安四年癸卯七月、神輿御入洛の時、座主に仰て、神輿を赤山の社へ送り奉る、又保延四年戊午四月、御入洛の時、祇園、別當に仰て、神輿を祇園へ送り奉らるなど勘へ申ければ、殿上にて俄にせんぎあり、今度は保延の例たるべしとて、神輿を祇園の社へわたし奉るべきよし、諸卿一同に定め申されければ、未の刻に及びて、彼社の別當權大僧都澄憲を召て、神輿をむかへ奉るべき由仰下されければ、澄憲申されけるは、此神と申は天下無雙の垂跡延壽鎮護の靈神なり、はくちうに塵灰の中にけたて奉て、當社へ入奉ること、生々世々口惜かるべし、王法は是佛法のかごを以て國土を保ち行に非ずや、されば、昔嵯峨、天皇の御時、弘仁九年に諸國飢饉、疫癘おこりて、死人道路にみたり、其時、帝、民を憐

み給ひ、御志ふかくして、諸寺、諸山に仰て、是を祈らせ給ひけれども、更に其しるしなかりしかば、帝思召し歎かせ給ひて、叡山の衆徒に仰て、是を祈らるべきよし仰下さる、三塔の大衆會合して、此事いかゞあるべからん、昔より雨をいのり日をいのりて、ふらしてらす事はあれども、飢饉、疫癘をたち所にいのる事、未だ承り及ばず、さればとて辭し申さば、王命を背くに似たり、しんたい是極れりといふ衆徒もあり、又佛法の威げんおろそかならねば、きん、疫癘なりとも、なか我山の隣王山王の御力にてしりぞけ給はざるべきなれば、法華經を講じ奉て、きねん有べしとせんぎする大衆もあり、或は大衆の申けるは、法華經は諸經の王なれども、護國護王の方法、惡魔たいさんのきせいは、仁王經にしくは非ず、仁王經を講どくし奉るべきよし申ければ、尤々と同じて、三千人の衆徒たんせいを出してこんぼん中堂、大講堂、文珠樓にて七ヶ日の間に、十四

萬七千餘座の仁王經を講讀し奉て、供養はいかゞ有べきとせんぎす、御經すでに本地醫王善逝の御前にて講じ奉りつ、供養はするじやく山王の御寶前にて遂げらるべきかと有る、大衆申ければ、誠に然かるべしとて、地主十せんじの社だんにて、供養有り、頃は卯月の半のことにや、飢饉、疫癘にせめられて、おや死ぬる者は其子歎きしづみ、子におくれたる親は其思ひまだ深かりければ、いがきにのぞむ人もなし、是を以て導師、説法はてがたに、卯月はするじやくの月なれども、幣帛捧る人もなし、八日は薬師の日なれども、南無となふる音もせずと申たりければ、衆徒あはれに覺えて、一度にはつとかんじて、衣の袖をぞぬらしける、扱其夜、帝御夢想のありけるは、ひえの山より童子一人京へ下りて、青き鬼と赤き鬼と有けるを、白拂にてうち拂ければ、鬼神ども南をさして飛行ぬと御覽じて、本山のさせいすでにかん應して、飢饉も疫癘も直りぬと思召して、御

夢想の次第を御自筆に遊ばして、御威の繪旨を衆徒へ下されけるとぞ承る、其後國土立直りて、民のかまと賑ひて、けふりたちければ、帝かくぞ詠じさせ給ひけり、  
 高き屋にのぼりて見れば烟たつ  
 民のかまとはにぎはひにけり  
 かゝる目出度やんごとなき御神を日中に雜人にまじへ奉て、祇園へ入參らせんこと心うかるべしと申て、日すでに入、くらきほどに成て、當社の神人、宮仕參りて、三社の御輿を祇園へ入奉る、神輿に立所の矢をば、神人にてぬかせらる、大衆、山王の御輿を京へふり下し奉り、陣頭へ參ることは永久元年より以來、既に六ヶ度也、武士をもて防がせらる、事も度々也、然れ共まさしく神輿に矢を射立て奉る事、あさましといふもおろか也、人憤り神怒れば、災害必おこるとはいへり、唯天下の大事出来なんとぞ思ひあひけり、

十四日に大衆猶下るべき由聞えければ、夜中に主上腰輿に召して、院御所法住寺殿へ行幸なる、大臣重盛以下、供奉の人々、非常けいごにて、直衣に矢負ひて供奉せらる、左少將雅賢は、脇立に平えびら負ひて供奉せらる、内大臣のすゐひやう御輿の前後にうちかこみて候、中宮は御車にて行啓あり、禁中の上下驚き騒ぎ、京中の貴賤走りまどへり、關白以下大臣、諸卿、殿上の侍臣、皆走せ參る、裁報遅々の上、神輿に矢たちて、神人、宮仕矢にあたりて死す、衆徒多く疵を蒙る上は、今は只山門の滅亡此時也とて、大宮、二宮以下の七社、かう堂以下の諸堂一字ものこさず焼拂ひて、山野にまじはるべき由、一同にせんぎすと聞えければ、山門の上綱を召して、衆徒の申ところ御成敗有るべき由仰下す、十五日に僧綱等、勅定を奉て、仔細を衆徒に相觸れんが爲に登山するところに、衆徒猶いかりをなして追返す、僧綱等色を失ひて逃下る、院より衆徒をなだめんがた

めに、大衆の鬱訴を達すべき由の勅使とて、とうざんすべき由仰下されければ、公卿の中にも殿上人も、我勅使にたゝんと申人なし、皆辭し申されける間、平大納言時忠其時は中納言右衛門督にておはしけるを、登山すべき由仰下されければ、時忠卿心中には無益の事かなと思はれけれども、君の仰背がたき上に、かつは家のめんぼくなりと存じて、殊にきらめきて出立給へり、侍十人花を折て、雑色までよろづ清げにて登山して、大講堂の庭に立れたりければ、三塔の大衆蜂のごとくに起り合ひて、院々谷々よりをめささけびて群集する有さま、夥しなどは斜ならず、時忠卿色を失ひ魂をけしあきれて立たりけるに、衆徒等時忠卿を見て彌、いかりをなして、何の故に時忠登山すべきぞや、返々奇怪なり、不思議なり、既に山王大師の御敵なり、すみやかに大衆の前に引出して、紗冠を打落して、足手を引はりて、もと取を切て水海にはめよやと、聲々にのしりけるを聞て、

供なりつる侍も雑色も、いづ地にか行ぬらん、皆うせぬ、時忠あぶなく思はれけれども、元よりさる人にて、亂の中の面目と思はれけん、さわがぬ體にて宣ひけるは、衆徒の申さるゝ所尤いはれあり、但人を損ふもの君の御敵たるべきか、非例を訴へ申さるゝにて、御裁報遅々すること國家の法なり、されども今御成敗有るべき由仰下さるゝ上は、なんぞ衆徒強に憤り、いかりをなさるゝやとて、懷中より小硯を取出して、承仕を召して水を入させて、たう紙をひろげて、一句を書て大衆の中へなげ出されたり、

大衆致濫惡魔縁之所行歟、明王加制止善逝之加護也、

大衆是を見て、各、興に入て、あちとりこちとり見てかんじあへり、老僧どもは打なきなどして、夥しかりつる大衆のけいきも少ししづまりければ、其まぎれに中納言逃下り給ひけり、其時逃かくれたりつる

侍、雑色、爰かしの荆棘の中より出来て、主をもてなしかしづきて下向す、をこびれてぞみえける、一紙一句を以て、三塔三千人の愁を休め、洛中山王の亂を鎮るのみに非ず、虎の口をのがれ、公私の耻をきよむる、有がたかりけること也、山門に衆徒は發向のかまびすき計りかところ存じつれ、理をも知りけるにこそ、いかで御成敗なるべきとぞ申あはれける、扱時忠卿は院の御前へ参られたりければ、扱も衆徒の所行いかにとりあへず御尋有ければ、大方ともかくも申に及び候はず、只山王大師助けさせ給とばかりにて、はふく逃下て候、いそぎく御裁報有べく候と奏聞せられければ、法皇力及ばせ給はずして、加賀守師高解官して、尾張國へ流罪のよし宣下せらるゝ狀に云、

從五位上加賀守藤原朝臣師高解官追位尾張國、職事權中納言光能仰上卿別當忠親、々々右少辨藤原光雅仰、光雅左京大夫小槻隆職仰、官符、參議

平頼宗卿、少納言藤原維基等參請印官符、又仰云、檢非違使右衛門志中原重成、早可追遣配所者、今月十三日、叡山衆徒昇日吉社感神院等神興、不憚勅制、亂入陣中、爰警固輩相禦凶黨之間、其矢誤中神興事、雖不圖何不行其科、宜仰檢非違使召平利家、同家兼、藤原通久、同成直、同光景、田使俊行等給獄所者畢、加賀守師高流罪、并奉射神興官兵六人禁獄事、今日宣下訖、件間事二通遣之、以此之旨可令披露山上給之由所候也、恐々謹言、

四月廿日

權中納言藤原光能

執當法眼御房

追申

禁獄官兵交名山上令不審歟、仍内々委細相尋、究付交名一通所被相副也、禁獄人等平利家字平次、是者薩摩入道家秀孫中務丞家資子、同家兼字平五、筑前入道家貞孫平内太郎家繼子、藤原通久

字加藤太、同成直、早尾十郎右馬允成高、同光景字新次郎、前右衛門尉忠清子、田使俊行難波五郎也、

か様にぞ書たりける、廿四日亥の刻ばかりに樋口、宮小路より火出来けるが、辰巳の風はげしく吹て、京中多く焼にけり、略宣公の堀川殿、忠仁公の閑院殿、冬嗣大臣のそめ殿、よしすけ公の西三條、具平親王の千草殿、高明親王寛平の亭子院、北野天神の紅梅殿、神泉苑、鴨居殿を法皇はじめとして、名所廿一ヶ所、公卿の家十七ヶ所焼にけり、殿上人、諸大夫の家は數を知らず、のちには大裏へ吹付けて、朱雀門より始て應天門、會昌門、大極殿、豐樂院、諸司、八省、大學寮、眞言院まで焼ほろびにけり、家々の日記、代々の文書、資財、雜具、七珍萬寶さながら灰塵となりぬ、人の焼死る事數百人、牛馬犬の類數を知らず、總じて都三分一は焼にけり、樋口、宮小路よりすぢかへにいぬゐの

方をさして、大裏へしやりんばかりなるほむらとび  
行けり、おそろしなどはいふばかりなし、只事に非  
ず、ひえい山より猿ども多く松に火を付けて持下り  
て焼とぞ、人の夢にはあまた見えける、

大極殿は清和天皇御宇貞観十八年四月九日、始めて  
焼たりければ、次の年正月三日陽成院の御即位は、豊  
樂院にてぞ有ける、元慶元年四月九日事はじめあり  
て、同三年十月八日つくり出されたりけり、後冷泉  
院御宇天喜五年二月廿一日また焼たり、治暦四年八  
月二日、事始有て、同じ年十月十日上棟ありけれど  
も、作りも出されずして、後冷泉院はかくれさせ給  
ひにけり、後三條院御時、延久四年十月五日作り出さ  
れて行幸ありて、宴會行はれて、文人詩をたてまつ  
り、伶人がくを奏す、今は代末になり、國の力おと  
ろへて、又作り出さん事もかたくや有んとぞ歎きあ  
へる、

治承元年五月五日、天台座主明雲僧正、公請をと

められ、上藏人を遣はして、如意輪の御本尊を召返  
し、御持僧を改易せらる、すなはち使、廳のつかひを  
つけて水火のせめに及ぶ、今度神輿を捧げ奉りて、  
陣頭へ参りたる大衆の張本を召さる、加賀の國に座  
主の御坊領有り、師高是を停廢の間、其しゆくに  
依て門徒の大衆を語らひて、そせうをいたす、既に  
朝家の御大事に及ぶ山、西光法師父子がざんそうの  
間、法皇大にげきり有て、重科に行はるべき由思  
召けり、明雲はか様に法皇の御氣色あしかりければ、  
印鑑を返し奉て、座主を辭し申けり、十一日、七宮、  
天台の座主にならせ給、鳥羽院第七宮、故青蓮院大  
僧正行立の御弟子也、十二日、前座主所職をとめ  
らる、上に、檢非違使二人付けて、水火の責に及ぶ、  
此事に依て大衆、奏狀を上げて憤り、猶參洛すべき  
由聞えければ、内裏并に法住寺殿に軍兵を召集めら  
る、京中貴賤さわぎあへり、大臣、公卿馳参、廿日  
前座主さいくわ有べきせんぎとて、太政大臣以下、

公卿十三人参内して、ちん座につきて、定め申さる、  
八條中納言長方卿、其時は左大辨さいしやうにてお  
はしけるが申されけるは、法家の勘申に任せて、死  
罪一等をほらばして、遠流せらるべしといへども、  
明雲僧正は顯密兼學、淨行持律の上、大乘妙典を公  
家にさづけ奉る、明王聖主には一乘圓宗の御師範た  
り、太上天皇には日頃受戒の和尚たり、御經の師、  
御戒師、重科に行れん事は冥の照覽はかり難し、還  
俗遠流をゆるさるべきかと、憚る所なく申されけれ  
ば、殘十二人の公卿各、左大辨定申さる、儀にどうす  
と申されけれども、法皇御憤り深く思ひければ、猶  
流罪に定にけり、是によりて三千の大衆等、大講堂  
の庭に三塔會合して、落書有り、其狀に云、

告申自大衆中可被遣入道相國許事、

夫座主明雲僧正者、挑法燈於三院之學牖、灑戒  
水於四海之受者、顯密之大將大戒之和尚也、三觀  
之隙必專金輪之久轉、六時之次先奉祈玉體之長

生、誠是佛法之命也、王法之守也、爰興隆之思深  
援九院之朽梁、護國之志厚而却六蠻之凶徒、依  
之法律擅修學、惡黨隱矢弓、已運修羅道之巧、  
而傍護國之道場、豈非爲山門之奇異哉、亦停  
兵俗之具而殘法僧之具、寧非朝家嚴制也、爲  
天朝爲國家治者明人也、然有類謗家而所  
惡也、成創疥矣、是不被糺是非、不尋眞  
僞、預於重科、蒙流罪之條、非是君有偏、非  
是臣無忠、讒奏酷僞言之巧故也、讒口鑠荒金、  
毀言銷白骨、此謂欺、抑明法道之勘狀所載三箇條  
事、先快修僧正事、全以非前座主之推印、代々  
座主之替補、未任自由、唯衆徒探器量而申  
乞貫首之職、亦先座主依爲三宗英花、主於一山  
之貫長、是只衆徒之採用也、全非自力結構也、  
矧雖有犯過、於赦免之後者、非所糺法量、  
何由無罪而被趣勘責哉、若本自不叶微情者、  
何於其時可被補座主職哉、次成親卿訴訟發

起之由、亦以無實也、夫末寺末社之訴者、非始當代、皆是往代之例也、或將斷根本之常燈、或闕恒規之祭祀、依之受末所之愁訴、而及本寺之悲歎、列大師門徒之習皆成之、教納者不歎三聖之威光消、誰置不悲一山之佛法滅、衆徒三千之蜂起、何被引座主一人之結構哉、何況於先座主者、大畏勅制而頻雖制大衆蜂起、依殘愁訴、尙以蜂起矣、抑於成親卿師高者、瑕瑾何事哉、於今度事、自始固雖加禁制、及大事者、不拘禁遏、戴三社神輿而參九重之金闕、曩時之例中古之法也、厥皇化者專天下之大平、貫首者慕山上之安穩、臣下可思奏者可量、有何幸者可存亂世之基乎、豈勸騷動於三千人之衆徒、招朝勸於一身乎、凡大衆不叶貫首進止、遂訴訟之本意事、先皇之代在之、明哲之時有之、天之所壞不可支歟、衆徒所爲不可妨、已此理歟、爲承罪科之由緒、雖舉度々陳狀、於事依

怨家之語而全不達上聞、辨官隨奸人之謀不奏聞、然間不被決理非、忽蒙使應之責、不被糺實否、俄定配流之國、是傷人之言甚劔戟、此謂歟、以好言而全人、以惡口而損人者也、故忘先例讒達之巧故也、亦君非寄叡山佛法、怨人之不顧所疵歟、誠魔界競我山而法滅之期得、此時歟、波旬荒洛城而無實之咎達、叡聽歟、爰衆徒等悲佛法之命根之斷、歎大戒之血脈失之處、如風聞者、師高行向二村之邊、可天害先座主云々、彌失前後亡思慮、且芳明德、且爲最後面拜、被向宿所而爲陳申仔細、乍恐留申先座主之許也、夫根朽枝葉枯、一宗長者衰、三千之俱可哀、非痛貫首之流罪、且悲師資相承之斷、非惜人名、偏惜法流樞、祇候於風城而皆護持龍顏、縱雖有重疊之辜、何不不被免於積勞、縱雖有過去之業、何不不被置禮於戒師、若夫有證據者、尤可賜正文也、非返勅定、陳

仔細也、又惠信僧正事、謂其例者、不及大海之一滴、不足須彌之蟲害、而彼寺僧進而申朝問、此者依爲天台依怙、而衆徒輕惜流罪而已、以此旨可被執啓、夫國之理亂者、任臣之忠否也、若不被糺邪正之道者、寧天子之守在海外矣、とぞ書たりける、太政入道是を見給ひて、尤いはれありと思はれければ、此事申とゞめんとて參られたりければ、御風氣と仰せられて、御前へも仰されざりければ、憤りふかくして出られにけり、  
廿一日、前座主明雲僧正をば僧の流罪の例にせられんとて、度縁を召返されて、大納言大夫藤井松枝と俗名を附けていづの國へ流さるべきよし宣下せらる皆人傾申けれども、西光法師のむじつのざんそうに依てかく行はれけり、其頃京中にはきせん上下門々にさかもぎを引きて用心しけり、かゝりければいかなる者がよみたりけん、ふだに書て立たりけり、  
松枝は皆さかむきになり果て

山には座主にするものぞなき  
衆徒西光法師父子が名字を書きて、根本中堂におはします十二神將のとら神に當り給へる金毘羅大將の御足の下に踏せ奉て、十二神將、七千夜又時刻を廻さす西光法師もろたか父子二人が一つのたましひを召給へやと、じゆそしけるこそをろしけれ、今夜都を出し奉れと院宣厳しく、追立のけんびあし白河の坊に参りて、此山中ければ、廿一日白河の坊を出給ひて、伊豆國の配所へ赴給ふ御有様こそかなしけれ、昨日までは三千人の貫首と仰られて、堂與、四方與にこそ乗給へるに、あやしげなるてんまにゆひぐらと云物をきてのせ奉り、いつくしげなる御手に皆するしやうの御ねん珠を持給たりけるを、手綱に取ぐしてくらの前輪にうつぶき入給ひて、みなれ給ひし御弟子一人も附奉らず、門との衆徒も見送り奉らず、官人どものさきに追立られて、關より東に赴き給ふ、御心のうち、中有のたびとぞ覺しける、爰にゆめみ

る心地して、流るゝ涙に御目もくれ、行先も見え給はず、是を見奉て上下涙を流さぬはなかりけり、日もすでに暮ければ、あはたぐちの邊、一切經の別所と云所にやすらひ給ふ、夜を待あかして、次の日の午の時ばかりにあはづの國分寺の堂にしばらく休み給ふ、是に依て満山の大衆一人も残らず東坂本へ下りて、十せんじの前にしゆ會して、せん議しけるは、傳へ聞く、震旦の天台は長安より丑寅、我朝のひえいざんは、平安城より鬼門也、傳教、慈覺、智證大師の御ことは申に及ばず、義真和尚より此かた五十五代、いまだ天台主流罪の例を聞かず、末代といへどもいかでか我山に疵をばつくべき、所詮三千人の大衆身を我山の貫首に奉り、命をばいわう山王に奉て、あはづへ罷向ひ貫首を取とゞめ奉るべし、但追立の官人、領送使あんなれば、取得奉んこと難し、山王大師の御ちかひより外は頼方なし、事故なく取得奉べくは、只今しるしを見せ給へと、三千人

の衆従一同にかんたんを碎きてきねんす、爰に一人の物ぐるひ出來れり、無動寺ぼうしに乘圓律師の童べに生年十八に成けるが、暫く狂ひをどり、五體より汗を流して申けるは、世はすゑなれども、日月はいまだ地におちず、國はいやしけれども、靈神光をかゝやかす、爰に貫首明雲は我山の法燈、三千の依怙たり、然るを罪なくして、他國へうつされん事、一山のかきん、生々世々心うかるべし、さ有んに取ては、我山のふもとに跡をとゞめて何かせん、本土へこそ歸んずらめとて、袖を顔に押當て、さめくとなきければ、大衆是をあやしんで、誠に山王の御たくせんならば、我等ねんじゆを奉らんを、少しもたがへず元の主にかへし給へとて、念珠を同時に寶前へなげたりければ、物狂ひ是を悉く拾ひ集めて、いかに我をば引みるぞ、返すく存外なる次第也、左はあれどもくわくうけとれと、一々にもとのぬしになげ返したびけり、殊に我山の七社權現の靈驗

あらたかにおはします忝なさに、大衆涙を流しつゝ、さらばとくくむかへ奉らんとて、或はべうくたる志賀の唐崎の濱路に、駒にむち打衆徒もあり、或はまんくたるやまだ、やばせの湖上に舟にさほさす大衆もあり、東坂本よりあはづへつゝいて、國分寺の堂におはしましたしける座主をとめ奉りければ、きびしげなりつる追立の官人も見えす、領送使もいつちにか行ぬらんうせにけり、座主は大きにおそれ給ひて、勅勘のものは月日の光にだにもあたらずとこそ申せ、時刻をめぐらす追ひ下すべきよし宣下せらるゝ處に、しばらくもやすらふべからず、衆徒ことごとく歸登り給へとて、はしちかく居給ひて宣ひけるは、三台槐門の家を出で、四明幽溪のまどに入しより此かた、廣く圓宗の教法をまなび、わが山興隆をのみ思ひ、國家をいのり奉りこともおろそかならず、門徒をはごくむ心ざしもふかゝりき、身にあやまることなく、兩所、三聖も定めて照覽し給ふらん、無

實のざんそうに依て、遠流の重科を蒙る、是も前世の宿業にてこそ有らめと思へば、世をも人をも神をも佛をも更に恨み奉る事なし、是まで訪ひ來り給へる衆徒のほうしこそ申盡しがたけれとて、涙にむせび給ふ、香ぞめの御袖もしぼる計也、これを見奉て、そこばくの大衆も皆涙を流し、やがて御輿をよせて乗せ奉らんとしければ、昔こそ三千人の貫首たりしかども、今はかゝる様になりぬれば、いかでかやんことなき修學者、智惠深き大徳たちにはかゝげられ、我山へはかへり上るべき、わらぐつなど云ものしばりはきて、おなじ様に歩みつゝきてこそ上らめとて、のり給はざりければ、らんげきの中なれども、萬もの哀也けるに、西塔、西谷に戒淨房の阿闍利祐慶とて、三塔に聞えたる荒僧有けり、黒草をどしの鎧の大荒目なるを草すりながに着て、三枚甲を猪首にきなし、三尺五寸の大長刀の茅の葉の如く成をつき、大衆の御中に申候はんとて、さしこえく分行



て、座主の御前に参りて、かぶとをぬぎ、荆の方へがはとなげ入れれば、しもべ法師原取てけり、長刀を脇にはさみ、ひざをかゝめて申けるは、か様に御心つたなくわたらせ給ふに依て、一山に疵をもつけさせ給ひ、心憂めをも御らんせられ候ぞかし、貫首は三千人の衆徒にかはりて流罪の宣旨を蒙り給ふ、三千の衆徒は貫首にかはり奉て、命を失ふとも何の愁か有ん、とくく御輿に召れ候へと申て、座主の御手をむすと取て、御輿にかき乗せ奉りければ、座主はわななくく乗給ひぬ、やがて祐慶輿の先ちんをか、後ちんわかき大衆、行人などかき奉りて、あわづより鳥の飛がごとくして登山する、祐慶阿闍梨には一度もかはらざりけり、長刀の柄もこしのながえもくだくる計ぞ見えたりけり、後ちんは怖へずして各、かはりけれども、さしもさかしき東坂本を平地を歩むにことならず、大講堂の庭にかさすへ奉る、行歩叶はであはづへくだらぬ老僧共は、此事はか様

に有るべきぞや、日頃一山の貫首とあふぎ奉りつれども、今は勅かんを蒙り給ひて、遠流せらるゝ人を中途にて横取にとむる事、始終いかゝ有べからんなど議すれども、祐慶少しもはゝからず、扇子ひらきつかひ、むねをしあけて、むな板きらめかして申けるは、恵良、腦をくだきしかば、一人是をたつとび、尊意、威を振ひしかば、萬方是をあふぐ、然れば我山は是れ日本無雙の靈地ちんご國家の道場也、山門の御威光彌、さかんにして、佛法、王法牛角也、しゆとの意趣も餘山に越、いやしき小法師原に至まで、世以て猶かろしめず、いかにいはんや明雲僧正は智恵かうきにして、一山の和尚たり、徳行無雙にして、三千の貫首たり、しかるを罪なくして罪を蒙り給ふこと、是しかながら山上洛中の鬱り、興福をむじやう寺のあざけりか、かなしき哉や、此時に當て、けんみつの主をしくわんのまどの前には盛雪のつとめすたれ、三みつのだんの上にはごまのけぶりたえず、

心うき事に非や、傳へ聞く、ぎをん寺の住僧は密多羅王の宣をかへし、せい涼山の齋僧は會昌天子の軍を防ぐ、法のために身を殺し、師にかはりて命を捨る、月氏、震旦、其例是多し、誠に中途にしてとゞめ奉たる事、違勅の罪科のがれがたくば、所詮今度三塔の張本にさゝれて、きんごく流罪せられ、かうべをはねられんこと、全いたみ存べからず、かつうは今生の面目めいどの思ひ出たるべしと高聲にのゝしりて、兩眼より涙をながしければ、満山の衆徒是を聞て、老たるも若きも衣の袖をぬらしつゝ、尤くと一同す、頓て座主をかき奉て、東塔の南谷妙光坊へぞ入り奉りけり、夫よりして祐慶をば異名にはいかめ房とは名附けれ、其弟子慧慶律師をば子いかめ、其弟子さんけい、備前注記を孫いかめと申けるとかや、

に依てつみを蒙りしことありけり、其故は楊貴妃と云人おはしき、もとは仙女にておはしけるが、唐女とげんじ給へり、蓬萊宮へ歸り給ふべき期も近くなりけり、御兄の楊國忠を召して、帝にわかれ奉るべき期の近づきたるやらん、此程は胸さわぎうちつづきはかなき夢の見えて、常は心のすむぞとよと宣ひければ、人の身に拂難延命事、受戒のくりきにしくはなし、一行阿闍梨を召して、后戒受け給べき由聞えけれども、帝の御ゆるしなるらんには、たやすく戒を授奉り難き旨を申さる、和尚は菩薩の行を立て、一切衆生みちびき給ふなるに、なんぞ我身一にかぎりて戒を授け給はざるべきやと、后うらみ給ひければ、さらばとて野坂宮といふ所へ入奉り、七日七夜ぼさつの淨戒を授け奉る、其ころあんろくざんといひける大臣、奸心をさしはさみて、やうこくちうを失ひて、國務をとらばやと思ふ心深くして、つゝあでをもとめける折節、此事をもらし聞て、密に

皇帝に申けるは、后すでに帝にふた心おはしまして、國忠に御心を合せて、一行に近附給ふことあん也、君うちとけ給ふべからずと、帝是を聞給ひて、貴妃は我に心ざし淺からず、一行又尊き僧也、何故にか只今さること有るべきと宣ひけれども、實否を知給はんために、やうきひの眞まことのすがたを少しもたがへず繪に書き奉べきよしを一行に仰らる、一行もとより大唐一のにせるの上手にておはしければ、斯るはかりごと有とも知給はず、筆を盡して貴妃の形をうつして參られけるほどに、いかゞしたりけん筆を取はづして、貴妃のほぞの程にあたりて墨附てけり、墨の附所に貴妃のほぞには黒子ほろこと云もの有けるとかや、書直さばやと思はれけれども、帝おそしとせめ給ひければ奉りぬ、帝是を見給ひて、安祿山は誠をいひけり、一行貴妃に近づき給はずば、いかでかはだへなる黒子をば知るべきとて、すなはち一行を火羅國といへる國に流さる、件の國はふるき王宮なり

ければ、彼の國へ下る道三あり、一をば林池道といふ、此道は行幸の道也、一の道をば極池道と名附、貴賤上下を嫌はず行通ふ道也、一の道をばあんけつ道と名附たり、犯科の者の出来ぬれば、遣す道也、此道は四十里の河あり、水湛々としてきはもなく、もろくの毒蟲あり、さればわたり着事難し、自然わたり附ぬれば、又七日七夜空を見ずして行道ある國也、冥々としてひとり行、峰よりみねに登れば、雲霧風をわけて跡もなし、谷より谷に下れば、がん岩くつそびえて底もなし、行天くらくして、前後道まどひ、しんくとして人なし、幽谷の鶏一聲鳴、さこそ心細く思ひ給ひけめ、思ひやられて哀也、一行無實にて遠流の罪を蒙る事、天道あはれみ給ひて、九曜のかたちを現じて守り給ふ、一行すゐきの餘りに、右の小ゆびをくひ切、左の三衣の袂に九曜のかたちをうつしとゞめ給ひにけり、火羅の圖とて我朝まで流布する九曜まんだらと申は是也、抑一行阿闍

梨と申は、元は天台一行三まいの禪師也、其後真言秘法にうつりて、専此行を行給ひしかば、一行とは名付たり、其聖跡を尋ぬれば、大日八代の末葉、龍猛菩薩よりは五代、龍智阿闍梨よりは四代、善無畏三藏の孫弟子、金剛智三藏の嫡弟也、國家の重寶として人しんの依怙たりしを讒し申けることこそ淺ましけれ、我朝の明雲僧正は兩宗の法燈をかゝげて、一朝の護持を致す、遠くは釋迦、大日の教法を學び、近くは傳教、慈覺の餘流をくむ、法雲一天におほひ、徳水四海にみたり、先賢にもありがたく、後哲にもまれなるべし、末代に相應し給はで、かゝるうきめを見給ふこそかなしけれ、昔の祿山は一行をざん奏して、ほどなくめつしにき、今の西光は明雲を讒言して、即時に亡ぶべきかと智臣傾申けるとかや、大衆前座主を取とゞめ奉るべき由、法皇聞し召し、いと安からず思召けるに、西光入道内々申けるは、昔より山門の大衆亂れがはしき訴訟仕ることは、今に

はじめねども、いまだ是ほどの狼藉承り及ばず、今度ゆるく御きたあらば、世は世にても有べからず、能々御いましめ有べしなどぞ申ける、身の只今亡びんする事をもかへり見ず、山王の神邊をも憚からず、か様にのみ申て、震襟をなやまし奉る、淺ましきことなりけり、讒臣國をみだし、妬婦家をやぶる、實なる哉、藥蘭欲茂、秋風敗之、王者欲明、讒臣蔽之といへり、斬人及自口出斬之、敬人種自身出時之と云、本文違はず、西光法師が天台座主を様々に讒奏し奉り、山門の滅亡、朝家の御大事を引出す事こそ淺ましけれ、此事武家に仰せられけれども、すまざりければ、新大納言以下の輩、武士を集めて山をせめらるべき由さた有けり、物も覺えぬ若き人々、北面、下薦などは興有ことに思ていさみあへり、少し物の心をも辨へたる人は、只今天下大事出来なんこは心うきわざかなと歎きあへり、又内々大衆をも推へ仰せられければ、院宣度々下る、

かたじけなければ、左のみ詔命をたいかんせんも恐れ有ければ、思ひ返しなびき奉る衆徒もありけり、座主は妙覺坊におはしましけるが、大衆二心有と聞給ひければ、何にと成んずらんと心ほそくぞ思しける、

成親卿は山門の騒動により、私の宿意をばおさへられけり、其内儀したくさまぐなりけれども、儀勢ばかりにて叶ふべしとも見えざりけり、初は太相國うつべきしたく各はかり申けるは、來六月七日は祇園の神事にて京中六波羅何となくひしめく事有らんとす、其紛れに、多田藏人大將軍として八條おもてにやすべし、法勝寺の執行平判官は七條がまへの小川に向ふべし、近江入道式部大夫修善寺の西裏へ押寄て、後ろの竹林に火をかけて攻んに、太政入道天へあがり地に入べきか、只今宿望は遂なんすとぞ申あへけり、其中に多田藏人行綱はさしものちぎり深く頼れたりけるが、この事無益なりと思ふ心つきにけ

り、さて弓袋の料に新大納言より得たりける五十たんの布ども、ひたれ、はかまに裁縫して、家の子郎等に着せつ、目うちしばだきて居たりけるが、つらく平家のはん昌する有さまを見るに、當時やすぐかたぶけがたし、大納言のかたらはれたる兵もいくほどなし、よしなき事に與力してけり、若此事もれぬるものならば、誅せられん事疑ひなし、いひがひなき命こそ大切なれ、他人の口よりもれぬ先に返り忠して命生なんと思ひて、五月廿九日夜うち更て太政入道の方へ行向ひて、行綱こそ申べき候て參て候へと申ければ、常にも參らぬ者の、只今夜中に來ること心得ぬ、何ごとぞきけとて、平權頭もり遠が子主馬判官もり國を出されたり、人傳に申すべきことにては候はず、直に見參に入て申すべしと申ければ、入道右馬頭重衡を相具して、中門の廊に出あはれたり、入道宣ひけるは、六月無禮とてひもとかせ給ひ、入道も白衣に候ぞとて、白かたびらに大

口ふみくゝみて、すゞしの小袖うちかけて、左の手にうち刀ひさげて、右の手にて蒲あふぎつかはる、此夜はまさにふけぬらん、いかに何事におはしたるにか、行綱近々とさし寄て、小聲に成りてさゝやき申けるは、いと忍て申すべきこと候て、晝は人めつつ、まじきに、わざと夜に入て紛て參りて候、院中の人々兵具を調へ、軍兵を召し集めらる、事をばしるし召れて候やらんと申ければ、いざ我は山の大眾を責らるべきとこそ承れと、いと事もなげに宣ひければ、其儀にては候はずとて、日頃年月新大納言を始として、俊寛が鹿の谷の山庄にて寄合々々、内議支度しける事、某はとこそ申候しが、かくこそ申候しがと、人のよきことしたるを、我が申たりと云ひ、我が悪口したるをば人の申たるに語なし、五十たんの布のことをば一端もいひ出ざりけり、有のまゝにさし過て、さまぐの事ども取つけて委く申ければ、入道大に驚きて宣ひけるは、保元平治より此かた、

君の御ために命をすてんとする事すでに度々也、人はいかに申とも、君々にて渡らせ給はゞいかで入道をば子々孫々迄も捨させ給ふべき、おほそれながら君もくやくこそ渡らせ給はんすらめ、抑此こと院は一定しろし召れたるかと宣ひければ、仔細にや及候、大納言の軍兵催され候しも、院宣とてこそ催され候しかとて、其外もさまぐの事どもいひちらして、いとま申とて歸にけり、新大納言にさしもちぎりふかく頼れける行綱が、返り思しけるうたてさよ、曲戦在昔不變も心とこそ文選の中にも申されたれ、空行鳥をも取つべし、海底の魚をも釣つべし、唯はかりがたきは人の心のうち也、弓矢取ほどの者の同じくは思切べかりけるものとぞのちは人申ける、入道大音にて子どもよびあげられるけしき、門外まで聞えければ、行綱さしもやはとこそ思ひつるに、たしかの證人にや立られんすらん、あなおそろしとて、野に火を附たる心地して、人も追はぬにとりは

かまして急ぎ馳かへりぬ、入道貞能を召して、むほんの者どもあんなるぞ、侍どももと召集めよ、一家の人々にも各ふれ申せと宣ひければ、面々に使をはしらかして、此由を中に、およそいづれもくさわぎあひて、我先にとはせあつまる、右大将宗盛、三位中將知もり、左馬頭重衡、其外の人々、侍、郎等、各かつちうをよろひ、弓矢を帶してはせつどふ、其勢雲霞のごとし、夜の内に五千餘騎に成りにけり、六月朔日いまだほのぐらき程に、入道の内のけんびゐし安部の資成を召して、院の御所へ参りて大膳大夫の信業を呼出して申べしよな、ちかく召仕はる、者共の朝恩にはこる餘りに、世を亂さんと仕由承候へば、尋さた仕るべく候と申せとて参らせらる、資成急ぎ院の御所へ参りて、信業を呼出して此由を申ければ、信業色を失ひて御前へ参りて奏聞しけれども、分明の御返事なかりける、此事こそ御心得られね、こは何事ぞとばかり仰あり、資成急ぎ馳歸りて

此由を申ければ、入道よし御返事あらじ、何にとかは仰有るべきぞや、君もしろし召されたりけり、行綱はまことしけりとして、筑後守家貞、常陸守景家等を召して、むほんの輩其數あり、上下北面の者ども、一人ももらさずからめとるべきよし下地せられければ、或は一二百騎、二三百騎を以て押寄からめ取り、四光法師事其中に左衛門入道西光は日の始より根本與力の者なりければ、かまへてからめ逃すなとて、松浦太郎重としが承り、方便を附て伺ひける程に、西光は院の御前にて人々の事にあひける事を聞て、人のうへとも思はず淺ましと思ひて、あからさまに宿所を出て、又御前へ参けるに、物のぐしたる武士には目もかけず、足ばやにあゆみけるを、先に待かけたる武士申けるは、八條の入道殿より、きと立より給へ、申合すべき事有と仰せられ候といひければ、西光少し赤面してにが笑ひし、公事に附て申上べき事候、やがて

参り候べしと云ひて、あゆみすぎんとするに、後には有ける武士かはひや和入道らが何事をか君に申べき、世の大事を引出して、我も人もわづらひあり、物ないはせそとて、打ふせてつな附けて、武士十餘人が中に追立て行て、八條にて、と申入たりければ、門より内へは入られず、すなはち重俊が承て、事の起りを尋られければ、はじめは大きに争ひて、我身にあやまたぬ由をちんじければ、入道大に腹を立て亂形にかけて打せたげて向ひければ、有事無きこと皆落にけり、かゝせて判せさせて、入道殿に奉る、入道是を見給ひて、西光とりて参れと宣ひければ、重俊が家の子郎等ら、空にもつけず地にもつけず、中にさげて参りたり、やがてめんたうの唐かきの前に引すへらる、入道は長絹の直垂に黒糸をどしの腹巻にこがね作りの太刀かもめじりにはきなして、尻きればきて、中門の邊に立れたり、其氣色やくなげにぞ見えられける、西光をにらまへて宣ひける

は、いかに己ほどの奴は入道をかたぶけんとするぞ、もとより下郎の過分したるはかゝるぞとよ、あれほどの奴原を召し上げて、なざるまじき官職をなし給ひて召仕はせ給へば、父子ともに過分のふるまひするものかなと見しに合て、罪もおはせぬ天台座主ざんげんし奉て、遠流に申行て、天下の大事引出して、あまつさへ此事に與力してけるが、根元よりきの者と聞たり、其仔細具に申せと宣ひければ、西光もとよりさる者なりければ、少しも色も變せずわろびれたる氣色もなく、あざ笑ひて、のちことせんとて申けるは、院中に召し仕はる、身にて候へば、執事別當新大納言殿、院宣とて催され候しことによりきせずとはいかでか申べき、與力して候き、但耳にとどまる御言葉をつかはせ給ふもの哉、他人の前は知らず、西光が前にては過分の詞はえこそつかはせ給ふまじけれ、見ざりしことか、入道殿の父忠盛は中御門のとう中納言家成卿の邊に朝夕ひらあしだはき

て閑道より通り給ひしをば、人高平太と申て笑ひしが、わ入道殿も忠盛の嫡子といひしかども、十四五迄は叙爵をだにもし給はず、かふり冠をだにも給はらせ給はで、繼母の池の尼上に小目見せられて有し時は、あは六波羅の高平太が通るはとて、京童はゆびをさして申しが、其後故刑部殿海賊張ぼん三十餘人からめ参せられたりし軍功の賞に、去保延の頃とかや、とし十八九がほどにて四位して、兵衛佐になり給ひしをこそゆゝしきことかなと、世以て傾申しか、王孫とはいひながら、數代久なりくだりて、殿上人の交りをだにも嫌はれて、閑討にせられんとし給ひし人の子にて、今恭く即闕官を奪ひ取て、太政大臣まで成あがりて、剩天下を我まゝにせらるゝ、是をこそ過分と申べけれ、侍ほどの者の受領檢非違使鞞負尉になる事、傍例、先例なきに非ず、なじかは過分なるべき、わ入道こそ過分よゝゝとゐたけ高く成て詞もたわますさんゝに申ければ、入道餘りにい

かりて物も宣はず、暫ありてはらをすへかねて、つとあゆみよりて、尻きれはきながら、西光がつらさをひたゝとけて檢非違使の下部を召して、西光めさうなくくびきるな、よくくゝさいなめと宣ひければ、重としが郎等つゝとよりて、大しもとをもて七十五ケ度の考棒を、ほうに任てくはへてけり、心たけく西光思ひけれども、もとより問ぞんせられたりける上、しもの身にしみて術なければ、聲をあげてぞさけびける、西光法師は三位、中將知盛のめのと紀伊次郎兵衛尉ためのがしうとなりければ、三位、中將も西光を我に預け給へと、二位殿に附て申されけれども、聞入られず、ためのも人手にかけ候はんより、預り候ていましめ候はんと申けれども、預給はず、是によて三位中將も、次郎兵衛も、二人ながら世を恨みて、世間さわがしかりけれども、さしも出されざりけるとかや、  
新大納言成親事  
其後入道小平太と云中げんを召して、中御門新大納

言の許に行て、申合すべきことあり、急ぎ立寄給へと申べしと宣ひければ、使はしりつきて此様を申、大納言思はれけるは、あはれはは例の山の大衆のことを申されんするやらん、此事はゆゝしく御憤り深げなり、叶ふまじきものと思ひて、我身の上とは露ちり知給はで出立れけるこそはかなけれ、八葉の車のあざやかなるに、前駟二人、侍三四人ばかり召具して、なゆ清げなる布衣たほやかに着なし、雑色、牛かひまでも常の出仕より引繕つるひたる體にて出られける、それを最後の出仕とは後にぞ思ひ合せ給ひけめと哀也、入道おはする西八條近くやりよせて、其程を見給へば、軍兵充満したり、あな夥し、こはいかなる事ぞ、只今山を責られんするにやと、胸打さわぎて車よりおり給ひければ、門の内には兵、所もなくうちこめて、只今ことの出来たる體也、中門の戸にこぐそくばかりつけたる者二人立向ひ、大納言の左右の手を取て飛が如くにして内へ入ければ、た

だ夢の心地して、あきれて物も覺え給はざりけるに、又兵七八人ばかりつとよりて、しや、もとゝりを取ぬれば、御ゑぼうしも落ち、布衣も破れにけり、兵前後に立圍みて、中門の上へ引のぼせて、侍の上に一問成處に押しこめつ、是を見てともに有つる諸大夫、侍も、雑色牛かひも目口はたかりて、とかく物もいはれず、牛車を捨て四方に逃失ぬ、大納言は六月のさしもあつきに、一間なる處に籠られて、裝束もくつろげずしておはしければ、あつさもたへがたさも、せん方なくて涙も汗も争ひてぞながれける、中にもはや日頃あらましことの聞えけるにこそ、いか成者のもらしつらん、北面の者の中にこそ有らん、小松、大臣は見え給はぬやらん、さりととも思ひはなち給はじものを、同じく死ぬるとも、物一こといひ置て死ばやと思はれけれども、誰して宣ふべしともなし、身のかくなるに附てもあとの有さまいかならん、おさなきものども覺束なしなど、さまゝあんじつゝ

け給ひけるほどに、良久有りて、内の方より人の足  
 おと高らかにして来りければ、大納言は只今失はれ  
 んするやらんと、氣も心もけして居られたりけるに、  
 入道、大納言のおはしける後の障子を荒らかにさつ  
 と明られたり、そけんの衣のみじからかなるを、白大  
 口とふみく、みて、ひじり柄の刀をおしくつろげて、  
 大にいかれる氣色にて、大納言をにらみ附て宣ひけ  
 るは、大納言殿一とせ平治の逆亂の時、信より義朝  
 に御同心あて、朝敵と成給ひたりし時、越後の中將  
 とてしますりの直垂にはかま着て、折るばし引入て、  
 六波羅のむまやの前に引すへられておはせしかば、  
 死罪に定りて、すでに誅せらるべきにて有しを、内  
 府がとかく申なだめたりしかば、七代まで守りの神  
 とならんと手を合せて、なくく宣ひし事は忘給ひ  
 たるな、人はみめかたちのなだらかなるをば人とは  
 申さぬぞ、恩をしるを人と申ぞ、わ殿の様なる者を  
 こそ人のかはを着たるちく生とはいへ、されば何に

のくわたいに依て當家を亡すべき御結構は有けるや  
 らん、されども微運盡ざるに依て、此事顯はれてむ  
 かへ申たり、日頃御結構の次第、只今直に承るべし  
 と宣ひければ、大納言涙を流して、なまじひに身に取  
 て全く誤りたる事候はず、人のざんげんにて候はん、  
 委くは御尋有べく候と宣ひければ、入道いはせもは  
 てず、西光法師が白狀參らせよと宣ひければ、捧て  
 参りたり、入道急ぎ引廣げて、くり返し二三通  
 までよまれたり、成親卿を始として、俊寛が鹿の谷  
 の坊にて平家を亡すべき結構の次第、法皇の御幸、  
 康頼がこたへに、一事としてもる、所なく、四五枚  
 にしるされたり、是はいかに、此上はひちんにや及  
 ぶべき、是をばどこを争ふぞ、荒にくやとて、白狀  
 を大納言の顔に投附て、障子をちやうとたて、入給  
 ひけるが、なほはらをすへかねて、つねとほ、兼や  
 すはなきかと宣ひければ、つねとほ、かねやす、す  
 るさだ、盛國など参りければ、誰が下知にて大納言

をば、障子の内にはのぼせたるぞ、あれ坪の内に引  
 おとして取ふせて、したゝかにさひなみて、おめか  
 せよと宣ひければ、つね遠以下兵どもつとよりて、  
 大納言を庭に引おとす、其中にすゑさだ元より情あ  
 る者にて、大納言を取ておさへて、左の手にて大納  
 言の首を強くとらへ、右の手にて胸をおす様にて、  
 さすが強くもおさす、すゑさだ口を大納言の耳にさ  
 し當て、入道殿の聞せ給はん様に、御聲を只をめか  
 せ給へとさゝやきければ、大納言聲を上て二聲三聲  
 をめかれけるを、入道聞給ひて只おしころせやく  
 とぞ宣ひける、其ありさまも當られず、地獄にて  
 ごくそつ阿防羅刹の淨はりの鏡に罪人を引むかへ、  
 先世につくりし所の業によて呵責をくはへ、業のは  
 かりにかけて、輕重を糺して、刑罰を行はんも、か  
 くやと覺えて哀なり、かくしてすゑさだ退にけり、  
 なんばの次郎つね遠と云あたかほなし、我もかくし  
 て御氣色に入んと思ひて、又つと寄りて、大納言の

上にひたと馬のりに乗ゐて、左の手の中の指をのけ  
 ざまにおり附けて、繩附け候べきやらんと申ければ、  
 入道さすがに今日こそ敵ならめ、昨日まで禁裏、仙  
 洞にて扇を並べし卿相に、忽にはちを見せんこと、  
 かはゆくや思はれけん、おとなしにておはしければ、  
 又兵よて引起しておし立て、もとの所に押込てけ  
 り、昔蕭樊囚執、韓彭菹醢、晁錯受戮、周魏見辜、  
 受小人之讒、受禍敗之辱といへり、蕭何樊噲、韓  
 信、彭越、皆高祖の功臣たりしかども、かくのみこそ  
 ありけり、唐朝にも限らず、我朝にも保元、平治の頃  
 は淺ましかりしことども有しぞかし、新大納言一人  
 に限らずこはいかにせんずるとて、人歎あひける、  
 小松内大臣しげ盛公は其後いと久ありて、えぼし、  
 直垂にて子息中將軍の尻に乗せて、衛府四五人、す  
 るじん二三人ばかり召具して、それも皆布衣にて物、  
 具したる者一人も具せず、いとのとやかにおはした  
 り、入道をはじめ奉て、人々思はずに思ひ給へり、

いかに是ほどの大事出来たるにはと、人々宣ひければ、内府宣ひけるは、天下の御大事をぞ大事とは云、何程のことか有るべきぞと仰せられければ、人々皆しらけにけり、兵具を帯したる者ぞろきてぞ有ける、内府さるにても大納言をばいかにしけるやらん、今のほどには死罪、流罪にはよも及ばじと覺して見廻り給へば、侍の障子の上にふしぬぎと云大きな木をくもでにゆひちがへたる一間なる所あり、日ごろはかゝる様にもなし、俄に出来ければ、爰に大納言は籠らせたりなどおぼして、只今通る由をおとづれらる、あんの如く大納言はくもでのあいより内府を見附けて、地藏菩薩を見奉りたるも、是には過じとうれしくて、是ぞいかなることにて候ぞ、誤りたることも候はぬものを、さておはしませば、さりともそこそ思ひ奉り候とて、はら／＼となき給ふもむざん也、大臣は人のざんげんにてぞ候はん、御命ばかりは申請ばやと思へども、それもいかゞ候はんすら

んと頼もしげなく宣へば、心うし、平治のらんの時、うせぬべかりしに、御恩をもて命をいけられ奉て、位正二位、官大納言にいたり、年すでに四十あまりになり侍ぬ、生々世々にも報じがたくこそ思給へ、今度は命ばかりを同じくいけさせ給へ、髪をおろしてかうや粉がはにもこもり居て、一筋に後生のつとめをせんと宣へば、哀に覺えて、重盛かくて候へば、さりともと思召さるべし、御命にかはり奉るべしとて立れにければ、かく宣ふに附ても、かひなき涙のみぞ流れける、少將も召とられぬらん、残りともあるあとの有さまもいか成らん、おさなきものども、覺束なし、我身の御事は去事にて、是を思ひつゞくるにも、むねもせき上げて、あつさもたへがたきに、くるゝを待て、命もたえぬべくぞ思ひ給ひける、内大臣のおはしつるほどはいさゝかなぐさむ心地もしつるに、いと言葉すくなくてかへり給ひて後は、今少しものもおそろしくかなしくぞおぼされける、大

臣は入道の前におはしたりければ、入道宣ひけるは、大納言むほんの事と聞れざるか、さん候皆承て候、さていか様なる罪に行はるべきにて候やらん、こともおろかや、只今きらんずるものと宣ひければ、扱は不便のことにてこそ候なれ、大納言失はれん事は、能々御はからひ候べし、七條修理大夫あきするの卿、白河院に召仕はれてよりこのかた、家久しく成てすでに位正二位、官大納言までのぼりて、當時も君の御いとをしみの者なるを、我身に仇をなせばとて、忽にかうべをはねられん事いかゞ有べからん、かく聞し召れ候とも、若僻事にて候はゞ不便の事にて候はずや、北野の天神は時平の大臣のざんげんによて、八重のしほちに赴給ふ、西の宮の左大臣は多田新發意がざんげんに依て尾張邊とへうつされ給ふ、各、無實なりけれども、流罪せられ給ひき、是皆えん喜、聖主、安和、御門の御僻事とこそ申傳へたれ、上古猶かくのごとし、いかにいはんや末代をや、賢

王猶御あやまりあり、いはんや凡夫をや、くはしく御尋あるべし、御思惟も有べきか、ものさわがしき事は後悔先にたゝすところ申候へ、すでにかく召置れ候上は、急ぎ失はれずとも、何のくるしみか有べき、罪のうたがはしをば只軽くせよ、功のうたがはしきをば只重くせよとこそ申傳へたれ、いか様にも今夜かうべをきられん事然る可らずと宣ひければ、入道猶心ゆかずげにて、返事もし給はず、内大臣かさねて申されけるは、重盛彼、大納言のいもとに相具して候、これもり又大納言のむこ也、か様に近くなり候へばとて、申とや思し召され候らん、其儀にては候はず、世のため君のためを存て申也、一年保元逆らんの時、故少納言入道信西が執權の時に相當て、本朝にたえて久しかりし死罪を行ひて、左府の死骸を質檢せられし事などは、餘りなる御政とこそ覺候しか、古人の申されしは、死罪を行はるれば、むほんの輩絶べからず、此言葉はたして中二年ありて、

平治に事出来て、信西が埋まられたりしをほり出して、かうべを切て渡されにき、保元に申行事忽に報て、身の上にむかはれにけり、思ひ合せられて恐ろしく候ひしが、是はさせる朝敵にもあらず、かたぐいおそれ有べし、御身榮華は残る所なければ、今は思召事なければども、子々孫々に至るまではん昌こそあらまほしけれ、しやく善の家には餘慶あり、積悪の家には餘殃とまるとこそ承れ、されば周の文王は大公望に命せられて、おのれがかうべを恐るゝごとくにせよ、唐の太宗は張温古を切りて、後五覆奏を用ひらる、又善を行へば、則休徵報之、あくをおこなへば、すなはち咎徵隨之など、も申たり、又世をしづめん事は琴を鳴すがごとし、大絃急なる時は小絃絶ずきるところ、天りやくの帝も仰られければ、こまぐいこしらへ申されければ、げにもと思はれけん、今夜切べき事は思ひなだめて、其日は暮にけり、内大臣はかくこしらへおき給ひけるが、猶心安

からず覺えて、然るべき侍どもを召て宣ひけるは、仰なればとて、重盛にしらせずして、左右なく大納言を失ふこと有べからず、腹の立ちのまゝものさわがしき事は後悔先に立給ふまじ、ひが事仕出して、重盛を恨むなといましめられければ、武士ども舌をふりておちあへり、つねとほ、かねやすなどが大納言になさけなく當りたりける、返すゝ奇怪也、重盛がかへり聞ん所をばいかでか憚らざるべき、忠清、景家ていの者ならば、たとひ入道殿いかに仰らるゝともかくはよもあらし、かた田舎の者はかゝるぞとよと宣ひければ、難波次郎、瀬の尾太郎ら恐れ入たり、

平家物語卷第二終

平家物語卷第三

偕大納言供したりける者共走歸て、大納言殿は西八條に召こめられ給ひぬ、夕さり失ひ奉るべしとてくるゝを待とこそうけ給つと、ありつる有様をなくなく申ければ、北方よりはじめて、男女群を上げてをめきさけぶ、さこそかなしかりけめと推量せられてあはれなり、夢かやゝと思へども、うつゝにてぞ有ける、叫喚地獄の衆生とぞみえし、あたりの人の申けるは、いかにかくては渡らせ給ふやらん、叶はざらんまでも、立忍ばせ給へ、少將殿を始奉て、きん達皆召させ給べしとこそ承つれ、涙もかきあへず申あひければ、是ほどの事に成て残りともまる身ともあんをんにて何のかひかは有べき、我も一野の露と消なん事こそ本意なれ、けさを限りと思はざりつることのかなしさよとて、伏まろびてなきかなしみ給

ふもことわり也、すでにつはもの來り向ふと申ければ、かくて恥がましく有ん事もさすかなるべければ、ひとまとなりともたち忍んとて出給ふ、跡先ともなきおさなき人どもとりのせて、いづくをさして行ともなくやりいだす、牛飼これはいづくへ仕べきにて候やらんと申ければ、北山の方へと車の内よりのたまへば、大宮を上りに、北山の雲林院の邊までまじゝにけり、その邊なりつるそう坊におろしすへたてまつりて、送りの者ども、身々のすてがたければ、各いとま申てなくゝ歸りにけり、今はいひがひなき小歳人々ばかりとままりゐて、又事とふ人もなくてまじゝけむ、北方の心中推量せられていとをし、日のくれ行影を見給ふにつけても、大納言の露の命今夜を限りなりと思ひやられて、消入心地ぞせられける、女房侍ども、かちはだしにて恥をもしらすまよひいでにけり、家中の見ぐるしきものども、取したゝむるにも及ばず、門をだにもおしたつる人もな



し、馬どもは馬屋に立並びたれども、草かふ者もなし、夜あくれば馬車門に立て、賓客座につらなり、遊びたはぶれ舞をどり、世は世とも思はず、近きあたりの人は物をだに高いはず、門前を過るものもおち恐れてこそ昨日までも有つるに、夜の間にかはり行こそかなしけれ、盛者必衰のことわり、目の前にこそあらはれけれ、此北方と申は、山城守敦方が娘にてまし／＼けるを、けんしゆん門院の御乳母諸人として、御身近き人に召仕はれるものなりけるが、我身あやしの下臈なるを、御身ちかく召仕はるゝ事おそれありとて、養子にして参らせけるを、法皇淺からず思召して、十四の年より十六まで御いとをしみ深かりけるを、二條院の御位の時是を御覽じて、忍／＼に御書を遣されけり、しばしはとかく遁れ申けれども、たゞ法皇をばすて参らせて参るべき由、仰しきりなりければ、内々諸人にいひ合せられけるに、女院の思召す所も恐れ覺ゆれども、力及ばずし

てこそ過しつれ、左程に仰のあらん上は、内へ参らせ給たらば、かた／＼然るべしと許しければ、法皇の御所を遁出て、内裏へ参り給にけり、兼て思ひあらまし給けるにもたまさきりて、御心ざしたぐひなく深かりけり、最後の御惱の重らせ給ひける御事も、此人のとなりとして、大夫三位殿とて重き人のさぶらひけるにもたゞ御里へ出給へ、かくてはいよくあしかりなんとて、いさめ申されける間、開路に迷ふ心地して、思ばかりはなけれども、泣々まかり出給ひぬ、事をざりなる御惱ならば、更に許し奉まじけれども、日に添へておもくならせ給へば、力及ばで出給ぬ、又十六歳より内へ参り給て、中二年にて十九と申けることし、御門かくれさせ給ひにけり、日頃月頃給らせ給ひける御書どもあさまにならんうしろめたさに、返し奉べき仰ありければ、くちせぬ千代の御かたみとしのばれ、濱千鳥跡ばかりだにものと、ためらひ申されけれども、御心うちをもらせ

給ひたるにうちそへて、是まで御心ぐるしく、仰のありければ、唐ねこほりはめたる御手箱二合にをさめて、なく／＼参らせたりければ、新大納言經之卿承りて、御前にて煙もよそにたきあげられにけり、いかばかりかは女房もをしくなしかりけん、御前に候人々も袖をしぼらぬはなかりけり、崩御成にした後、諸人師が宿所に大炊御門たか倉なるもろおり戸の内にとちこもりて、君の御菩提をのみとぶらひ奉給て、年月まし／＼けるを、此大納言成親卿中御門烏丸の花亭を磨て徙移の夜は、法皇の御幸なり奉るべき由申されけり、其ころ御所に大納言の局、三條の局とてさぶらひ給ひける女房ども、大納言は心ざし有ければ、此人々思はれるは、法皇入れ参らせんあるじには、我々にてぞ有んすらんとおの／＼思はれるに、大納言御所へ参りて申されけるは、忝く御幸をなし参らせ候はんするに、家童子がねこそ覺候はね、三條も大納言もあるじには不能覺候と

ぞ内々申されける、是まで打とけもらし申されけり、法皇暫く御あんなあて仰のありけるは、御幸あらんにつけても、なみ／＼ならんものは、誠に然るべからず、抑諸人が参らせたりし今参りとして、有しものこそ二條院も心ざし淺からぬと聞えしか、崩御の後には諸人がもとに、かきこもりたる由聞召す、いかなる玉をつらねたらん花亭のあるじといふとも、かたはらいたからんものを、諸人はみなれたりしかば、こしらへよりて聞けかしと、ゑみをふくませ給ひて仰の有ければ、新大納言うけ給もはてす罷出て、諸人をぞ尋ける、則ち参りたりければ、故女院の御時はつねにみなれ申しに、なかおのづからも是へ入給はぬとのたまへば、誠に女院御かくれの後は、月日の光り失へるごとくにて、あけくれはなきふしてのみ、とちこもりて侍れば、いづれの御方にも對面申さずと申けるに、やがて酒すゝめて美絹百疋ひきで物にとり出されければ、諸人いかに思ひまうけぬ

心地して覺給けるに、大納言言ひけるは、さても此ほど宿所のわたましに法皇入せ給ふべき由仰あて、今更面目も色そふ心地にて覺ゆるに、あるじかねをもち給へるよしを聞、あひかまへてくよきやうに計ひ給へと、おどしつこしらへつうちくどかれければ、諸人申けるはいかに申ともわかき人の御心には、雲井の月のむかしがたりわすれかねて、たへぬなごめの夜なくは、袖香る光をも物すさまじくうらみ給へば、こしらふともかなひがたくこそと、うちとけがたく答けれども、大納言思ひかね、ほどへたらばさはりもぞ出でくるとて、やがて諸人がかへりつかぬ先に、さしちがへて女房どもを取のせて、車をかの宿所にやり入て、事の由をばこまかにいひ聞せ奉らず、心ならずたすけのせ奉りて歸りにけり、其後しばしは引かづてふし給へたりけれども、さすが男女の習ひなれば、近附給てより後、志たがひに淺からず、御子もあまた出來にければ、目出度御中

らひとこそ人々羨みけるも、今はかゝる物思ひになられけるも、しかるべき先世のむくいと覺て、よその袂もしほれけり、彼大納言日ごろ淺からず思はれる遊君の此ありさまを傳聞て、宿所をみれば、いっしかかはりてまなきやどと荒にければ、あまりのかなしさにとびらにかくぞ書つけける、

おほかたは誰あさがほをよそに見む

日かげを待ぬ世とはしらすや

夜もやうく明ければ、大納言は今夜失はるべきと聞給ければ、命のあらん限り、たゞ今ばかり誰かあらん、此世に思ひ置事どもいひ置ん、北の方幼きものども、いかゞ成ぬらん、あはれく言傳を今一たびせばやとかなしみ給、しなん事は力及ばぬ事なれども、是が心に懸るこそよみぢのさはりなれと、覺しつゝけてさめくとなき給ふもことわりなり、今夜ばかりの命なれば、今やくと待給ふほどに、夜も明がたに成にけり、大納言殿は今夜とこそ聞つる

に、いかに今まではさたなきやらん、もし御命のたすかり給はんするにやとて武士ども悦あへり、坂東大夫親信事此大納言は大かたおほけなく思慮なき心したる人にて、人の聞とがめぬべき事をもかへりみ給はず、常にたはぶれにくき人にて、はかなき事にも物のたまひすぐすこともありけり、後白河院の近習者にて坊門中納言親信といふ人ましゝき、父左京大夫信輔朝臣、武藏守たりし時、彼國へ下されしにまうけられける子也、叙爵し給ひたりければ、異名に坂東大夫とぞ申ける、院にさぶらひ給ければ、兵衛佐になられにけり、又坂東兵衛佐などと申けるを、ゆゝしくほいなき事に思入られたりける程に、新大納言法皇の御前に候はれけるが、げにや親信坂東に何事かあると申されたりければ、とりあへず別の事候はず、細目の色草こそ多く候へと、返答せられたりければ、成親卿かほけしきすこしたかひてせき面して、又物ものたまはざりけり、人々あまた候はれけり、按察

大納言入道資賢も候はれけるが、後にのたまひけるは、兵衛佐はゆゝしく返答はしたりつるものかな、ことの外にこそにがりたりつれと申されけるとかや、これと申は新大納言いまだ官も淺く、殿上人にて越後中將と申し時、しのぶずりのひたゝれをさせ、をり烏帽子の引たてたるをさせさせて、六波羅のむまやの前にひかへられたりし事を思ひ出で、なほめの

いろがはとは返答せられけり、

丹波少將被召取事新大納言嫡子丹波少將成經、歳二十一、院御所に上

臥して、未だ罷出られぬほどなるに、大納言の御ともなりつる侍一人、殿の御所へ馳参て、大納言殿は西八條に召籠られ給ぬ、夕さり失奉るべきよし聞え候、公達皆めされさせ給へしところ承りつれと申ければ、こはいかにとあきれ給ひて、物も覺え給はざりけり、さりととも宰相のもとよりいかにつげ給はぬやらんと、しうとの門脇の宰相をぞ怨給ひける、去程にやがて宰相のもとより使あり、具し奉て來れと

八條より申されたり、いそぎくわたり給へ、こはいかなる事にか、淺ましともおろかなりと申されたり、その時少將は誠と聞定め給ひて、院御所に候ける兵衛佐と云女房を尋出して、かゝる勝事こそ候なれ、よべより世間物さわがしと承候つれば、例の山の犬衆のくだるやらんと、よそに思て候へば、身の上にて候也、御所へも参り候て君をも拜み参らせ候べきに、今はかゝる身にて候へば、はかり候とて罷出ぬと、披露せさせ給へとのたまひもあへずなき給、日頃なれ奉る女房達出て、淺ましがりて泣給へり、少將重ねて申されけるは、成経は八歳にて見参に罷入て、十二歳よりは夜ひる御前に候て所勞などの候はぬ外は、一日も御前へ参らぬ事も候はざりつるものを、君の御いとをしみ忝して、朝夕龍顔に咫尺して、朝恩にのみあきみちてこそ明しくらし候つるに、今はいかなるめを見べきにて候やらん、大納言も今夜死罪に行はるべきと承り候、もし左様に罷成候な

ん上は、成経が身も同罪にこそ行はれ候はんすらめと、いひつゞけて、かり衣の袖もしぼるばかり也、よその袂もしぼりあへず、女房御前へ参りて、此由申されければ、法皇も大に驚かせ給ひて、是等が内々はかりし事のもれにけるよとおぼしめすもあさまし、今日相國が使のありつるに、事いできぬとはおぼしめしつ、さるにても是へと御氣色ありければ、世はおそろしけれども、今一度君をも拜し参らせんと思はれければ、御前へ参られたりけれども、君も仰やりたるかたもなし、龍顔より御泪のみせきあへぬ御様なり、少將も又申やりたる方もなし、袖をかほにおしあて、罷出ぬ、日頃なれ睦給へる女房達、門まではるかに見送りて、誰か限りの名残を惜まざらん、しぼらぬ袂もなかりけり、法皇も遙に御覽じやりて御涙をおしのごはせ給ひて、又御覽せぬ事もやとおぼしめすぞあはれなる、末代こそこゝろうけれ、かくしもやあるべき、王法のつきぬる事こそ口

惜けれとぞ申られける、近く召仕はるゝ人々も人の上と思ふべきにあらず、いかなる事かあらんすらんと、やすき心なし、此事聞給へるより、少將の北方はあきれまどひて、物も覺えぬ體にてぞましくける、ちかく座し給ふべき人にて、何となく月ごろもなやみ給つるに、かゝる淺ましき事を聞給へば、いとふししづみ給、少將はけさより流るゝ涙つきせぬに、北方の氣色を見給ふに、いとせん方なくぞおぼさるゝ、あはれ此人の身を身とらんを見置て、いかにもならばやと思はれけるも、せめての事と覺えていとをしけれ、六條とて年頃つき奉たる乳母の女房ありけり、此事を聞より、伏まろびて、もたえこがるゝ事斜ならず、ちの中にましくしを取上参らせて、洗ひあげ奉りて、いとをしかなしと思そめ奉りしより、冬の寒き朝には、しとねをあたくめてねせ奉り、夏のあつき夜は、すゞしき所にすへ奉て、明てもくれても、此御事より外、又いとなむことな

し、我身の年のつもるは知らず、いそぎ人に成給はんことをのみ思ひて、夜のあくるもおそく、日のくるゝも心もなくて、廿一までおふし奉りて、院内へ参給て、おそく出給へば、覺つかなくて、戀しくのみ思奉りつるに、こはいづくへとて出させましますべきぞや、すてられ奉りて、一日片時もあるべしとこそおぼえねと、くどきてなけば、げにもさこそおもふらめとおぼせば、少將涙をおさへて、いたくな思ひそ、我身あやまたねば、さりとともこそ思へ、宰相さてましませば、命ばかりはなか申うけられざるべきと、なぐさめ給へども、人目もしらすなきもたえけるぞむざんなる、又八條よりとて使あり、おそしとあれば、何さまにも罷むかひてこそ、ともかくも申さめとて、宰相出給へば、車に乗具して少將も出給ぬ、なき人を取り出すやうに見送りて、泣あひけり、保元、平治より此かた、平家の人々たのしみ榮えはあれども、悲歎はなかりつるに、門脇宰

相ばかりこそ、よしなかりけるむこ故にかくは歎を  
せられけれ、八條近くやりよせられたれば、その四  
五町には、武士充滿していく千萬と云敷を知らず、い  
と恐ろしなどはいふばかりなし、少將は是を見給ふ  
につけても、大納言殿の御事をおぼすぞ悲しき、宰  
相車を門外にとめて、案内を申給へば、内へは入  
れ給まじとありければ、少將をばその邊近き侍の家  
におろし置きて、宰相ばかり内へ入給ひぬ、見もし  
らぬ兵あまた来て、居廻てまほり申、少將は、憑たり  
つる宰相は入給ひぬ、いと心細くかなし、宰相入て  
見給へば、おほかた内のありさま、武士どものいそ  
めきあへるけしき、誠におびたし、教盛こそ参り  
て候へ、見参に入候はんと宣ひけれども、入道出あ  
ひ給はざりければ、季貞をよび出して、宰相申され  
けるは、よしなき者に親しくなり候こと、今更思ひ  
合せられて、くやしう候へども、かひ候はず、成經  
に相ぐせさせて候ものいたくもたえこがれ候ほど

に、おんあいの道、力及ばざることにて、むざんに覺  
え候、近く産すべきものにて候が、いかに候やらん、  
月頃なやみ候へつるに、此歎うちそへ候なば、身を  
身とならぬさきに、命もたえ候なんす、たすけばや  
と思ひて、おほそれながら申候、成經をば申あつか  
り候はゞや、教盛かくて候へば、いかでひが事せさ  
せ候べき、覺東なく思召すべからずと、なくく申  
給ふ、季貞此由を入道殿に申ければ、世に心得すげ  
にて、とみに返事ものたまはず、宰相中門にていか  
にくと待給ふ、良久ありて、入道のたまひけるは、  
成親卿此一門をほろぼして、天下を亂さんとする企  
ありけり、しかるを一家の運盡ざるによて、此事顯  
れたり、少將はすでにかの大納言の嫡子也、したし  
くましますとも、えこそなだめ申まじけれ、かの  
企遂まじかば、それ御邊とてもおたしくてやまし  
すべき、いかに御身の上をばかくはのたまふぞ、聲  
も子も身にまさるべきかと、少しもゆるさけもなく

のたまへば、すゑさだかへり出て、此よしを申けれ  
ば、宰相大にほいなげに思ひ給ひて、おし返しのだ  
まひけるは、加様の仰に及ぶ上を、かさねて申はその  
恐れふかけれども、心中に思はんほどのことを、殘  
さんも口惜ければ申ぞ、季貞今一度よく申せよ、保  
元、平治兩度の合戦にも、身を捨て御命にかはり奉  
らんとこそ思ひしか、是より後も、荒き風をばまづ  
防がんとこそ思候へ、のり盛こそ今は年の寄て候と  
も、若き者どもあまた候へば、御大事もあらん時は、  
などか一方の御かためとなして候べき、のりもりが  
たのみ奉候ほどは、つや／＼思召され候はざりける、  
成經をしばらくまかり預らんと申を、覺つかなく思  
召て、御ゆるされのなからんは、すでに二心有もの  
と覺し候にこそ、是はどうしろめたなきものにおも  
はれ奉て、世にあても何かはすべき、世にあらば又  
いかばかりの事かはあるべき、たゞ今身のいとまを  
給て、出家入道もして、片山寺に籠りて、後生苦

提のつとめを仕るべし、よしなきうき世のまじはり、  
世にあればこそ望もあれ、望かなはねばこそ恨みも  
あれ、しかしたゞ世をのがれて、誠の道に入なんに  
はとのたまへば、季貞にか／＼しき事かなと思ひて、  
此よしをくはしく入道殿に申ければ、物に心得ぬ人  
かなとて、また返しものたまはず、季貞申けるは、  
宰相殿はおほしめしきりたる御氣色に渡らせ給め  
り、よくく御計やあるべく候らんと申ければ、其  
時入道のたまひけるは、先御出家あるべきよし仰ら  
れ候なるこそ驚存候へ、大方是ほどに、恨みられ参  
らすべしとこそ存せねども、かほどの仰に及ばん上  
は、少將をしばらく御宿所におかれ候べしと、し  
ぶ／＼にありければ、宰相悦で出給ひにけり、少將  
は何となくたのもしげに思ひて、いかにと問給ふぞ  
哀なる、宰相仰せられけるは、あなむざんのありさ  
まや、我身にかへて申さざらんには叶ふまじかりつ  
る命ぞかし、人の娘子を持事はむやくのことかな、

我子の縁に結ばれざらんには、人の上とこそ見べきものを、身の上になして肝心をけすこそよしなけれどぞ仰せられける、いざとよ、入道殿の憤りなめならず、ふかげにて、のりもりには對面もしたまはず、叶うまじきよしたびくのたまひつれども、季貞をもて出家入道をもせんとまで申たりつれば、しばらく宿所に置給へとはかりのたまひつれども、しじうよかるべしとも覺えずのたまひければ、少將申されけるは、成經御恩にて一日の命ものび候にけるこそ一日とてもおろかの儀にて候はず、たすかり候はんことこそ然るべきにて候へ、是につけても大納言の行衛いかゞきこしめされ候つるとのたまへば、宰相はいざとよ御事をこそとかく申つれ、大納言殿の御事までは、心も及候はずとのたまひければ、げにも理りかなと思へども、大納言今夜失はれ候は、御恩にて、成經けふばかり命生ても、なにかはし候べき、しでの山をも諸ともに越え、片時もおくれじ

とこそ存候へ、おなじ御恩にて候は、大納言のいかにも成候はん所にて、ともかくも罷成候は、や、同くはさやうに申行はせましますべうや候らんとてさめくとなかれければ、宰相又心にくげにて、まことや大納言殿は内大臣のとり申されければ、それも今夜はのび給ぬるやらんとこそ聞候つれ、心やすく思ひ給ふべしとのたまひければ、少將その時手を合て悦給ひけり、今夜ばかりなりともものび給へかしとて悦ばれけるを見給ふにこそ、宰相又むざんやな、子ならざらんものは、たゞ今誰かは是ほどに我身の上をさし置て、覺束なくも思ひのびたるを聞て、身にしみてうれしく思ふべき、誠の思は父子の志にこそとめてけれ、子をば人のもつべかりけるものと、頓てぞ思ひ返されける、宰相は少將を具して歸り給にけり、宰相の宿所には、少將殿出給つるより、北方を始として、母上乳母の六條、ふし沈みて、いかなる事をか聞んずらんと、氣も心もまどひておぼ

しける程に、宰相歸り給ふといひければ、いと々むねせきあげて、打捨て、ましますにこそ、いまだ命もましますば、いかにいよく心細く思すらんと、悲しく思はれけるに、少將殿もかへらせ給ふと、先に入はしり向ひて告申たりければ、車よせに出むかひて、誠かやとて、又聲々に泣給へり、のちは知らずかへりましゝたれば、死したる人の生がへりたるやうに覺えて、悦泣どもし合れけり、此平宰相と申は、太政入道のさいあいの弟にて、片時も身を放ち給はず、されば六波羅の惣門の内小屋を立すへられたりければ、人異名に門脇宰相と申けり、當時は入道八條にましますとも、世もなほつゝまして、門さし部のかみばかりあけてぞおはしける、  
入道相國可辨院御所事  
 入道はか様に人々あまたいましめをかれたりけれど、猶心ゆかず思はれければ、善悪法皇をむかへ奉て鳥羽殿におしこめ奉て、いづちへも御幸なし奉らんと思こゝろつきにけり、赤地の錦のひたゝれに、

白かな物打たる黒糸をどしの腹巻のむな板せめて、其かみ安藝守と申し時、いつくしまの社より、神拜の次に、靈夢を蒙りてまうけられたる白がねのひる巻したる秘藏の手長刀はこの常の枕を放たれざりけるを左の脇にはさみて、中門の廊につと出て立れたり、其氣色ゆゝしくぞ見えける、貞能をめす、筑後守貞能は木蘭地の直垂にひをどしの鎧着て、御前にひざまづいて候、入道のたまひけるは、貞能此事いかと思ふ、淨海が存するはひが事か、一年保元の逆亂の時、平右馬助忠正を始として、したしきものども中半過て院の御方に参りにき、一の宮の御事は故刑部殿の養君にて渡らせ給しかば、かたゞ思ひ放ち奉りがたかりしかども、故院の御遺誡に任せて、御方にて先をかけたき、是一の奉公なりき、次に平治の逆亂の時、信賴、義朝が振まひ、入道命を惜みてはかなふまじかりしかば、命を捨て凶徒を追落して、天下をしづむ、その後つね宗、これかたを誠にいたる

まで、君の御ために命をすてんとする事度々也、たとへ人はいかに申とも、淨海が子孫をいかで捨させ給ふべき、されば淨海がことをいるかせに申さんものをば、御いましめあるべきに、いましめらるゝまでこそなからめ、大納言が讒訴につかせ給ひて、なされなく此一門を追討せらるべきよし、院中の御結構こそ遺恨なれ、此事行綱告知らせずばあらはるべしや、あらはれずば入道おんをんにあるべしや、猶北面の下臈ともが諫め申事あらば、當家追討の院宣下されぬと覺ゆるぞ、朝敵ならん後は、悔に益あるまじ、世をしづめんほど、仙洞を鳥羽の北殿へうつし奉るか、然らずば御幸を是へなし奉らんと思ふなり、其儀ならば北面の者どもの中に、矢をも一筋いんする者もありぬと覺ゆるぞ、侍どもに用意せよとふれべし、大かたは淨海、院方の宮仕思ひ切たり、させながらとも取出せ馬に鞍置せよとぞ、下知せられる、鳥羽殿への御幸とは聞えけれども、内々は法

皇を西國の方へながし参らすべき由をぞ議せられける、  
小松殿被謀父事  
 主馬判官盛國此景色を見奉て、小松殿へ馳参て、大臣殿に申けるは、今かうと見え候、入道殿すでに御きせながめされ候、侍ども皆打立候、法住寺殿へよせられ候か、鳥羽殿への御幸とは聞え候へども内々は西國の方へ御幸なしまいらすべきにて候やらんとこそ承り候へ、いかに此御所へは今まで御使は候はぬやらんと、いきもつぎあへず申ければ、内大臣大にさわがれけり、いかでさしもの事あるべきと思へども、けさの入道の氣色さる物ぐるはしきことも有らんとおぼされければ、内府急ぎ馳來、その時もおなじく甲冑をよろふに及ばず、八葉の古車のけしかるに、子息のこれ盛車の尻に乗て、衛府四五人、隨身二三人召具して、今朝のていにて鳥帽子、直衣にてぞおはしたりける、西八條へさし入て見られければ、一門の卿相雲客數十人、思ひくの直垂に、色々の

鎧着て、中門の廊に二行に着かれたり、衛府、諸司、諸國の受領などは、椀わんに居こぼれて、つぼにもひしと並居たり、はたぎは引をばめて、馬のはるびをしめて、甲をばひぎの上に置いて、たゞいまかけ出んずる體と見えたりけるに、内大臣、鳥帽子、直衣にて、さしぬきのそばを取て、さやめき入られけり、事の外にぞみえられける、入道は是を遠くより見給て、少ふしめに成て、例の此内府が世をへうする様にふるまふはとて、心得すげに思はれたり、此内大臣は内には五戒を持、外には五常をみださず、仁義禮智信にたゞしく、無雙の賢人にてましくければ、子ながらもさすが此すがたに腹巻を着て、あひむかはんこと、面はゆくや思はれけむ、障子をすこし引たてて、腹巻のうへに素絹の衣を引かけて、胸板の金物のはづれて、さら／＼として見えけるを隠さんと、しきりにむねを引ちがへ／＼ぞせられける、内大臣は弟の右大將宗盛卿より上に座たかく着座せられた

り、椀扇中半に開きてつかはれけり、内大臣もしばしは物ものたまはず、入道殿も又音もし給はず、良久あて、入道のためひけるは、抑此間の事、西光法師にくはしく相尋候へば、成親父子がむほんの企は事の始にて候けるぞ、大かた近來よりいとしもなき近習者どもが、折にふれ時に隨て、さま／＼のことをすゝめ申なる間、御かろ／＼敷君にて渡らせ給、一定天下の煩、當家の大事引出させ給ぬと覺ゆる間、法皇を是へむかへ参らせて、片邊に押籠参らせんと存する間、此事申合奉らんとて、待奉つるに、いかなるちゝにか候、大方は淨海が思と思ふ事、御邊の御心に一々に違ひ候らん事こそ、遺恨に覺え候らへと宣へば、内府畏承候ぬと計にて、御眼よりはら／＼と涙を落し給ふ、入道淺ましと覺して、こはいかにとのたまへば、内府直衣の御袖にて、涙をおしのごひて、申されけるは、此仰をかうふり候に、御運のすでに末になり候と覺えて、不覺の涙のこぼれて、先

なにかの仔細は知候はねども、此御すがたを見参らせ候こそ少もうつゝとも覺候はね、さすが我朝は邊鄙粟散の境と申ながら、天照太神の御子孫、國のあるじとして、天津兒屋根の尊の御末、朝政を典給しより以來、太政大臣にのぼれる人、甲冑をよろふ事輒かるべしとも覺えず、就中出家の御身となり、かたゞ御はかりあるべかりけるものを、夫三世諸佛の解脱幢相の法衣をぬぎすて、忽に甲冑を帯しましまさんこと、内には既に破戒無慚の罪を招き給ふのみに非ず、外にはまた仁義禮智信の法にも背き候ぬらんとこそ覺え候へ、先重盛一々に御意に違ひ、ふしぎ成仰を蒙候上は、すでに不孝の仁に罷成候にこそ候なれ、さやうに候はんに於ては思ふことを心中に残し候はんは、口惜かるべう候へば、一々に申開くべし、おほそれながら暫く御心をしづめさせおはしまして、重盛が申狀を具に聞召さるべうや候らん、かつうは又最後の申狀にて候、たゞ今御院參の

條何事に哉、たとへ御院參有べう候とも、重盛に仰合され、中所の一儀をも聞召され候べかりける物を、以の外に物さわがしく覺え候物かな、むほんの輩召置れ候ぬる上は、何とか君をば恨み参らせ給ふべき、まさしく君の叡慮より思召し立つ御事よも候はじ、近習の人々の申すゝめ参らせ候にてこそ、御許容なども候らめ、たとひ又君の御結構にて、正しく院宣をもてむほんの事仰せ下さるといふとも、しゐて御ひが事ども覺候はず、その故は上古を思ひやり候に、平將軍貞盛、將門を討たりしも、勲賞に預りし事受領には過ぎりき、伊豫守頼義が十二年まで戦ひて、貞任、宗任を亡したりしも、いつか丞相、位に昇て父子ともに朝恩にあづかりし、しかるを此一門は代々に朝敵をうち平げ、四海の逆浪をしづめば、隨分忠なりといへども、其賞に預る事は、已に身に餘れり、先例傍れいなし、君事の序をもて、餘りの事なりと御氣色あらん事、全以御ひが事とも覺え候は

す、むほん張本と仰られて、新大納言召置るゝ事、是又ふつうの儀に非ず、我君の御寵臣あるひは禁中伺候の人を、我が爲にあだをなせばとて、心のまゝに召おかれ、罪科に行はれん事然るべからず哉、いく度も君に仔細を奏して、御氣色にこそ任せらるべきに、押て召捕られぬるは、すでに君をなめくりにしまいらするにあらずや、此上は今御身を慎で君の御ためには、いよゝ奉公の忠節を存じ、民のためには倍々撫育の御あいれんをいたしまし、先非を悔いさせ給ひて、政務に私あらじと思召さば、諸天善神の擁護淺からず、神明佛陀の御加護しきりにして、君の御政引かへて、逆臣忽に滅亡し、凶徒則退散し、四海の狂亂しづかに、萬天の嵐やまんと、掌を返さんよりも猶早々なるべし、大方は諸經の説相不同にして、内外存知各別なりといへども、しばらく心地観經第二卷によらば、世に四恩あり、一には天地之恩、二には國王之恩、三には師長父母之恩、

四には衆生之恩是也、是を知るを以て人倫とし、知ざるを以て鬼畜とす、その中に殊に重きは朝恩也、あまねく天下王土に非ずと云事なし、率土の濱王臣に非ずと云ことなし、就中國王の恩此一もん極れり、日本はわづかに六十六ヶ國、しかるを二十餘ヶ國は、一門の分國にて、政を執行す、その上庄園、田島、家門の所領也、此一門の朝恩にはこる事は、依法將軍とも云つべし、昔も今もためしすくなし、彼潁川の水に耳を洗ひ、首陽山に巖を取ける賢人も、勅命の逆れがたき禮儀をば存すところ承はれ、忝くも御先祖桓武天皇の御苗裔、葛原親王の御後胤と申しながら、中古より無下に官途も打くだり、わづかに下國の受領をだにもゆるされずして候けるに、故刑部卿殿備前の國務の時、鳥羽院の御朝、得長壽院造進の勲賞にて、久絶たりし内外殿をゆるされ給し時も、萬民口びるを返しけるとこそ承れ、いかにいはんや、御身はすでに拜任の例を聞ざりし、太政大臣の位き

はめさせ給ひ、御末又大臣大将にいたれり、所謂重盛などが短才愚暗の身をもて、逆府槐門の位に至る、是希代の重恩にあらずや、今是等の朝恩を忘れて、君をかたぶけ参らせ給はんこと、天照太神、正八幡宮、日月星宿、堅牢地神に至るまで、御許や候べき、唯今天の責を蒙て朝敵となり給ふべし、朝敵となるならば、近くは百日、遠くは三年を出すとこそ申傳へたれ、君事の次をもて、奇怪なりと思召さんことは尤ことわりにてこそ候へ、しかるを御運いまだ盡ざるによて、此事すでに顯はれて、仰合らるゝ人々か様に召置れぬ、たとひ又君いかなる事を思召し立といふとも、暫何の恐れかましますべき、大納言已下の輩に所當の罪科を行はれ候はん上は、しりぞいて事の仔細をちんじ申させ給ふべきにてこそ候へ、みだれがはしく法皇をかたぶけ参らせられん事、然るべしとも覺え候はず、以<sub>レ</sub>父命<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>辭<sub>ニ</sub>王命<sub>ニ</sub>以<sub>レ</sub>王命<sub>ニ</sub>辭<sub>ニ</sub>家事<sub>ニ</sub>命<sub>ニ</sub>辭<sub>ニ</sub>父命<sub>ニ</sub>以<sub>レ</sub>家事<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>辭<sub>ニ</sub>王事<sub>ニ</sub>以<sub>レ</sub>王事<sub>ニ</sub>辭<sub>ニ</sub>家事<sub>ニ</sub>

ともいへり、又君と臣とを准するに、親疎をわけて君に附奉るは忠臣の法也、道理と僻事とを並べんにかでか道理につかざらんや、是は君の御道理にてこそ候へ、重盛に於ては、御院参の御供仕べしとも存じ候はず、叶はざらんまでも、院中を守護し参らせんとこそ存候へ、その故は重盛始て六位に叙せしより、今三公のするにつらなるまで、朝恩を蒙る事、身に於てはすこぶる過分也、その重きを思へば、干頼萬顆の玉にも越え、其深きことを論すれば、一入再入の紅にも過たるらん、然れば重盛君の御方へ参候はゞ、侍二三萬騎はなか候はざらん、その中に命にかはり身にも代らんと思ふ侍、二三百人はなか候はざらんや、是等を引具して院の御方へ参りて、禦戦候はゞ、以の外の御大事にてこそ候はんすらめ、是を以て昔を案するに、保元逆亂の時、六條判官爲義は新院の御方に候、子息下野守義朝は、内裏に候て、合戦事終て、大炊殿戦場の煙りの底に成し後は、

一院讃岐の國へ御下向、左府はながれ矢に當りうせ給ひて後、大將軍法師に成りて、子息義朝がもとへ降人になり、手を合て向ひたりけれども、今度朝敵の大將軍なりとて、斷罪に定りにければ、義朝力及ばず、人手に懸らんよりとて、朱雀大路に引出して、父がかうべを刎候しこと、同じ勅定と申しながら、惡逆無道の至り口惜き事かなとこそ存候しか、今度君討かたせまし〜候はゞ、彼保元の例に任て、重盛五逆のその一にやなり候はんすらんと存候こそ、豫て心うく候へ、かなしきかなや、君の御爲に忠を致さんとすれば、迷慮八萬の頂なほくだれる父の恩、忽にわすれて不孝の罪かろからず、いたまじきかなや、不孝の罪をのがれんとすれば、また君の御爲に不忠の逆臣となりぬべし、君々たらずといふとも、臣以臣たらずは有るべからず、父々たらずとも、子以子たらずは有るべからず、是といひ、かれといひ、むやくのことにて候、末代に生をうけてかゝるうき

めを見る、重盛が果報のほどこそ口惜く候へ、されば申うくるところ、猶御承引なくして、御院参有べう候はゞ、先重盛がかうべを召さるべう候、所詮院中をも守護すべからず、又御供をも仕べからず、申うくるごとく、只首を召さるべき也、いざ思しめし合せまし〜候へ、御運一定するになりて候と、おぼえ候也、人の運のするにのぞむ時こそ、かゝる僻事を思ひ企つる事にて候なれ、老子の言葉こそ思ひ合られ候へ、功成名遂、退身避位、即不遇害とも申、彼漢蕭何は大功を立つる事傍輩に越えたるに由て、官太相國に至り、劍を帶し脊をはきながら、殿上にのぼることをゆるされたりき、しかれども、窺慮に背くことありしかば、高祖來て重くいましめて、廷尉にくだして深くつみせられき、論語と申文には邦無道則富且貴耻也と云文あり、かやうの先蹤を思ひ合せ候にも、御富貴といひ、朝恩といひ、重職といひ、一かたならずきはめて、年久しくなりまし



ませば、御連の盡ん事も非可<sup>レ</sup>堅、富貴の家、祿位重疊せるは、猶再び質る木其根如<sup>レ</sup>傷ともいへり、心細くこそ覺候へ、いつ迄命いきて亂れる世を見候べき、只急ぎ<sup>レ</sup>かうべを列られ候べし、侍一人に仰付て、たゞ今御つばに引出されて、かうべをはねられん事は、よにやすき事にてこそ候はんずれ、是は殿原いか、聞給やとて、直衣のふところの中より、たゞう紙を取出して、はなうちかみ<sup>レ</sup>、さめ<sup>レ</sup>と泣諫め申されければ、一門の人々よりはじめ、侍どもに至るまで、鎧の袖をぞぬらされける、入道も岩木ならねば、道理につまりて、返事もし給はず、すがたのはづかしさに、障子のおくへすべり入て、かたづをのんでまし<sup>レ</sup>けるが、のたまひけるは、是程まではあるべくも候はず、唯ものも覺えぬ惡黨等が申さん事に付き給ひて、御僻事やいでこんずらんと思ふばかりぞとくどきのたまひければ、内府申されけるは、たとひいか成御僻事出で來とも、いか

がせさせ給ふべき、掛卷もかしこく少しも思召寄ほどのことをこそ御言葉にも出され候はめ、あなまがまがしとて、がはと立ち給ふ、車のうちに用意せられたりける物の具召し寄せて、紫地の鎧直垂に、はじのにはひの鎧を着て、白星のかぶと、春近といふ雑色のくびにかけさせて、おと<sup>レ</sup>の右大将宗盛の黒くり毛の馬に黄ぶくりんの鞍置て、とねりが扣へたるを引かなぐりて、乗給ひ馬をひかへて打立給ふ、さも然るべき侍兵にあひて、のたまひけるは、重盛が申つる事は各、承はらずや、されば院參の御供に於ては、重盛がかうべをはねられんを見て後仕べきと覺ゆるはいかに、けさより是にてかなはざらんまでも、諫め申さばやと存ずれども、是體のありさま、ひたあわてに見えつる間、存する旨あて、かへりつる也、今はは<sup>レ</sup>かる所あるべからず、頸を召さるべきよし申つれば、その旨をこそ存せめ、但今までさも仰出されぬはいかなるべきぞや、今日より後は中

違奉る、重盛を重盛と思はん人どもは、よろうて小松へ參れ、是を以て志のありなしをば見んするぞと、のたまひ捨て御馬を飛せつ、急ぎ小松殿へかへり給ひぬ、是を聞て西八條にありける侍ども、入道殿にかくとも申さで、我先にとぞ馳參る、おぼろげにてはさわざたまはぬ人の、かゝる仰の下るは、別の仔細あると覺ゆとて、夜明にければ、洛中の外、白河、西<sup>レ</sup>京、木はた、伏見、宇治、岡のや、淀、羽束瀬、醍醐、小栗柄、日野、勸修寺、大原、志津原に至まで、我劣らじと馳集りければ、西八條には青女房古尼公より筆執などぞ少々残りける、弓箭携へたる者は一人もなかりけり、入道殿人やあると喚れければ、貞能候とて、肥後守つと參る、侍に誰々かある、貞能ならでは、一人も候はず、去にても、誰かある、小松殿へ皆參りて貞能が外は一人も候はぬものをと申ければ、入道殿去にてもとて、走り出て見給へば、げにも侍には人一人もなし、こゝにやある、

かしこにやあると、こゝのかくれ、かしこのえんとうのぞきありき給ひけれども、人一人も見えざりけり、こはいかに、内府に中遠ては、片時も世に立まひてあらん事は、かなふまじかりけるものをとてこそ、うそぶきてよに心えず、興さめげにて、腹巻脱ぎ置て、縁行道してそけんの衣に袈裟打かけて、いと心も起らぬ念珠くりてぞおはしける、貞能にのたまひけるは、いかに世間の様何とあらんするぞのたまひければ、貞能申けるは、御子も御子にこそよらせ給候へ、何か苦しく候べき、御退<sup>望</sup>候て、御中を直らせまし<sup>レ</sup>候へかしとこそ存候へと申ければ、入道さこそとよ、能いひたり、入道もかくこそ存ずれとのたまふ所に、入道の舎弟さつまの守忠度小具足ばかりとりつけて、たゞ一騎はせ來られけり、入道此人を見つけて、少し力づきたる心地して、あれは薩摩殿か、さん候、内府が元へまし<sup>レ</sup>たりつるか、さん候參りて候つ、いかによろふと聞は誠候か、さ

ん候御よろひ候、それは何事ぞ、入道殿御悪行、法に過させまし候へば、いか様にも父の悪行子孫に報いて、日本國に末代には子孫一人もあるべからず、されば恩重しといへども、朝恩にくらぶれば、みぢんのごとし、君の御方に参りて、君を守護し参らせんとて、小具足召れ候て、只今院参有んと候と申されければ、入道興さめて、や殿薩摩殿、わどとの内府とは以の外に心通て、中よき人にてましませば申也、まづ問ひてなだめて見給へかし、何となだめ参らせ候はんするやらん、なだめ給はんする様は、此ほど世の中しづかならねば、法皇をしばらく鳥羽殿に置参らせて、世を静めんとすれば、嫡子に捨らるゝこそかなしけれ、老て子に捨らるゝは、朽木の枝なきがごとくなり、院参に於ては思ひとまり候ぬ、自今以後は内府の計ひ申されん事をば、一切背き申まじきぞ、さと立寄給へ、なに事も申承べしとのたまふべしとぞ申されける、さつ摩の守小松殿へ馳

向て、此由を申されければ、小松殿袖を顔におし當て、はらりと泣給ふ、いと久しくあての給ひけるは、おろかなる親にも随ふは能子也、入道殿いかに愚に渡らせ給ふとも、その子なれば随ひ奉るべきにてこそあれども、君をなやまし奉る事のかなしさに、君を守護し奉らんとすれば、いかにも随ひ奉るべき重盛に、父の御身として却て順ひ給ふことこそ哀なれ、佛神のいかに思召すらん、抑御院参あるべき由仰られ候つればこそ、御中違奉り、院を守護し参らせんとは申つれ、御院参思召とまり候はんにおいては、いか中をば違参らすべき、やがて仰に随て参るべく候、總じて事の心をあんするに、父の命に随ひて、君を捨奉候はん事は、恩をしらぬ畜生に似たり、父を捨て君の御方へ参候は、又不孝の重盛罪深し、所詮君の御方へも参るべからず、父の命にも順ふまじ、しかじたもとまりをきり、山野にまじはり、後生菩提の勤より外他事候まじとこそ御

返事は申されけれ、さつ摩守馳歸て此由を申されれば、入道殿是を聞て、はづかしきにつけても、よきにつけても、さしも邪見にましけるが、墨染の袖をぞしほられける、それにつけても、おくちなくぞ見えられける、さて小松殿は西八條殿へ入せ給ひてこそ、御中は和平し給ひけれ、  
幽王後討事  
小松殿は参り集たる侍共にあひて仰られけるは、ひごろの契約たがへず、かやうに参りたるこそ神妙なれ、重盛別して不思議を聞出したりつるほどに、かくは催したりけれども、その事聞直しつ、ひが事にありけるぞ、いそぎ歸れ、異國にか様のためしあり、昔唐國に周幽王褒氏國を責給ふ時、國亡て防

ぎ戦ふに力すでに盡ぬ、褒氏國の人はかりごとをめぐらして、千年経たる狐の子を取て、有驗の僧に加持せさせて、目出度美女に加持し出す、褒氏國の大臣公卿集てのたまはく、君は昔は千里の野を栖とする職なり、今は人に加持しなす、いかでか奉公を知らざ

らんや、此國すでに幽王にせめられ、父母兄弟に放れ畢ぬ、ねがはくは、君幽王のもとへましつて、皇の心をたばかりて、此國をたすけ給へ君と、くどき立て幽王の許へ申送りけるは、此世にありがたき美女を奉らん、亡し給ふことやめ給ひてんやと申ければ、幽王答て曰、誠に有がたき美女ならば朕請取て、國をかたむくる事をば則とむべしと返答あり、よて件の美女を幽王のもとへつかはす、天下無雙の美女楊貴妃、李夫人のごとし、然れば則褒氏妃と名づけ、幽王の第一の后と定む、幽王の后たちは褒氏后に光をとられて、籠居し給へり、大王褒氏后をおぼしめすことわりなく類ひすくなかりけり、されども此後あへて物いふことをし給はず、いはんやまたるみをもふくむこともなし、此后に物をいはせて聞き、るみをふくませて、見んずると思召されけり、彼國には官兵を召集んとての筈には、烽火をあぐるならひあり、烽火とは我朝にも飛火の野もりといひて、

たかき峯に火をとぼす事ありき、ある時幽王朝敵を亡さんとして烽火大鼓と云物あり、烽火大鼓とは大鼓の中に火を入れて天を翔飛する術あり、是則遠國のつはものを集るはかりごと也、今此飛火をあげたる時、褒氏後のいはく、ふしぎや大鼓翅はなけれども、天を翔る術ありけりとして、始て物をのたまひて大に笑ひ給ひき、其時幽王悦で、すはこの後は物のたまひたるぞ、るみをふくみ給ひけるはとて、后を笑はせ奉らんずるはかりごとには、飛火をあぐ、是を見て諸國の官兵驚きて、王宮にこと出来とて馳参る、かゝる謀なりければ、事なき故に各、本國へかへりけり、東海へ歸る者は山ざとの山川を分、西海へ赴く者は、八重のしほちを凌ぎけり、かくする事すでに度々なり、その後は兵心得て、馳せ参する事もせず、かく國をたばかりおほせて、泰公と云大將軍をもて、褒氏國より幽王の内裏へおし寄たり、大王人々驚きて、頻りに飛火を揚るといへども、兵是を見て、例の後

の物のたまひ笑み給ふと思ひければ、馳参る事もせざりけり、兵王宮へ亂入て、幽王をうちとり國を亡してけり、かくして後は褒氏後は白狐の尾三つ有に現して失にけり、異國にもかゝるためしあるぞとよ、重盛別して大事を聞出しつる間、相催したるに時をかへず、各、馳参する條、返々神妙なり、たのもしく覺ゆるものかな、今此事を開直しつ、たゞ今事なければとて、努々幽王の類ひに隨ふことなかれ、自今以後も重て相催す事あらば、更に遅々あるべからず、急ぎく歸て物の具ぬぎて、やすまれよとて、兵ともをば返されけり、着到披露ありければ、二萬七千三百餘騎とぞしるしたる、抑美女をけいせいとは、幽王の時より名付たり、都をかたむくるといふ談あり、此よみをばそのかみは、いましめられけれども、當世都には傾城とぞよばるなる、狐の女にばけて人の心をたぶらかすと云本説あるにや、内大臣まことばさしたる事をも聞出されざりけれども、父入道を

諫め奉つる言葉に隨ひて、我身に勢のつくか、付ぬかのほどをも知り、かつうは又父と軍をせんにはあらず、父のむほんの心をもや思宥め給んとはかりごとなるべし、内大臣の存知のむね、文宣公のたまひけるに違はず、君の爲に忠あり、父の爲に孝あり、あはれゆゝしかりける人かな、法皇此次第を聞召されて今に始ぬことなれども、重盛が心中こそはづかしけれ、あだをば恩をもて報せよといふ文あり、九はやあだを恩にて報せられけりと、仰ありけるとぞ聞えし、その後さゑも入道西光をば、朱雀の大路に引出して首をはねらる、郎等三人同はねられにけり、

成親流罪事  
二日、成親卿をば、夜のやうく明方に公卿座に出奉て、物参らせたりけれども、むねせきのども寒りて、いさゝかも召さず、やがて追立の官人参りて、車をさし寄て、急ぎくと申ければ、心ならずのり給ひぬ、御車のすだれをかさまにかけて、うしろ

様にのせ奉て、先火丁一人つと寄て引落し奉りき、誠の楯を三度あて奉る、次に看督長一人寄て、殺害の刀とて、二刀つくまねをし奉る、次に山城判官秀助宣命をふくめ奉る、かゝる事は人の上にては御覽じ給はじ、まして御身の上にはいつかならひ給ふべきと、御心中推量せられてあはれ也、門外よりは軍兵數百騎、車の前後に打圍みて、守護すれども、我方様の者は一人もなし、いかなる所へ行やらんもしらする人もなし、内大臣に今一度あひ奉らんとおぼしけれども、それもかなはず、たゞ身にそふものとは盡せぬ御涙ばかり也、朱雀を南へ下りに行ければ、大内山をはるかにかへり見て、思ひ出す事多かりけり、昔唐の呂房といひし人、故宮の月に腸を斷、是も旅行に月を見てこそありしか、彼大納言は日月の光りをだにも見せ奉らず、車の前後に障子をぞ立てりける、大納言の御歎きの深さに、くるゝを待つべしとも覺えずなん、難波の次郎經遠をもて、内府へ申

されたりければ、その後月日の光をゆるされ給ひにけり、かゝる歎きの中にもかくぞ思ひつゞけられける、

極樂とおもふ都をふり捨て、

ならくの底に入らんかなしさ

鳥羽殿につき給へば、年ごろ見なれ奉つる舍人、牛飼ども、並み居つゝ涙をながす、あやしの賤の男、しづの女に至るまで、よそのものだにもあはれをかなく、まして都に残りとゞまる跡の有さま、いかばかりかなしかりけん、我世にありし時は、したがひ付たりしもの一二千人もありけん、一人も身にそふ者なく、けふを限りにて都を出ることかなしけれ、重き罪を蒙て遠國へ行者も、我方さまの人一人具せぬ事やはあると、さまざまひとり言をのたまひて、車の内にて聲もをします泣給へば、車の前後に近き兵は、鎧の袖をぞぬらしける、鳥羽殿を過給へば、此御所へ御幸のなりしには、一度も外れざりしもの

をなど、思ひ給ひて、我とのる所の前を通り給へば、今はよそに見入て過給ふも哀也、南門を出ぬれば、河原まで御舟のしやうぞく急ぎ〜といそがす、こはいづくへやらん、失はるべくはたゞ此ほどにてもあれかすとぞおぼす、せめてのかなしさのあまりにや、近く付たりける武士を是はたぞと問ひ給へば、経遠と名乗けり、難波次郎と云者也、此程に我ゆかりの者やあると尋てんや、舟に乗らぬ前にいひ置くべきことありとのたまひければ、その邊近きあたりを打めぐりて尋ければ、あへて答ふるものもなし、歸参りてこのよしを申ければ、世におそれをなしたるにこそ、なかはゆかりの者のなかるべき、命にもかはらんといひ契りし者一二百人もありけんものを、よそにも我有さま見んと思ふ者のなきこそ口惜けれとて、涙をながし給へば、武きものゝふなれども、哀とぞ思ひける、大納言御舟に乗給ひて、鳥羽殿を見渡して、守護の武士に語給ひけるは、去永萬

の頃、法皇鳥羽殿に御幸あて、ひねもすに御遊ありき、四條太政大臣師長、御びはの役にきんせらる、花山院中納言忠雅、御笛の役に参らせらる、葉室の中納言俊賢、ひちりきの役に参りたまふ、楊梅三位あきちか笙の笛を任り、もり定、行ざね打もの、役をつとむ、かゝりしかば宮中すみ渡り、群集の諸人かんるゐを流しき、時に調子ばんしき調、萬秋樂のひきよくを奏せられしに、五六の調になりしかば、天井の上にはの音ほのかに聞ゆ、着座の公卿各、色を失ふ、君少もさわがせ給はず、その日四位少將にて末座にしようしたりしを召されて、いかなる人にて渡らせ給ふぞ、尋申べきよし仰下されしかば、成親畏て天井に向て君はいかなる人にて渡らせ給ふぞと、院宣の趣を申たりしかば、我は住よしの邊に候小椽なりと答て、やがてびはの音もせず、答ふる人も失にけり、住吉大明神の御影向ありけるにや、かかりし御遊の時も人こそ多くありしかども、成親こ

そ召ぬかれて、御使をもしたりしが、いま朝敵にも非ずして、配所へ赴くこそかなしけれとて、聲もをします泣き給へば、経遠をはじめとして、多くの武士共鎧の袖をぞぬらしける、熊野、天王寺まうでなどには、二瓦三棟につくりたる船にて、次の船二三十艘漕續けてありしに、是はけしかるかきすへやかたの舟に、大幕引廻して我方さまの者一人もなくて、見もしらぬ兵どもに乗具していつちといふことも知らずおはしけん、さこそかなしかりけめ、よどの渡り、草津、くすはの渡、きんや、かた野山、心細くぞまし〜ける、さるほどにはしら松といふ所に着き給ふ、

柱松因縁事  
此名は大和言葉にはあらずして、佛説ともいひつべし、その故は天づくに唯圓上人と申人まし〜き、五天竺無雙の僧也、生は死の始とて年闍行法功積で、期近づき給しかば唯圓入滅し給き御弟子唯智と申僧ありき、長老入滅し給しことを歎わび、別れし事を

悲しみ、我後れ奉て、輪廻する事の悲しさよと竊に覺されて、日數は積れども、昨日けふの様に覺えて其思ひ淺からず、斯りし程に、來年の初秋の中の五日の暮程に、いつよりも故上人の御事戀しかりければ、御墓所に詣で、やう／＼に御菩提を弔ひ奉てまします、御面影身にそふ心地して、舊跡哀に覺えければ、唯智思はれけるは、孟蘭盆經には七月十四、十五日には、亡者必ずしやばに來て、弟子、子息恩愛の供養をうくるといふ事あり、誠に來り給ふものならば、則現し給へとちかひつゝ、御墓の御前に神應草一もとありけり、我朝には芭蕉といふ是なり、彼神應草の枝に、不死致草といふ草のかれ葉をとりかけて、火をつけて、此光りにげんざいにさり給し影をあらはし給へ、現身照光明と唱へ給へば、故上人古のかたちを少しもたがへず、現せられたり、唯智しんかんにめいじ、哀に覺えて泣涙ひきうして、是ほどに有がたきをおんみつせん事むねなりと

て、國中に流布せらる、是を聞人々名残をしき父母親類におくれたる人、七月半の孟蘭盆に葬所に光明揚とて、夕に火をとぼす事は、其光りにて戀しき故人を見む心ざしなり、  
花秋大納言事  
 此事少しもたがはず、かゝる風情我朝にあり、崇神天皇の御宇に、花秋大納言と申ける人他界せられたりき、御子の少將と聞えし人、おくれ奉て後は、かなしみの心いつもその日の心地して、紅の涙を流しつゝ、昔の唯智が跡を聞傳へて、來年の七月中の五日の暮ほどに、父の御墓にまうでつゝ、やう／＼後世を弔ひ奉て、彼唯智がしわざを違へずして、御墓所の前にかれたる木の一本ありけるに、草のかれ葉をむすびかけ、火をとぼして、  
 玉すがたしのば、我に見せ給へ  
 むかしがたりの心ならひに  
 と書つけて、火をかけられたり、誠に昔の風情に違はず、故大納言現じて、御子の少將に見え給ふ、少

將手を合せて隨喜の涙ひまもなし、昔の權化はしたかふ弟子にほどこし、今の賢人は戀る子にまみえ給ふ、抑是をば諸名をさし傳へんとて、昔漢國に六宮明壽と云皇まし／＼き、大願をおこして我國中の衆生等がたぐひ少からんもの、父母妻子死して、先だ、んをれんぼせん者の、心をやすむるじゆつをえさせんとちかひ給ふ、彼ちかひに應じて、天に聲あて告、なんぢが皇居より北に命還山といふ山あり、此山の頂に高部といふ松あり、その松を取て九き柱と磨て立よといふ聲あり、此致によりて、彼高部の松を取て、まはり一丈二尺、高さ五丈八寸に磨て、かれをば眞言秘藏威勢移柱と名付たり、西の角に立られたり、入さの月の影うつる時、彼松の根にして、わかれし故人を念すれば、入日の影に映じて必ず現すといへり、さればてんぢくの神應草も、彼柱に似たり、我朝の少將の古松も是がごとし、然れば是は六宮の移柱にことよせて、是れを柱松と名付べしと

て、初秋の十四五日の暮、もしはひがんを待て、高きも賤しきも草を結び、火をとぼし、靈にたむくるともし火を柱松とぞ申ける、我朝に此火をともし初ることは、此因縁ありしをもて、柱松といふ名をあらはす事、今にたえず、成親住吉天王寺まうでどもありし時、かやうの所々を過しにも何とも思ひ寄ざりしが、我身に歎のある時ぞむかしの思もしられける、  
土佛因縁事  
 所々を過行ば、つち佛といふ所に着き給ふ、是は孝徳天皇の御宇、吉野尾少將と申し人、月花門の女御に近付奉るといふあだ名をたちて、備後國篠尾といふ所に配流せらる、少將無實を蒙るだにもかなしきに、か様の遠流の重科を蒙る事かなしみの中の悲なれば、いかにもして無實をはればやと思はれければ、其所にありける佛工に仰て、土をもて千佛の薬師をつくり、義見僧をもて、供養せらる、かゝりしかりきにや、程なく無實はれてめし返さる、それよりし

て是をば、現佛の浦とも申、土佛の湊とも申けるを、此所の者のいひやすきまゝに、土佛と名けてほど久しくなりぬ、是は大唐の一行あじやり、揚貴妃に近づくと名をたちて火羅國にうつされたりけるが、さる權化の僧にてかやうに配所にさせんせらるゝこと、後代にもこゝろ愛思はれければ、こがねを以て、千佛を作りて、此無實をはれんと誓はれけり、ほどなく願望をとげて、御しやめん蒙りて、八祖の内に入給ふ、徳をほどこしたりし事を思ひ寄せて、千佛を土像に作らる、是といひかれといひ、思ひ寄せて、我方に悲しみのある時は、昔の歎きも知られけり、かやうに思ひつゞけて、入江くすざきくを行ほどに、大納言爰はいつくといふぞと問はれければ、津の國長柄と申ければ、

津の國やその名なからのくちもせて

むかしのはしを聞わたるかな

と打詠てさしていそがすすぐれとも、いとゞ都の遠

ざかる、爰に人のものを荒くいふも失はんとするやらんと、きもをけし、かしこにさゝやき舟をおさふるも、我をしづめんとするやらんと、心をまよはず、耳にふれさせ給ふこととは、すざきにさわぐ千鳥、みぎはにそよぐあしたづ、きし打浪の音ばかり也、暮にければ西河尻の内大もつにぞ着給ふ、

二日新大納言死罪をゆるされて、流罪に定りにけりと聞えければ、さも然るべき人々は悦びあはれけり、内府の入道に強にのたまひけるゆるるなり、國に諫臣あれば、その國必安し、家にかん子あれば、その家必直しといへり、まことや此大納言の宰相中將の時、異國より來る相人に逢給ひたりければ、位正二位官大納言に昇給ふべし、但獄に入べき相のましますぞ、然らずば流罪せられ給ふべき人なりと相したりけるとかや、今思ひ合せられてふしぎ也、又中納言にてましゝける時、尾張の國知行し給ひけるに、去嘉應元年の冬のころ、目代右衛門尉政朝當國へ下ると

て、杭瀬川に泊りたりけるに、山門領美濃の國平野庄神人事をいたす事ありけり、平野庄神人葛をうりけるに、彼まさともが宿にてあたひの高下をろんじけるが、後には葛に墨を付たりけるをとがめけるほどに、互にいひあがりて、神人をにんじやうしたりけり、是によて、平野庄の神人山門へ訴へければ、同年十二月廿四日に、例の大衆起て、日吉七社の神輿を捧げ奉りて陣頭へ參す、武士をさし遣はして、防がれけれどもかなはず、近衛御門より入て、建禮門の前に並べすへ奉て、成親卿を流罪せられ、目代政朝を禁ごくせらるべきよし訴へ申ければ、成親卿備前國へ流され、目代政朝を獄舎に入らるべきよし宣下せらる、大納言はすでに、西朱雀なる所まで出られたるほどに、大衆たちどころに裁訴を蒙ることを悦て、成親卿の罪科をば、ゆるさるべきよし申間、同廿八日に召返されて、同廿九日に本位に復して、中納言に成り歸給ふ、同正月五日右衛門督を兼して

檢非違使別當にならる、其後も目出度時めき榮給ふ、去承安二年七月廿一日從二位し給ふ時も、すけかた、兼まさまをこえ給ひき、すけかたは古人おとなにてましゝき、兼雅は清花の人なりしに、こえられ給ひし、不便なりし事なり、是は三條殿を造進の賞なり、御移徙の日也、同三年四月十三日に又正二位し給ふ、今度は中御門中納言宗家卿こえられ給ふ、去々年承安元年十一月廿日、第二中納言をこえて權大納言にあがりて、かやうに繁昌せられければ、人嘲て山門の大衆には、のろはるべかりけるものをとぞ申ける、されどもその後には、今かゝるめを見給ふぞおそろしき、神明のばちも人のじゆそも、ときもあり、おそきもあり、不同事也、

三日いまだあかつきに京より御使ありとてひしめきけり、すでに失へとにや聞給へば、備前の國へといひて、舟を出すべきよしのゝしる、内大臣のもとより御文あり、都近き山里などに置奉んと、再三申つ

れども、叶はぬことこそ世にあるかひ候はね、是につけても、世の中あぢきなく候へば、親にも先だちて、後生を助け給へと、天道にも祈り申候へ、心になふ命ならば、かはらまほしく思へども、叶候はず、御命ばかりは申うけて候ぞ、御心ながくおぼしめせ、程へなば、入道聞直す事もやとこそ存候へて、様々の御よういこまぐと調へて奉り給へり、なんばの次郎の許へも御文あり、あなかしこ、おろかにあたり奉るな、宮仕よくくすべし、おろかにあたり申て、我恨むなとぞ仰られたりける、大納言はさばかり不便に思召したる君にもはなれ奉り、いとけなきものどもをもふり捨て、いつちと行らん、二たび都へ歸て、妻子を見ん事もありがたし、一年山の大衆によて、日吉七社の御興ふり奉て、朝家の御大事に成て、夥しかりしだにも、西七條に五ヶ日こそありしか、それも御ゆるされありき、是は君の御いましめにもあらず、大衆の訴にもなし、こはい

かにしつる事ぞやと、天にあふぎ地にふしておめきさけび給へどもかひなし、夜も漸明ければ、舟をおし出しつゝ、難波の浦、蘆屋のさと、いく田の前をこぎ過て、すまの關やの浦づたひも、しほたれてやながめたまひけん、住吉の方を遠見すれば、遠き松のみどりも、今はかりや見んすらんと思ふも、夢の心地す、我九歳より住吉大明神を敬し奉て、すでに四十にあまり五十に及まで、こゝろざしをはこぶ事今におこたらず、いのり奉ん事も今はかり也、しばらく船をとめて、すゞりをめしよせて、自筆にて大明神に願書を参らせらる、其狀に云、

敬白住吉大明神御寶前立願事、

- 一可奉唱毎日千返本地寶號事、
- 一可奉唱毎日千返垂跡御名事、
- 一可奉納重代御劔事、

右既録如斯、夫以郷向鴻雁之北、屬秋而重葺、還櫻之花之根、迎春而忽開、再會巨期者永別也、

男女子息尙在花洛九重内、成經所生之中爲嫡子、鐘愛不殘、撫育此深、然則歎炎燒而難消、如火増薪、悲淚落而不留、似眼下瀉雨、仰願大明神憐無二丹誠、令納受心中立願、成經以下男、女令守平安給也、仍立願如件、

治承二年六月三日

成 親 敬白

と書給ひて、難波次郎に仰せられけるは、竹現と申太刀、門脇宰相のもとにあり、それを取て此願書とともに、必参らせよと經遠に仰付らる、仰のごとく是をまいらす、竹現は神劔と成て寶藏第一の重寶とぞ聞えし、今の世までにあり、まことに祈は叶ふこととにやと覺ゆる事は、げにも此大納言は業因つたなかりけるにや、配所の土となり、いわうが島まで流罪せられ給へる少將は召返されて、二たび殿上に昇られし事ありがたかりし事ども也、爭、成親の祈叶はざらん、

諸佛念衆生、 衆生不念佛、 父母常念子、

子不念父母、

とて思はぬ子をだにもこそ、親のじひは思ふ習なれ、是は父子の禮儀といひながら、心ざし深かりしかば、神明も憐をたれ給ふらんとぞ覺えし、今は舟をとくとくださせとて、浪路はるかにこぎうかぶ、思を思はぬ人だにも、わたのみはらの旅の空、心をなやますすさみぞかし、まして一かたならぬ歎き取集めたる心ぐるしさ、さこそかなしくましうけめ、尾上吹こす松風、すゞしく袖にぞわたりける、高砂の松よそになるに附ても、いと都遠ざかりぬることかなしけれ、故郷は雲井はるかに立歸り、むしの音しげき遠國は、日にしたがひて近くなりまさる、爰のしま、かしこの浦、入江々々、名所々々過ぎ行程に、日數も積りにければ、備前國小島の内下津井と云所をば通庄と云、是につけて、田井の浦にましうて、それよりして民の家のあやしげなる、柴のあみ戸の内へぞ入給ひにける、三方は土にて壁をぬりまはし

て、口一をあけたれば、はにふの小屋とも云つべし、大納言は殊更家居を結構し、山庄をすこく面白くこそ好まれしに、身は習はしものといひながら、かかる所にも住めば住るゝやと、身のおき所なくぞ思はれける、されども思に消えぬ命なれば、明しくらし給ひけり、後は山、前は磯なれば、松にこたふ嵐の聲、岩にくだくる浪の音、浦に友よぶはま千鳥、しほちにさわたるかもめ、たま〜さし入ものとして、都にて詠めし月の光ぞ面かはりせず、すみまさりける、大納言はたゞねてもさめても故郷のみ戀しくて、朝夕は故郷に歸らんことをのみぞ祈り給ひける、せめて心ぐるしさには、濱のほとりに出て遊び給ひけるが、澳の方を見給へば、海士のいさり火いくらともなく見えければ、大納言おもひつゝけて、  
大海にうつらば影のきゆべきに、  
底さへもゆるあまのいさり火、  
と打ながめて、さめ〜となき給ふ御心の中さこそ

はと覺えて哀也、大納言父子にもかぎらず、いましめらるゝ人多くありき、近江入道蓮淨をば、土肥次郎預りて、常陸の國へ遣はす、新平判官資行をば、源大夫判官預りて、佐渡の國へ遣はす、山城守もとかねをば、進次郎むね正預りて、淀の宿所にいましめ置く、平判官康頼、法勝寺の執行俊寛僧都をば、備中國の住人瀬尾太郎兼やす預りて、福原に召しおかる、丹波少將をば、しうとの平宰相に預けらる、  
加右守師高被討事  
西光の姫子前の加賀守師高、舍弟右衛門尉師近、右衛門尉師平等追討すべきよし、太政入道下知し給ひければ、武士尾張の國の配所井土田へ下りて、河狩をはじめて、遊君をめし集めて酒もりして、師高をおびき出して、頭を刎ねべきよしを支度したりけるほどに、五日師高が母の許より使を急ぎ下して申けるは、入道殿は西八條より召捕られ給ひぬ、さりとて院御所よりたづね御さたあらんずらんと思しほどに、やがて其夕にさられ給ぬ、尾張の子息たちも追

討せらるべきよし承及、急ぎ下りて夢みせよといひければ、則、使此よしを申ければ、師高井土田を逃去て、當國に蚊野と云所に忍びてゐたりけるを、小熊郡司惟長と云者聞つけて、よせてからめんとしけるに、師高なかりければ、兵ども歸らんとしけるところに、楳紙にて髪をあかをのごひて、捨たるが有りけり、是を見つけて、猶よく〜あなくりもとめけるほどに、民の家にはつしと云所あり、それに師高かくれて居たりけるを、求め出してからめんとしければ、自害してけり、郎等に近平四郎何某と申ける者一人附たりけるも、同く自害してけり、師高が首をば、小熊郡司取て六波羅へ奉る、骨をば師高が思ひける鳴海の宿の遊君手づからとり納めけるぞむざんなる、西光父子きりものにて、世を世と思はず、人も人と思はざりけるあまりにや、さしもやんごとなくまし〜ける人の、あやまり給はぬをさへやうやうに讒言を奉たりければ、山王大師の神罰冥罰を立

所に蒙て、時こくをめぐらす、かゝるめにあへり、さ見つることよ〜とぞ人申あへりし、大かたは下臈はさが〜しきやうなれども、思慮なきもの也、西光も下臈のはてなりしが、さばかり君に召仕はれ参らせて、果報やつきにけむ、天下の大事引出して、我身もかくなりし、淺ましかりし事ども也、廿日福原より太政入道、平宰相のもとへ、丹波少將是へわたし給へ、相はからひていづちへもつかはすべし、都の内にてはあしかるべしとのたまひければ、宰相あされて、こはいかなる事にか、人をば一度こそころせ、二たびころす事やある、日數も隔らばさりとともそこを思ひつれ、中々有し時ともかくもなしたらば、二度物は思はざらまし、おしむとも叶うまじと思はれければ、と〜とのたまひて、少將諸共に出立給ふ、今までもかく有つるこそ不思議なれと、少將のたまひければ、北方乳母も六條も思ひ儲たることなれども、今更もだえこがる、猶も宰相の申給へかし



とぞ思ひあへる、存する所はくはしく申つ、その上はかやうにの給はんは、力及ばず、今は世を捨るより外はなにとかは申べきと宰相のたまひける、さりとて御命のうする程の事はよもところ覺ゆれ、いつくの浦にましますとも、訪ひ奉らんずる事なれば、たのもしく思ひ給へとのたまふも哀なり、少將はことし四歳に成給へる若君をもち給へり、若き人にて、日頃は公達の行末など細々にのたまふ事もなかりけれども、其恩愛の道のかなしさ、今の都に成ぬれば、さすが心に懸けられけん、小歳者今一度見んとて、呼寄られたり、若君少將を見給ひて、いとうれしげにて、取附給ひたれば、少將髪をかき撫で、七歳にならば男になして、御所に参らせんとこそ思ひしかども、今は其こといひがひなし、かしらかたく生ひたちたらば、法師になりて我後世をとぶらへよと、おとなに物いふやうに涙もかきあへずのたまへば、若君何と聞分給はざりしかども、父の御顔を見あげ

平家物語卷第三終

てうなづき給ふはいとをしき、是を見て北方も六條もふしまろびて、聲もをしますおめきさけび給ひければ、若君もあさましげに覺しける、今夜は鳥羽までとて急ぎ給へば、宰相は出だち給ひたりけれども、世のうらめしければとて、此度は伴ひ給はぬにつけても、いよく心細くぞ思はれける、

平家物語卷第四

廿三日、少將福原におはしつきたれば、瀬尾太郎が預りて、頓て宿所に置奉る、我方様の者一人もつけざりけり、瀬尾は宰相の歸り聞給はん事を思ひけるにや、さまざまにいたはり志ある様にふるまひけれども、慰む方もなし、さるにつけてもかなしさの盡せず、佛の御名を唱へて、夜も盡もなくより外の事もなし、備中の國せのをといふ所にながさるべきと聞へければ、少將は打あんどて、大納言殿は備前の國へと聞えければ、そのあたり近くにや逢見奉るべきにてはなけれども、あたりの風もなつかしかりなるとのたまひけるぞ哀なる、その儀にはあらず、法勝寺執行俊寛、平判官康頼、硫黄が島へ流されける、同罪にてさつまがたへとぞ聞えし、少將は一すぢにさゆべき身の、父のりん國のよし聞えしなつかしさ

に、あやしのつけにかへられて、今日まできえずして、重ねてうき事を聞くかなしさよ、ふかきより深きに沈み、くらきより暗に逢ふ心地して、いと歎ぞ重りける、

六月廿五日には少將福原を立給ひ、三人つれて西國へ赴く、平判官康頼は一條より上紫野といふ所に老たる母のあるを始て、妻子親しきものどもあまたあり、今一度行ていとまをもこひ、名残をしまばやと思ひながら、くだる歎きのほどは、誰にもおとらじ、さつまがたへ下りなん後は、二たび召返されんことかたしとて、津の國こまの林と云所にて出家してけり、本どりはしそくの康もとがともしたりけるにもたせて、都へのぼす、出家はもとより好みけり、かやうに榮花の袂を引かへて、墨ぞめの袖となる折を得て、かくぞ思ひつゞけける、

いにしへのはなの衣をぬぎかへて、

いまぞ着をむる墨ぞめの袖、

終にかく背きはてける世の中を、

とくすてざりしことぞ悔しき、

と打ながめて、法名性照と名乗れり、なくく三人つれて西國へ下向せられけり、既に備中國せのをに下着せり、少將瀬尾をめして、いかにまことか、兒島、せのをの間、ま近きよし聞ゆ、かゝる身なれば、見奉り見え奉らんといは、こそかたからめ、御文を參らせて、大納言殿の御返事を取て得させよ、生たらんほどの形見にもせむ、又死せばそれをしるして後生までも尋奉らん、我硫黄が島へくだりなん後は、歸り上らんことかたきによて、かやうにいふなりと仰せられければ、片道僅に海上二三里の道を兼康かくし申けり、仰のむねかしこみて承りぬ、備前、備中はりん國とは申候へども、せのを、兒島の遠さは、片道三十餘日に罷り候、上下向六十餘日の道にて候へば、宣下の時刻推移て叶ふまじきよしを申せば、少將あな心憂や、行るしらせじとぞ、かやうに

はいふやらん、日本は纔に三十三ヶ國にてありしを、崇神天皇の御宇より六十六ヶ國に別られたり、つくしは島一つにてありしかども、九州の名をつけ、伊豫は一ヶ國にてありしを、阿波、土佐、讃岐を出て、四國と名づく、はりまは一ヶ國にてありしを、備前、攝津、美作、丹波を出て、五州と名づく、これにて國の名をかきぬといへども、いかでか境を遠く、國中廣くはなるべき、漢土に萬里の山なければ、獅子住まず、日本に千里の野なきが故に、虎すまずとこそみえたれ、成經も一院の御おぼえ人におとらざりしかば、大國あまたふさぎ、大庄その數知行して過つれども、又こそ西國に三十餘日つゝいて、片道のあるは聞ざりしが、つくしより館たかの使の上るこそ廿日の道とは聞えしか、瀬尾、兒島遠しといふとも、二三日にはよも過じ、あはれ是は行衛しらせじといふよと思はれければ、何とすべき方なくて、泣より外の事ぞなき、

式部大輔まさ綱は、播磨の國明石に流されける、増位寺と云薬師の靈地に參籠して、都歸のことをかたんをくだきて祈り申ける程に、百日満じける夜の夢想に、

きのふまで岩間をとちし山川の

いつしかたゝく谷の下水

と御帳の内より詠じ給ふと見て、打驚て聞けば、御堂の妻戸をたゝく音しけり、誰なるらんと聞く程に、京にて召仕し青侍也、いかにと問へば、太政入道殿の御免の御文とて持ち來る、悦ばしなどいふばかりなくて、頓て本尊にいとま申て出にけり、ありがたかりし御利生也、

廿三日、大納言すこしくつろぐこともやおぼしけれども、いと、おおく聞えければ、形をかへずしてつれなく月日すぐさんも恐れあり、何事を待にや猶世にあらんと思ふかと、人の思はむもはづかしければ、出家の志あると内々小松殿に申合せられたりけ

れば、さもし給へしとのたまひたりければ、大納言備中の安養寺の住侶調語房と云戒師請じて、出家し給ひけり、大納言の北の方の北山の住居すまか推はかるべし、住なれぬ山ざとはさらぬだに物うかるべし、いと忍てすまぬければ、過行月日も暮しかね、あかしわづらふさま也、女房侍ども、その數多かりしかども、身の捨がたければ、世を恐れて人めをつゝむほどに、とひ訪ふ者もなかりけり、その中に大納言の年ごろ近く召つかひける源右衛門尉のふとしといふ侍あり、よろづなさけあるをのこにて、時々奉事問、ある暮ほどに參たりければ、北の方簾の際近く召してのたまひけるは、あはれや、とのほびせん國兒島とかやに流され給ひけるが、過ぬる頃より有木の別所といふ所にましますとばかり聞しかども、世のつゝましかれば、是よりも一人も下ることなし、生きてやおはすらん、その行衛も知らず、いまだ命も生ておはせば、さすが此あたりの事いかばか

りか聞かまほしくおぼすらん、のぶとしいかなるありさまをもしても、尋参りなんや、文の一をも遣はして、返事をも待みるならば、限りなき心の内も少し慰む事もやと思ふはいかゞすべきとのたまひければ、のぶとし涙をおさへて、誠にとしごろ召仕はれし身にて候へば、限りの御ともを仕るべくこそ候しかども、御下りの有さま、一人もつき参らすまじきよし承り候ひしかば、力に及ばずしてまかりとどまり候き、あけても暮ても、君の御事より外、何事をか思ふべく候、召され候し御聲耳にとゞまり、諫られ参られ候し御言葉も肝にめいじて忘れず候、今此仰を承る上は、身は何になり候ともいかゞは仕候べき、御ふみを給はりて、尋まいり候はんとして申ければ、北の方大に悦び給ひて、御文くはしくかきてたびてけり、若君姫君も面々に父の御もとへとて、御文かきてたびてけり、のぶとし是を給りて、備前の二島へ尋参りて、武士なんばの二郎に、今一度見

奉る事もやとて、年ごろの侍源左衛門尉信俊と申者はるく尋参り候と申ければ、武士もあはれとや思ひけん、ゆるしてけり、参りて見奉れば、土を壁にぬり廻して、あやしげなる柴の庵の中に、わらのつかみといふもの、上に、僅の御まし一枚しきて、すへ奉りける、御住居の心うさもさることにて、御さまさへかはりにけりと、墨染の袂を見奉るに付ても、目もくれ、心も消えはてにけり、大納言入道殿も今更かなしみの心を増給ふ、多くのものどもの中に、いかにして尋来るぞとのたまふもあへず、こぼる、涙も哀也、信俊なくく申けるは、北の方去六月一日より北山雲林院の僧房にぼたい講を行ふ所候、彼所に忍びて渡らせ給候が、御歎きの深く渡らせ給ふ事斜ならず候、公達のこひかなしひ給ふ事、又仰せられつる次第、くはしく申て、御文取出して参らせけり、大納言入道是を見て、涙にくれて、水ぐきのあとそことも見えわかぬとも、若君姫君の戀かなしひ

給ふ有さま、我身もまた月日を過ぐべき様もなく、心細くかすかなる御有さまを思つゝけ給ひたりけるを見給ひては、日ごろ覺束なかりつるよりも、いともたえこがれ給へる有さま、げにことわりと覺えて哀也、信俊二三日は候けるが、泣々申けるは、かくてつきはて参らせて、かぎりの御ありさまをも見はてまいらせ候は、やと存候へども、都にもまたみゆづり参らせ候方も候はざりつる上、つみ深く、御返事を今一度御覽せばやと思召され候つるに、むなしく程を経候は、跡もなくしるしもなくや思召され候はんすらん、心ぐるしく思ひやり参らせ候、今度は御返事を給候て、もちて参りて、又こそやがてまいり下り候はめと申ければ、大納言よに名残をしげに思はれながら、誠にさるべし、とくく歸り上れ、汝がこんたびを待つべき心地もせぬぞ、いかにもなりぬときかば、後生をこそとぶらはめとて、御返事くはしく書き給ひて、御ぐしの有けるを引包みて、

かつうは是をかた見とも御らんせよ、ながらへても聞はてられ奉らじ、こん世にこそなど心細く書つづけて、給ひてそのおくに、  
行あはむことのなければ黒髪を  
かたみとてやる見てもなぐさめ  
と書とめてたびてけり、若君姫君の御返事もあり、信俊持てかへり上るが、いでもやらす、大納言もさしてのたまふべきことは皆つきにけれども、したはしさの餘りに、たびく是をめし返す、たがひの心さこそありけめと推量せらる、さてもあるべき事ならねば、信俊都へ上りにけり、北山へ参りて御返事奉ければ、北の方あなめづらし、いかに、さればいまだ御命はいきてまし、けるなとて、急ぎ御返事を引ひろげて見給ふに、御ぐしのくろくとしてありけるを、たゞ一目ぞ見給ひける、此人は襟かへられにけりとばかりの給ひて、又物ものたまはず、引かつぎてふし給ひぬ、此御ぐしをふところに入て

むねにあて、かほにあて、ぞもたえこがれ給ひける、  
 うつり香もいまだ盡ざりければ、御ぬしは只面影ば  
 かり也、若君姫君もいくら父御前の御ぐしはとて、  
 面々に取わたしくして泣給ふぞむざんなる、かた  
 見こそ今はあだなれ、是なかりせば、今更かくは思  
 はざらまじとぞ覺されける、太政入道此事を聞ての  
 たまひけるは、誰がゆるしにて、大納言は本どりを  
 切たりけるぞ、さやうのことをこそじゆの事とはい  
 へ、流し置たらばさてはあらでふしぎ也とて、小松  
 殿にはかくしてなんばがもとへ、大納言急ぎうしな  
 ふべしとぞのたまひ遣しける、

丹波少將は備中のくに瀬尾の湊、ゆく井といふ所よ  
 り御船に召して波路はるかにこぎうかぶ、是は伊豫  
 の國夏地につきてめぐられける、高く聳えたる遠山  
 のはるかに見えければ、あれはいづくぞと少將問給  
 へば、土佐のはた、足摺みさきと申ければ、少將思ひ  
 だして、さては昔、理一と申僧ありき、有漏の身をも

て、ふだらく山を拜んと誓ひて、一千日の行ほうを  
 始めて御弟子のりけんと申一人ばかり召具して、御  
 船にめして、おしうかび給ふに、むかひ風烈しく吹き  
 て、元のなぎさに吹返す、理一猶行法の功をはらざ  
 りけりとして、又百日の行法をし給ひて、百日過けれ  
 ば、聖人もとより人を具してはかなふまじとて、御  
 船にたゞ一人めす、彼舟はうつほ船なり、白きぬの  
 の帆をかけて、順風に任す、げにもおいて事をへだ  
 て、遙に遠ざかる、御弟子のりけんは、聖人に捨て  
 られ奉りて、ふだらくせんをがむべからざる事を  
 かなしむ、輪廻りんるして生死をさまじきやらんと、はや  
 御船のかくるゝほどなれば、名残をしくしたひ奉り、  
 餘りのたへがたさに倒れふし、足摺をしておめきか  
 なしむ、足摺地をうがち、身をかくすばかりになり  
 ぬ、聖人をしたひ奉りし志の切なりしによりて、魂  
 去りて現に聖人のともをして、普陀らくせんを拜み  
 奉りき、すがたは此所にとまれり、本地くわんを

んにてましませば、垂跡足摺の明神にてましますご  
 ざんなれ、昔の別れ、因位いんゐの時の御事しり給はず、  
 成つねが歎をやめさせ給へ、本地觀世音菩薩、する  
 じやく大慈大悲足摺明神とて、よそながらふし拜み  
 奉り、はるかにこぎわかる、何事なるらんとて、又少  
 將の御有さま、あはれともおもはぬものはなかりけ  
 り、かくて日敷をふるほどに、伊豫と豊後との境な  
 るさかのみさきのわたりして、心づくしにも着給ら  
 て、さて豊後の國米水の浦と申所に、花見てとひけ  
 る歌人おほうみの水のみかさやまさるらんといひけ  
 る、をちの瀧そのしら瀧のあの浦はたゝなるらんと  
 を思はれける、あはれ歩行にて下る事なりせば、小  
 野小町が歌のふし、あづまや、かちを、駒いな、け  
 ば、たにくら谷とかやを見てましもものと思はれけ  
 り、かくて日敷もつよりゆけば、日向の國あや部の  
 港わか津にこそ着かれけれ、それよりして、鏝輪三  
 足のさかに取り上りたまふ、下膳はかなは坂とも申

けり、是は我朝人皇のはじめ、神武天皇の日向國宮  
 崎の郡に、帝都をたて、御即位有し時、三女一男下  
 りて土の佛を作りて、てつりん三足をたて、供御  
 をしてまつりけり、それよりして、最初龍門三足の  
 峯とも申、都にありし時は家の日記を以て是れを知  
 るといへども、いかでか親まのあたりに見べき、をん流の思ひ  
 中には、かゝる名所を見るこそすこしなぐさむ心地  
 すれ、それ室野、船引、大山といひて月影日影もさゝ  
 ぬ深山の岬々たるせきがんを凌ぎこえて、日向國西  
 方が島津の庄に着給ふ、彼庄内にあさくら野と云所  
 に、ひとつの峯高くそびえて、煙りたえせぬ所あり、  
 日本最初の峯、霧島のだけと號す、金峯山、しやかの  
 だけ、富士の高根よりも、最初の峯なるが故に、名  
 付て最初の峯といふ、六所権現の靈地也、彼いたゞ  
 きに巖穴あり、長時に猛火もえ上りて、雲に續く、  
 いつとなく黒砂ふり下りて、する何千里とはかる事  
 なし、然れども彼峯を何の本地ともしらざりけるを、

はりまの國、書寫の山を建立してける、證空上人彼峯に登山して、我この神の本地を拜み奉らんと誓ひ給ひて、七日參籠して、法花經をどくじゆせられける、五日といふ子の刻ばかりに、大山震動して、岩崩れ、めう火もえて、ことに煙りうすまきて、暫ばかりして、廻り一二丈そのたけ十餘丈ばかりある大蛇の、角はかれ木の如くおほひかゝり、眼は日月の如くかがやきて、大にいかる様にて出來給ふ、上人是を御覽じて、此山の有さまを見るに、もとより龍宮じやうとはぞんせられ候ぬ、思ふにすのじやくは龍のすがたにてあつし候か、本地をこそ拜み奉度候へ、とくく、本地を現はさせ給へ、あしくもげんせさせ給ふものかなとて、はたと守り奉る、大蛇本地に歸りぬ、つぎの日の未の刻計に、三尺計なる大鷹の尾ふさの鈴をふりならして、めう火の中より飛び出て、前なる平岩に居たり、しやうくう腹を立て、龍をだに用ひ奉らず、いはんやいやしき野鳥のすがたをば

用奉るべきや、然らば心眼ともにひらきて、佛體を拜み奉らんとこそ思ふに、見佛せざらんには、雙眼ともに無益なりとて、獨結どこを持って雙眼をさゝんとし給へば、鷹去てしばらく計して、十一面の觀音光明かくやくとして幻のごとくにて見えさせ給ふ、その時上人夢うつともわかず、すゐき申ばかりなくして涙を流されけり、性空上人心中のせいぐわんには、こんど佛たいを拜み奉程ならば、法華の行者と成て、彼教に従ひて、衆生を化度せんと誓はる、したかひて心願成就のうへは、法華を殊に信仰し給へり、此煙の中より光さして末のとゞまらん所を、我在所と定めんと思召されけるに、煙の中より光をさして、はりまの國書寫にとゞまる、よてかの所をこんりうして、長きすみかとし給ふ、かゝるごんけの人の徳をほどこし給へる峯なれば、成經も參籠して拜まばや、我さつま方へ行なん後は、二たび故郷にかへらんとかたし、社參しやさんして後世をたすからんと思

ふはとありければ、預りの武士なさけある者にて、何かくるしく候はんとて、具し奉り参りたり、殊に地ぎやうすぐれて、眺望世にこえたり、ためし少き所也、少將あまり名残をしくして、七日參籠して、法華廿八品、尺の石の面に書寫してこめ奉りて、そばを作り、五輪をささみ、梵漢兩字を書きなどして、忘れがたみを殘し、梅櫻をみづから植置き、さまざまに、彼山にかたみをのこしなどして、御宿に下向あり、少將月日の重るにつけても、たゞ故郷のみ戀しくて、暮にも及びければ、今様をうたひ、らう詠をしながら心をすまし、涙を流し、いつとなくしほれたる御有さま也、心あるも心なきも、互に袖をぞしほりける、預の武士ども申けるは、此君になれ参らせて、名残はをしく成ませども、思ひあき奉る事はなし、さればとて都に開れん事も恐れあり、とくさつまがたへ渡し奉らんとて、又出立せ奉る、少將是をこそ、すゐぶんにつらき所と思ふに、猶いたましき所

のあらんするにやと先しられてかなしかりけり、さてはやに夏影、とかみ、あかさかといふ所を打過て、大隅の國けしきのもりにつき給ふ、少將此森を見給ひて、

秋近きけしきの森になく蟬の

涙の露や下葉染むらん

と云名所は是やらんとぞ思しめしける、正八幡宮の御あたりをよそながら拜み奉り、宿願をたて、通られけり、少將は都にてさつまがたへと聞給ひしかば、さもやはと思給けるに、九州のうちには有ざりけり、誠に世の常の流罪だにかなしかるべし、まして此島の有様傳聞ては、各もたえこがれけるこそむざんなれ、道すがら旅の寒さこそ哀を催しけめと、推量せられて哀也、せんとにまなこさきだつれば、とくゆかんことをかなしみ、さうりに心をとうずれば、はやく歸らん事かたし、或は海邊すいたくの幽かなるみぎりには、おはな波渺々として、恨心縮みたり、

或は山關やまがきよう谷やのくらき道には、巖路いわみち嶮々として、  
 ひるはゆうくたり、さらぬだに旅のうきねはかな  
 しきに、更る夜の月のほがらかなるに、夕つげ鳥か  
 すかに音づれて、遊子残月に行けむ、函谷わんこくの思ひ出  
 られてかなしからずといふ事なし、さつまがたとは  
 惣名也、きかいは十二の島なれば、くち五島は日本  
 へ随へり、おく七しまはいまだ我朝に従はずといへ  
 り、白石、あこしき、くろ島、いわうが島、あせ納、  
 あ世波、やくの島とて、ゑらぶ、おきなは、きか  
 が島といへり、くち五島の内、少將をば三のとまり  
 の北いわうが島に捨て置く、康頼をばあこしきの島、  
 しゆんくわんをば白石がしまにぞ捨置ける、彼島に  
 ぞ見えていさぎよし、かゝりければ白石島とは云け  
 るかや、せめては一島にも捨てられたらば、なぐさむ  
 方も有るべきに、遙なるはなれ島ともすて置きけ  
 れば、かなしきなどいふも愚也、かゝるはういつじ

やけんの島には、一島にあらんだにもかなしかるべ  
 し、まして所々の思ひかにして一日片時も日を送る  
 べきとなきけり、とかくして倭くわんも、康よりも、  
 少將のまし〜けるいわうが島へたどりつきて、互  
 に血の涙をぞ流しける、彼島西北十里の島也、その  
 地乾地にして、山田やまのたにつ賤が業もなければ、米穀も  
 なし、そのくわをもかはざれば、絹布のたぐひも  
 希なり、島の中に高き山あり、峯には火もえ、麓に  
 は雨ふり、雷なる事ひまなかりければ、魂をけすよ  
 り外の事なし、めいどにつまきたるともいへり、寒  
 暑ことわりにも過たり、さつまがたよりはる〜と  
 浪路をわたりて行く道なれば、おぼろげにては人の  
 通ふことなし、をのづから有ものも此土の人には似  
 ず、色黒くて牛のごとし、身には毛長く生たり、け  
 ん布の類ひなければ、きたるものもなし、男と覺し  
 きものは木の皮をはきて、たうさぎにかき、はねか  
 づらといふものをし、女は木の皮を腰にまたれど

も、男女のかたちもみえわかず、髪は空さまへおひ  
 上り、びんは夜しやにことならず、いふ事も聞しら  
 ず、偏に鬼の如し、何事につけても聞しらず、命生  
 くべき様なかりけり、少將はたゞ中々首を切られた  
 らばいかせん、生きながら地ごとく落ちぬること  
 とぞかなしまれける、各が身のかなしきはさる事に  
 て、故郷に残りとまゝる父母妻子どもの此有さまを  
 傳へ聞て、もだえこがれける心中どもむざん也、人  
 の思ひのつもる平家のすゑこそおそろしけれ、彼海  
 まん〜として風かう〜たる雲の波煙の浪にむせ  
 ぶなる、蓬萊方丈瀛洲の三の神山の島には、不死の  
 くすりもあんなれば、すゑもたのしかるべし、此  
 さつまがたの白石、あこしき、いわうが島には、何  
 事かは慰むべき、哀也、眼にさへぎるものとは、  
 山の峯にもえ上る燐、耳にみてるものとは百千萬  
 の雷の音、ひたすら無間大じやうと覺えて、見聞に  
 つけても、たゞ身の毛ばかりぞたちける、少將判官

入道は、きえもうせなんと思けれども、せめてのか  
 なしさのあまりに、浦々島々を見廻りて、都の方を  
 詠めやる、僧都はあまりにかなしみやせて、岩のは  
 さまに沈みいたり、慰む事とは常には一所になみ  
 居つゝ、盡せぬ昔物語のみして、さればとて一日に  
 もきえもせぬ身ともなれば、木の葉をかき集め、も  
 くづを拾ひて、かたのごとくなる庵を結びて、あか  
 しくらしける、されども少將のしうと、平宰相の領、  
 ひせんの國かせの庄といふ所あり、折節につきて忍  
 び〜にあひとぶらはる、太政入道の聞給はん所を  
 恐れて、思ふほどこそなけれども、かたのごとく衣  
 食を送られければ、康頼もしゆんくわんもそれにか  
 かりて日を送りけり、此人々露の命きえやらぬ身に、  
 惜むべきには有らねども、朝な夕なをとぶらふべき  
 人一人もつきしたがはぬ事なれば、いつならはねど  
 も、薪をひろはんとて、山路にまどふ時もあり、水  
 を結ばんとては、澤につかる、折もあり、さこそた

よりなくかなしかりけめと、推量せられてむざん也、判官入道申けるは、さのみなき歎てもいかせむ、佛の御名を唱へてこそ、みやうけんの恵をあふぎて二度都に歸らんことをねがひ、後生ぼたいをも祈らめと申て、己がのふなれば、歌をうたひ、舞をまひて、島の明神に報じ奉る、島の者ども、時々來て是を見て、興に入てなくもあり、笑ふもあり、康頼日にそへて、都の戀しさもなぐさまず、中にも母の七十有餘なるが、紫野にありしを思ひやりけるに、いとせん方なく、我流されし時もかくと知せまほしかりけれども、きかば老のなみに歎きかなしまんずることのいたはしさに、思ながら告ざりしかば、今一度見もしみえざりしに、此有さまを傳へ聞て、今までながらへてあらむ事もあり難しなど、來し方行末のことまでつくづくと思ひつゞけられて、たなくより外の事ぞなかりける、康頼島に着きて、廿日と申けるに、不思議の夢をぞ見たりける、夢の心

地に前の濱に出で遊びけるに、海上を見渡しければ、こがねにて作りたる大船一艘出できたる、艫舳にはしやうしんの龍をすへたり、やかたには幔の幕を引きたり、風のさつと吹上げたるたえ間より見入たれば、十七八ばかりの女房たち、琴をだんじ、びはを引き、今様をうたひ、朗詠し管絃すましたり、都をはなれて後、いまだ是ほど心を養ひたる事こそなけれと思ふ所に、よはひたけたる老僧五六人なみりさせ給ひて、こんでいの法華經机に置きまいらせて、同音に讀じゆあり、しんかんにめいじて、隨喜なめならず、船の帆には、一乗妙法蓮華經の文字様々にあらはれさせ給ひたるをかけて、順風に任せ、前の浦を走通ると見たり、あなたつとや、是は此極樂淨土のくせい弘誓の船とかやは、是やらんと思ふ所に、我子の康基が、白き馬に乗て、此島にあがると見たりけり、康頼入道夢さめて、あな不思議や、夢と知りせば今暫くもまどろみて見てまし、はやくも覺め

ぬる事のむねんさよと恨む、誠に此夢は康頼入道が子息、康基が毎日都清水寺に參詣して、法華經の二の卷の信解品をどくじゆし奉て、南無千じゆ千眼大慈大悲觀世音菩薩、願はくはこの經の功力によて、父の骸姿を今一度見させ給へとさせい申ける、誠にくわん音の御利生あて康頼を守らせ給ふやらんとぞ覺えし、天性康頼は、熊野信心のものにてありければ、或時少將に申けるは、此島に熊野權現をいはひ奉て參りて、歸洛の祈誓を申候ばやと思ひ候はいかにと申ければ、少將我も昔は君の御ともに參りて候き、又私にも參詣しき、成經都に候し時猶參詣の志深く候しを、一方ならぬまぎれに、本意をとげずして、かやうにまかり下て候事、後生ぼたいのさはりともなりぬと覺え候とありければ、康頼入道申けるは、權現遠からず願へば、その心に來り給ふ、佛陀近きにあり、させいすれば、道場に入給ふといへり、然れば當山權現と申は、本地はあみだ如來にて

まします、いかならん野の末、山のふもととなりとも、衆生の眞實をいたさば、いくわう威光をさゝんとちかひ給ふ、此島なりとも、我等まことをいたし奉てあがめ奉らんに、なかは光をさし給はざらん、いざせ給へ、此島を廻りて見候はんに、くまの山に似させ給ひたる所候は、權現を崇め奉て、歸洛の祈をも仕候は、やと申ければ、少將是を感じ悦び給ひけり、法勝寺の執行にのたまひあはせければ、御宿願はさる事にて候へども、若都にめしかへされて候はん時、さんそうどもの、比叡のじむじやは、本社へだにも參詣せず、法勝寺の執行こそ硫黄が島へ流罪せられてありける、かなしさのあまりに、よしなきもろもろの岩の角を熊野權現と崇めて、拜みありきたりけりと笑はれん事のはづかし候へば、參り候まじ、山王の御事ならばさもありなんとて、參詣にはあたはざりけり、二人の人々島をめぐりて見給ふに、はるかにわけ入て、人跡たえて鳥の聲だにもせぬ所に

河ながれたり、音なし河に相似たり、高く聳えたる  
 峯あり、雲取志古峯と名づけて、遙の峯に上りて、  
 南の方を見わたせば、雲海沈々として、蒼天霞  
 をこめ、へきがん峨々として、奥のたきを見わたせ  
 ば、白浪峰より流れたり、瀧の音も涼しく、松吹く  
 風も神さびたり、そのけいき瀧山飛龍ひりやうごん現の  
 まします、なちの御山に似たりければ、則ち那智山  
 と號す、東をはるかにかへり見れば、いさごへいへ  
 いとして銀河渺茫たり、月真如の影をうかぶ、元和  
 十五年の秋、長安信家の女の船中にしてびはを彈せ  
 しかば、白樂天月毛の駒をとめ詠めけん、潯陽江  
 の邊もかくやと思ひなすらへて、新宮の湊にたとへ  
 たり、すこしうちはれたる所あり、大きな岩屋あ  
 り、それに松一むら生たり、是を本宮と名づけ奉て、  
 草打拂ひ、しめ引まはしたり、傍に石巖高く聳え、  
 白雲腰に鑿き、神さびたる所あり、神くらにぞたと  
 へたる、浪間左右にむらだちて、みぎはのしら洲も

入ちがひ、千鳥しばなく所をば、玉津しまの明神、  
 和歌、吹上など、三の山にかたどりて、道々の岩を  
 ば、切部、藤代、鹿の瀬、米持、こんがう童子五だい  
 王子と名付けつゝ、四方の木の下には、一萬十萬禪  
 師、聖兒子宮、岩代はしもと、あひどく山など、王  
 子々々とまりくの名をつくる、その夜はくろめに  
 下向して、法勝寺の執行に御参り候へや、眺望本社  
 におとらせ給はずとのたまひければ、僧都難澁なり  
 ければ二人の人々たちかふべき淨衣なければ、麻の  
 衣を洗ひつゝ、澤邊の水を垢離にかき、七日精進し  
 てまうでけり、津の國くぼ津の王子よりはじめてま  
 うする時、さして道のれいきおこたらす、なれこま  
 ひなど、かたの如くかなで、ぞ通りける、康頼法師  
 は己がのうなれば、さまざまにあはれる事どもか  
 ぞへつゝけて、舞ひすまして通りけり、是しかしな  
 がら我等丹誠をいたす心ざしの深さを權現納受し  
 て、地形便を得、かつがうの信心をまし給ふ上は、

いかでか所願成就せざるべきとたのもしくぞ覺えけ  
 る、夕に濱路を出るには、千里の濱思出られて、山  
 川谷川を渡るには悪業煩惱、無始の罪しやう、消ゆ  
 なるものをと頼もしくぞ思ひける、かくの如くして、  
 八十餘所の王子々々詣で過て、本宮證誠殿しやうくでん  
 御前にまうでつゝ、本地あみだ如來にてまします、  
 十惡五逆をもすて給はぬ御ちかひあるなれば、遠き  
 近きにはよるまじ、心の至誠なるをこそ權現金剛童  
 子も、あはれみ覺さんすらめと思ひて、南無日本第  
 一大靈驗熊野三所權現、和光の恵を施して、成經性  
 照、今一度都へ返させ給へと、肝膽を碎きていのり  
 申されける、康頼けつさいの次にのつとをぞ思ひつ  
 づけ申あげける、性照御幣紙に花ぶさをさへげて、  
 謹請再拜、維當歲次治承二年戊戌月並十月二日、  
 數三百五十四日、八月廿八日神己未擇吉日良辰、  
 掛畏忝日本第一大靈驗熊野三所權現、並飛龍大薩  
 睡、教令宇津弘前、信心大施主羽林藤原成經沙彌

性照致一心清淨誠、抽三業相應志、謹以敬白、  
 夫證誠大權現濟度苦海教主、三身圓滿覺王也、  
 兩所權現或東方淨瑠璃醫王主、衆病悉除如來也、  
 或南方補陀落能化主、入重玄門大士、若王子娑婆  
 世界本主、施無畏者大士、頂上佛面現、衆生所願滿  
 給、雖然法性真如都出、自和光同塵道入給、以  
 來、神通自在難化衆生誘、善巧方便利益施給、因  
 茲自上一人迄下萬民、朝結清水一肩懸、煩惱  
 垢溜、暮向深山寶號唱、感應無懈時、峨々峯高  
 神德高喻、嶮々谷深弘誓深准、雲分昇露凌下、爰  
 利益地不憑爭步運、嶮難道權現德不施、何必幽  
 遠塚御、仍證誠大權現飛龍大薩睡青蓮慈悲毗相並、  
 早鹿八御耳振立、我等無貳丹誠知見、一懇志令納  
 受給、成經性照遠流苦止、早舊城故郷令付、當  
 人間有爲安執改、速法性無爲證眞理而已、然則  
 結早玉兩所權現、各機隨有緣衆生引導、無緣群類  
 爲救、七寶莊嚴棲捨、八萬四千和光、六道三有



塵同給、故定業亦能將求長壽、得長壽禮拜、連袖無隙、漫々深海、罪障垢重々、峨々高峯、懺悔風扇、戒律乘急心調、忍辱衣重、覺道花捧、神殿床動、信心水澄利生地、神明納受給、所願何不成就、仰願十二所權現利生翅並、遙翔苦海底、慰左遷愁、速令遂歸路本懷給、敬白再拜、とぞ申ける、康頼は子息左衛門尉康基が示し知らせける夢想の事など思ひ出して、大江の匡房が無常の筆をぞ思ひ續けて、生死の險路定めがたし、老少いづれの時を期すべき、ぼうこんいたづらに去て、野外の崇廟幽々たり、彼かんやう宮のけぶり片々として雲となる、いづ方へか去ん、思へば皆夢の如しとて、本宮をいで、苦路をさしたるまねをして、新宮へつたふ、雲とりしこの峰と申、けはしき山こえて、なちへ詣でつ、三山の奉幣とげにければ、悦の道になりて、切めの王子のなぎの葉を、稻荷の社の杉の葉にとりかさねて、今は黒めにつきぬと思ひ

てぞ下向しける、かく詣づる事こそこの八月より懈らす、さるほどに、同九月上旬にもなりにけり、或日本宮に詣で、法施をつくとくと手向け奉てありければ、いつよりも信心肝にめいじ、五體に汗出て、身の毛よだち、ごんげんこんごう童子の御影向も忽にある心地して、嵐すごく吹おろして、木の葉かつちりけるに、なぎの葉二つ、康頼がひざに散りかゝるを見れば、一は歸雁とむしくひたり、一には二文字をくひたり、又よく見れば、歌を一首むしくひたるを見出したたり、  
千早振神のいかきを頼む人  
などか都にかへらざるべき  
康頼入道是を御覽候へ、此島にはなぎは候はぬに、此葉の出て來たり候はとて、少將に奉る、少將取りて見て、あら不思議や、いまは權現の御利生に預りて都へ返らん事は一定也とて、彌、祈念せられけるに、康頼入道申けるは、入道が家には蜘蛛だにもさがり

ぬれば、むかしより必ず悦を仕候が、けさの道にこぐものおちかゝり候つるに、權現の御利生にて、少將殿召返されさせ給はん次に、入道も都へ歸り候はんするにやと思ひて候つる也、さても歸雁二とよまれて候こそあやしき候へ、いかさまにも残りともまる人候はんすると覺え候とて、涙を流して下向せられけり、康頼はあやしげなる草堂のまねかたを作りて、浦人、島人集りたる時、念佛をすゝめて、同音に申させて、念佛を拍子にて、亂拍子を舞ひけり、あみだの三ぞんのいみじき事をばしらねども、此舞のおもしろさに、是をはやすとて心ならず念佛をぞ申ける、彼草堂は島人どもが寄合所にて、今にあるとかや、又をのづから汀に寄たる木を拾ひ集めて、千本のそとばを刻みて一面には阿字を書きて、その下に年號月日を書たり、一面には二首の歌を書く、さつまがた沖の小島に我ありと

親には告げよ八重の潮風

思ひやれしはしと思ふ旅だにも

猶古さとの戀しきものを

此二首の歌の下に平判官やす頼法師とかな、まなを書きて心あらん人、是を御覽じて、康頼が故郷へ送り給へとぞ、卒都婆ごとに書きたりける、書終りて、天に仰ぎてちかひけるは、願くは上ぼんでん帝釋、四大天王、閻羅王、けんらう地神、別しては日本第一大靈驗、熊野證誠一所、兩所權現、一萬十萬、金剛童子、日吉山王、嚴島明神、哀と思し召して、我書付くる言の葉、必ず日本の地へつけさせ給へときねんして、西風の吹く度に此そとばを、八重のしほちへぞなげ入ける、其きねんのこたへて、思ふ思ひや風となりけん、まんくたる波の上なれども、同じ流のするなれば、浪に引かれ風にさそはれて、はるかの日敷を経て、そとば一本は熊野の新宮のみなとへよりたりけり、浦の者取て熊野の別當の許へ持て行たりけれども、見とがむる人もなくてやみにけり、

又そとば一本は、安藝の國嚴島の大明神の御前にぞよりたりける、哀なる事は康頼がゆかりある僧の、康頼西海の波に沈みぬと聞えければ、あまりのむざんさに、何となく都をあくがれ出て、西國の方へ修行しける程に、便風もあらば彼島へ渡りて、生死をも聞かばやと思はれけれども、おぼろげにては船も通ふ事なし、おのづからあき人などの渡るも、はるかに順風を待ちてこそわたれなど申ければ、たやすく尋渡るべき心地せず、さりながらいかにもしてそのおとづれを聞かばや、生死も覺束なし、いかゞはすべきなど、思ひて、あきの國まで下りにけり、びんぎなりければ、嚴島の社へぞまうでにける、明神の御在所をはいけんするに、後には御山高くそびえて、等覺、めうがくの迹門は十四、十五の秋の月にかたどり、内せう、げせうのしやだんには、三十三天の春花をくらすと見えたり、誠に大日の靈地、しんごんひみつの浦と相應せり、潮來ては海となり、

潮去ては島となる、それ利光同塵の利生さま／＼なりといへども、いかなりけるいんえんにて、此神かやうに海畔のうろくづに縁を結ぶらんと思ふも哀也、當社大明神は、三十三の大願あり、第一の願には道心の者をまぼらんとの御誓なれば、一度參詣すれば、後生ぼだいの憑あり、一切衆生の所望を悉くかなふべしとの御誓あり、我のぞむ所は舎兄康頼入道が死しても候はゞ、そのしるしを見せ給へ、若生きて候はゞ、そのおとづれを聞候ばやときせい申けり、まことや此神は太政入道ことに崇敬し給へるぞかし、されば平家のいきどほり深き人をかやうに思へば、神もいかに思召すらんと恐しくて、ぬさも取あへぬ程なれば、ひねもすにほつせたまけ奉りける、日も暮方になりけり、月出で汐みちけるに、そこはかとなき藻屑の流れける中に、小そとばのやうなるもの見えければ、あやし、何なるらんと思ひて取りて見れば、彼二首の歌をぞ書たりける、是を見て哀

なる事限りなし、すゐきの涙を流しつゝ、おいのかたにさして都へもちて上て、康頼が母の宿所紫野に行て、とらせたりければ、老母妻子集りて、各、是を見て悲しみの涙をぞ流しける、新宮の湊によりたりけるそとばも、熊野より出來ける山伏につけて、おなじく都へ着きたりけるぞふしぎなる、たとひ一丈、二丈の木なりとも、硫黄が島にてま／＼たる海に入たらんは新羅、高麗、百濟、震旦へもゆられゆかで、安藝國までよるべきや、まして渚にうち上げられたるもくづの中に、交はりたるこけらにて、千本まで作りたりけるそとばなれば、一二尺にはよも過じ、文字はるり入きざみつけたりければ、なみにも洗はれずして、あざ／＼として彼しまより都まで傳はりけんこそ哀なれ、餘りに思ふ事はかくほどなくかなひけるも目出たし、康頼三年の命消えやらで、都へ文を傳へたりとて、此二首の歌を都に披露しければ、彼のそとばの事えいぶんに及びて、召し出し

てえいらんあり、誠に康頼法師が手跡也、少しもまざるべくもなし、露の命消えやらで、いまだ彼島に有ける事のむざんさよとて、法皇龍顔より御涙を流させ給ひけるぞかたじけなき、昔大江のさだもと、出家の後、大唐國にて、佛生國阿育大王の作り給へりし八萬四千基の石塔内、日本江州石塔寺に一基留る事を、かの震旦國にしてかきあらはしたる事の、はりまの國そうの寺にながれよりたりけん、ためしにも、此有がたさはおとらざりけるものをやと哀なり、此事小松内府聞給ひて、かゝる哀なる事こそ候はね、康頼が硫黄が島にての手跡都に傳はりて哀なる事にて候とて、世間には披露し候こそ不便に候へとて、入道殿に申されければ、入道は音もし給はず、柿のもとの人麿は、島がくれ行船をおしみ、山邊の赤人は、あしへのたづをながむ、住吉の大明神は、かたそぎの思ひをなし、三輪の明神は杉たてる門をさす、そぎのをのみこと、三十一字をはじめ給ひしよりこ

のかた、諸明神、此字の内に、百千萬の思ひをのべ給ふ、いはんや太政入道木石にあらねば、いかでか此歌をあはれと思ひ給はざるべき、

昔唐國に漢の武帝と申す帝まし〜けり、王昭君といふ后を胡國のえびすに給りたりける事をくやしと思し召して、彼の后を奪ひとめんとために、李陵といふ者を大將軍として、十萬騎を卒して、こゝへつかはす、李陵微力をはげまして、せめ戦ひけれども、胡國の軍はくして、官兵皆亡びて、敵のためを聞いて、李陵をばむねと憑み思ひつればこそ、大將軍にえらびつかはしつるに、かく二心ありけるものをとて、李陵が母をとらへて、せめ殺し、父が墓をほりて、その骸をうつ、是のみならず、李陵がしんる兄弟皆以て罪せらる、李陵是を傳へ聞て、かなしみを含みて曰く、我思ひき、胡國追討の使にえられし時は、彼國を亡して君のために忠を致さんと

す、然れども軍やぶれて後、胡王のためにとらはれてつかはるといへども、隙をうかひて、胡王を亡して日ごろの恨を報せんとこそ思ひつれども、今かかるめにあひぬる上はとて、胡王を頼みて年月を送りけるに、武帝我に志ありけるよしを聞給ひて、李陵をよび給ひけれども來らず、さて漢の軍まけぬる事を帝安からぬ事におぼして、天漢元年に李將軍といふ兵また蘇子荆と申つはもの、とし十六になりけるを右大臣になして大將軍として、又十二萬騎の勢をもて、胡國を攻につかはされけるに、蘇子荆をば蘇武といふ、彼をめして軍の旗を給ふとて、武帝仰られけるは、此旗をば汝が命とともに持べし、若汝死なば、我方へ返すべしと、宣命を含められけり、さて蘇武こゝへ行てせめ戦ひけれども、蘇武まけにければ、大將を始としてむねともの三十人生捕られて、窟の中にこめおく、三年といふに取出してひざぶしよりかた足を切て、あれ田にはなちおく、或

は一日二日に死ぬるもあり、或は五六日に死するもあり、蘇武一人生き残りて、年月をふるに、故郷の戀しき事日暮片時忘る、時もなし、たゞ戀しきことかぎりなし、草葉を引結ぶあやしのかりのやどりもなければ、たゞ野澤の田中にはひありきて、春は田豆をほり、秋はほを拾ひ、羊のちをのみなどしてぞまどひありきける、かゝりければ、禽獸鳥類のみ友となれり、秋の田の面の鴈も、他國へ飛行けども春はこし路に歸る習あり、我思ふ國へもや行らんとなつかしくぞ思ひける、朝夕みなる、事なれば、鴈一、殊に近づきたりけるに、蘇武右の指をくひ切りて、そのちをもて、柏の葉に一筆書すさみて、鴈の翅に結びつけてことづてけり、武帝上林苑といふ所に御行あて、干草の色を御覽じて御遊ありける所に、鴈一行飛び來て、遙かに雲の上に初音の聞ゆると覺ゆるに、一の雁ほどなく飛下る、あやしとえいらんをふる所に、翅に結びつけたる文をくひほどきて、

落したりけるを、官人是を取て、漢王に奉る、帝みづから御覽あり、其狀に云、昔被<sub>レ</sub>簡<sub>ニ</sub>嚴<sub>ニ</sub>囑<sub>ニ</sub>洞<sub>ニ</sub>、徒<sub>ニ</sub>送<sub>ニ</sub>三<sub>ニ</sub>春<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>愁<sub>ニ</sub>歎<sub>ニ</sub>、今<sub>ニ</sub>被<sub>レ</sub>放<sub>ニ</sub>秋<sub>ニ</sub>山<sub>ニ</sub>田<sub>ニ</sub>、空<sub>ニ</sub>爲<sub>ニ</sub>胡<sub>ニ</sub>狄<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>族<sub>ニ</sub>、失<sub>ニ</sub>一<sub>ニ</sub>足<sub>ニ</sub>、設<sub>ニ</sub>此<sub>ニ</sub>身<sub>ニ</sub>留<sub>ニ</sub>而<sub>ニ</sub>朽<sub>ニ</sub>、胡國<sub>ニ</sub>、魂<sub>ニ</sub>遊<sub>ニ</sub>而<sub>ニ</sub>再<sub>ニ</sub>仕<sub>ニ</sub>漢<sub>ニ</sub>君<sub>ニ</sub>、とぞ書たりける、是を御覽じて、帝御涙おさへがたくして、蘇武はいまだ生きてありけるものをとて、永律といふ賢者を大將軍として百萬騎の勇士を卒して、又胡國をせめ給ふに、此度は胡國の軍まけにけり、蘇武片足は切られたりけれども、十九年の星霜をへて、王昭君をとり返して都へ歸りけるに、李陵君の御ために二心なし、就中に胡國追討の大將軍にえらばれ參らせし事、誠に面目のその一也、然れども我宿運盡ぬることや、官軍破れて我胡國にとらはれぬ、されどもいかにもして胡王を亡して、御門の御ために忠をいたさんとこそ存つるに、今母を殺され參らせ、父が骸をほりおこして打たゝかる、亡

魂いかに思ひけんとかなくしてせん方なし、またあやまらぬしんるる兄弟も、残らず皆罪せらるゝ事、つみふかくこそ候へども、文を一巻書て蘇武にことづて、武帝に奉る、帝是を見給ふに、その状に云、  
雙危カウフ俱北飛、一鳥獨南翔、

とぞ書たりける、帝大に憐を捨て、後悔し給ひけれどもかひなし、蘇武かんにていに参りて賜たりし旗を懐よりとり出して奉る、さて御方のいくさ破れて、胡王にとらはれける、田にはなたれて、年月かなしかりつる事、李陵がかなしみ歎し事を、委しく語り申ければ、武帝悲涙せきあへ給はず蘇武生年十六歳にて、胡國におもむき、久没したりしかども、三十五にて舊都へ歸りたりしに、白髮の老翁にぞなりにける、後に傳息國といふ官を給て、君に仕へ奉る、孝宣皇帝の御代、神爵二年に八十餘にて死にけり、その後甘露三年に御門賢人どもを、麒麟閣に畫し給ひけるに、蘇武その中にあるとかや、是よりして文

をばがん書といひ、雁札がんさつとも名づけたり、使をばがんしともいへるとかや、彼は胡國、是は硫黃が島、彼は鴈の翅、是はそとばの面、彼は一筆、是は二首の歌、彼は雲路を通し、是は浪の上を傳ひ、かれは十九年を送りむかへ、是は三年の夢さめにけり、有がたかりける事どもかな、上古末代、昔今世はかはり、さかひはへだたれども、思ひはひとつにて、衰れにぞ覺えける、康頼が嫡子、平左衛門尉やすもと、津の國こまの林まで父康頼がともして見送りたりけるが、康頼出家したりければ、やすもとなくなしくこまの林より都へ歸り上て、頓て精進けつさいして、百日清水寺へ参詣す、法華經の廿八品のその中に、信解品を習ひ讀て、百ヶ日の間隔夜にする折もあり、夙夜トクヤする時もあり、願はくは大悲大慈千手千眼、枯たる本草も花さき實なるべしと御ちかひあるなり、されば此體をかへずして、二たび父にあはせ給へと三千三百三十三度の拜を参らせける、かゝり

けるしるしにや、硫黃がしまなる判官入道の夢想にも、やすもとが白馬に乗りて來るとみえけり、くわんおんの御へん化は白馬に現じさせ給ふとかや、偏に是やすもとがきねん感應して、觀音の御利生にて都へ歸り上にけりと、後には父子共に涙をぞ流しける、少將、康頼入道は本宮に参りて、各、能を盡さんとて、少將に拍子をうたせ奉りて、舞を面白くまひすましたり、少將はやうちやう取出して、萬秋樂の秘曲を吹かれけり、その夜は本宮に通夜し給ひ、夜深更に及びて、少將夢想あり、なにとなく沖の方を見給へば天かきくもり俄に時雨うちして、沖の方より大船一艘出來りけり、次第に近づくにしがひて、浪はしづまりぬ、かの船の中に迦陵頻迦カヤウヒンカの聲にて法華經の提婆品だいばほんをぞよまれける、やゝ久あて、うつくしげなる童子八人出來て、仰せられけるは、汝らが拜にいのり申によて、權現御納受あり、故郷へ歸られん事疑ひあるべからず、來暮秋のころしるし

あるべし、我を誰とか思ふ、娑竭羅龍宮の八天童子也、萬秋樂こそことに奇異なれ、今はいとま申とて歸り給ひぬと、夢に見給ひけり、悦ばしきなどは、事もおろか也、是につけても、彌、權現をば信敬し給ひけり、  
新大納言成親卿若くよりしだい昇進か、はらず、家にいまだなかりし大納言に至る、榮花先祖にすぐれ給へり、めでたかりし人の、いかなる前世の宿業にてうきめを見給ひて二たび、故郷にかへり給はで配所にて失給ひけん、少將も硫黃が島へ流されそのおと、どもの幼少におはするも安堵ならず、爰かしこに逆かくるなど、聞給ひて、いと心ぐるしくて、日に隨ていよくよわり給へり、思ひの積りにや、なやみ給ひて、七月十日ころより起臥もたやすからず、是につけてもわかれにし人々のみ戀しく今一度思ひ見る事もならで、露の命消えはてん事をぞかなしくおばされける、かく御心地のなやましくくるし

きに付ても、あと枕にゐて哀といふ人一人もなし、前に近きものとは、あらげなきつはものばかり也、大納言殿をば小松内府にはかくして、入道相國のもよりとくく失ひ奉るべきよし、つね遠うけ給ければ、或時つね遠もとより大納言のかいしやくにつけたりける智明と申はうし、大納言入道殿に申けるは、是は海中の島にて候間、何事につきてもすみう候、此所につね遠所領の近く候所に、きびの中山、ほそたに川など申て、名ある所にある木のべつしよとていたいけしたる山寺の候こそ、水木たへてよき所にて候へ、それに渡らせ給ひ候へかし、わたし參らせんと申ければ、大納言げにもと覺して、ともかくもはからひにこそ隨はめとのたまひければ、彼山寺に難波の太郎としさだが作り置きたりける僧房を借て、わたしすへ奉てけり、はじめはとかくいたはり奉るよしにて、同七月十九日坊の後にあなをふかくほらせて、穴の底に箆を植へて上にかりばしを

わたして、その上に土をはねかけて、年ごろふみつけたるやうに調へておきたりけるを、大納言入道知り給はで、ひえおはすとて、その上をあゆみ給ふとて、落入給けるを、用意したる事なれば、やがて上に土をはねかけて埋みてけり、此事かくしけれども、世間に披露しければ、北の方此よしを傳へ聞給けん心の中こそかなしけれ、  
黄泉何所、一往不還、去臺何方、再會無期、懸書欲訪、存没隔路、分飛鳥不通、擣衣欲寄、生死界異、分意馬徒疲、  
といへり、かはらぬすがたを今一度見ゆる事もやとてこそ、憂き身ながら髪をもつけてありつれども、今はいひがひなしとて、北の方自ら御くしをきり給ひて、雲林院のぼたい講と申す古寺にて、忍で戒を保ち給ひけり、又その寺にてぞ形のごとく追せんなどもいとなみて、彼のぼたいを弔ひ聞えける、若君あかの水をむすび給ひける日は、姫君は櫓をつみ、姫

君水をとりに給ふ日は、若君花を手折りなどして、父の後生を弔ひ給ふも哀也、時うつり事さり、たのしみ盡てかなしみ來、天人の五衰とぞ見えし、されども大納言の御妹、小松内府の北の方より、折にしたがひてさまざまのおくりものありけり、是を見る人涙を流さぬはなし、なきあとまでも内大臣の志のふかきこそやさしけれ、大納言の最期のありさま都にはさまざまに聞えけり、歎き日數をつみてやせ衰へて、思死に、死に給たりともきこゆ、又酒にどくを入てすゝめ奉たりとも申、また沖にこぎいだして海に入たてまつりたりともさたしけり、但箆につらぬかれて死給ひたる事は、まこと、おぼしき事は、彼の智明がさいあいの娘三人あり、七月下旬の頃より一度にやまひつきて、俄に物に狂ひて、竹の林の中にはしり入て、竹の切ぐいにつらぬかれて三人ながら一度に死にけり、是則ち大納言の靈と覺えて、忽に報いけるぞ恐しかりし事どもなる、さても大納言

かくれ給ひて、九日と申けるに申の刻計に、天かきくもり、雨俄にそゝいてふり下る、一時ばかりふりければ、大洪水いづる程なり、雷電響く鳴り落ちて、地のそこに聲ありき、つね遠に別のいしゆなし、然るを我命終りし時、くらくとしてほだいの道に妨をなせり、汝においては安穩にあるべからずとて、なりくだりく五六度震動す、難波の次郎此事を聞て、大に恐れつゝ、文武二道のをのこなりければ、かりぎぬ着し、ゑぼしのぎしきを正しくして、幣帛を捧げ、かしこまて天に向ひて、我あやまりなし、主君の命によるよしをつぶさに敬白す、大納言の靈ことわりとや思はれけん、しづまりにけり、則ち彼雷落ちたるをば龍宮城と號す、人申けるは、此大納言は遠祖にも超過し、位正二位を極め、あまつさへ大將に心をかけ給へる事は、かゝる人なるによて也、又目をとめて見ければ、此人の京の宿所のうへに常に黒雲おほふ事ありけり、龍の住む所にこ

そ、かゝる事はあれなど、怪みしに、かやうに死して後、かたのごとくの瑞相現じけり、返すく恐しかりし事ども也、

新院讃州配流の後、さきの院と申けるを、廿九日追號あり、崇徳院と申、去保元元年七月に當國にうつされ給ひて、はじめはなほ島にまし／＼けるが、後にはさぬきの國の一在廳野太夫たかとをが堂に渡らせ給ひけるが、後にはつゞみの岡に御所を立てぞわたらせ給ひける、さぬきの院の主上にて渡らせ給ひける時、小河の侍從隆憲と申けるが、院かくならせ給ひければ、後の御門に仕へむ事も物うかるべしとて、もとどり切りて、今は逆如上人とぞ申ける、山林に交はりて一向まことの道に入たりけるほどに、院の御跡を尋參らせて、さんしうへまいり、なほ島といふ所に、ついがき高くして惣門を隔て、内には屋一字をつくりて、門に武士をそへて、外より鏢をさし、供御をまいるより外はたやすく門を開

くことなし、かゝりければ、逆如参りたりけれども、見参に入事もせず、我かゝる遁世の身なり、何かく見るしかるべき、一目見参らせて罷上り候ばや、まげて御許を蒙らんと、守護の武士になく／＼申ければ、も、ゆるされず、力及ばず此逆如俗にてありし時、笛を面白く吹ける間、笈おひの中に笛を入れて持たりけるを取出して、参りたりとだにも知らせ参らせんとて、一町の築垣を終夜笛を吹てぞまはりける、是をきこしめして、年ごろ是に笛吹くものこそなかりつれ、いかなる者の吹やらん、小河侍從隆憲が吹し笛の音に、少しも違はぬものかなと思し召して、今更戀しくならせ給ひて、惣門近く出御あて、きこしめせば、姿は御らんせねどもたかのりが弊にて、今生の思ひ出、後生の訴に、今一度をがみ参らせんとなく／＼申けり、院是を聞召して、かなしみの御涙せきあへず、逆如なく／＼かくぞ申ける、身を捨て、木の丸殿に入ながら

君にしられて歸るかなしさ

院是を聞召して、さればこそと思召されければ、人にもはかり給はず、御聲をあげてなかせ給ふ、やや久しくあて、何とも御詞をば出さすかたみにせよとや思召されけん、御一筆を書きすさみて、門より外へなげ出し給ひぬ、逆如是を給て、月の光に見ければ、

あさくらやたゞいたづらに返すにも

つりするあまの音をのみぞなく

逆如此御一筆をむねにあて、かほにあて、たゞこがる、事限りなし、心のゆくほどなきあきて、あな口をしや、生をへだて、候らんもかくこそ候らめ、六道の巷にこそおもはしきもの、聲ばかりは聞候なれと、目に見る事はなかなれ、その定に多くの國國を隔て、浪路はるかにわけ参りて候に、わづかに壁を隔て、見参に入候はぬ事こそ口惜く候へ、ただし是に付ても今生はたゞうき所と思召し、此度生

死をはなれて極樂淨土へ参らせ給へ、逆如も此身になり候へば、たゞ極樂淨土の戀しさに、うき世をいとひて候なり、君もはかなきかりのやどに都へ歸らせ給ひても、何かはせさせ給ふべき、たゞ急ぎ淨土へ参らんと思召さるべしと、逆如も必來世にては参りあひ候べしとて、笈を肩にかけて、島をなく／＼罷出ぬ、逆如が申ける事肝に思召されて、今生のこを思召し捨て、後生ぼだいのために、五部の大乘經を、御筆に三年の間書集めさせ給ひて、御室へ申させ給ひけるは、墨付に五部の大乘經を三年が間に書き集めて候を、かいかねの聲せぬ遠國に捨て置き奉らんことうたてしく覺え候、御經ばかり都近き八幡邊に置き奉候は、やと申させ給ひける、御書のおくに、

はま千鳥跡は都に通へども

身は松山にねをのみぞなく

御室より此由關白殿へ申させ給ふ、關白殿内裏へ申

させ給ひければ、少納言入道信西が申けるは、いか  
 でかざる事候べき、叡聞に及ぶべからずと、大に諫  
 め奉りければ、御經を都へ入参らする事叶ふべから  
 ずと仰下されけり、新院此事聞召して、心うかりけ  
 るためしかな、しんら新羅百濟、はくさい、けいたんに至る  
 まで、或は兄弟位を論じ、或はをちをひ國を争ひて、  
 合戦をいたす事、常の習ひなれども、果報のましお  
 とりにより、兄もまけをちまくる、されども手を合  
 せて、降人に來れば、かさねて科におこなふ事にや  
 ある、我今悪行の心をもて、かゝる人を見れば、今  
 生の事を思ひ捨て、後生ほだいのために經を書き  
 奉る、置所だにもゆるされず、此世ひとつのかたき  
 のみにあらず、後生までのかたきごさんなれと、大  
 悪心をたて、思し召しければ、御舌のさきをくひ切  
 らせ給ひて、その血をもて御經の軸のもとごとく、  
 御誓言ちかごをぞ遊ばしける、我此五部の大乘經を、三惡  
 道になげこうて、此大善根の力をもて、日本國をめ

つする大宛細まるんとならんと誓はせ給ひて、その後は  
 御爪も切らせ給はず、生ながら天狗の形にならせ給  
 ひて、九年と申長寛二年秋八月廿六日、御年四十二六  
 にて志度といふ處にてつゐにかくれさせ給ひにけ  
 り、御骨をばかならず高野山へ送り奉れとさいごに  
 仰せられけるとかや、それもいかゞならせ給ひけむ  
 覺束なし、  
 去仁安三年の冬の頃、佐殿兵衛入道西行、後には大  
 法房圓位と改名しける、國々修行しけるに、讃岐の  
 松山といふ所にて、是は新院の渡らせ給ひし所ぞか  
 しと思ひ出奉て参りたりけれども、そのあとも見え  
 ず、松の葉に雪ふりかゝりつゝ、道を埋みて人の通  
 ひたる跡もなし、なほ島より志度といふ所にうつら  
 せ給ひて、年久なりにければ、ことわり也、  
 よしさらば道をばうづめつもる雪  
 さなくば人の通ふべきかは  
 とうち詠じて、白峯といふ所の御はか所に尋参りた

りけるに、怪しの國人の墓のやうにて草ふかくしげ  
 りたり、いかなりける御宿業にて渡らせ給ふやらん  
 と、心うく覺えて、昔は十善のあるじとて、九重の  
 内にまつはれて、あかし暮し給ひしに、今は三途の  
 關にまどひて、八重の葎の下にふしまし〜けんと、  
 かなしからずといふ事なし、翠帳紅閨の中には、三  
 千の主と仰がれ、龍樓鳳闕の中には、二八の主とか  
 しづかれ給ふ、辨才世にかまびすし、威徳朝にふる  
 ひ給ひしに、徒に名ばかりとままるならひなれば、  
 宮もわらやもはてしなし、世の中はとてまかくても  
 有ぬべきかなと、思ひつゝけてつらく〜と、御墓所  
 のまへに候へども、法華三まいつとむる禪侶もなく、  
 なほ島の波にゆられて行く舟の  
 行衛も知らずなりにける哉  
 とよみたりければ、御墓震動して、俄に黒雲うづ巻、  
 眞黒さまになりけり、斜ならず御憤り深かりける

を、行衛もしらずと讀みたりけるを、御とがめあり  
 て、あしく讀奉りけるにやとて、ひがさをのけ、袖  
 かきつくりひて、  
 よしや君昔の玉のゆかとも  
 かゝらん後は何にかはせん  
 と讀みたりければ、御はか元の如くしづまらせ給ふ、  
 この歌に怨靈も御心なだまり給ふらんとぞ覺えし、  
 さて松の枝にて、庵をむすびて七日七夜だん念佛  
 申て御善だいを弔ひまいらせて、罷出けるが、庵の  
 前なる松にかくぞ書付ける、  
 ひさに經て我後の世をとへよ松  
 あと忍ぶべき人もなき身を  
 八月三日宇治の左大臣贈位の御事あるべしとて、勅  
 使の少納言これもと彼墓にまかりて、宣命を捧げて  
 太政大臣正一位を贈らるゝよしをぞ讀かけ奉りけ  
 る、件の御はかは大和國添の上郡河上の林、般若野  
 の五三まいなり、昔保元の秋のはじめに掘おこして

捨られし後は、死骸を路頭の土となして、年々の春の草のみ茂るに、今勅使尋ね来て、宣命を傳へけん、亡魂いかゞ思ひけん覺束なし、思の外の事どもありて、世の亂は、たゞ事にあらず、偏に怨靈のいたす所也と、人々はからひ申されければ、かやうに行はれけり、或人夢に見たりけるは、さぬきの院鳳籠の御輿に乗奉り、左府又腰輿に召て、先陣に候はせ給ふ、平右馬助忠正後陣を仕り、六條判官爲義子息ども皆引具して、都合その勢三百餘騎にて、白旗赤旗さしぐして、御輿の前後に候けるが、忠正鳥羽の南門にて、馬をゆらへて、是は何方へ御輿をば仕るべく候やらんと申ければ、左府の仰に、院の御所法住寺殿へと仰せられければ、忠正申けるは、それには當時ことに御祈きびしくて、日吉山王の御宿直かた候へば、かなふべしとも存せずと申ければ、さらば太政入道の西八條へと仰られければ、承候ぬとて三百餘騎の兵ども、同時にときをつくりて、さうな

く惣門より攻入ぬとぞ見えたりける、さればにや程なく入道相國例ならぬ心づきて、法皇を押込めなやまし奉り、物ぐるはしきことのみありて、悪行數を盡しける、恐しとも申に及ばざりけり、冷泉院の御ものぐるはしくまし、花山法皇の位を去らせ給ひ、三條院の御目くらかりし、元方民部卿の惡靈のたゞりところ承はれ、抑三條院の御目も御覽せられざりけるこそ、心うかりけれ、御眼はいと清らかに、いさゝかもかはりたる事わたらせ給はざりければ、空事のやうにぞ見えさせ給ひける、伊勢齋宮のたゝらせ給ふに、くしなげさせ給ひたりけるを、見奉らせてこそは、たゞらせ給ひけめ、是を人見參らせてこそ、さればこそとは申けれ、むかしも今も怨靈は恐しき事なれば、早良の廢太子をば崇道天皇と號し、井上内親王をば皇后の職位に補す、是皆怨靈をなだめ給ひけるはかりごと也、同十二月廿四日彗星出、又いかなる事のあらんするやらんと人あやしみあへ

り、彗星は五行之氣、五星之變、内有二大兵、外大亂といへり、

平家物語卷第四終



平家物語卷第五

治承二年正月一日、院御所には拜禮行はれ、四日朝觀の行幸ありて、例にかはりたる事はなけれども、去年の夏成親卿以下近習の人々多くうしなはれし事、安からず法皇思召され、御憤りいまだ休まらず、世の政ものうく思召して、御こゝろよからぬ事にてぞありける、入道も、多田藏人行綱が告知らせてのちは、君をも後めたなき御事に思ひ奉りて、世間打とけたる事なし、上には事なきやうなれども、下には用心してたゞにが笑ひてぞありける、七日彗星東方に見ゆ、光をます事十八日、蚩尤旗とも申、また赤氣とも申す、陰陽頭泰親朝臣申しけるは、蚩尤旗にもあらず赤氣にもあらず、天文要集のごとくは、太白犯<sup>セハ</sup>昂井<sup>ウツ</sup>者、天子浮<sup>ヒ</sup>海、失<sup>ナヒ</sup>珍寶<sup>シン</sup>、西海血流<sup>シ</sup>、大臣被<sup>レ</sup>誅<sup>セ</sup>といへり、何事のあるべきやらんと、人怪

みをなす、法皇は三井寺公顯僧正を御師範として眞言秘法の傳じゆせさせ給ひけるに、今年の春、大日經金剛頂經蘇悉地經と申す三部の秘法を受けさせ給ひて、二月五日をんじやう寺にて灌頂あるべきよし思召し立と覺えし程に、天台の大衆此事を憤り申し、昔より今に至るまで、御灌頂御受戒皆我山にて遂げさせおはします事、すでに先規なり、然るを就中山王の化導は受戒灌頂のため也、今三井寺にて遂させ給ふ事然るべからずと申しければ、さまざまにこしらへ仰せられけれども、例の大衆の、こはさは、一切院宣を用ひず、三井寺にて御灌頂あるべきならば、園城寺を燒拂べきよしせんぎすと聞えければ、御加行結願して思召とまらせ給ひけり、されども、法皇猶その御本意なりければ、公顯僧正を召具して天王寺へ御幸なりて、五智光院を立て、龜井の水結びあげて、五瓶の智水として、佛法最初の靈地にてぞ傳法くわん頂をばとげさせおはしましたける、山門の

騒動を静めんがために、三井寺の御灌頂はとまりたれども、學生と堂衆と中悪くして山上静ならず、山門に事いで來ぬれば、世も亂るといへり、又いかなる事もあらんするやらんと恐し、此事はこぞの春の頃、義竟四郎叡俊、越中國へ下向して、釋迦堂衆來乗房が立ておく神領を押へ取て、知行の跡を押領す、來乗房怒りをなして、敦賀の津にあひて、義竟四郎をさんぐに打散らして、物の具をはぎ取て恥に及べり、叡俊山に逃入て、夜に紛れてはうぐ登山して衆徒に訴へければ、大衆大きに憤りて、忽に騒動す、來乗房又堂衆を語ふ間、同心して來乗房を助けんとす、

建禮門院その頃中宮と申し、が、春の暮ほどより、常に御亂れ心地にして、供御をもはかしく參らず、御疑も打とけてならざりしかば、何の御沙汰にも及ばず、總じては天下の騒ぎ別しては平家の歎きとぞ見えし、太政入道、二位殿きも心を惑はし給ふも

理也、諸寺諸山に御讀經はじまり、諸宮諸社に奉幣使を立てらる、陰陽術を盡し、醫家薬をはこぶ、大法秘法殘所なく修せられき、かくて一兩月を経るほどに、御惱たゞにもあらず、御くわい妊と聞えしかば、平家日頃は歎しかども、引かへて、今は悦にてぞありける、御懷妊の事定りにければ、高僧貴僧に仰せて御産平安をいのり、日月星宿につきて皇子御誕生をいのる、主上今年は十八にならせ給ふ、皇子もいまだ渡らせおはしません、中宮二十二にならせ給ふ、皇子御誕生などあらんに、いかにめでたかりなん、相國、二位殿などは、たゞ今皇子御誕生などあるやうにあらましの事をぞ悦れける、平家の繁昌時を得たり、然れば皇子誕生疑ひなしと人々申けり、かかりしほどに、六月十八日中宮御着帯とぞ聞えし、月日積るまゝに御惱なほわづらはしき様也、常は夜のおとゞにのみぞ入らせ給ひける、少し面やせてまたゆげに見えさせ給ふぞ心ぐるしき、さるにつけても、

いとゞらうたくぞ渡らせ給ひける、かの淡の李夫人の照陽殿の病の床に臥したりけんもかくやありけん  
と人申けるとかや、桃李の雨を含み芙蓉の風にしほみけるよりも心ぐるしき御ありさまなり、かゝりける御惱の折節にあはせて、こはき御物のけ度々取つき奉る、有驗あつげんの僧ども數多召されて、護身加持ごしんかじなし、よりましら明王の縛にかゝりて、さまざまの靈ども顯れたり、總じては、讃岐院の御怨靈別しては悪左府の御怨念、成親卿西光法師が怨靈、丹波少將成經平判官入道康頼法勝寺執行俊寛などが生靈ども占ひ申けり、是によて入道相國生靈どもたやすからずと恐しく聞えければ、なだめらるべきよしの御政あるべしと計ひ申されけり、  
門脇の宰相はいかなる序もがな、丹波少將が事なだめんとおもはれるが、此折を得て急ぎ小松内大臣のもとに行向ひて、御産の御いのりにさまざまの攘災行はるべきよし聞え候、いかなる事と申候とも、

非常大赦に過たる事あるべからず、就中成經がめし返されんほどの功德善根はいかにか候べき、大納言が怨靈をなだめんと思召されんにつけても、まづいきたる成經をこそ召返され候はめと、此事とり申さじとは存候へども、娘にて候もの思ひ沈で命も危く見え候時に、強にかな思ひそ、教盛かくてあればさりとも少將をば申預らんするぞと慰め申候へども、教盛を恨候ては涙を流して返事に及ばず候、内々申し候なるは宰相殿御一門の片端かたはにておはす、親をもつとも此時はわざとも宰相ほどの親を持べけれ、なごか少將一人申預けられざるべきと恨候なるが、げにもと覺えていたくむざんに覺候、成經が事しかるべきやうにも申させ給へとなくくどきければ、  
内府も涙を流して、子のかなしさをば重盛も身につみて候へば、さこそ思召され候らめと申候べしとて、八條に渡り給ひて、入道のけしきいたくあしからざりければ、宰相の成經が事を強に歎き申され候こそ

ふびんにおほえ候へ、もつとも御許しあるべしと覺え候、中宮御さんの御いのりに定めて、非常の大赦をこなはれ候はんずらん、その中に入させ給ふべく候、宰相の申され候やうに、誠にたぐひなき御祈にてぞ候はんずらんと覺え候、大かたは人の願をかなへさせ給ひ候はゞ、御願成就疑ひあるべからず、御願成就せば、皇子誕生ありて家門の榮花いよゝゝさかんなるべしなどこまゝと申給へば、入道今度は皇子誕生が耳に入て、以外にやはらぎてげにもと思はれたるげにて、さて俊寛康頼が事はいかにとありければ、それをもゆるされて候はゞしかるべくこそ候はめ、一人もとゞめられ候はん事は、中々なる罪業にてこそ候はんずらめと申されければ、康頼が事はさる事にて、俊寛は見られし様に随分入道が口入にて、法勝寺の寺務にも申なし杯して人となるものぞかし、それに人しれず城郭を構へて、事にふれて安からぬ事のみにひけるよしを聞が、特に奇怪に覺ゆ

る也とぞのたまひける、中宮御さんの御祈によりて大赦を行はるべしと入道申行ければ、則職事奉書を申下さるゝ間、七月上旬に丹波少將召返さるべき事一定になりけり、其狀に云、  
爲な中宮御産御祈、依た被ま行な非常大赦、薩摩方疏黄島流人、前左少將藤原朝臣成經并平判官康頼法師、可ま令ま歸參ま之由、所ま候也、依ま仰執達如ま件、  
治承二年七月三日  
とぞかゝれたりける、宰相是を聞給ひて、悦などは斜ならず、少將の北の方は、猶現とも覺給はずふし沈みてぞおはしける、七月十三日御使下りければ、平宰相あまりによるこぼしくて、私の使を相添て、夜を日に繼て下れとのたまひけるぞ哀なる、それまたやすく行べき船路ならねば、波風あらくて船中にて日を送りけるほどに、九月半過ぎてぞかの島へ渡りつきにける、島には春過ぎ夏たけて三ヶ年をぞ送りける、折節日もうらゝかにて、少將も康頼も磯に出

てはるかに沙干がたを詠れば、まんくたる海上に何とやらんはたらくものあり、あやしくてや、入道殿、あの沖にまなこにさへぎる物あるは何やらんと少將のたまひければ、康頼是を見て、にほのうきすの浪にたゞよふにこそと申けり、次第に近づくを見れば、船の體に見なしてけり、是は端島の浦人どもが、硫黄をほりに渡るものあればさにこそと思ふ程に、磯近くこそ寄せて船中にいひかはす言葉どもを聞ば、さしも戀しき都の人の聲に聞なし、少將思はれけるは、我らがやうにづみをかうふりて、此の島に流さるゝ人などにこそと思はれければ、とくくこぎよせよかし、都の事どもをも尋とはんとぞ思はれける、されどもまめやかに近づく時は、おのゝ見ぐるしきあり様を、見えんことのはづかしさに、急ぎ立のき濱松がえだの木の下の下の岩の隠に休ひて、見えがくれにこそまたれけれ、さるほどに船こぎつけて急ぎ下りて我らが方に近づく、俊寛僧都は餘り

にくたびれて、たゞ朝夕のかなしみに思ひむすぼ、れて、神明佛陀の御名をも唱へず、あらましの熊野詣もせず、常は岩のはざま苦の下にのみむれ居られたりけるが、いかにしてたゞ今の有さまを見られけるやらん、此人々のおはする所に來れり、六はらの使申けるは、太政入道殿の御教書、并平宰相殿の御使相添へられて、都へ御歸りあるべきよしの御使下りて候、丹波少將殿はいづくに渡らせ給ひ候やらん、此御教書を參らせ候はゞやと申しければ、餘りに思ふ事なれば、なほ夢やらんとぞ思はれにける、三人一所に並び居られたり、いそぎ出向ひつゝ、悦ばれる心の中、譬へん方ぞなかりける、三の御文あり、一は奉書一は入道の施行一は平宰相のわたくし文也、僧都手水うがひなどして、三度拜で先づ奉書を披て見られければ、爲ニ中宮御産御祈、依レ被レ行ニ大赦、成經、康、頼、可ニ歸落ニとありけれども、俊寛といふは一行もなかりけり、僧都我が身ははやもれにけるよ

と思ふより、涙雙眼に浮びて生きたる心地もせず、若ひが目かとして又見れども俊寛といふ文字はなし、又見れども二人とこそかゝれたれ、三人とはよまれず、せめてのかなしさにひろげては巻、巻てはひろげ、奥へ見つ端へ見つ、取ては置きおきては取りつして、伏まらびてをめきさけび、かなしみの涙をながす、抑夢かと思へども現也、現かと思へば又夢かや、夢に夢見る心地して、かれもいづれもわきがたし、ことわりや、いかでか歎かざらん、三人同罪にて此島へ流されしに、二人は召返され、僧都一人残りどまり給へば、誠にさこそ思はれけり、二人の悦び、一人の歎き水火の違事のきはめとぞみえし、僧都なくく申されけるは、三人同罪にて流しつかはされたるが、二人は勅免にあづかりてめし返され、俊寛一人惠澤にもれてとゞめらるべきやうはなきものを、是は入道殿おぼしめし忘れ給ひたるにや、また執筆の誤りか、申入る人のなかりけるかやと、くちをし

がりて、天に仰ぎ地に伏して泣かなしむこと限りなし、是を聞に誠にことわりと思へば、都よりの御使もむざんに覺えて目もあてられず、日頃の思歎は事の數にもあらず、残り留らんと思ひけるに、いとせん方なくいかになるべしとも覺えず、その上少將のもとには、宰相のもとより旅の粧ひさまの装束までおくられたり、判官入道のもとにも、或は妻子或はゆかりの者、都の中に一人もなきよと知り給ふにつけても、歎の深さは限なし、さればいかに前世の宿業やらんとぞ思はれける、少將も判官入道も、しほ風のさたにも及ばず、今日もと急ぎて硫黄津といふに移りにけり、僧都餘りのかなしさに船津まで來りて、二人の人々に少しも目をはなたず、少將の袖に取つきて、涙を流し、判官入道の袂をひかへてさけびけり、年ごろ口ころはをのゝおはしつればこ

そ、昔物語をもしていたう都の戀しき事をも、島の心うきも申なぐさみてこそありつるに、打捨られ奉りては一日片時かんにんすべき心地もせず、赦されなければ都へは思ひもよらず、只船にのせて出させ給へ、底の水くづ共なりてまぎれうせなん、なかなか新羅、高麗とかやの方へもわたりゆかば、思ひ絶えてあるべきに、俊寛一人残り留まりて、島のすもりとならんことこそかなしけれとて、又をめきさけびければ、少將なくくのたまひけるは、誠にさこそおぼしめされ候らめ、成経がまかりのぼる嬉しさはさることにて候へども、御有様を見おき奉ること更に行空も覚え候はね、御心中おしはかり候へども、都の御使も叶まじきよし申候うへ、三人船津を出候ひしと聞えん事もあしかりぬべし、何ともしてもかひなき命ばかりこそ大切に候へ、かつうは成経のほり候なば、身にしられて候へば、宰相などに申合せて、かゝるむざんの事こそ候しかと申さば、入道殿氣色

をも伺ふべし、なにさまにも御身をなげてもよしなし、たゞいかにもして今一度都のおとづれを聞んとこそ思召され候はめ、そのほどは日ごろおはせしやうに思ひなして待せ給へと、かつうはなぐさめ、かつうはこしらへければ、僧都返事に及ばず、少將に目を見合せて、俊くわんをばさておき給ひなんすか、たゞしゆんくわんをも具して上り給ふべし、のぼりたる御とがめもあらば、又も流され候べしなど、さまぐくどきけれども、是ほどの罪ふかく残し留めらる程の人を、宥されもなきに具して上りたらば、まさるとがにもこそあたれと思はれければ、誠にさこそ思召すらめとばかりのたまひて、少將かたみには夜のふすまをぞ置かれける、判官入道の忘れがたみには、本尊持經をぞとめける、誠に花の春、櫻がりして志賀の山をこえ、よし野のおくへ尋ね入る人も、風にさそはるゝ習ひあれば、ちりぬる後は木の下を惜むとて、岩の枕に夜をもあかさす、家路を

急ぐなる、月の秋、明月を尋ねてすま明石へ浦傳ひする人も、山のはにかたむくためしあれば、入りぬる後をしたひて、あまのとまやに宿をもらさず、過し跡を尋ねけり、たとひ戀路にまどふ人までも、我身にまさるものやあるとたがひにいひかはしつゝ、少將も判官入道も、いそぐ心は情なき道行人の一むら雨の木下、おなじ流れをくむ友だにも、過ぎわかるゝ名残は猶惜くこそ覺ゆるに、まして僧都の心中思ひやられてむざんなり、さるほどに順風よかりければ、僧都のもたえこがれける隙に、やほら纜をときてこぎ出んとするに、思ひにたへかねて、御使に向ひて、手をすりてたゞ俱しておはせよとておめかれければ、人の身に我身をかへぬことにて候へば、力及ばず情なくぞ答へける、僧都あまりのかなしさに船のともへに走り廻りて、のりてはおりおりてはのり、あらましをぞせられける、其有さま目も當られずぞ覺えける、次第に船をおし出せば、僧都

纜に取つきて、たけの立つ所まではひかれていづ、そこしも遠淺にて、一二町ばかり行けれども、満くる汐立かへりて口に入れば、纜に取つきて、しゆんくわんをばすておき給ひぬるとて、また聲も惜まずさけびけり、少將もいかにすべしとも覺えず、諸共にぞ泣かれける、僧都猶も心のありけるやらん、とかくして波にもおほれず、磯へかへり上りて、渚にひれふして、舟を見送りて、幼き者の母やめのとにすてられて、跡を慕ふやうに足すりをして、少將どのや判官入道殿やとをめきさけびけるは、父よ母よとよぶにぞ似たりける、をめきさけぶ聲のはるか波をわけて聞えければ、誠にさこそ思ふらめと少將、康頼も共に涙をぞ流しける、つやゝ行空もなかりけり、こぎ行く船の跡の白波、さこそはうらやましく思はれけめ、いまだこぎ別れぬ船なれども、涙にくれてこぎ消ぬと見えければ、岩の上に上りて舟を招きけるは、かの松浦さよひめがもろこし船をし

そ、昔物語をもしていたう都の戀しき事をも、島の心うきも申なぐさみてこそありつるに、打捨られ奉りては一日片時かんにんすべき心地もせず、救されなければ都へは思ひもよらず、只船にのせて出させ給へ、底の水くづ共なりてまぎれうせなん、なかなか新羅、高麗とかやの方へもわたりゆかば、思ひ絶えてあるべきに、俊寛一人残り留まりて、島のすもりとならんことこそかなしけれとて、又をめきさけければ、少將なくくのたまひけるは、誠にさこそおぼしめされ候らめ、成経がまかりのぼる嬉しさはさることにて候へども、御有様を見おき奉るこそ更に行空も覚え候はね、御心中おしはかり候へども、都の御使も叶まじきよし申候うへ、三人船津を出候ひしと聞えん事もあしかりぬべし、何ともしてもかひなき命ばかりこそ大切に候へ、かつうは成経のぼり候なば、身にしられて候へば、宰相などに申合せて、かゝるむざんの事こそ候しかと申さば、入道殿氣色

をも伺ふべし、なにさまにも御身をなげてもよしなし、たゞいかにもして今一度都のおとづれを聞んとこそ思召され候はめ、そのほどは日ごろおはせしやうに思ひなして待せ給へと、かつうはなぐさめ、かつうはこしらへければ、僧都返事に及ばず、少將に目を見合せて、俊くわんをばさておき給ひなんすか、たゞしゆんくわんをも具して上り給ふべし、のぼりたる御とがめもあらば、又も流され候べしなど、さまぐくどきけれども、是ほどの罪ふかく残し留めらる程の人を、宥されもなきに具して上りたらば、まさるとがにもこそあたれと思はれければ、誠にさこそ思召すらめとばかりのたまひて、少將かたみには夜のふすまをぞ置かれける、判官入道の忘れがたみには、本尊持經をぞとめける、誠に花の春、櫻がりして志賀の山をこえ、よし野のおくへ尋ね入る人も、風にさそはるゝ習ひあれば、ちりぬる後は木の下を惜むとて、岩の枕に夜をもあかさす、家路を

急ぐなる、月の秋、明月を尋ねてすま明石へ浦傳ひする人も、山のはにかたむくためしあれば、入りぬる後をしたひて、あまのたまやに宿をまからず、過し跡を尋ねけり、たとひ戀路にまどふ人までも、我身にまさるものやあるとたがひにいひかはしつゝ、少將も判官入道も、いそぐ心は情なき道行人の一むら雨の木下、おなじ流れをくむ友だにも、過ぎわかるゝ名残は猶惜くこそ覺ゆるに、まして僧都の心中思ひやられてむざんなり、さるほどに順風よかりければ、僧都のもたえこがれける隙に、やほら籠をときてこぎ出んとするに、思ひにたへかねて、御使に向ひて、手をすりてたゞ俱しておはせよとて候へめかれければ、人の身に我身をかへぬことにて候へば、力及ばず情なくぞ答へける、僧都あまりのかなしさに船のともへに走り廻りて、のりてはおろりてはのり、あらましをぞせられける、其有さま目も當られずぞ覺えける、次第に船をおし出せば、僧都

纜に取つきて、たけの立つ所まではひかれていづ、そこしも遠淺にて、一二町ばかり行けれども、満くる沙立かへりて口に入れば、纜に取つきて、しゆんくわんをばすておき給ひぬるとて、また聲も惜まずさけびけり、少將もいかにすべしとも覺えず、諸共にぞ泣かれける、僧都猶も心のありけるやらん、とかくして波にもおほれず、磯へかへり上りて、渚にひれふして、舟を見送りて、幼き者の母やめのとにすてられて、跡を慕ふやうに足すりをして、少將どのや判官入道殿やとをめきさけびけるは、父よ母よとよぶにぞ似たりける、をめきさけぶ聲のはるか波をわけて聞えければ、誠にさこそ思ふらめと少將、康頼も共に涙をぞ流しける、つやゝ行空もなかりけり、こぎ行く船の跡の白波、さこそはうらやましく思はれけめ、いまだこぎ別れぬ船なれども、涙にくれてこぎ消ぬと見えければ、岩の上を上りて舟を招きけるは、かの松浦さよひめがもろこし船をし

たひつゝ、ひれふりたりけるに、いづれか又劣るべき、よしなき少將のなきけの詞をたのみて、そのせに身をもなげざりけるこそ、せめてのつみのむくいとは見えしか、日すでに暮れけれども、あやしのふしどへ立返るべき空もおぼえず、なきさにたふれふし、浪の方をまぼらへて露にしほれ、浪にうたれつゝ、かうべを叩、むねをうちて、血の涙を流して、よもすがらくどきあかしければ、袖は涙すそは浪にぞぬれにける、少將は情も深く、物の哀れも知りたる人なれば、かゝるむざんなる事こそありしかなど申さば、もしくつろぐ事もやとたのみて、べうくたる磯をまはりて、命をたすけ、まんくたる海をまはりて心をなぐさめ明かし暮らしけるは、さうりそく早利即りにことならず、さこそはありけめと推はからる、されどもそれは兄弟二人ありければ、慰む方もやありけむ、僧都の悲しさはたとへやる方ぞなき、少將は九月半過てしまを出給ふ、すでに都へ上るべきに

てありけるが、下向の時大隅正八幡宮に宿願ありき、願望成就したり、その願を遂んとて正宮にぞ参詣し給ひける、さつまがた、房の泊りといふ所より、鹿兒島、逢の湊、木入津、向島をも押過ぎて、鳩脇八幡崎にぞ着き給ふ、それより取りあがりて、宮中の馬場執印清道と申がもとにやどせられたり、御湯仕出しで、溢せ参らせ、さまざまに御身いたはりなどし奉る、その後正宮の御寶前に参りてさまざま念誦あり、折ふし月の夜なりければ、宮中澄みわたり、ことに面白かりけり、臺明寺法師に俊惠房あじやりと申究竟の歌敷の上手のありけるに、撃せて少將今様をぞうたはれける、  
月もおなじ月空もおなじ空のいかなれば今夜の空のてりまさるらん、  
と押返し、ぞうたはれける、心なき賤の男賤の女にいたるまで、かふるゐをぞ流しける、  
少將はつくづくと古の事を思ひつゞくるに、當社大

菩薩のそのかみあはれにぞ覺さるゝ、因位の御時は人皇十四代、仲哀天皇、御后婆伽羅女神功皇后の御腹に宿り給ふ時に、新羅高麗發向して、わが朝をかたぶけんとしてし時、皇后女帝の御身として新羅を打平げて本朝へ返りまし、王子産給へり、應神天皇是なり、その後唐國に陳の大王と申王まし、七歳の姫宮渡らせ給ひけり、俄にたゞならぬ御事おはします、父の大王仰せられけるは、汝七歳なり、いかなるしさいあてかくは聞ゆるぞと御尋ありければ、姫君答給はく、われことなるしさいなし、朝日むねの中に光りをさし給つる時より、心亂ておぼえき、それより外は他事なきよしを申させ給へば、大王諸道のはかせを召集めて勘へ聞召されける時、各申けるは、當州の主にあらず、是より東方に日本國といふ國の神明たるべきよし奏聞す、大王勅定ありけるは、さては此國にては誕生あるべからず、親子のなごりはをしけれども、日本へわたり給へとて、

珠杖銀杖印鑑を授け奉て、たゞ一人空船に乗せ奉て、波路はるかにおしうかべ、萬里の波濤を凌いで、巨海を分けて、日本西州大隅國姫木浦銚子の島に寄せ給ふ、鳥の羽音の聞えければ、汀みづは近くなりたるかと思召されて、姫君空船の窓を開きて御覽すれば、已に汀に寄せたり、浪の音立る鳥は、山鳩なりけり、件の鳩巖と成て今の世にあり、しかればこゝを鳩脇と名づけたり、姫君は二の杖藜つらをしるべとして、州中にいたり給ふ、大菩薩の使者に鳩をする事は、最初にわが朝に着給ふ時、御迎に参りたる故也、さて當國の戸神をかたらひて、大隅國の主早人を打ちて、石が城の岩の上にてとり返して、早人失て後、こと井隅前海老隅の麓頭良向の中に宮室をたて、王子を産給へり、則天をあふぎて我が正覺の位につきぬ、神號を給はらんと誓ひまし、その時、天より八の旗降り下りしが故に、八幡大菩薩と號す、今の七歳の姫君と申は、昔の神功皇后是也、應神天皇と申

は今の八幡大菩薩の御事也、因位の御時も母ごとなり、垂跡の今も母ごとまします、御ちぎりのほどのめでたさを凡夫はいかでか申べき、御本地、事石體に現はれ給へり、石體の文は深さ八寸るり入たる、金銘云、

昔於靈鷲山、説妙法華經、今在正宮中、示現大菩薩、

となり此ことは御本地は釋迦と覺えたり、本朝に八幡三所と申は、大隅宇佐男山是を三所八幡とは申也、中にも正宮は石體にとまれり、されば大隅を正八幡とは號す、こゝに本朝に異國の賊徒可畏來よし其聞えありしに、牒使をつかはして、大船一萬艘着べき湊を伺ひ見せしに、當州によき湊あり、すでによせんとする所に、敵をよせじがために、一夜の中に田畑二千餘町ばかりの島をつかせ給ふ、かの島の影異國までうつりしかば、異敵すみやかに退散しぬ、故に彼島を向島と號す、是則八幡大菩薩の御力なり、

七歳の姫君と申は、昔神功皇后因位のひぐわんなりければ、筑前國糟屋東郷香椎宮にあとを垂まします、聖母大多羅知女是なり、異敵降伏の爲に女帝の御身に忍辱の鎧を奉り、逆謀をしりぞけ、手には智惠の劔をにぎりて、本朝の悪賊を鎮め給ひつゝ、日夜に君をまもり奉り、國を助くる靈神なり、抑八幡大菩薩宇佐より行教和尚の袂にやどりましゝて、男山石清水に移りて和光同塵結縁始、八相成道利物終とて、さまざまに方便を廻らし、靈跡をたれ給ふ、石體銘文の如くば、八幡の御本地は釋迦にて渡らせ給ふを、末代のためにとて行教の袂にやどり給ひし時より、彌陀の三尊と現じ給ひき、大菩薩の御祭に放生會といふ事あり、神功皇后の昔、異敵をせめんとて、早珠を大海に入給ひしに、多くの生を亡し、大隅におはしましては、向島をつき給ふとて、數多のうろくづの命をたち給ふ、然ればかの孝やうのためにとて、御濱殿と名づけて、生をはなつ會と號して、

梵網經を讀誦し奉給へり、毎年八月十五日の放生會は是なり、かやうにめでたき靈神に渡らせ給へども、因位の御時、本國を去らせ給ひて、御父母の御わかれさこそかなしく思召されけめ、か様の御歎きを思召しいたさせおはしませしつゝ、今、成經が思を休めさせ給ふやらんと思ひ参らすれば、かつうはめでたく、かつうは哀に覺えけり、あけにければ宿所に下向せさせ給ひけり、

宿のあるじ清道が妻女は少將の京にて御覽じたりし人なり、久我大臣殿の侍に左衛門尉朝重と申けるが娘に、童名牛王殿とてありけるが、太政入道殿の西八條に宮仕して、伯耆の局とて候けり、斜ならず心さま花やかにて、事様も優なりけり、少將見参して、わりなき事どもなりけるに、少將ながされ給ひて後、伯耆殿その心くるしさに宮仕もすさまじく、ものうかりければ、引籠りて思入てありけり、清道は入道殿御氣色よきものにて、都へ上りたる時は入道殿の

内にはえて振舞ひけり、その時あからさまにこの伯耆殿を見そめしより、命もたえてあるべしとも覺えずかなしかりければ、かの清道が謀に人をもていはせけるは、少將殿をば、清道が預かり奉りたるなり、今一度此世にて見奉らんと思ひ給はゞ、かの船に忍び乗りて、下て見奉り給ふべしと隔なくそのあたりを者をもていはせければ、伯耆局はかのあたりといはん所には、虎伏す野べなりとも尋ねまほしく思ふ折節なれば、夢ともわかぬほどに嬉しくて、忍びてかの便船をして大隅に下り給ひにけり、清道が家に着きにければ、少將はいづくにましますらんと思へども、急ぎて見する事もなし、さらば此おとづれをだに聞かせたくは思へども、當時はこちなしとて、日敷をふる餘りにおとづれを聞ばやと歎かれければ、清道申けるは、誠には少將殿は薩摩がたとて日本國にも離れて、澳の小島に硫黄がしまと申所に流されてまします也、便の風もかれへ吹く事まれなり、さ

れば船の行ことも思ひ切りたり、是へ具し奉し事は思ひよらぬ事なれども、男女の習ひよそながら見参らせし面影、さながらその時の心地して覺え侍りしほどに、申下し奉りたり、何かはくるしかるべき、下紐とけておはしませといひし時こそ、心うさの餘りにきえ失なんとかなしくぞ覺えける、都をばうかれいで、戀しき人には近づかず、途中になりぬる我身かな、長安伯家の女のあき人にかたらはれ、潯陽江の頭に捨られて、びはを弾じてなぐさみけん心中も是には過じとぞ覺えし、清道しきりにあひなるべきよし契をすといへども、伯耆殿しばらく三年がほどはかなふまじ、いとまをえさせよとこひうく、夜毎に正宮に通夜をして、ひねもすよすがら法華經をどく誦し、少將の歸洛の祈をしけるが、げにもかなひけるにや、かやうに再び歸給ひ、又見奉るも哀なり、すでに少將曉立給はんとての夜は、伯耆殿少將殿に見参し給ひて、ありし世の歎き今に至る迄の思ひ、

こまなく申つらねて、涙を流す、少將立給へば伯耆殿涙の中に、

限りあればさはおりぬるあしたづの

もとの雲井に歸る嬉しさ

少將

君ばかりおぼゆる人かあらばこそ

思ひもいでめ山のはの月

とて、をしき名残をふり捨て立給ふ、袖に霜をおきすごくも宮内を立給ふ、それより都へ上らんと急がれるほどに、門脇の宰相のもりより重て使者下りて、去々年よりの島にましくて、さだめて身もつかれ損て、病もつきておはすらん、寒き空にはるくくと上り給は、道にてあやまちも出来ぬべし、肥前國かせの庄といふ所はのり盛が所領なり、此冬は彼所におはして身をもいたはりて、明春風やはらかになりて、長閑にのぼり給へといひ遣されたりければ、その冬はかの庄にとまりて、ゆあみなどし

て便りの風をぞ待れける、さるほどに年もすでに暮ぬ、

學生堂衆合戦事

八月六日、學生、義竟四郎を大將軍として堂衆が坊舎十三宇きり拂ひて、そこばくの資財雜具を追捕し取て、大納言が岡に城郭を構へて立籠る、八日、夜堂衆登山して、東陽坊に城郭を構へて、大納言が岡に立籠る所の學生と合戦す、堂衆八人しころをかたぶけて、城戸口へせめよせたりけるを、學生義竟四郎を始として六人打出て、一時ばかり打組ける程に、八人の堂衆引退きけるを義竟四郎うちかりて、長追しけるほどに、堂衆返し合せて、又打組む所に、義竟四郎長刀の柄をひる巻のもとより打折りにけり、腰刀をぬきてはねてかゝりけるを、首をうち落しぬ、大將軍とたのみたる四郎討れにければ、學生おちにけり、十日堂衆東陽坊を引きて近江國三ヶ庄へ下向して、國中の悪黨をかたらふ、數多の勢を引率して學生を亡さんとす、堂衆に語らはさるゝ所の悪黨と

中は、古盜古強盜山賊海賊等也、年來貯持たる米穀、絹布の類をあたへければ、當國にも限らず他國よりも聞傳へて、津の國河内大和山城の武勇の輩、雲霞のごとく集りけりと聞えしほどに、九月廿日、堂衆數多の勢を相具して登山して、早尾坂に城郭を構へてたて籠る、學生不日に押寄たりけれども、散々に打落されぬ、安からぬ事に思ひつゝ、あかりをかりけれどもかひなし、大衆公家に奏聞し、武家に觸れ申しけるは、堂衆等師主の命を背きて、悪行を企つる間、衆徒等誠を加ふる所に、諸國の悪徒を相語らひて、山門へ發向して、合戦すでに度々に及で、學侶も多くうたれぬ、佛法忽に失はんとす、はや官兵を差添へられて、追討せらるべしと申、是にて院より太政入道に仰せ下さる、入道院宣を承て、紀の國の住人湯淺權守宗重を大將軍として、大衆三千人、官兵二千餘騎、都合五千餘騎をさし遣はす、つくし人并和泉紀の國伊賀伊勢つのに、河内の武者なり、



然るべきものはなかりけり、  
 十月四日、學生官兵を給て、早尾の城へ押す、今  
 度は去ともと思ひけるに、衆徒は官兵をすゝめんと  
 す、官兵は衆徒を先だてんと思へり、斯の如くの間は  
 かばかしく責寄する者なし、堂衆は執心ふかくおも  
 てもふらざりける上、語らふ所の悪黨等は、欲心強盛  
 にして死生知らずの奴原の、各我一人と戦ひければ、  
 官兵も學生もさんぐに打落されて、戰場にして死  
 ぬる者二千餘人、手負は數を知らずとぞ覺えし、五  
 日、學生一人も残らず下洛して、かしこころに宿し  
 つ、息つき居たり、かゝるまゝには、山上は谷々  
 の講説ことごとく斷絶し、だうくの行法皆たいて  
 んす、修學窓をとち座禪の床を空しくす、四教五時  
 の春の花も匂はず、三蹄即是の秋の月もくもれり、  
 義竟四郎神人一庄をおさへ取て、知行すとも、しゐ  
 ていかほどの所得かあらんするに、つるがの中山に  
 て、恥を見るのみにあらず、とりかへなき命を失ひ、

山門の滅亡朝家の御大事に及びたることこそ淺まし  
 けれ、人はよく思慮あるべきものをやとぞ覺え  
 ける、貪欲は身をはむといへり深く慎むべし、  
 十一月七日、學生等上座寛賢并威儀師齊明等大將軍  
 として、堂衆が立籠る早尾坂のじやうへ押寄せて戦  
 ふ、夜に入て、學生終に責落されて四方へにげ失せ  
 ぬ、學生の方にうたる、者百餘人、その後山門彌あ  
 れはて、西塔衆の外は、山住の僧侶もなし、當山  
 草創よりこのかた、未だかくのごとくの事はなし、  
 世のするにはあしき者は強く、善者はよわくなれば  
 にや、行人はよわく智者の謀も及ざれば、皆散々に  
 行別て、人なき山となりけり、中堂衆など、云も  
 のも、又うせにけり、八日は樂師の日なれども、南  
 無と唱ふる人もなし、卯月はするじやくの月なれど  
 も、へいはく捧ぐるものもなし、あけの玉がき神さび  
 て、引しめなはもたえにけり、三百餘年の法燈をか  
 かぐる人もなし、六時不斷の香のけぶりもたえやし

にけん、堂舎高くそびえて、三重の花構を青漢の中  
 にさしはさみ、棟梁遙に透て四めんのたるき白霧の  
 懸りたりき、めでたかりし高山なりしかども、今は  
 供佛を峰の嵐に任せ、金客を空漚に潤す、夜の月の  
 ともし火をかゝげて、天井のひまよりも、軒の板間  
 よりもる、あか月の露玉をたれて、蓮座のよそほひ  
 をそふ、それ末代の俗に至ては、三國の佛法も次第  
 にすゐびせり、遠く天竺の佛跡をとぶらへば、昔釋  
 尊の法を説き給ひし祇園精舎も、竹林精舎も、給孤獨  
 園も中比より虎狼野干のすみかとなり、礎のみこそ  
 残るなれ、白鷺池には水たえて、草のみ深く茂れり、  
 退凡下乗のそとばには、苔のみむしてかたむきぬ、  
 震旦の佛法も同じく滅しにき、天台山五臺山雙林寺  
 玉泉寺も、此ころは住侶なき様になりはて、大小  
 乗の法文も箱の底にぞくちにける、菩提樹院、觀音の  
 靈像も御身は土にむもれて、鳥悲ばかりぞ残りける、  
 すでに退代に及で、鳥悲もともにかれやし給ひぬら

んと思ひやるこそ悲しけれ、我朝の佛法も又同じ、  
 南都七大寺も皆荒れはて、八宗九宗もあまたえぬ、  
 瑜伽唯識の兩部の外は残る法文もなく、東大寺興福  
 寺の外は残る堂舎一字もなかりき、あたご高尾の山  
 もむかしは堂舎軒をさしりたりけれども、一夜の中  
 に荒れにしかば、今は天狗のすみかとなりはてぬ、  
 昔玄奘三藏貞觀三年の比、佛法を弘めんとて流砂慈  
 嶺をしのいで、佛しやう國へ渡り給ひしに、春秋寒  
 暑一十七年、耳目見聞一百三十八ヶ國、或は三百六  
 十餘の國々を見まはし給ひしに、大乘流布の國わづ  
 かに十五ヶ國ぞありける、さしもひろき月氏の境に  
 だにも、佛法流布の所はあり難かりけるぞかし、さ  
 ればやらん、やむ事なかりける天台の佛法も、治承  
 の今に至て亡びはてぬるにやと、心ある人々はかな  
 しますといふことなし、離山したりける僧の中に、  
 堂のはしらに書付けるとかや、  
 祈こし我たつ袖の引かへて

人なきやまと荒れやはてなん

昔傳教大師當山草創の後、阿耨多羅三藐三菩提の佛達に、祈申させ給ひけることを思出て讀たりけるにや、いとやさしくぞ覺えし、法性寺殿の御子、宮の御弟子天台座主慈圓大僧正、其時は法印にておはしけるが、人知れず此事をかなしみて、雪のふりけるあした、尊圓阿闍梨がもとへつかはされける、いとゞしく昔のあとやたえなんと

思ふもかなしけさのしら雪

尊圓あじやり返事、

君が名ぞ猶あらはれんふる雪に

むかしのあとは絶えはてぬとも

堂衆は學生の所從にて、あしだ、しりきれなどとするわらはべの法師になりたるが、中げん法師どもなり、僧上をおこしつゝ、きりものよせものさたして、徳つきて、けさ衣きよげになりて、行人とて、はては公名つき、學生をも物ともせず、大湯屋にも申の

時をば堂衆とこそ定られたりけるに、午の刻よりおりて學生の後うしろにゐて、ゆびをさして笑ひければ、かくやはあるべきとて、學者是を咎めければ、堂衆申けるは、われらなからん山は山にてもあるまじ、學生とて、ともすれば聞もしらぬ論議といふことはなれど、あなおかしなどいひあひけり、近頃金剛壽院の座主覺尊權僧正治山の時より三塔に度衆とて結番して佛に花香を奉るとぞ聞えし、

善光寺炎上事

去三月廿四日信濃國善光寺炎上のよしその聞えあり、この如來と申すは、昔中天竺毗舍利國に五種の惡病おこりて、人だね皆つきし時、月蓋長者がさいあいのひとり娘に惡病つきて命のびがたし、月蓋は外道が弟子也、はじめて釋尊のみもとに參りて申けるは、たゞ一人持て候娘に、五種の惡病つきて候、願はくは釋尊此惡病を拂ふ術ををしへ給へと申、佛外道をあざむきてのたまひけるは、われもその惡病を拂ふ術を知らずとのたまへば、月蓋重ねて申ける

は、我は外道が弟子にて候、外道が術及がたき間、外道の門を出て始めて釋尊の御弟子になり奉り候、佛も知給はずば、外道と以前前にこそ候なれ、さては何をもてか貴しと思ひ奉らんと申せば、其時釋尊のたまひけるは、誠にはいかでか件の惡病を拂ふ術を知らざらんや、是より西方に十萬おくの國を隔て、佛土あり、名をば極樂世界と名つけ、其院主阿彌陀如來と申佛のおはしますぞ、請じ參らせよ、五種の惡病をば立所に拂ひ給はんずると教給ふ、月蓋申けるは、是又釋尊の御いつはりと申すべし、西方十萬億まで遠く隔てゝいますなる、彌陀如來をばいかでか請じ參らすべきと申せば、釋尊のたまひけるは、十萬億まで遠くおはします如來を迎へ奉らんこと、使者をもてはかなふまじ、これにつきても佛の方便の不思議なるを知れりや、六字名號といふ事あるを、南無はこれ歸命のこと葉、阿字の體は佛のかたちなり、これをかさねて六字名號陀羅尼とす、こゝろを

いたして西方に向ひ、たなごゝろを合て南無阿彌陀佛と申さば、西方十萬億まで、遠くおはするあみだ如來きゝつけて、須臾の間に來つゝ惡病を拂ひ給はんずると教給ふ、月蓋是をうけ給はりて誠に尊く候とて、西方に向ひ合掌隨喜の涙を流しつゝ、南無阿彌陀佛と三べん唱へはてぬに、觀音勢至引具して月蓋が前に現じ給ひつゝ、十方へ光りをはなち給ふ、佛の光りに恐れつゝ惡病立所にやみぬ、月蓋が娘の惡病やむのみにあらず、近く死したる者三萬餘人皆活く、かくて阿彌陀如來は極樂淨土へかへり給ふところに、月蓋長者是程にしん神聖へん聖あらたに渡らせ給ふあみだ如來を、今日より後いかにして拜し奉るべき、願くはあみだ如來極樂淨土へ相具しておはしませと名殘を惜み奉て、かなしみなく、釋尊を見給ひて善哉善哉とほめつゝ、あみだ如來の御形をとゞめ奉らんために、もくれん尊者を龍宮へ遣はして、るんぶだんごんを召寄せて、釋尊とかせう迦葉と長

者と一心にて歸うつし奉りし一儂手半の彌陀の像ちやく(大指中指ヲ申ヘテ令相去分齊也)閣淨提第一靈佛也、佛滅し給ひて後、天竺にとままりおはします事五百歳、佛法東漸のことわりにて、百濟國に渡り給ひて一千歳の後、欽明天皇御宇に及で、逆臣守屋にあひたまひて、難波の堀江にすてられて、光うづもり給ひてのち、聖徳太子世に出で給ひて、逆臣守屋を討て、難波四天王寺に佛法を弘め給ふ時に、信濃國の民本太善光、年貢連上の爲に難波の京へ上りける時、如來難波堀江を出で給ひて、十方へ光を放ちつゝ、ことばをあらはしてのたまひけるは、なんぢは我が三生の檀那なり、我は汝が三生の本尊なり、汝をまたんとて難波の堀江に光をうづみて年久し、汝が過去の因をしらしめん、つぶさにきけ、天竺にしては月蓋長者といひき、百濟國にて齊明王とかしづかれ、日本國に渡りては遠國の民本太善光といふ也と告げ給ふ、善光是を承て、三生まで生れ合ひまゐらせけるちぎりのほどの忝さに、善光袖を

顔にあて、聲も惜まず泣きにけり、良久あて、うしろをさし任せ奉りければ、阿彌陀觀音勢至善光が後にとび付き給ひぬ、善光如來を負ひ奉りて、夜はかた／＼に立て參らせて打ふして、ねぬるかと思ひたれば、如來善光を負給ふ、よるひる下り給ひければ、ほどなく下着給ひて、信濃國水落郡をうみの東人本太善光あんちし奉りてよりこのかた、五百八十餘歳の星霜を送り給ふとぞ聞えし、王法傾かんとては、佛法先滅すといへり、さればにやか様にさしもやんごとなき靈寺靈山も多く滅しぬるは、王法の末にのぞめる瑞相にやと歎きあへり、  
中宮御産事十月十二日寅の時より中宮の御産氣渡らせ給とて、天下のしりあへり、去月廿八日の頃より、時々其氣渡らせおはしましけれども、取立たる御事もなかりける程に、この曉よりは隙なく取しきらせ給へども、御産もならずとて、平家の一門は申すに及ばず、關白殿を始め奉りて、公卿殿上人馳參らせらる、法

皇は西おもての小門より御幸なる、御げんじやには房覺昌雲兩僧正、蒙禪實全兩僧都、俊堯法印、此上法皇も祈申させ給ひけり、内大臣は善悪についていとさわがぬ人にて、少し日たけて公達あまた引具して參り給へり、のどやかにぞ見え給ひける、權亮少將維盛、左少將清經、越前侍從資盛などやりつゝ、けさせて、御馬十二疋、御劔七腰、御衣十二兩廣蓋に入て參られたり、きらく／＼しくぞ見えける、女院后宮の御産の御祈に、時にのぞんで大赦行はる、こと先例也、且大治二年九月十一日待賢門院の御産、當法皇御誕生の時也、大赦行はれき、その例とて重科の者十二人寛宥せらる、内裏より御使しきなみ也、右中將通親朝臣、左中將隆房朝臣、右衛門權佐貞仲朝臣、藏人所衆、瀧口等各二三返づ、馳參らる、永萬には寮の御馬を給て是に乗る、今度はその儀なし、殿上人をの／＼車にて馳參らる、所衆などは騎馬にてぞありける、八幡賀茂日吉春日北野平野大原野などへ

行啓あるべきよし御願を立らる、啓白は五檀、法隆三世のあじやり全玄法印とぞ聞えし、又神社には石清水加茂を始め奉て、北野平野いなり祇園今西宮東光寺にいたるまで四十一ヶ所、佛寺には東大寺興福寺延暦園城廣隆圓宗寺にいたるまで、七十四ヶ所の御讀經あり、神馬をひかる、事太神宮石清水をはじめ參らせて、殿島にいたるまで廿五社也、内大臣の御馬を參らせらる、事は然るべし、后宮の御せうとにておはするうへ、殊に父子の御契なれば、寛弘に上東門院御産の時、御堂關白神馬を奉らる、その例相かなへり、今度五條大納言邦綱、神馬を二疋參らせらる事然るべからずと人々傾きあへり、志のいたりか徳の餘りか、物をしらざるかとぞ申ける、仁和寺、守覺法親王は孔雀經御修法、山ノ座主覺快親王は七佛藥師ノ法、長東圓惠法親王は金剛童子ノ法、この外五大虚空藏、六觀音、一字金輪、五だんノ法、六字阿臨、八字文珠、普賢延命、大熾盛光に至るまで、残る所も

やあるべき、佛士法印召されて、等身の七佛薬師並  
 五大尊の像造りはじめらる、御誦經の御劔御衣諸寺  
 諸社へ奉らせ給ふ、御使には宮侍の中に有官輩之を  
 勤む、平文、狩衣に帶劔したる者どもの、東の對より  
 南庭を渡りて、西の中門へ持つてきてゆゝしき見物  
 にてぞありける、相國、二位殿はつやゝ物も覺え給  
 はず、餘りの事にて人の物申ければ、ともかくもと  
 てあきれてぞおはしける、さりとも軍の陣ならばか  
 くも慰せじものとぞ、後には入道のたまひける、  
 新大納言西光法師さまの御物のけ、さまざま申  
 者共ありて、御産とみになりやらず、時刻おしうつ  
 りければ、御げんじやたち面々各々にそうかの句あ  
 げて、本寺本山の三寶年來所持の本尊歸伏し奉り、  
 各黒煙をたて、聲々にもみふせらるゝ氣色心中ど  
 も、おしはからる、いづれも誠にさこそはと覺  
 えて、尊き中にも法皇の御聲の出でたりけるに社、  
 今一きは事ははりて人々皆身の毛たち涙を流しけ

れ、をどりくるふ御よりましどもの縛とも、少しう  
 ちしめりたり、その時法皇御帳近く居よらせおはし  
 まして、千手經を尊くあそばして仰ありけるは、阿  
 遮一院窓前には、鬼病手束懷、多隸三過床には魔  
 軍かうべをふりておそる、いかなる悪靈なりとも、  
 この老法師かくて候はんには、いかでか近づき奉る  
 べき、いかにいはんやあらはるゝ所の惡靈ども、皆  
 丸か朝恩にて人と成し輩にはあらずや、たとへ報謝  
 の心をこそ存せざらめ、あに障碍をなすに及ばんや、  
 その事然るべからず、速に罷りしりぞき候へとて、  
 女人胎臨生産時、邪魔遮障苦難忍、至心稱誦  
 大悲咒、鬼神退散安樂生、  
 とて御ねん珠をさらゝとおしもませおはしませ  
 ば、御産やすゝとなりけり、頭中將重衛朝臣中  
 宮亮にておはしけるが、簾中よりつと出で、御産平  
 安皇子御誕生と高らかに申されければ、入道は餘り  
 の嬉さに聲をあげ、手を合せてぞなかれける、中

いましくぞ覺えし、關白殿太政大臣以下公卿殿  
 上人、御修法の諸の大阿闍梨助修數輩の御驗者、陰  
 陽頭典藥助より始めて道々のともがら、雲上堂下の  
 人人一同にあつと悅ける、聲とよみてぞありける、し  
 ばしは辭りやらざりけり、内大臣参りて天をもて父  
 とす、地もて母とすと、祝參らせて、金の吉文字の  
 錢九十九文御枕におきて、やがて御ほぞのを、切參  
 らせ給ふ、故建春門院の御妹あゝの御方いだき參らせ  
 給ふ、左衛門督時忠卿の北の方洞院殿、御乳付に參り  
 給ひにけり、園基手の錢を出したり、辨、輒負佐かけ  
 ものにて、是をうつ、是又例ある事にや、法皇は新  
 熊野へ御參詣有べきにてありければ、急ぎ出させお  
 はしまして、御車を門外に立てられたり、むかしよ  
 り御後の御産常のことなれども、太上法皇の御げん  
 者は希代の例也、前代にも聞かず後代にもありがた  
 かるべし、是は當帝の后宮にて渡らせ給へば、法皇  
 も御志淺からざるうへ、猶太政入道を重く思召さる

る、故也、但此事輕々しきに似たり、然るべからず  
 と申す人もありき、凡そかろくしき御ふるまひを  
 ば、故女院受けさせ給はぬ御事に申させ給ひしかば、  
 法皇も憚り思召しけり、今も女院だに渡らせ給はま  
 しかば、申留め參らせ給ひなましと、事のまぎれに  
 舊女房たちさゝやきあひ給へり、富士綿千兩、美濃  
 絹百疋御驗者の祿に法皇に參らせらるゝこそ、いよ  
 いよ奇異の珍事にてありけれ、此送文を法皇御覽じ  
 て丸は驗者してもすぐべきよなどぞ仰ありけり、あ  
 まつさへ來十七日法住寺殿にて御請用ほこりあるべ  
 しなど申て、京童笑ひ合けり、陰陽頭助以下多く參  
 り集りたりけるが、御占ありけるに、亥子丑寅の時  
 などと申けり、姫君と申けるが、陰陽頭安部泰親朝  
 臣一人ばかりぞ御産はた々今也、皇子にて渡らせ給  
 ふべしと申ける、詞いまだ終らざるに、御産はなり  
 にけり、さすの御子とぞ申ける、  
 内大臣よのはかせどもは巳午申酉亥子丑の時杯とさ